

令和3年5月21日（金曜日）
福島県報号外第39号別冊

令和2年度
包括外部監査報告書

復興・創生事業に係る事務の執行について
(福島県の出資法人及び財政援助団体の復興創生関連事業の執
行を含む)

令和3年3月
福島県包括外部監査人
橋本 寿

目次

第1部	監査の概要		1
1	外部監査の種類		
2	選定した特定の事件		
3	外部監査の対象期間		
4	外部監査の実施期間		
5	包括外部監査人及び補助者		
6	外部監査の方法		
7	利害関係		
第2部	監査対象		3
1	平成31年度重点事業について		
2	平成31年度重点事業 総括		
3	選定された事業の出典		
4	選定された事業の選定基準		
5	担当者など		
6	指摘事項と意見について		
7	端数処理について		
第3部	監査結果		9
I	総務部		
私学・法人課	6-1-1	私立幼稚園子育て支援推進事業	9
私学・法人課	6-2-2	私立学校被災児童生徒等就学支援事業	12
施設管理課	11-3-1	県庁舎整備に要する経費	18
II	危機管理部		
原子力安全対策課	11-3-6	原子力防災体制整備事業	21
消防保安課	11-3-7	消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練事業	30
III	企画調整部		
企画調整課	2-2-1	福島イノベーション・コースト構想推進事業	33
エネルギー課	9-1-1	チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業	42

エネルギー課	9-1-4	再生可能エネルギー復興支援事業	51
地域振興課	10-4-2	地域創生総合支援事業	56
IV 避難地域復興局			
生活拠点課	3-1-1	生活拠点コミュニティ形成支援事業	62
避難地域復興課	8-1-1	福島県事業再開・帰還促進事業交付金事業	66
V 文化スポーツ局			
スポーツ課	5-1-6	スポーツふくしまライジングプロジェクト	70
オリンピック・パラリンピック推進室	10-5-2	2020 東京オリンピック・パラリンピック関連復興推進事業	73
VI 生活環境部			
自然保護課	1-2-12	ふくしまグリーン復興推進事業	79
自然保護課	1-2-13	スタートアップふくしま尾瀬事業	83
自然保護課	2-1-5	避難地域鳥獣被害対策事業	89
生活交通課	2-2-6	「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業	93
消費生活課	3-1-5	消費者行政体制強化事業	99
自然保護課	4-1-2	野生動物環境被害対策推進事業	106
除染対策課	4-1-4	市町村除去土壌搬出等支援事業	109
除染対策課	4-1-5	県有施設等除去土壌搬出事業	116
消費生活課	4-2-3	自家消費野菜等放射能検査事業	122
自然保護課	4-4-7	鳥獣被害対策強化事業	127
消費生活課	10-1-1	チャレンジふくしま消費者風評対策事業	130
VII こども未来局			
子育て支援課	6-1-28	教育・保育整備事業（安心こども基金）	134
子育て支援課	6-1-29	認定こども園施設整備事業	137
子育て支援課	6-1-32	地域の子育て支援事業	140
VIII 商工労働部			
産業創出課	1-1-22	スタートアップふくしま創造事業	144
産業創出課	2-2-12	福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業	148

ロボット産業 推進室	2-2-13	ロボットテストフィールド整備等事業	152
雇用労政課	3-1-6	復興雇用支援事業	158
経営金融課	8-1-9	原子力災害被災事業者事業再開等支援事業	163
企業立地課	8-1-11	中小企業等復旧・復興支援事業	166
産業創出課	9-1-9	福島新エネ社会構想等推進技術開発事業	169
ロボット産業 推進室	9-3-2	チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」 創出事業	173
IX 観光交流局			
県産品振興戦 略課	10-1-3	県産品振興戦略実践プロジェクト	178
観光交流課	10-2-10	福が満開福のしま観光復興推進事業	181
空港交流課	11-2-4	福島空港復興加速化推進事業	186
X 農林水産部			
農業振興課	2-1-11	福島県営農再開支援事業	190
環境保全農業 課	7-1-3	第三者認証GAP取得等促進事業	196
農産物流通課	10-1-9	ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業	198
XI 土木部			
まちづくり推 進課	1-2-18	元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業	205
まちづくり推 進課	2-2-18	復興祈念公園事業	214
まちづくり推 進課	10-5-3	あづま球場改修事業（オリンピック関連）	222
高速道路室	11-2-6	国道115号相馬福島道路事業の負担金	226
道路整備課	11-2-13	ふくしま復興再生道路整備事業	231
道路整備課	11-2-14	地域連携道路等整備事業	243
港湾課	11-2-15	小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業	261
XII 教育庁			
義務教育課	5-4-6	教育相談推進事業	268
高校教育課	5-4-8	スクールカウンセラー活用事業	272

施設財産室	6-2-12	大規模改造事業	276
社会教育課	6-2-15	地域学校協働本部事業	279
高校教育課	6-2-27	高校大学等奨学資金貸付事業	283
XIII 警察本部			
警備課	10-5-4	東京オリンピック等実施警備に要する経費事業	287
XIV その他			
基金	X-X-X	開示された基金残高が異なる	291
委託契約	Y-Y-Y	一般に使われる委託契約の標準規定がない	299

(注) 担当課が複数課にわたる場合、そのうちの1課の名称のみを目次には記載している。

指摘事項及び意見の記載箇所一覧（指摘事項 8 件、意見 43 件）

部局	番号	事業名称	指摘事項	意見	頁
危機管理部	11-3-6	原子力防災体制整備事業		2	28
企画調整部	2-2-1	福島イノベーション・コースト構想推進事業		3	38
	9-1-1	チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業		3	48
	9-1-4	再生可能エネルギー復興支援事業	1	1	54
	10-4-2	地域創生総合支援事業		1	61
避難地域復興局	3-1-1	生活拠点コミュニティ形成支援事業	2	1	64
	8-1-1	福島県事業再開・帰還促進事業交付金事業		1	69
文化スポーツ局	10-5-2	2020 東京オリンピック・パラリンピック関連復興推進事業		1	78
生活環境部	1-2-13	スタートアップふくしま尾瀬事業		1	87
	2-2-6	「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業		3	98
	3-1-5	消費者行政体制強化事業	1		104
	4-1-5	県有施設等除去土壌搬出事業		1	121
	4-2-3	自家消費野菜等放射能検査事業		1	126
	10-1-1	チャレンジふくしま消費者風評対策事業		2	132
商工労働部	1-1-22	スタートアップふくしま創造事業		1	147
	2-2-12	福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業	1		149
	2-2-13	ロボットテストフィールド整備等事業		2	154
	3-1-6	復興雇用支援事業		4	161
	8-1-9	原子力災害被災事業者事業再開等支援事業		1	165
	8-1-11	中小企業等復旧・復興支援事業	1		167

	9-1-9	福島新エネ社会構想等推進技術開発事業		1	171
	9-3-2	チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業		1	176
観光交流局	10-1-3	県産品振興戦略実践プロジェクト		1	180
	10-2-10	福が満開福のしま観光復興推進事業	1	2	183
	11-2-4	福島空港復興加速化推進事業	1		188
農林水産部	10-1-9	ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業		1	204
土木部	11-2-13	ふくしま復興再生道路整備事業		1	241
教育庁	6-2-12	大規模改造事業		1	278
	6-2-15	地域学校協働本部事業		1	282
	6-2-27	高校大学等奨学資金貸付事業		1	286
警察本部	10-5-4	東京オリンピック等実施警備に要する経費事業		1	290
その他	X-X-X	開示された基金残高が異なる		2	297
	Y-Y-Y	一般に使われる委託契約の標準規定がない		1	301
	合計		8	43	

第1部 監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

復興・創生事業に係る事務の執行について（福島県の出資法人及び財政援助団体の復興創生関連事業の執行を含む）

(2) テーマ選定の理由

国は令和2年度までを復興・創生期間としており、今年度末で大規模な予算措置は終了する。東日本大震災前に9千億円だった福島県の予算が一時1兆9千億円まで拡大、平成30年度及び平成31年度は、両年度ともに県全体で1兆4千億円の予算を計上し、その内、復興・創生分として、それぞれ6千億円を超える予算を措置した。

復興・創生事業の金額的重要性、事業終了の見通しから、復興・創生事業を対象に監査を実施する必要があると判断し、昨年度は、平成30年度復興・創生事業を対象として監査を行ったところである。

復興・創生事業は多種・広範囲にわたり、冒頭のとおり莫大な予算を講じて実施しているものであり、県全体の事業について、地方自治法第2条第14項及び第15項で要請されている観点から見極め、また、「復興・創生期間」後に繋げていくためには平成31年度の新規事業も含め、さらに深掘りする必要があると考え、選定したものである。

(参考：地方自治法)

第2条第14項： 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第2条第15項： 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(3) 監査の範囲

平成31年度当初予算における復興・創生分6,001億円に該当するところの、平成31年度重点事業・全事業一覧に掲載された事業など

3 外部監査の対象期間

平成 31 年度

4 外部監査の実施期間

令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月

5 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	橋本 寿	公認会計士
補助者	大出隆秀	公認会計士
補助者	田中 亮	公認会計士
補助者	村上芳文	弁護士、公認会計士
補助者	伊藤真大	公認会計士
補助者	勝田博之	公認会計士
補助者	加藤 悟	公認会計士

6 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 事業の合規性、適法性の検討
- イ 事業の経済性、効率性の検討
- ウ 事業の有効性、合目的性の検討

(2) 主な監査手続

- ア 予算書と節別決算書の検討
- イ 実施報告書、完了報告書の検討
- ウ 支出命令書、支出負担行為調書の検討

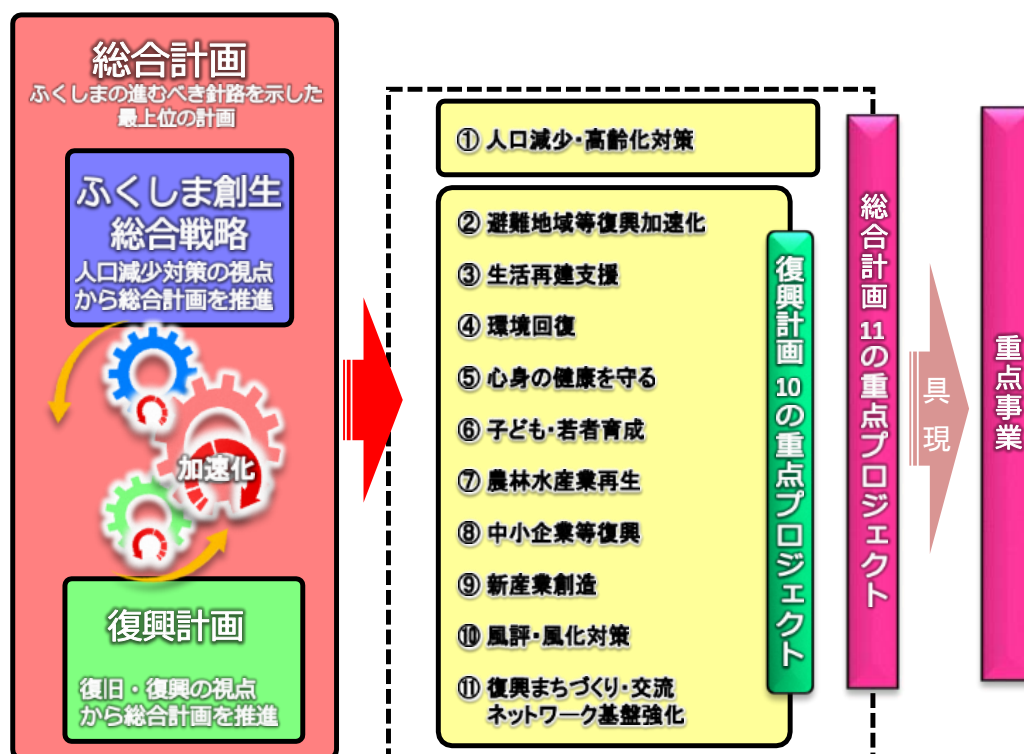
7 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 監査対象

1 平成31年度重点事業について

「福島県総合計画 ふくしま新生プラン」の中で、県づくりを進めていくための礎及び3本の柱に基づく政策のうち、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生の視点により特に取り組むべき課題に対応したものを重点プロジェクトとして整理し、重点的に事業を実施している。



2 平成31年度重点事業 総括 *1) プロジェクト番号 *2) 区分番号

*1	*2	11の重点プロジェクトと区分	事業数	事業費(百万円)
1	—	人口減少・高齢化対策プロジェクト	(267)	(60,617)
1	1	しごとづくり・しごとを支える人づくり	111	
1	2	新しい人の流れづくり	58	
1	3	結婚・出産・子育て支援	58	
1	4	暮らしやすく活力あるまちづくり	28	
1	5	高齢者が元気で豊かに暮らせるまちづくり	12	

2	—	避難地域等復興加速化プロジェクト	(63)	(51, 412)
2	1	安心して暮らせるまちの復興・再生	31	
2	2	世界のモデルとなる復興・再生	32	
3	—	生活再建支援プロジェクト	(35)	(31, 872)
3	1	住まいや安全・安心の確保	16	
3	2	帰還に向けた取組・支援	7	
3	3	避難者支援体制の充実	12	
4	—	環境回復プロジェクト	(36)	(118, 079)
4	1	除染の推進	8	
4	2	食品の安全確保	12	
4	3	廃棄物等の処理	7	
4	4	環境創造センター等における研究の推進	7	
4	5	廃炉に向けた安全監視	1	
5	—	心身の健康を守るプロジェクト	(55)	(14, 905)
5	1	県民の健康の保持・増進	23	
5	2	地域医療等の再構築	21	
5	3	最先端医療の提供	1	
5	4	被災者等の心のケア	10	
6	—	子ども・若者育成プロジェクト	(107)	(18, 349)
6	1	日本一安心して子どもを産み、育てやすい環境づくり	49	
6	2	復興を担う心豊かなたくましい人づくり	36	
6	3	産業復興を担う人づくり	22	
7	—	農林水産業再生プロジェクト	(86)	(73, 060)
7	1	安全・安心を提供する取組	11	
7	2	農業の再生	50	
7	3	森林林業の再生	13	
7	4	水産業の再生	12	

8	—	中小企業等復興プロジェクト	(41)	(87, 874)
8	1	県内中小企業等の振興	37	
8	2	企業誘致の促進	4	
9	—	新産業創造プロジェクト	(29)	(38, 160)
9	1	再生可能エネルギーの推進	14	
9	2	医療関連産業の集積	8	
9	3	ロボット関連産業の集積	7	
10	—	風評・風化対策プロジェクト	(68)	(19, 430)
10	1	農林水産物をはじめとした県産品の 販路回復・開拓	12	
10	2	観光誘客の促進・教育旅行の回復	20	
10	3	国内外への正確な情報発信	22	
10	4	ふくしまをつなぐ、きずなづくり	8	
10	5	東京オリンピック・パラリンピック を契機とした情報発信・交流促進	6	
11	—	復興まちづくり・交流ネットワーク基 盤強化プロジェクト	(38)	(175, 975)
11	1	津波被災地等の復興まちづくり	9	
11	2	復興を支える交通基盤の整備	18	
11	3	防災・災害対策の推進	11	
		合計	(825)	(689, 733)

重点事業（母集団）	825 事業	当初予算 689, 733
選定事業	54 事業	当初予算 276, 488
比率	事業数比 6.5%	金額比 40%

平成 31 年度当初予算における「復興・創生分」6,001 億円で、重点プロジェクトでの重点事業 6,897 億円とは差異が生じている。年度予算編成における事業区分の整理の仕方と、総合計画の重点プロジェクトにおける事業の整理方法が一部異なる場合があるので差異が発生している。

3 選定された事業の出典

第3部の監査結果において、監査対象として選定した各事業に付した番号（〇-〇-〇）は、「重点事業 全事業一覧」における、「プロジェクト番号-区分番号-事業整理番号」を使用している。

プロジェクト番号から区分番号、事業整理番号への付番の要領は次のとおり。

1	プロジェクト番号		
1	1	区分番号	
1	1	1	事業整理番号

本件における具体的な付番状況は以下の表のとおり。

1	人口減少・高齢化対策プロジェクト			部局	課	事業費 (千円)
1	1	しごとづくり・しごとを支える人づくり				
1	1	1	地産地消推進強化事業	企画調整部	地域振興課	5,738
1	1	2	AI・IoT等活用アイデアソン開催事業	企画調整部	情報政策課	2,933
1	1	3	NPO強化による復興創生事業	文化スポーツ局	文化振興課	30,798
1	2	新しい人の流れづくり				
1	2	1	地域創生・人口減少対策本部事業	企画調整部	復興・総合計画課	13,293
1	2	2	福島ゆかりのコンテンツによる地域活力創造事業	企画調整部	地域政策課	64,058
1	2	12	ふくしまグリーン復興推進事業	生活環境部	自然保護課	48,759



生活環境部 自然保護課 1-2-12 ふくしまグリーン復興推進事業

この包括外部監査にあたっては、「重点事業 全事業一覧」において（〇-〇-〇）で付番された各事業を、福島県の部局ごとに並べ替え、部局別に監査を実施した。

4 選定された事業の選定基準

事業の選定にあたっては、次の点を選定の基準とした。

	選定の基準	例
1	事業規模が大きい（金額が多い）事業	市町村除去土壌搬出等支援事業（生活環境部 4-1-4）
2	復興事業特有の事業と思われる事業	ふくしま復興再生道路整備事業（土木部 11-2-13）
3	今、監査対象にしないと今後監査対象にできない事業	ロボットテストフィールド整備等事業（商工労働部 2-2-13）

5 担当者など

各部局の担当者は次のとおり

包括外部監査人	橋本 寿	生活環境部、土木部、警察本部、その他
補助者	大出隆秀	危機管理部
補助者	田中 亮	農林水産部
補助者	村上芳文	商工労働部、観光交流局
補助者	伊藤真大	企画調整部、避難地域復興局、文化スポーツ局
補助者	勝田博之	教育庁
補助者	加藤 悟	総務部

記載のない部局は、重点事業・全事業 825 事業のうちから結果として監査対象として選定されなかったものである。ただし、保健福祉部については、新型コロナウイルス感染症の対応により、監査対応が困難とされたため、対象から除外した。

包括外部監査人の指揮のもと、基礎資料の収集、往査、報告書案の作成を各担当者が行い、意見の形成、指摘事項の判断及び包括外部監査報告書の作成を包括外部監査人が行った。

6 指摘事項と意見について

地方自治法第 272 条の 37 第 1 項において、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するために必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定されており、地方自治法第 272 条の 37 第 5 項において、「包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員（中略）に提出しなければならない。」とされている。報告書では、「監査の結果に関す

る報告」を、「指摘事項」としている。

地方自治法第 252 条の 38 第 2 項において、「包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。」とされており、これを報告書では「意見」としている。

今回の包括外部監査において、「指摘事項」と「意見」は以下の基準で区分するとともに、主なものを例示した。

	指摘事項の基準	例
1	法令、規則、内規等に違反していると判断されたもの	再生可能エネルギー復興支援事業（企画調整部 エネルギー課 9-1-4）
2	効率性、経済性から改善すべき余地があると判断したもの	消費者行政体制強化事業（生活環境部 消費生活課 3-1-5）
3	県民常識からして是正を要すると判断されるだろうと思われるもの	福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業（商工労働部 産業創出課 2-2-12）

	意見の基準	例
	組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの	自家消費野菜等放射能検査事業（生活環境部 消費生活課 4-2-3）

7 端数処理について

報告書中の表は単位未満切り捨て表示を原則とし、端数処理の関係から加算額、減算額が一致しない場合がある。

第3部 監査結果

I 総務部

総務部 私学・法人課

6-1-1 私立幼稚園子育て支援推進事業

1 目的

私立幼稚園等における子育て支援活動を推進するため、正規の教育時間終了後や土曜日等の預かり保育の実施、地域の保護者の子育て等に関する相談活動などの取組に対して、その経費を助成する。

2 事業内容

私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園における子育て支援活動を推進し、保護者の育児に対する経済的・精神的負担の軽減を図り、安心してこどもを産み育てる環境の整備を図る。

(1) 預かり保育の推進（預かり保育）

預かり保育の推進のため、正規の保育時間終了後2時間以上園児を園内で保育する私立幼稚園等に対して助成する。

(補助額) 基礎額+加算額

基礎単価	開園日の半分以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園または幼保連携型認定こども園				1,350,000円
加算単価	1日の平均の預かり保育時間及び担当者数が、次の要件に該当する幼稚園又は幼保連携型認定こども園				
		2時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上
	1人	0円	200,000円	400,000円	600,000円
	2人	500,000円	1,000,000円	1,500,000円	1,900,000円
	3人	1,000,000円	1,640,000円	2,400,000円	2,900,000円

(2) 預かり保育の推進（長期休業日預かり保育）

長期休業日預かり保育の推進のため、長期休業日に1日につき2時間以上園児を園内で保育する私立幼稚園等に対して助成する。

(補助額) 基礎額+加算額

基礎単価	長期休業日のうち10日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園又は幼保連携型認定こども園	160,000円
加算単価	1日平均の預かり保育担当者数が、次の要件に該当する幼稚園又は幼保連携	

価	型認定こども園	
	2人	280,000円
	3人以上	520,000円

(3) 預かり保育の推進（休業日（土曜日等）預かり保育）

休業日預かり保育の推進のため、休業日に1日につき2時間以上園児を園内で保育する私立幼稚園等に対して助成する。

（補助額） 基礎額＋加算額

基礎単価	休業日（土曜日等）のうち19日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園又は幼保連携型認定こども園	300,000円
加算単価	1日平均の預かり保育担当者数が、次の要件に該当する幼稚園又は幼保連携型認定こども園	
	2人	400,000円
	3人以上	740,000円

(4) 子育て支援活動の推進

子育て支援活動の推進のため、地域の幼児教育センターとして、施設や人的資源等を活用し、保護者の幼児教育や子育てに関する不安等の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりに積極的に取り組む私立幼稚園等に対して助成する。

（補助額） 400千円（定額）

3 財源

私立幼稚園子育て支援推進事業補助金

（補助率） 国 1/2、県 1/2

4 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	282,860	329,210	366,980
決算額	271,543	300,115	236,121

(2) 平成31年度節別予算額及び決算額内訳

	節区分	予算額	決算額
私立幼稚園子育て	負担金、補助	366,980	236,121

支援推進事業	及び交付金		
	合計	366,980	236,121

(3) 法人別内訳

内訳	決算額	うち精査した金額
学校法人立幼稚園（63 法人、84 園）	223,199	68,710
非学校法人立幼稚園（5 園）	12,922	6,580
合計	236,121	75,290

5 監査手続及び監査結果

事務手続のプロセス（補助金申請、審査、実績報告、補助金の支出）を検討し、県交付要綱、県算定基準、国交付要綱、国取扱要領、国配分方法、国チェックリスト、決定通知書、支出負担行為調書、実績報告、確定通知書、支払命令書、国への請求等の関連書類を検討した。

6 指摘事項及び意見

特になし。

総務部 私学・法人課

6-2-2 私立学校被災児童生徒等就学支援事業

1 目的

東日本大震災等により被災した児童生徒等の就学を支援するため、授業料等減免措置を行った私立学校に対して、減免相当額を補助する。

2 事業内容

(1) 私立学校被災児童生徒就学支援事業

東日本大震災等により就学が困難となった児童生徒に対する授業料等減免措置を行った私立小・中・高等学校を設置する学校法人に対して、減免相当額又は相当額の一部を補助する。

(2) 私立幼稚園被災園児就園支援事業

東日本大震災等により就学が困難となった園児に対する保育料等減免措置を行った私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の設置者に対して、減免相当額又は相当額の一部を補助する。

(3) 私立専修学校・各種学校被災生徒授業料等減免事業

東日本大震災等により就学が困難となった生徒に対する授業料等減免措置を行った私立専修学校・各種学校の設置者に対して、減免相当額又は相当額の一部を補助する。

3 財源

国庫交付金（被災児童生徒就学支援等事業交付金）

（補助率） 国 10/10

4 事業期間

平成 23 年度から令和 2 年度

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	205, 992	200, 113	161, 717
決算額	186, 025	169, 144	151, 194

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
私立学校被災児童生徒就学支援事業	140,635	134,292
私立幼稚園被災園児就園支援事業	11,398	7,687
私立専修学校・各種学校被災生徒授業料等減免事業	9,684	9,215
合計	161,717	151,194

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

内訳	節区分	予算額	決算額	うち精査した金額
私立学校被災児童生徒就学支援事業	負担金、補助及び交付金	140,635	134,292	109,372
私立幼稚園被災園児就園支援事業	負担金、補助及び交付金	11,398	7,687	4,839
私立専修学校・各種学校被災生徒授業料等減免事業	負担金、補助及び交付金	9,684	9,215	4,809
	合計	161,717	151,194	119,020

6 事業の詳細

(1) 私立学校被災児童生徒就学支援事業

補助対象校	県内にある私立小学校、中学校、高等学校（学校法人立に限る）	
対象となる生徒	補助対象	補助月数
	住家又は家財に著しい損害を受けたとき	全壊相当：12月 大規模半壊相当：9月 半壊相当：6月
	上記に準じる場合で 震災によって所得が減少した場合	学校が減免を行った月から、推定所得が基準額に至った月の

	特に知事が必要と認めるとき		前月まで
		失業した場合	学校が減免を行った月から復職した月の前月まで
		原子力災害 (避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点に在住する(していた)場合)	12月 (ただし、特定避難勧奨地点については、指定された月から解除された月まで)
補助対象となる経費	授業料、入学料、施設整備費等		
補助対象経費等	補助対象校	補助対象経費・補助金額	
	小学校、中学校	学校法人が行った授業料等減免額の10/10に相当する金額。ただし、事業実施前年度における県内私立小・中学校授業料等の平均単価合計額を補助上限額とする。	
	高等学校	学校法人が行った授業料等減免額の10/10に相当する金額。なお、減免措置にあたっては、高等学校等就学支援金を控除したうえで、金額を算定する。また、事業実施前年度における県内私立高等学校授業料等の平均単価合計額を補助上限額とする。	

(2) 私立幼稚園被災園児就園支援事業

補助対象校	県内にある私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園		
対象となる生徒	補助対象		補助月数
	住家又は家財に著しい損害を受けたとき		全壊相当：12月 大規模半壊相当：9月 半壊相当：6月
	上記に準じる場合で特に知	震災によって所得が減少した場合	学校が減免を行った月から、推定所得が基準額に至った月の前月まで

	事が必要と認めるとき	失業した場合	学校が減免を行った月から復職した月の前月まで
		原子力災害 (避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点に在住する(していた)場合)	12月 (ただし、特定避難勧奨地点については、指定された月から解除された月まで)
補助対象となる経費	幼稚園(私学助成を受ける園)においては、保育料、入園料、施設整備費等。 幼稚園(施設型給付を受ける園)及び幼保連携型認定こども園においては、利用者負担。		
補助対象経費等	補助対象校	補助対象経費・補助金額	
	幼稚園(私学助成)	幼稚園設置者が行った授業料等減免額の10/10に相当する金額。なお、減免措置にあたっては、各市町村から支給される就園奨励費補助金を控除した上で、金額を算定する。また、事業実施前年度における県内私立幼稚園等の保育料等の平均単価合計額を補助上限額とする。	
	幼稚園(施設型給付)、幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園設置者が行った授業料等減免額の10/10に相当する金額。なお、補助上限額については、市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯、77,100円以下世帯及び非課税世帯の利用者負担額の平均額とする。	

(3) 私立専修学校・各種学校被災生徒授業料等減免事業

補助対象校	<p>県内にある私立専修学校及び各種学校であって、次の要件を満たすもの</p> <p>① 専修学校高等課程及び専門課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業に必要な技術の教授を目的とするもの(専修学校高等課程(大学入学資格付与校)は除く。) ・ 修業年限が1年以上のもの ・ 当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの
-------	---

	② 専修学校一般過程及び各種学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業に費用な技術の教授を目的とするもの ・ 修業年限が2年以上のもの ・ 当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの 		
対象となる生徒	補助対象	補助月数	
	住家又は家財に著しい損害を受けたとき	全壊相当：12月 大規模半壊相当：9月 半壊相当：6月	
	上記に準じる場合で特に知事が必要と認めるとき	震災によって所得が減少した場合	学校が減免を行った月から、推定所得が基準額に至った月の前月まで
		失業した場合	学校が減免を行った月から復職した月の前月まで
原子力災害 (避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点に在住する(していた)場合)		12月 (ただし、特定避難勧奨地点については、指定された月から解除された月まで)	
補助対象となる経費	授業料、入学料、施設整備費等		
補助対象経費等	補助対象校	補助対象経費・補助金額	
	専修学校高等課程	学校設置者が行った授業料等減免額の10/10に相当する金額。ただし、事業実施前年度における県内私立高等学校授業料等の平均単価合計額を補助上限とする。	
	専修学校専門課程、専修学校一般課程、各種学校	学校設置者が行った授業料等減免額の2/3に相当する金額。	

7 監査手続及び監査結果

事務手続のプロセス（事業計画の受領、補助金申請、決定、実績報告、確定、補助金の支出、事後評価）を検討した。また、補助金交付要綱、補助金申請書、事業計画書、内訳表、授業料等の免除に関する規程、決定通知書、発議書、支出負担行為調書、実績報告、確定通知書、支払命令書等の関連書類を検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

総務部 施設管理課

11-3-1 県庁舎整備に要する経費

1 目的

県庁西庁舎の免震化改修工事をはじめとして安全性の確保に必要な改修及び補修工事を実施する。

2 事業内容

(1期工事)

- (1) 内容： 耐震基準を満たすための免震化改修工事
- (2) 工期： 平成27年度～平成31年度
- (3) 状況： 完了
- (4) 事業費： 約53億円（主な工事の内訳は、建築工事25億円、電気工事13億円、機械工事15億円）

(2期工事)

- (1) 内容： 塔屋の耐震化工事、現行法令の建築基準法や消防法に適合されるための法適合化工事及び天井・壁・床等の内装改修、空調・照明・給排水設備の改修、アスベストの除去等の長寿命化工事
- (2) 工期： 平成31年度～令和4年度
- (3) 状況： 進行中
- (4) 事業費： 約50億円（主な工事の内訳は、建築工事19億円、電気工事13億円、機械工事18億円）

3 財源

一般財源、県債

4 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

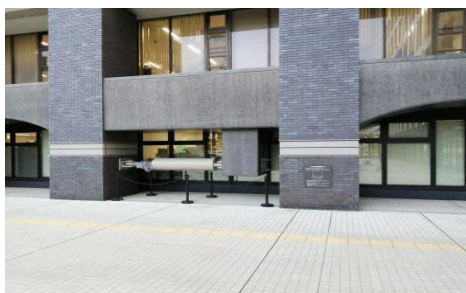
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	1,927,850	1,668,673	1,053,295
決算額	1,921,810	1,635,058	1,041,060
	うち繰越額 979,356	うち繰越額 17,583	うち繰越額 508,800

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

	予算額	決算額	うち精査した金額
旅費	210	169	0
需用費	960	941	0
役務費	19,972	14,535	0
委託料	32,113	23,876	7,182
使用料及び賃借料	20	0	0
工事請負費	999,960	492,736	492,736
負担金、補助及び交付金	60	0	0
合計	1,053,295	532,259	499,918



県庁西庁舎



正面玄関西側のオイルダンパー装置



上記オイルダンパー装置の構造説明

5 監査手続及び監査結果

事務手続のプロセス（入札、決定・契約、変更決定・変更契約、出来高報告、完了報告、支払、事後評価）を検討し、免震装置オイルダンパーの現物確認を実施した。

入札関係（設計書、入札の条件、入札説明書、入札心得、入札公告、条件付き一般競争入札参加条件設定調書、発議書、入札書、見積書、質問書、技術提案書、総合評価方式評価結果、総合評価方式入札結果、登録内容確認書、条件付き一般競争入札参加資格確認等一覧表、内申書、審査結果通知書）、決定・契約（工事請負仮契約書、仲裁合意書、工事請負本契約書、発議書、支出負担行為調書）、変更決定・変更契約（変更内容一覧表、変更請負額計算書、変更請負契約書、発議書、支出負担行為調書）、出来高報告（出来高計算書、出来高報告、工事写真、工事等検査調書、支出負担行為調書）、完了報告（工事完成届出書、工事写真、工事等検査調書、支出負担行為調書）、支払関係（請求書、支出命令書）、事後評価（項目別表評定点、工事成績評定通知、発議書）について検討した。

6 指摘事項及び意見

特になし。

II 危機管理部

危機管理部 原子力安全対策課

11-3-6 原子力防災体制整備事業

1 目的

原子力発電所の不測の事態に備えて、総合的な原子力防災訓練を実施する等、地域防災計画等に沿った取り組みを進め、原子力防災体制の充実・強化を図る。

2 事業内容

原子力防災体制について、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行うとともに、原子力防災の専用通信連絡網や防災資器材の整備、オフサイトセンターの維持管理を行う。また、原子力防災関係研修や総合的な原子力防災訓練を実施する。

3 事業期間

平成 27 年度から

4 財源

復興基金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	676,280	521,345	478,724
決算額	577,547	496,327	456,558

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
原子力災害対策計画の見直し	52,352	49,365
緊急時通信連絡体制整備	132,783	128,198
原子力防災資器材整備	194,485	184,685
緊急時対応研修	6,076	5,886
オフサイトセンター保守整備	61,936	57,936
原子力防災訓練等企画・運営支援等	8,734	8,130
原子力関連交付金返還金	22,358	22,358
合計	478,724	456,558

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
原子力災害対策計画の見直し	報償費	0	0
	旅費	2,907	1,877
	需用費	1	1
	役務費	0	0
	委託料	34,953	34,953
	使用料及び賃借料	366	59
	負担金、補助金及び交付金	14,125	12,475
緊急時通信連絡体制整備	旅費	153	123
	需用費	22	12
	役務費	20,471	20,471
	委託料	106,171	101,706
	使用料及び賃借料	5,966	5,866
原子力防災資機材整備	共済費	316	261
	賃金	1,969	1,655
	旅費	32	26
	需用費	50,465	50,462
	役務費	10,347	7,644
	委託料	111,242	108,711
	使用料及び賃借料	5,731	4,657
	備品購入費	14,004	10,891
	負担金、補助金及び交付金	5	4
	公課費	374	364
緊急時対応研修	旅費	1,067	1,054
	役務費	25	14
	委託料	3,575	3,575
	需用費	0	0
	負担金、補助金及び交付金	1,409	1,242
オフサイトセンター保守整備	旅費	160	10
	需用費	18,618	17,138
	役務費	3,050	2,787
	委託料	39,219	37,280
	使用料及び賃借料	881	714
	工事請負費	0	0

	負担金、補助金及び交付金	8	8
原子力防災訓練	共済費	316	261
	賃金	1,969	1,665
	旅費	274	267
	需用費	837	763
	役務費	142	1
	委託料	5,166	5,166
	使用料及び賃借料	30	7
原子力関連交付金返還金		22,358	22,358
合計		478,724	456,558

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

(1) 原子力災害対策計画の見直しの内訳

ア 福島県原子力災害緊急事態対応策定業務

福島第2原子力発電所の原子力災害発生時、「施設敷地緊急事態要避難者（S E要避難者）の避難に対し、国、県、市町村及び防災関係機関の職員等が必要な支援を速やかに行えるように、住民個々の避難手段や、安定ヨウ素剤服用の条件その他必要な事項について調査する。

檜葉町及び富岡町が、予防的防護措置をとることとしている全住民（施設入所者を含む）を対象としたアンケート調査を行い、(ア) 原子力災害時における避難の際の移動手段、(イ) 安定ヨウ素剤服用の条件、(ウ) その他S E要避難者の避難に当って行政の支援が必要となる項目について、調査する。

- ・ 調査対象者数 檜葉町 3,438人 富岡町 1,092人
- ・ 調査期間 令和元年9月14日～令和元年12月20日
- ・ 企画提案競技実施要領に従い委託者が選定された主な契約は、委託契約金額 29,260千円(税込み)

イ 福島県原子力発電施設等緊急時安全対策補助金

「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則」第2条第8号に規定する緊急時対策調査・普及等事業を実施する13重点区域市町村に対して、その経費を補助する。

今年度は、下記の市町村に対して交付された。

(単位：千円)

交付先	内容	補助金額
いわき市	市地域防災計画・広域避難計画の改訂、原子力防災訓練・研修の実施に関わる費用等	9,690

檜葉町	一般防災・原子力防災・広域避難・ハザードマップをすべて含めた総合防災マップを作成し、全戸配布するための費用等	365
双葉町	地域防災計画原子力災害対策編の修正（業務委託）に関わる費用	2,420
	合計	12,475

(2) 緊急時通信連絡体制整備

ア 福島県緊急時連絡網システム設備更新・保守点検業務

市町村及び国・関係機関との連絡手段を確保するための機器の維持管理を行う。また、市町村役場の移転等に伴う機器の移設及び更新を実施する。

今年度は、福島県緊急時連絡網システムのうち、①福島県環境創造センター福島支所、②浪江町役場、③飯舘村役場、④富岡町役場、⑤大熊町役場（いわき市）、⑥葛尾村役場、⑦双葉町役場（いわき市）、の7拠点の機器更新を実施した。設備の移転については、いわき市役所・南相馬市役所・大熊町役場いわき出張所・双葉町役場の4拠点のTV会議システムの設置場所変更を実施した。また、設備の更新・移転等に伴う現地確認、仙台市のデータセンターの入館証の更新を実施した。主な委託契約は、下記のとおりである。

- ・福島県緊急時連絡網システム設備更新業務 委託料金額 32,780 千円(税込)
- ・福島県緊急時連絡網システム保守点検業務 委託料金額 31,290 千円(税込)

イ モニタリング情報共有システム運用業務

モニタリング情報共有システムは、県が実施する緊急時モニタリングの情報共有を支援するシステム（英語名の頭文字としてRAMISES「ラミセス」という。）である。ラミセスは、環境放射線モニタリング情報の迅速な収集、指示、表示、報告等の機能を有し、緊急時モニタリングの実施や防護対策の実施に有用な情報を提供する。

（収集）モニタリングポストにモニタリング結果及びモニタリング要員によるサーベイメータの測定結果等を一元的に収集する

（指示）モニタリング要員に測定地点等の指示を発出する

（表示・報告）収集したモニタリング情報を表示し、国のサーバーに伝送する
モニタリング情報共有システム運用業務の主な契約期間・契約金額は以下のとおりである。

- ・契約期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
- ・契約金額 32,470 千円(税込)

(3) 原子力防災資機材整備

福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき、原子力防災対策を充実・強化するため、国、関係市町村等と協力し、応急対策を行う防災活動従事者の安全確保のため原子力防災資機材を計画的に整備する。具体的には、原子力防災活動資機材整備計画の新5か年計画に基づき、下記の配備先に対して原子力防災活動資機材の整備や維持管理を行う。

ア 県

イ 地域防災計画で定める原子力災害対策を重点的に実施すべき 13 市町村(いわき市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村)

ウ 上記イを管轄する5消防本部(伊達消防・郡山消防・相馬消防・双葉消防・いわき消防)

エ 警察本部及び上記イを管轄する警察署(福島警察・田村警察・いわき中央警察・いわき東警察・いわき南警察・南相馬警察・双葉警察)

オ 指定公共機関及びその他資機材整備の必要が認められる機関

防災活動に必要な資機材全般の整備対象の主な内容は以下のとおりである。

(ア) 放射線測定器(電子個人線量計、サーベイメータ等)

(イ) 防護器具(防護服、防護手袋等一式をまとめた保護具セット、半面保護マスク等)

(ウ) 通信機器(車載型無線機、衛星携帯電話等)、車両(広報車両、資器材搬送車両)

(エ) ロッカー(資機材保管棚、資機材保管ロッカー等)

上記、(ア)放射線測定器の環境放射線センター校正施設への点検校正委託の実績は、以下のとおりである。

機種名	台数	金額(千円)
シンチレーション式空間線量率計	262	6,414
表面汚染計	119	2,913
電離箱式空間線量率計	50	2,151
簡易空間線量率計	1,068	24,087
電子式個人線量率計	10,709	57,197
合計	12,208	92,762

また、(イ)防護器具関係のうち、5か年整備計画の原子力防災活動資器材の需用費・消耗品費で処理された主な消費物件は、以下のとおりである。

品名	数量	金額(千円)
防毒マスク吸収缶	16,856	41,470
保護具セット(一般用)	1,000	4,052
ゴム長靴	250	630
ヘルメット	48	83
備蓄食料	4,440	437
合計		46,672

(4) 緊急時対応研修

県、市町村、消防及び警察等の原子力防災業務に関わる職員対して、国もしくは原子力関係機関が開催する原子力防災研修への参加を促し、原子力防災に関する知識の普及及び原子力災害への対応能力向上を図る。

(単位：千円)

研修名	参加人数	受講者旅費	負担金	委託料
モニタリング実務基礎講座	10	47	-	-
放射線事故初動セミナー	5	227	114	-
原子力防災基礎講座	64	23	-	※1
原子力災害対策要員研修	40	26	-	-
火災防護研修 ※2	0	0	-	-
緊急自動車研修	13	217	1,098	-
防災業務関係者教習	17	0	-	※1
その他	15	514		
合計	164	1,054	1,212	3,575

※1 原子力防災基礎講座・防災業務関係者教習は合わせ契約であり、契約金額は、3,575千円となっている。

※2 火災防護研修は、他団体主催の研修で消防本部に参加希望者を募っていたが、ここ数年参加実績はなく、令和3年度以降は他の研修で予算計上している。

(5) オフサイトセンター保守整備

下記のオフサイトセンターの維持管理を行う。

ア 檜葉・南相馬オフサイトセンターに係る現地点検、庁舎維持管理業務、光熱水費、通信回線使用料等の支払い等。

イ 代替オフサイトセンター(福島県環境創造センター)に係る現地点検、庁舎維持管理業務等の支払い等。

上記のうち、管理業務委託料 37,280 千円の主な業務内容は、下記のとおりである。

- (ア) 清掃等業務（対象施設は、南相馬・楡葉）
- (イ) 電気設備保全業務（対象施設は、南相馬・楡葉）
- (ウ) 機械設置保全管理業務（対象施設は、南相馬・楡葉）
- (エ) 中央監視自動制御設備保全管理業務（対象施設は、南相馬・楡葉）

(6) 原子力防災訓練等企画・運営支援及び評価業務

ア 原子力防災訓練の企画支援及び準備

- (ア) 訓練計画の作成補助
- (イ) 事故シナリオの作成補助及び助言
- (ウ) 関係機関会議の運営補助
- (エ) 訓練シナリオ案、条件付与計画及び付与情報書類の作成
- (オ) コントローラ対応マニュアルの作成
- (カ) 南相馬原子力災害対策センター会場における仕様書類等の印刷

イ 訓練に係る評価実施要領の作成

ウ 原子力災害対策センター運用訓練支援

令和元年7月9日に原子力災害対策センター運用訓練が、南相馬原子力災害対策センターで実施されたが、10月中旬に計画されていた災害対策本部設置運営業務及び住民避難訓練等が、台風19号の影響によりおのおの令和元年10月14日、10月17日に中止が決定された。変更後の支出負担行為額・支出額は下記のとおりである。

当初契約額	8,910,000 円
減額変更金額	<u>3,680,880 円</u>
支出額	<u>5,229,120 円</u>

なお、減額変更の主な内容は、訓練補助業務の削除、事前研修前の企画補助の削除、地図データの作成等の削除、評価・検証結果報告書の削除等に伴うものである。また、防災総務費(目)、委託料(節)の同一目かつ同一節間の流用により、予算額5,116千円に対応する5,229千円の支出額を補填している。

7 監査手続及び監査結果

(1) 原子力災害対策計画の見直しの内訳について

ア 福島県原子力災害緊急事態対応策定業務に関する契約手続きについて、契約者の選定プロセスが、企画提案競技実施要領等に従い適正に実施され、契約手続きが、福島県財務規則等に従い適正に実施されているか検証した。

イ 福島県原子力発電施設等緊急時安全対策補助金について、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得て

いるか検証した。

(2) 緊急時通信連絡体制整備について

福島県緊急時連絡網システム設備更新・保守点検業務に関わる委託契約手続き並びにモニタリング情報共有システム運用業務に関わる委託契約手続きにつき、契約の方法及び見積の条件等を見積書・仕様書・発議書・契約書等で確認するとともに、支出負担行為・支出命令が福島県財務規則等に従い適正に実施されているか検証した。

(3) 原子力防災資機材整備について

原子力防災計画に基づく原子力防災資機材の調達に関する契約手続きにつき、サンプリングによる試査で抽出し、契約者の選定手続き、支出負担行為・支出命令が福島県財務規則等に従い適正に実施されているか検証した。

(4) 緊急時対応研修について

福島県原子力防災研修企画運営業務に係る一般競争入札手続き、契約手続き及び支出負担行為・支出命令が福島県財務規則等に従い適正に実施されているか検証した。

(5) オフサイトセンター保守整備について

オフサイトセンター保守整備に係る管理委託業務のうち、福島県原子力災害対策センター清掃等業務、機械設備保全管理業務、電気設備保全管理業務につき、サンプリングによる試査で抽出し、入札手続き、契約手続き及び支出負担行為・支出命令が福島県財務規則等に従い、適正に実施されているか検証した。

(6) 原子力防災訓練等企画・運営支援及び評価業務について

原子力防災訓練等企画・運営支援及び評価業務に係る一般競争入札手続き、契約手続き・変更契約手続き及び支出負担行為・支出命令が福島県財務規則等に従い適正に実施されているか検証した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

(1) 再委託、再々委託に関して

小事業(1)アの福島県原子力災害緊急事態対応策定業務は、委託業者から再委託された後、一部業務は再々委託されている。県への一部再委託申請書では、再委託としているが、県の伺い書では、再々委託となっている。委託の実体が、再委託なのか、

再々委託なのか、申請書だけでは明らかではないので、再委託に際しては、契約書（案）を提出させるべきである。

また、業務委託契約書第3条第3項では、「発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。」としているが、再委託等に必要な要件を具体的に明示していない。入札に際して要求された資格要件（原子力防災業務の実績）や審査基準（情報セキュリティの確保）を満たしている必要があり、それら要求水準はあらかじめ契約書上で明示すべきある。「その他必要な事項」には、業務の範囲や再委託金額なども具体的に含めて、必ず通知を求めることが必要である。さらに、完了報告に際しては、再委託先の完了報告書、契約書（写）を添付要件とすべきである。

震災以降の事務処理が倍増したことに影響してか、県側の事務処理に関する姿勢が安易な方向に流れている印象がある。事業を期限内に完了させる事を最優先する余りに、深度の深い資料までは要求せず、取引の実体に踏み込んだ必要な書類を想定しない事務処理の姿勢であってはならない。

(2) 事業、小事業における予算管理について

小事業(6)「原子力防災訓練等企画・運営支援及び評価業務」において、委託契約金額は、5,229千円で、同額の支払いもされているが、当該小事業における委託料は5,116千円として決算額が計上されている。県側の説明によると、防災総務費(目)、委託料(節)の同一目かつ同一節間の流用によるものであり、県の財務規則等に違反しておらず、問題はないとしている。しかし、事業、小事業においても節区分で予算管理している以上、契約金額や支出額(5,229千円)と異なる金額(5,116千円)で、小事業の決算額が管理、記帳されていても特段問題がないというのは妥当とは思われない。当該小事業で過小表示されているということは、他の防災総務費(目)、委託料(節)で決算額が過大表示されているということである。全体としての防災総務費(目)2,657,248千円、委託料(節)851,780千円のレベルで合計すれば問題ないのだから、事業レベル、小事業レベルでの予算管理で、契約金額、支出額と違う金額が決算額として記帳されていてもかまわない、というのは問題がある。事業レベル、小事業レベルの予算による管理ができていない、機能していないということになる。県の財務規則で事業レベルでの予算管理が規定されていないので、事業レベルでの予算管理は事実上ないものとされている。事業レベル、小事業レベルでの予算管理について財務規則、同施行通達などで、何らかの手当がされるべきと思われる。

危機管理部 消防保安課

11-3-7 消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練事業

1 目的

県内各消防本部の消防力の向上を図るため、南相馬市に立地する「福島ロボットテストフィールド」を活用した消防訓練を実施するとともに、ロボットテストフィールドの利用促進のための広報事業を行う。

2 事業内容

- (1) 「福島ロボットテストフィールド」を活用した消防力の向上を図るため、「試験用トンネル」を活用した消防訓練を実施する。
- (2) 消防関係機関による「福島ロボットテストフィールド」の利用促進を図るため、PR映像を作成、活用し、利用促進を図るとともに、全国の消防本部へ配布する。

3 事業期間

平成 31 年度から

4 財源

復興基金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	—	—	7,831
決算額	—	—	5,223

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練事業	旅費、普通旅費	56	56
	需用費、消耗品費	201	101
	需用費、燃料費	21	21
	役務費、通信運搬費	40	1
	委託料	3,912	3,712
	使用料及び賃借料	13	0
	負担金、補助金及び交付金	3,588	1,332
	合計	7,831	5,223

6 事業内容及び契約の概要

(1) 消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練事業補助金の内訳

「消防力強化のためのロボットテストフィールド活用訓練事業補助金交付要綱第11条」により各市町村等に交付した補助金は次のとおりである。

(単位：円)

交付先団体	内容	補助金額
相馬地方広域市町村圏組合	訓練経費補助	796,367
福島市	訓練経費補助	227,095
伊達地方消防組合	訓練経費補助	150,913
安達地方広域行政組合	訓練経費補助	157,667
合計		1,332,042

事故や災害を想定し、日頃より救助・救出、消火などの消防訓練を実施することは、県や消防本部にとって極めて重要である。また、複数の消防本部が合同で訓練することは、消防本部間の連携強化と同時に、訓練実施の効率化を図ることができる。

今回、ロボットテストフィールド内の試験用トンネル（長さ 50m、道路幅 6 m の丸型トンネル、両側シャッター閉鎖、停電時の暗いトンネルの再現、発煙、放水も可能）を利用して、相馬消防本部を中心として、県北 3 消防本部の参加のもと、訓練を実施した。

補助対象経費は、令和 2 年 2 月 10 日に実施された消防訓練日に参加した消防団員への超過勤務手当、訓練に必要な資機材費・燃料費が主な支出である。

(2) 消防関係機関によるロボットテストフィールドの利用促進

福島ロボットテストフィールド内に設置された訓練用トンネルで実施される消防訓練やその他施設を撮影・DVD化し、これを全国の消防機関に配布することで、ロボットテストフィールドの利用を促進する。

令和 2 年 2 月 10 日に福島ロボットテストフィールド内に設置された訓練用トンネル内で多重衝突事故が発生、あわせて車両火災が発生、トンネル内に白煙が充満したものの想定状況下、車両からの救出活動及び消火活動の訓練状況を撮影記録した。DVDに記録する映像は、訓練映像を編集した 3 分間の映像と、施設の説明などを含んだ 10 分間の映像の 2 種類を作成した。DVD作成枚数は、800 枚。

当初委託契約額 3,028,630 円

変更後委託契約額 3,712,280 円

7 監査手続及び監査結果

- (1) 相馬市、福島市、伊達市、二本松市に対する補助金に関して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。
- (2) 福島ロボットテストフィールド内に設置された訓練用トンネルで実施される消防訓練やその他施設の撮影・DVD化に関する委託契約につき、委託先の選定手続き、委託契約締結手続き、支出命令等の手続きが適正に実施されているかどうかを検証した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

Ⅲ 企画調整部

企画調整部 企画調整課・福島イノベーション・コースト構想推進室

2-2-1 福島イノベーション・コースト構想推進事業

1 目的

国家プロジェクトである「福島イノベーション・コースト構想」実現のため、庁内はもとより、国、市町村、民間企業、大学・研究機関等との連携強化を一層推進するとともに、構想推進の中核的な機関である「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」（以下「(公財)福島イノベ機構」という。）と密に連携し、各種事業を実現していく。

2 事業内容

「福島イノベーション・コースト構想」とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。重点分野（廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産業等）を中心に、プロジェクトの具体化、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に向けた取組を行う。小事業としては、次のとおり。

- (1) 福島イノベーション・コースト構想推進本部運営事業・・・本部の運営事業
- (2) 推進機構運営事業・・・(公財)福島イノベ機構の人件費、家賃、水道光熱費など固定的経費や、情報発信に係る補助事業
- (3) 学術・研究活動支援事業・・・全国の大学等が有する福島復興に資する「知」（復興知）を、浜通り地域等に誘導・集積するため、組織的に教育研究活動を行おうとする大学等を支援する事業。
- (4) 交流人口拡大基盤整備等事業・・・交流人口拡大に向けて、視察者等の需要開拓を行い、来訪者促進に向けた基盤構築実証を行う事業。
- (5) 先端技術導入コミュニティ創造事業・・・住民が、福島イノベーション・コースト構想を身近に感じるとともに、日常生活にイノベ技術が活用される地域を目指し、地域住民と来訪者との交流を可能とする地域コミュニティを創造する事業。
- (6) 戦略的情報発信実証事業・・・福島イノベーション・コースト構想の具体化に向けて、企業や大学、研究機関等の認知度・興味度を高め、構想への参画を促進するため、ターゲットのニーズを踏まえた戦略的かつ効果的な情報発信に向けた実証を行う事業。

3 事業期間

平成 28 年度から（(3) 学術・研究活動支援事業は平成 30 年度から）

4 財源

- (1) 福島イノベーション・コースト構想推進本部運営事業・・・復興基金
- (2) 推進機構運営事業・・・復興基金、経済産業省「地域経済活性化対策費補助金」
- (3) 学術・研究活動支援事業・・・文部科学省「大学改革推進等補助金」
- (4) 交流人口拡大基盤整備等事業・・・一般財源及び復興庁「福島再生加速化交付金」
- (5) 先端技術導入コミュニティ創造事業・・・一般財源及び復興庁「福島再生加速化交付金」
- (6) 戦略的情報発信実証事業・・・一般財源及び復興庁「福島再生加速化交付金」

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	110,509	387,541	651,312
決算額	107,290	359,167	617,349

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
福島イノベーション・コースト構想推進本部運営事業	3,868	2,454
推進機構運営事業	112,821	112,467
学術・研究活動支援事業	403,333	371,139
交流人口拡大基盤整備等事業	42,013	42,012
先端技術導入コミュニティ創造事業	48,907	48,906
戦略的情報発信実証事業	40,370	40,368
合計	651,312	617,349

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
福島イノベーション・コースト構想推進本部運営事業	旅費	2,959	1,573
	需用費	655	607
	役務費	111	101
	使用料及び賃借料	143	172
推進機構運営事業	負担金、補助及び交付金	112,821	112,467
学術・研究活動支援事業	負担金、補助及び交付金	403,333	371,139

交流人口拡大基盤整備等事業	委託料	42,013	42,012
先端技術導入コミュニティ創造事業	委託料	48,907	48,906
戦略的情報発信実証事業	委託料	40,370	40,368
	合計	651,312	617,349

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

(1) 福島イノベーション・コースト構想推進本部運営事業

福島イノベーション・コースト構想を推進するため、推進本部等の庁内会議（年6回程度）の運営や、福島復興再生特別措置法の改正に伴い作成、認定を受けた重点推進計画の進行管理等のほか、国や市町村等との構想に関する協議調整を行う。推進本部とは知事を本部長とし本部員を部長、局長等とした全庁組織。

(2) 推進機構運営事業（補助先：（公財）福島イノベ機構）

構想推進の中核法人である（公財）福島イノベ機構の運営に必要な補助金を交付。

(3) 学術・研究活動支援事業（補助先：（公財）福島イノベ機構）

（公財）福島イノベ機構が補助事業として公募・採択した事業一覧

大学等名	事業名	連携市町村	補助金額
長崎大学	災害・被ばく医療科学分野の人材育成による 知の交流拠点構築事業	川内村、富岡町、大熊町	3,977
東京大学	福島復興知学の構築・展開・加速事業	檜葉町、飯舘村	24,000
福島大学	福島発「復興知」の総合化による食と農の教育研究拠点の構築	南相馬市、川内村、飯舘村、大熊町	19,999
東京農工大学	営農再開地域における先進的なオーガニック作物生産技術の開発	富岡町	16,000
東日本国際大学	日本版ハンフォードモデル構築による福島復興創生	いわき市、広野町、檜葉町、川内村、富岡町、大熊町、双葉	6,330

		町、浪江町、葛尾村	
東京大学	檜葉町を起点とした「復興知」の展開	檜葉町	20,000
東京大学	飯舘村における農業再生と風評被害払拭のための教育研究プログラム	飯舘村	16,000
東京大学	CENTER for Wind Energy (Phase-II)	いわき市	5,090
大阪大学	飯舘村環境放射線研修会	飯舘村	8,000
福島工業高等専門学校	広野町における未利用資源の探索と資源化みかんプロジェクト	広野町	11,766
福島工業高等専門学校	廃炉ロボット技術のドローン農業応用に係る研究および教育	いわき市、檜葉町、大熊町	10,747
郡山女子大学	葛尾村におけるエゴマ産業の拡大と地域活性化	葛尾村	8,757
近畿大学	“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト	川俣町	9,655
弘前大学	浪江町をフィールドとした放射線研究・教育プログラム	浪江町	18,000
日本大学	住民と学生の協働による「ロハスビレッジかつらお」復興まちづくり	葛尾村	15,000
東京大学	「環境エネルギーまちづくり」を通じた地域社会イノベーション	新地町	20,000
東北大学	東北大学の復興知を活かす葛尾村の創造的復興	葛尾村	10,004
東京農業大学	福島県浪江町における農業“新興”に向けた取り組み～担い手育成に向けて～	浪江町	17,875
東京農業大学	東京農大福島イノベーション・コースト研究プロジェクト～大学の専門的知見をフル活用した浜通り地方の復興から地域創生へのシームレスな支援モデル構築	相馬市	14,000
慶應義塾大学	ドローン人材育成から始まる地域産業の活性化～たむらモデルの高度化・普及事業～	田村市	9,736
東北大学	モビリティ・イノベーション社会実装・産業創生国際拠点の構築	南相馬市、浪江町	14,000

東京大学	ドローン産業振興及び人材育成プロジェクト	南相馬市	11,000
長崎大学	富岡町におけるイノシシ中の放射性物質濃度評価	富岡町	5,353
早稲田大学	早稲田大学ふくしま広野未来創造リサーチセンター事業	広野町	19,000
京都大学	県内外で避難生活を継続する大熊町町民の心の健康イノベーション	大熊町	2,229
会津大学	浜通りロボット人材育成事業—RTF活用とWRS参加に向けて—	南相馬市	11,070
東京工業大学	リスク・コミュニケーション工学を活用した復興学による浪江町創成Ⅱ～イノベーション・コースト構想の実現に向けて～	浪江町	13,000
福島大学	福島県浜通り産米の「食と農の特性」の明確化と地域・食育振興	南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	9,000
法人経費	本事業に係る人件費、委託料、その他		21,551
合計			371,139

(4) 交流人口拡大基盤整備等事業（委託先：(公財)福島イノベ機構）

ア イノベ交流人口拡大基盤構築等事業（①ワンストップ窓口（コンシェルジュ）の設置、②地元の語り部等と連携したガイド養成等、③多言語サポート（携帯型翻訳端末導入実証）、④施設等の表示（プレートの作成）等、構想拠点施設・駅・道の駅等説明看板の設置ほか）

イ イノベ構想交流人口拡大モデル実証事業（①イノベ地域への訪問視察や研修等の実現可能性の高い起業・団体・教育機関等を対象としてテーマを設定し、計4回のモニターツアーを企画、実施）

ウ イノベ構想関連需要等調査事業（①企業、団体等視察・見学・会議・研修などのニーズ掘り起こし、②ニーズに合わせたルート考察、③訪問先として需要を把握し、プロモーションにつなげる調査を実施）

(5) 先端技術導入コミュニティ創造事業（委託先：(公財)福島イノベ機構）

ア 交流拠点設置事業（交流拠点の設置・運営（地元既存施設との連携）等）

- イ コーディネート業務（地元市町村・住民と来訪者とのニーズ、シーズを把握、来訪者のニーズ・シーズとのマッチングを図る）
- ウ 地元のイベントと連携した進出企業等による技術デモや展示のプロモーション及びセミナーの実施
- エ 地元住民等による提案事業の実施

(6) 戦略的情報発信実証事業（委託先：(公財) 福島イノベ機構）

- ア ウェブの反響やニーズ調査を踏まえ、構想の認知度・興味度を高めるコンテンツ開発
- イ 開発したコンテンツについて、調査対象者等へのプロモーション活動を実施
- ウ 上記を踏まえ、平成 31 年度事業の改善点、翌年度実施事業の計画立案、効果検証

7 監査手続及び監査結果

補助金に関して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

(1) イノベ構想の認知度

令和元年に福島県が行った福島県政世論調査（令和元年 11 月 19 日公表）に拠れば、福島イノベーション・コースト構想を知っていると答えたのは県民（回答者）の 15.7%にとどまっていた。これにより同構想の認知度が低いことが大きな課題となった。今回、平成 2 年 11 月 19 日に公表された福島県政世論調査によると、同構想について、県民の 4 分の 3 程度が認知していることがわかったと一般には評価されている。その際の、調査票の設問は次のとおり。

福島イノベーション・コースト構想について、あなたはどの様な取組を知っていますか。あてはまるものにくつでも○をつけて下さい。

知っている取組（複数回答）	今回 (R2 調査)	前回 (R1 調査)
原子力発電所の廃炉に向けた取組	54.3%	34.8%
ロボット産業を活発にするための取組	38.9%	30.4%
新エネルギー導入、環境・リサイクル産業集積の取組	29.2%	27.5%

子どもの教育や地域の働き手を育てるための取組	25.8%	—
特にない	23.2%	35.3%

知っている取組に関して、全般的に前年度を上回っているものの、23.2%の人が、知っている取組が「特にない」と回答している。この結果に関して、県の福島イノベーション・コースト構想推進課では、「認知は進んだが、県民に浸透し切れていない、引き続き情報発信を強化していく」との見解が報道されている（福島民友、令和2年11月20日版）。この点は、ぜひとも県民に浸透するように取り組んで頂きたい。

ただし、今回の調査に関して、前回の調査と質問事項が変更されている点は注意すべきであろう。前回の調査では次の質問がなされていたが、今回の調査では削除されている。

問い	福島イノベーション・コースト構想を知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。	回答 (R1 調査)
1	名前を聞いたことがあります、内容もよく知っている	2.6%
2	名前を聞いたことがあります、内容もなんとなく知っている	13.1%
3	名前を聞いたことがあるが、内容はあまりよく知らない	37.1%
4	名前も内容も知らない	46.3%
5	その他 ()	0.9%

「知らない」と「あまりよく知らない」を合わせた「知らない側」が83.4%であった。この調査結果から、同構想の認知度の低さが大きな課題となったものである。福島県知事が「県民の皆さんにより関わりがあるということを感じて頂けるよう、具体的なストーリーも含めて、発信していかなければならないと思っており、それについては工夫が必要だと考えております」と会見で表明した。今回の調査では、この質問事項が削除されている。認知度を測る大きなバロメーターであっただけに、比較可能性が失われてしまい残念である。定点観測の質問として重要な指標と思われるので、数年は継続すべきだったのではないかな。

知っている取組が「特にない」との回答が、35.3%から23.2%に減少したことを勘案すると、 $23.2\% \div 35.3\% = 65.7\%$ 。約66%の人が昨年と同じ属性にとどまっているとも判断できる。「あまりよく知らない」を合わせた「知らない側」の人は、 $83.4\% \times 66\% = 55\%$ 。約55%の人が「あまりよく知らない」を含めた「知らない側」の人とも推測できる。半分以上の県民が「あまりよく知らない」可能性もある。同構想の認知度向上の工夫を地道に継続することが望まれる。

(2) イノベ構想での連携

国際教育研究拠点に関して、令和2年6月8日「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議 最終とりまとめ」で具体的提言がされた。それを受けて令和2年12月18日に開催された第28回復興推進会議において、福島イノベーション・コースト構想の中核施設として整備する国際教育研究拠点の政府成案が決定された。

政府成案のたたき台となった「最終とりまとめ」によれば、「同構想は、未だ、局所的、個別の取組にとどまっており、全体が連携した広がりのある取組にまでは至っておらず、また、人材育成を持続的に担う体制が未だ不十分である等の課題がある」との認識が示された。具体的には、①各府省庁、県、関係機関など様々な主体により研究開発拠点等の整備が行われた結果、地域的にも広く分散し、個別、局所的な取組にとどまってきたことは否めず、全体として更に連携の仕組み等が必要である、②人材育成を持続的に担う体制が不十分である、③廃炉事業の幅広い裾野・ポテンシャルが十分に活用されていない、とのことである。また、モデルとなる米国ハンフォード・サイトとの比較において、①中核となる教育研究機関がないこと、②トライデック（非営利の民間組織）のような地元企業、教育研究機関、地方自治体とを調整する機能が弱いこと、が指摘された。これら課題を踏まえて司令塔となる中核的な拠点の整備が必要とされた。福島浜通り地域に集積する大学、研究機関、企業等の研究主体が、福島浜通り地域の復興、新産業創出等の目的を見据えて活動するためには、全体の横ぐしを刺して統轄するガバナンスの主体、司令塔となる研究組織が必要とされた。この点に関し、司令塔が必要であったのは明らかであり、なぜ司令塔機能を始めに設置してから、同構想関連の施設整備をしなかったのか、疑問である。復興庁の下で連携したはずの各府省庁でも縦割りの限界があったのかかもしれない。鶏が先か、卵が先かの話になるが、少なくともこれまでの同構想の展開では、全体としての連携が不十分とされた。県民の一人として、福島イノベーション・コースト構想の実施事業、拠点施設のバラバラ感を直感的に認識していただけたに、「最終とりまとめ」の提言には、福島県民の一人として感謝している。

この「最終とりまとめ」を受けた政府成案においては、新拠点を「創造的復興の中核拠点」として位置づけ、既存施設との整理等を行い、令和3年秋までに新法人の形態を決定することとされた。地域に点在する同構想関連の既存の施設（福島ロボットテストフィールド、廃炉国際共同研究センター、大熊分析・研究センター、福島水素エネルギー研究フィールドなどがある）は、聖域を設けず検討し、新拠点と既存施設との研究内容等の整理を踏まえ、既存施設との相乗効果を求めるとともに、可能な限り統合を目指すことになった。また、統合しない既存施設に対する調整・指示等の司令塔機能のあり方を定めるとしている。

福島イノベーション・コースト構想推進事業の多くは県から県の出資法人へ委託されているが、当該法人は、福島イノベーション・コースト構想推進の中核となる法人として平成29年に設立されたものである。しかしながら、組織上の問題もしくは人的資源の問題、日本の行政制度における役割の限界から、福島イノベーション・コースト構想推進のモデルとなる米国のハンフォード・サイトにおけるトライデック（非営利の民間組織）の様な調整機能を果たすのには限界があるのかもしれない。

福島イノベーション・コースト構想推進の中核となる法人として設立された経緯があるので、当該法人、県の担当課のみならず推進本部においても「最終とりまとめ」を参考にして分析し、今後の体制づくりに生かす取組を願うものである。

(3) 復興知の集積、活用に向けて

福島国際研究産業都市（福島イノベーション・コースト）区域における、大学等による福島の復興に資する「知」（復興知）に関する教育研究活動に対して補助金を交付した（間接補助）。浜通り地域等において市町村との間で連携協定を締結し、組織的に実施する人材育成や地域振興等に資する大学等の教育研究活動を支援することにより、復興知を誘導・集積することを目的として実施し、福島イノベーション・コースト構想の実現に貢献するためのものである。採択された事業については、「公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構」のホームページにおいて、成果資料集が公開されていて探せば見つけることはできる。しかし福島イノベーション・コースト構想の実現のために実施されている以上、広く福島県民の共有財産として認識されるべきものであろう。ホームページは特定の目的を持った人が検索して情報を取得するには有益だが、復興知の概念さえ認知していない人に対して、復興知を紹介して認識してもらうには必ずしも十分とは言えない。復興知を福島県民が広く認知し、利用、活用される様な広報、広告を検討されるべきと思われる。福島「復興知」シリーズとして冊子や本を出版する、復興知成果報告会の映像を編集して配布もしくは販売する又は書籍化する、福島復興学ワークショップの映像を編集して配布もしくは販売する、などホームページ上以外の広報、広告も検討されるべきと思われる。福島「復興知」は、広く福島県民に認知され活用されることが望まれる。

企画調整部 エネルギー課

9-1-1 チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業

1 目的

本県を名実ともに再生可能エネルギーの先駆けの地とするため、地域と共生する再生可能エネルギー事業の立ち上げをステージに応じて支援するとともに、家庭や地域における導入を促進する。

2 事業内容

(1) 再生可能エネルギー導入推進検討事業

再生可能エネルギー導入方策の進行管理を行いつつ、地熱発電や風力発電の県民理解醸成のための意見交換を行う。

(2) 住宅用太陽光設備等設置補助事業

一般家庭における再生可能エネルギー設備導入を支援するため、太陽光パネル、蓄電池の設置等にかかる初期投資費用の軽減を図る。

(3) 「再エネ先駆けの地」理解促進事業

市町村等が実施する普及啓発活動の支援を行う。

(4) 地域参入型再エネ導入支援事業

地域主導による再生可能エネルギー事業の参入を促進する。

(5) 自家消費型再エネ導入モデル支援事業

固定価格買取制度を利用しない自家消費型の再エネ導入を支援する。

3 事業期間

平成 24 年度から令和 5 年度

4 財源

福島県特定原子力施設地域振興交付金、福島県原子力災害等復興基金繰入金、中間貯蔵施設等影響対策及び災害復興基金繰入金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	712,944	550,233	844,623
決算額	646,558	547,249	708,147

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
再生可能エネルギー導入推進検討事業	2,285	1,773
住宅用太陽光設備等設置補助事業	724,224	594,213
「再エネ先駆けの地」理解促進事業	4,922	3,874
地域参入型再エネ導入支援事業	92,450	87,544
自家消費型再エネ導入モデル支援事業	20,709	20,709
基金積戻	33	32
合計	844,623	708,147

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
再生可能エネルギー導入推進検討事業	報償費	159	98
	旅費	1,418	1,347
	需用費	160	76
	役務費	240	36
	使用料及び賃借料	308	214
	小計	2,285	1,773
住宅用太陽光設備等設置補助事業	負担金、補助及び交付金	724,224	594,213
「再エネ先駆けの地」理解促進事業	旅費	16	9
	需用費	978	573
	委託料	2,340	2,284
	使用料及び賃借料	550	93

	負担金、補助及び交付金	1,038	915
	小計	4,922	3,874
地域参入型再エネ 導入支援事業	報償費	18	17
	旅費	222	50
	需用費	24	0
	役務費	24	0
	委託料	14,226	13,707
	使用料及び賃借料	80	3
	負担金、補助及び交付金	77,856	73,765
	小計	92,450	87,544
自家消費型再エネ 導入モデル支援事 業	負担金、補助及び交付金	20,709	20,709
基金積戻	積立金	33	32
	合計	844,623	708,147

6 事業内容及び概要

(1)住宅用太陽光発電設備等設置補助事業の補助金、(2)地域参入型再エネ導入支援事業の補助金及び委託料、(3)自家消費型再エネ導入モデル支援事業の補助金を監査対象とした。

(1) 住宅用太陽光発電設備等設置補助事業

県内への再生可能エネルギー設備導入を推進するため、県内の住居等に新たに太陽光発電設備を設置する場合の費用について補助する事業を補助事業者が行う場合に補助金を交付する。

ア 住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金

補助対象設備	補助対象経費	補助率
太陽光発電システム	1 kWあたり 40,000 円で 4 kW (160,000 円)を上限	10 分の 10 以内
蓄電池システム	1 kWhあたり 40,000 円で 5 kWh (200,000 円)を上限	
電気自動車充電設備 (V2Hシステム)	定額として上限 100,000 円	

イ 住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費

補助対象経費	補助事業者	補助率
補助事業を行うために要する事務費	一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター	10分の10以内

負担金、補助及び交付金 594,213 千円を監査対象とし、上記ア住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金 について太陽光発電システムに関して設置一覧表(太陽光) (3,154 件、478,886 千円)、蓄電池システムに関して設置一覧表(蓄電池) (471 件、90,688 千円)、電気自動車充電設備 (V2Hシステム) に関して設置一覧表(V2H) (2 件、200 千円)により、それぞれ設置者氏名、対象設備設置場所、補助対象経費、県補助金充当額を確認した。また、上記イ住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費について実績報告書により、住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費(24,439 千円)の支出内容を確認した。なお、住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務は一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター(以下「センター」という。)が実施し、センターに事務費の全額を補助金として交付している。

センターとは、福島県の「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現のために再生可能エネルギーに関心のある県内事業者や県民を支援することを目的として平成 29 年 2 月に設立され、現在元県職員が代表を務めており、国・県・市町村や、再生可能エネルギーに関わる団体、企業、大学等の産学官連携のネットワークを活用しながら、事業化の支援、人材の育成、住宅用太陽光発電の普及拡大などに取り組んでいる法人であり、福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金に関する交付申請窓口業務の他、再生可能エネルギーに関する事業相談・事業化支援等を行っている。

(2) 地域参入型再エネ導入支援事業

地域が主体となって取り組む再生可能エネルギーの導入を促進するため、県内市町村等が実施する再生可能エネルギー事業について、経費の一部を助成する。

補助対象事業	ア 太陽光発電(原則として 50 kW 以上) イ 風力発電(10 kW 以上・単機 1 kW 以上) ウ 水力発電(1,000 kW 以下) エ 地熱発電(バイナリー方式) オ バイオマス発電(10 kW 以上、バイオマス依存率 60% 以上、コージェネレーション(熱電併給)を含む。) カ アからオの組み合わせ(合計 10 kW 以上。太陽光発電及び風力発電(単機)は 1 kW 以上) キ 蓄電池(発電設備を導入する場合に限る。発電設備の出力同等以
--------	---

	下。)
補助率等	<p>ア 太陽光発電(原則 50kW以上) 補助対象経費の 1/3 以内。ただし、発電設備(蓄電池及び送電線を除く)については補助対象経費の 1/3 以内と 10 万円/kWのいずれか低い値</p> <p>イ 風力発電 補助対象経費の 1/3 以内。ただし、発電設備(蓄電池及び送電線を除く)については補助対象経費の 1/3 以内と 10 万円/kWのいずれか低い値</p> <p>ウ 上記ア、イ以外 補助対象経費の 1/3 以内</p>
1 件当たりの上限	<p>ア 太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱発電、バイオマス発電(直接燃焼方式) 3,000 万円</p> <p>イ バイオマス発電(ガス化方式) 5,000 万円</p>
補助対象経費	設計費、設備費、工事費、諸経費

補助金及び委託料の内訳は以下のとおりである。(*)について具体的監査対象とした。

節区分	事業名	事業者名	*	金額(千円)
負担金、補助及び交付金	雄国沢小水力発電所建設事業	信夫山福島電力株式会社	*	30,000
	遠藤ヶ滝・大玉第一発電所建設事業	信夫山福島電力株式会社	*	30,000
	雄国沢第三小水力発電可能性調査事業	信夫山福島電力株式会社		1,646
	杉田川第二小水力発電可能性調査事業	信夫山福島電力株式会社		2,500
	太田地区ソーラーシェアリング設置事業	二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社	*	3,986
	針道地区ソーラーシェアリング設置事業	二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社		3,133
	河東町農業用水路小水力発電事業可能性調査事業	会津電力株式会社		2,500
	小計			73,765
委託料	地域参入型再生可能エネ	一般社団法人福島県再生	*	13,707

	ルギー事業化支援業務	可能エネルギー推進センター		
--	------------	---------------	--	--

(3) 自家消費型再エネ導入モデル支援事業

生み出したエネルギーを自らの事業に供するため、再生可能エネルギー設備を導入し、再生可能エネルギー事業を行う民間事業者等に対して、費用の一部を助成する。

補助対象事業	ア 太陽光発電(10kW以上) イ 風力発電(10kW以上・単機1kW以上) ウ 水力発電(1,000kW以下、単機1kW以上) エ 地熱発電(バイナリー方式) オ バイオマス発電(10kW以上、バイオマス依存率60%以上、コージェネレーション(熱電併給)を含む。) カ アからオの組み合わせ(合計10kW以上。太陽光発電及び風力発電(単機)は1kW以上) キ 蓄電池(発電設備を導入する場合に限る。) ク 地中熱利用(暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調整する機能を有する設備。ヒートポンプを設置する場合は冷却能力又は加熱能力が10kW以上)																				
補助率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">補助金の額</th> </tr> <tr> <th>中小企業等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>太陽光発電(10kW以上)</td> <td>補助対象経費の1/3以内と30万円/kWの低い値</td> <td>補助対象経費の1/6以内と30万円/kWの低い値</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>蓄電池</td> <td>補助対象経費の1/3以内と15万円/kWhの低い値</td> <td>補助対象経費の1/6以内と15万円/kWhの低い値</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>上記ア、イ以外</td> <td>補助対象経費の1/3以内</td> <td>補助対象経費の1/6以内</td> </tr> </tbody> </table>			種別		補助金の額		中小企業等	その他	ア	太陽光発電(10kW以上)	補助対象経費の1/3以内と30万円/kWの低い値	補助対象経費の1/6以内と30万円/kWの低い値	イ	蓄電池	補助対象経費の1/3以内と15万円/kWhの低い値	補助対象経費の1/6以内と15万円/kWhの低い値	ウ	上記ア、イ以外	補助対象経費の1/3以内	補助対象経費の1/6以内
種別		補助金の額																			
		中小企業等	その他																		
ア	太陽光発電(10kW以上)	補助対象経費の1/3以内と30万円/kWの低い値	補助対象経費の1/6以内と30万円/kWの低い値																		
イ	蓄電池	補助対象経費の1/3以内と15万円/kWhの低い値	補助対象経費の1/6以内と15万円/kWhの低い値																		
ウ	上記ア、イ以外	補助対象経費の1/3以内	補助対象経費の1/6以内																		
1件当たりの上限	2,000万円																				
補助対象経費	設計費、設備費、工事費、諸経費																				

補助金の内訳は以下のとおりである。（*）について具体的監査対象とした。

節区分	事業名	事業者名	*	金額(千円)
負担金、補助金及び交付金	オフグリッド型農業用ハウス事業・自家消費型太陽光発電事業	会津太陽光発電株式会社		3,443
	超低温冷凍庫及び加工施設太陽光自家発電消費システム構築事業	山菱水産株式会社	*	17,266
	合計			20,709

7 監査手続及び監査結果

(1) 住宅用太陽光発電設備等設置補助事業の補助金

交付要綱、交付申請書、実績報告書、支出命令及び補助事業者の決算報告書等の関係書類を確認した。

(2) 地域参入型再エネ導入支援事業の補助金及び委託料

補助金に関しては、交付要項、交付申請書、実績報告書、支出命令等の関係書類を確認した。特に指摘すべき事項はなかった。

委託料に関しては、契約書、実績報告書、支出命令等の関係書類を確認した。

(3) 自家消費型再エネ導入モデル支援事業の補助金

交付要項、交付申請書、実績報告書、支出命令等の関係書類を確認した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

(1) 福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱について

福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱には、補助事業者がセンターであり、住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金の補助率が10分の10以内である旨の記載がある。

県及びセンターの担当者からのヒアリングによると当該業務に関して、センターは県からの指示されたことのみを行っており、金額裁量の余地は一切なく、また、その財源もないとのこと。また、センターでは、県民に補助金を交付するために県から交付された補助金を収入ではなく預り金として会計処理している。このような実態を踏まえると、福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱にお

いて、当該要綱の住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金の補助率を10分の10以内ではなく、10分の10と記載し、補助事業者には金額裁量の余地がない旨を明確にすべきと思われる。

(2) 住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費について

福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱には、補助事業者がセンターであり、住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費の補助率が10分の10以内である旨の記載がある。

センターには住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費を負担するための財源がないため実態は県が当該交付事務に伴う一般事務費の全額をセンターに補助金として交付している。当該交付要綱には当該交付事務に伴う一般事務費に関する人件費の金額を規定する内容の記載はない。現状では、以下の懸念があると考えられる。

ア 補助金交付要綱に補助率が事務費の10分の10以内としか記載がないのは無制限な金額計上を認めるもので、費用拡大の歯止めがない規程であり補助金の規程として適切ではない。事前に県が業務に応じた金額を設定すべきであると思う。当該意見について県の担当者によると人件費を含めたセンターの一般事務費については、毎年度、当該補助金交付事務を行うのに必要な最低限度の費用を来年度予算として計上し、適切に執行されているため、現行の交付要綱の規定で差し支えないと考えているとのことである。そうであるならば、最低限度の費用を県が設定した金額としてあらかじめ交付要綱に記載すべきと思われる。

イ 補助対象事業者がセンターと決められているが、事業の内容からセンターでしかできない業務ではなく、経費の削減を図るべく公募等の可能性を探るべきと思われる。なお、当該意見について、県の担当者によると年間3,000件を超える住宅用太陽光発電設備等に係る申請書類を適正に審査する必要があることから、一般的な補助金交付事務とは異なり、再エネ設備に係る高度な専門的知識が求められるが、センターにおいては、再エネ設備に係る専門的知識はもちろんのこと、これまで当該事業を担ってきた実績・ノウハウを有しており、また、3人という必要最小限の人員で業務を遂行する体制を備えていることから、専門性、正確性、経済性の観点からセンターを補助事業者とすることが適切だと考えるとのことである。センターを補助事業者とすることが適切であることを担保するために、公募等により事業者を募集して、センターが落札するのが本来的であり方と思われる。

さらに、(1)と関連して、実態として当該交付事務に伴う一般事務費の全額を県が負担していることを踏まえると、福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金

交付事業補助金交付要綱における住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費の補助率が10分の10以内ではなく、10分の10にすべきと思われる。

(3) センターの決算報告書について

センターの平成31年度の決算報告書を入手し、県がセンターに交付した住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金が適正に当該決算報告書に反映されているかを確認した。当該決算報告書の財務諸表に対する注記の4補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高に福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付金事業に関して、当期増加額24,439,486円及び当期減少額24,439,486円との記載があるが、これは補助金交付事務に伴う一般事務費に関する補助金のみの金額であり、県民に補助金を交付するために県から交付された補助金が含まれていない。住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金に関してセンターは、県から623,000,000円交付され、県民に490,301,000円を交付し、残額が132,699,000円であるため、4補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高の福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付金事業の当期増加額、当期減少額、当期末残高にそれぞれの金額を含めるべきと思われる。

9-1-4 再生可能エネルギー復興支援事業

1 目的

避難解除区域等における再生可能エネルギーの大量導入のため、国の経済対策等によって措置された予算を活用し、再生可能エネルギーの発電設備の導入を支援するとともに、共用送電線を整備する。

2 事業内容

(1) 再生可能エネルギー復興支援事業

要件を満たした民間事業者、非営利民間団体及び地方公共団体等の事業者に補助金を交付することで、再生可能エネルギー発電設備や付帯する蓄電池・送電線等の導入を支援する。

対象地域	避難解除区域等
補助対象事業	再生可能エネルギー発電設備及びそれに付帯する蓄電池及び送電線等を導入する事業
補助率等	ア 蓄電池及び送電線 補助対象経費の 2/3 以内 イ 発電設備 補助対象経費の 1/10 以内(福島県内に本社を有する中小企業は 1/5 以内)
1 件当たりの上限	ア 蓄電池及び送電線 7 億円 イ 発電設備 3 億円(福島県内に本社を有する中小企業は 7 億円)
補助対象経費	設計費、設備費、工事費、諸経費

(2) 福島県新エネ社会構想 再生可能エネルギー導入拡大事業

要件を満たした民間事業者、非営利民間団体及び地方公共団体等の事業者に補助金を交付することで、阿武隈山地・沿岸部等における再生可能エネルギー発電設備や付帯する自営線・蓄電池、共用送電線等の導入を支援する。

対象地域	阿武隈山地・沿岸部等(避難解除区域等含む)
補助対象事業	再生可能エネルギー導入のための共用送電線の整備及び当該共用送電線に接続する再生可能エネルギー発電設備やそれに付帯する蓄電池及び送電線等を導入する事業

補助率等	ア 共用送電線 補助対象経費の 1/2 以内 イ 発電設備 補助対象経費の 1/10 以内 ウ 蓄電池及び送電線 補助対象経費の 1/2 以内
1 件当たりの上限	ア 発電設備 3 億円 イ 蓄電池及び送電線 15 億円 ※ 共用送電線については、上限なし。
補助対象経費	ア 共用送電線 設計費、設備費、工事費、人件費、諸経費 イ 発電設備 設計費、設備費、工事費 ウ 蓄電池及び送電線 設計費、設備費、工事費、諸経費

3 事業期間

(1) 再生可能エネルギー復興支援事業

平成 27 年度から令和 2 年度

(2) 福島県新エネ社会構想 再生可能エネルギー導入拡大事業

平成 29 年度から令和 5 年度

4 財源

再エネ導入促進のための支援事業費補助金、福島県原子力災害等復興基金繰入金、雑入

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	7, 113, 651	8, 064, 625	7, 969, 582
決算額	4, 921, 315	6, 787, 602	6, 310, 776

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
再生可能エネルギー復興支援事業	301,106	21,095
福島県新エネ社会構想 再生可能エネルギー導入拡大事業	7,668,476	6,289,681
合計	7,969,582	6,310,776

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
再生可能エネルギー復興支援事業	報償費	53	17
	旅費	69	15
	使用料及び賃借料	60	0
	負担金、補助及び交付金	279,860	0
	積立金	21,064	21,063
	小計	301,106	21,095
福島県新エネ社会構想 再生可能エネルギー導入 拡大事業	報酬	2,856	2,856
	共済費	458	458
	報償費	53	35
	旅費	452	400
	使用料及び賃借料	120	0
	負担金、補助及び交付金	7,664,537	6,285,931
	小計	7,668,476	6,289,681
	合計	7,969,582	6,310,776

6 事業内容及び概要(単位：千円)

補助金の主な事業は以下のとおりである。(※)について具体的監査対象とした。

(1) 再生可能エネルギー復興支援事業

補助金の交付を予定していた事業において、台風 19 号及び新型コロナウイルスの影響により計画通りに事業を進めることができず、実際に補助金を交付した事業はなかった。

(2) 福島県新エネ社会構想 再生可能エネルギー導入拡大事業

	事業名	事業者名	※	金額
1	福島県浜通り地域及び阿武隈山地再生可能エネルギー連系	福島送電株式会社	※	1,769,774

	用共用送電線網整備事業			
2	SGET南相馬メガソーラー発電事業	SGET南相馬メガソーラー合同会社	*	762,151
3	南相馬原町南部太陽光発電設備設置事業	SGET原町南メガソーラー合同会社	*	502,542
4	浪江酒井地区第一太陽光発電事業	合同会社浪江酒井ソーラー	*	379,296
5	浪江酒井地区第二太陽光発電事業	合同会社浪江酒井ソーラー	*	348,181
6	メガソーラー発電事業を通じた浪江町復興促進事業	浪江谷津田復興ソーラー合同会社	*	791,381
7	双葉渋川地区太陽光発電事業	合同会社鴻草渋川エネルギー	*	688,000
8	南相馬村上福岡太陽光発電所	合同会社南相馬村上福岡ソーラー	*	603,658
9	川内毛戸地区太陽光発電事業	合同会社浜通りエネルギー	*	412,800
10	川内鬼太郎山風力発電事業	川内復興エネルギー合同会社	*	22,710
	その他9件			5,438
	合計			6,285,931

7 監査手続及び監査結果

補助金交付要綱、公募要領、交付申請書、実績報告書、支出命令書等の関係書類を確認した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金交付要綱の第5条 交付の申請 において事業者は、「補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない」と規定し、同交付要綱第16条 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 においては、「補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式13による消費税額及び地方消費税の額の確定に伴

う報告書を速やかに知事に提出しなければならない」と規定している。しかし、平成31年度福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金公募要領においては、1(6)補助対象経費算出の留意点について ア 補助対象とならない費用(ア)に「補助金に消費税分は含まれません」とあり、補助対象経費にそもそも消費税を含めないこととしている。交付要綱では補助対象経費に消費税等仕入控除税額を含めないことになっているが、公募要領では消費税を含めないことになっており、実際には公募要領に基づいた運用が行われている。消費税の取扱いについて消費税を申告して仕入税額控除を受けた場合のみに補助対象経費に含めないのか、すべての場合に補助対象経費に消費税を含めないのかについて、交付要綱と公募要領が整合していないため、早急に是正すべきである。

意見

浪江酒井地区第一太陽光発電事業の補助金承認申請および実績報告における提出書類、別紙4-2 事業経費の配分【複数年度】(発電設備)において本来は補助対象経費の1/10を記載すべきところに補助対象経費の1/100が記載されていた。当該誤りは書類の記載ミスということで、当該事業における実際の補助金の金額には影響を与えないが、補助金算定にあたり補助金の上限を示す重要な項目であるため提出書類の記載内容は慎重に確認すべきである。

企画調整部 地域振興課

10-4-2 地域創生総合支援事業

1 目的

住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進するため、市町村・民間団体等が実施する地域活性化の取組を支援するとともに、地方振興局を中心とする出先機関が、地域課題に機動的かつ柔軟に対応するため、地域の実情に応じて事業を企画・実施する。

2 事業内容

サポート事業

- (1) 一般枠(補助率 2/3、ただし中山間地域の場合補助率 4/5)：民間団体等が行う地域づくり活動への支援

補助上限額：5,000 千円

- (2) 地域創生・市町村枠(補助率 3/4)：地域創生の推進に資する事業を支援

補助額上限：10,000 千円

- (3) 健康枠(補助率 ①集落等、市町村 3/4、②民間団体 2/3)：東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向けた取組や、心身の健康の維持・増進を図るため地域ぐるみで行う健康づくり活動など健康長寿ふくしま・「健康」をテーマとしたチャレンジふくしま県民運動の推進に資する事業への支援

補助上限額：5,000 千円

- (4) 過疎・中山間地域集落等活性化枠(補助率 4/5)：集落等が行う再生の取組、計画づくり等を支援

補助上限額：5,000 千円(計画づくりは上限 300 千円)

- (5) 地域資源事業化枠(里山経済活性化事業)(補助率 4/5)：「働く場と収入の確保」のための地域資源を活用した事業への支援強化など

補助上限額：里山経済活性化事業 10,000 千円(里山経済活性化計画策定事業は上限 300 千円)

- (6) 地域活力創造・チャレンジ枠(補助率 9/10)：民間団体等が行う、地域に根差した収益事業の立ち上げを支援

補助上限額：3,000 千円

- (7) 地域づくり人材育成事業：地域づくりの実践者の人材育成、実践者のレベルアップを図るための講座の実施など

県戦略事業

1 振興局当たり 37,000 千円程度を配分し、各地方振興局が配分された予算の中で、地域の実情に即した形で柔軟かつ機動的に実施する。

- ・ 震災に伴う各地域固有の課題に対応、解決するために必要とする事業(地域経営事業)
- ・ 過疎・中山間地域の振興を図る事業(過疎・中山間地域振興事業)
- ・ 広域に及ぶ地域課題や、年度途中に発生する突発的な課題に対応する事業(地域連携調整事業)

3 事業期間

サポート事業

- (1) 一般枠：平成 11 年度から
- (2) 地域創生・市町村枠：平成 27 年度から
- (3) 健康枠：平成 29 年度から
- (4) 過疎・中山間地域集落等活性化枠：平成 11 年度から
- (5) 地域資源事業化枠(里山経済活性化事業)：平成 26 年度から
- (6) 地域活力創造・チャレンジ枠：平成 31 年度から
- (7) 地域づくり人材育成事業：平成 27 年度から

県戦略事業

平成 28 年度から

4 財源

原子力災害等復興基金、被災者支援総合交付金、地方創生推進交付金、一般財源

5 予算額・決算額の推移 (単位：千円)

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	823, 711	848, 460	815, 900
決算額	784, 695	801, 675	748, 967

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
(サポート事業)		
一般枠	201, 484	189, 411
地域創生・市町村枠	258, 065	241, 092
健康枠	47, 069	42, 518
過疎・中山間地域集落等活性化枠	21, 164	20, 140
地域資源事業化枠	10, 000	9, 873

地域活力創造・チャレンジ枠	22,211	19,643
地域づくり人材育成事業	944	68
事務費	1,650	1,145
小計	562,587	523,890
(県戦略事業)		
県戦略事業	245,417	217,229
事務費	114	66
小計	245,531	217,295
(国庫返還金)	7,119	7,119
(復興基金積戻し)	663	663
合計	815,900	748,967

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
(サポート事業)		
報償費	724	94
旅費	940	458
需用費	448	321
役務費	330	295
使用料及び賃借料	122	46
負担金、補助及び交付金	560,023	522,676
小計	562,587	523,890
(県戦略事業)		
報償費	0	2,278
旅費	8	7,154
需用費	33	12,601
役務費	14	2,327
委託料	0	154,342
使用料及び賃借料	59	3,652
負担金、補助及び交付金	245,417	34,916
補償、補填及び賠償金	0	25
小計	245,531	217,295
(国庫返還金)		
償還金、利子及び割引料	7,119	7,119
(復興基金積戻し)		

積立金	663	663
合計	815,900	748,967

6 事業内容及び概要

(1) サポート事業

地方振興局ごとの補助金の内訳は以下のとおりである。

地方振興局	金額（千円）
県北地方振興局	56,488
県中地方振興局	104,020
県南地方振興局	69,811
会津地方振興局	129,300
南会津地方振興局	46,419
相双地方振興局	69,068
いわき地方振興局	47,570
合計	522,676

会津地方振興局の事業から 12 件（61,520 千円）について補助金の申請から支払に係る書類について調査を行った。調査を行った具体的な補助対象事業は以下のとおりである（単位：千円）。

	事業名	事業主体	補助金
1	野口英世記念ふくしま国際音楽祭 2019	野口英世記念ふくしま国際音楽祭実行委員会	3,706
2	バルーンのまちづくり・広域交流促進事業	喜多方観光物産協会	4,067
3	ふるさとおこし推進事業	湯川村ふるさとおこし協議会	4,250
4	会津若松市ナイトタイムエコノミー推進事業	会津若松市ナイトタイムエコノミー推進協議会	4,250
5	西会津町ワークインレジデンス事業	西会津町	10,000
6	台湾交流推進事業	三島町	4,026
7	昭和村の魅力発信！喰丸小を拠点とした交流・観光推進事業	昭和村	7,844
8	只見線復興に向けた観光資源再評価・地域活性化事業	奥会津五町村活性化協議会	4,958
9	三島町元気で長生き推進事業～目指せ！健康寿命+10歳（プラステン）～	三島町	3,765

10	美しい村（地区）プライド創成プロジェクト	三島町	3,384
11	一番小さい村から発信！会津の真ん中でアイ斯拉ボ	合同会社ドゥミール	9,700
12	福祉×環境×観光（WES）連携による地域活性化事業	NPO法人くるりんこ	1,570

(2) 県戦略事業

地方振興局ごとの事業費は以下のとおりである(単位：千円)。

地方振興局	金額
県北地方振興局	25,500
県中地方振興局	33,204
県南地方振興局	31,280
会津地方振興局	31,771
南会津地方振興局	30,382
相双地方振興局	33,926
いわき地方振興局	31,166
本庁（事務費）	66
合計	217,295

会津地方振興局の事業から1件(20,433千円)について委託に関する公募から契約、実績報告、支払に係る書類について調査を行った。調査を行った具体的な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	事業主体	補助金
「学べる磐梯山」総合型プロモーション企画による情報発信委託業務	株式会社B a r b a r a P o o l	20,433

7 監査手続及び監査結果

(1) サポート事業

交付金交付申請書、変更承認申請書、実施報告書、交付請求書、支出命令書等を検討した。意見については次項のとおり。

(2) 県戦略事業

公募要領、委託契約書、実績報告書、支出命令書等の関係書類を検討した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

地域活性化のサポート事業において、会津地方振興局では当該局が作成した「実績報告チェックシート」を実績確認の際に提出させることにより、当該局の指導監督の一助としている。最低限検証すべき事項をチェックシートにまとめて、自主点検させているのは望ましい。しかし、その「実績報告チェックシート」において「取得予定価格が総額 10 万円以上（税込）に関しては原則としては 2 者以上の相見積を添付している」と記載された項目において、実際とは異なる回答をしていたり、チェックシートの項目の一部が空欄であったり、と不十分な箇所が散見された。この点について、県の担当者によると、市町村が申請者となっている事業について、支払いに関しては市町村の「支出命令書」の写しで可としており、チェックリストの領収書等については、チェックを省略する取扱（チェック空欄）としていたとのことであり、チェックシートの項目の一部が空欄であるものすべてが不備とはいえないとのことであった。しかし、これでは領収書を確認していない場合と峻別できないではないか。そのような場合にはチェックシートに「支出命令書」の写しで確認したチェック欄を設定する必要があるだろう。現状ではチェックシートが中途半端にしか機能していない。県の指導監督の一環としてチェックシートを作成するのであれば、必ずしも不備とはいえないといった不明瞭な余地を残すのではなく、白黒をハッキリ判別できるレベルまでチェックシートを作り込んだ上で、作成者欄、確認者欄を設けて責任区分を明確し、管理手段として十分に機能するレベルまで作り込んだ上で使用すべきである。中途半端なレベルのものであれば、使用すべきではない。

IV 避難地域復興局

避難地域復興局 生活拠点課

3-1-1 生活拠点コミュニティ形成支援事業

1 目的

避難先における新たな生活拠点の形成を支援するため、支援員（コミュニティ交流員）を配置し、交流活動を促進する。

2 事業内容

(1) 生活拠点におけるコミュニティ維持・形成：73 団地、4,890 戸の復興公営住宅に支援員（コミュニティ交流員）を配置し（73 人計画）、交流活動の企画・運営、団地の自治組織の立上げや地域との対話の場づくりを進めるなど、復興公営住宅の入居者同士や地域との橋渡しを担う。

(2) 団地自治組織の自立及び活性化：団地の自治組織が自発的、主体的に取り組む活動を後押しすることにより、コミュニティ機能の強化や自治活動の活性化を図る。

3 事業期間

平成 26 年度から

4 財源

長期避難者生活拠点形成基金、被災者支援総合交付金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	326,960	351,867	266,363
決算額	325,098	344,490	233,500

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

小事業	予算額	決算額
ア 生活拠点におけるコミュニティ維持・形成	264,617	232,195
イ 団地自治組織の自立及び活性化	1,746	1,305
合計	266,363	233,500

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
旅費	153	19
需用費	258	232
役務費	26	21
委託料	264,080	231,896
使用料及び賃借料	100	25
負担金、補助及び交付金	1,746	1,305
合計	266,363	233,500

6 事業内容及び契約の概要

(1) 生活拠点におけるコミュニティ維持・形成

本業務は原子力災害により長期の避難を余儀なくされた方々の居住の安定を図るため、復興公営住宅を中心とした生活拠点のコミュニティ形成を支援するという本県特有の特殊な業務であり、コミュニティの形成には、入居者や地域の方々との信頼関係を構築することが求められ、信頼関係の構築には時間がかかることから同一事業者（特定非営利活動法人みんぷく）による継続した支援を行うことが不可欠となることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、単独随意契約となっている。

- ア 復興公営住宅入居者が入居者同士や地域住民との交流を深め、新たな関係を築いていくため、その橋渡しを担う支援員(コミュニティ交流員)の配置・管理
- イ 避難先における新たな生活拠点の形成に向けたコミュニティ形成支援を図るため、交流会(各団地とも原則月 1 回以上)開催、復興公営住宅地内の自治組織の形成、交流活動が継続する仕組みづくりの構築
- ウ 生活拠点のコミュニティ形成を図るための業務(発注者が認める受託者からの提案による業務)
- エ コミュニティ交流員の資質向上を図るための研修及び活動の取組を周知するための広報、報告会の開催
- オ 復興公営住宅のコミュニティ形成に関する調査・レポート
- カ 関係機関(行政機関・支援団体)との連絡・調整
- キ 経理業務

(2) 団地自治組織の自立及び活性化

団体自治組織の自立化及び活性化を支援するため「復興公営住宅自治活性化事業補助金交付要綱」により 12 の自治組織の交流事業に対して自治活性化補助金を交付した。

7 監査手続及び監査結果

(1) 生活拠点におけるコミュニティ維持・形成

単独随意契約にした理由、契約手続、実績報告、支出命令等に関して監査した。

(2) 団地自治組織の自立及び活性化

自治活性化補助金交付先 12 件のうち 1 件（147 千円）を抽出して補助金の申請から実績報告、支出命令まで監査した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項

(1) 支出負担行為調書について

支出負担行為調書（集合調書・変更）（件名：生活拠点コミュニティ形成支援業務、変更件名：額の確定に伴う変更（31 年分））に関して当初の支出負担行為額及び支出行為済額計、合計支出負担行為額の 3 つの項目の金額が二重線で消され、金額が修正されていた。担当者からのヒアリングによると事業期間が 2 年であるため、当初の支出負担行為額及び支出行為済額計、合計支出負担行為額に記載するのは 2 年間の合計金額とすべきところを平成 31 年度の単年度のみ金額を記載していたために、出納局に指摘されてそのままの状態であるとのこと。決裁済みの文書の金額が二重線で修正された状態で保管されているのは、上長の承認や決裁の実効性に疑念を抱かざるを得ない。決裁後に誤りを発見した場合には修正後の内容で文書を作成し、上長が確認し、決裁すべきである。

(2) 「生活拠点におけるコミュニティ形成支援業務仕様書」について

「生活拠点におけるコミュニティ形成支援業務仕様書」の別紙「業務実施対象地区一覧」に公営団地ごとの実施予定の業務実施内容を記載するために、表の先頭行に仕様書本体に記載された業務実施内容を参照する形式で、「5(2)ア㍉」、「5(2)㍉」と記載されているが、「生活拠点におけるコミュニティ形成支援業務仕様書」に「5(2)ア㍉」、「5(2)㍉」は存在しない。担当者からのヒアリングによると「5(2)ア㍉」、「5(2)㍉」はそれぞれ「6(2)ア㍉」、「6(2)㍉」の誤りであるとのこと。仕様書に誤りがあれば委託先の実際の業務に影響を及ぼすおそれがあるため早急に是正すべきである。

意見

(1) 単独随意契約における消費税の取扱いについて

生活拠点におけるコミュニティ維持・形成の委託に関する契約及び見積にあたり作成された文書「契約の方法及び見積の条件」には、「見積に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とする」と記載されており、当該方法で見積における消費税額が計算されている。

令和元年度長期避難者生活拠点コミュニティ形成支援業務内訳書によると税抜の見積額全体の 292,302 千円のうち、7割程度を占める 201,737 千円は消費税不課税となる人件費（通勤手当は除く）である。委託料が事業終了後、実績に基づき精算されるにしても、見積に基づいた概算額がいったんは委託先に支払われている状況を鑑みると、一定水準以上の見積の精度は求められるべきであると思う。不課税である人件費を含んだ金額の 100 分の 10 に相当する額とするのは、見積の精度に疑問をもたざるを得ない。消費税の額は、人件費を除いて計算する等により、明らかに消費税がかからない部分は考慮すべきである。

避難地域復興局 避難地域復興課、原子力損害対策課

8-1-1 福島県事業再開・帰還促進事業交付金事業

1 目的

避難指示解除後も、さまざまな理由により住民の帰還が十分に進んでいるとは言い難い区域に対し、事業者の事業再開支援を目的として需要の喚起を図り、住民及び事業者の帰還を促進する。

2 事業内容

避難指示等の対象である被災 12 市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、12 市町村の事業者の自立に向けて、事業や生業の再建等を支援する必要があることから、「福島相双復興官民合同チーム」による戸別訪問の結果を踏まえ、事業者が帰還し再開できるような環境を整備するため、地元事業者からの購入を促す取組など、被災 12 市町村がおのおの実情を踏まえ実施する需要喚起や住民の帰還を後押しする取組に対し、交付金を交付する。

3つの事業から市町村が実施事業を選択する（全事業でも1事業でも可）。

(1) 帰還時必要物品等に係る割引実施事業

住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部を補助する。

(2) プレミアム付事業再開・帰還促進券事業

需要を喚起し被災地域の経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に係る経費の一部を補助する。

(3) 集客効果を高めるイベント事業

商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるイベント等の実施に必要な経費の一部を補助する。

3 事業期間

平成 28 年度から令和 2 年度

4 財源

福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金（国庫補助）

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	1, 373, 526	1, 508, 378	1, 711, 874
決算額	955, 688	1, 336, 548	1, 465, 576

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
報償費	308	114
旅費	105	0
使用料及び賃借料	105	9
負担金、補助及び交付金	1, 711, 356	1, 465, 453
合計	1, 711, 874	1, 465, 576

負担金、補助及び交付金の支出先は次のとおり

受託者	決算額
田村市	115, 597
南相馬市	632, 648
川俣町	72, 843
広野町	94, 201
檜葉町	134, 735
富岡町	96, 945
川内村	63, 566
浪江町	161, 486
葛尾村	20, 563
飯館村	72, 869
合計	1, 465, 453

6 事業内容及び概要

避難指示等の対象である被災 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）において、事業者が帰還を判断しやすい環境を整備することを目的として、市町村が実施する需要を喚起する取組に対して、福島県が「福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱」により交付金を交付する。(1)の商品の割引に要する経費は、割引率上限 30%、(2)のプレミアム券の換金に要する経費は、プレミアム率上限 50%、(3)のイベント実施に要する経費は、上限 1 件当たり 400 万円などを交付要件とする。

南相馬市への交付金を具体的な監査対象としたが、監査対象事業概要は次のとおり。

(単位：千円)

事業区分	事業費(申請時)	事業費(実績)	うち交付金(実績)
プレミアム付事業再開・帰還促進券事業	616,850	592,996	592,996
集客効果を高めるイベント事業	44,142	41,816	39,652
合計	660,992	634,812	632,648

(1) プレミアム付事業再開・帰還促進券事業

実施主体	南相馬市事業再開・帰還促進プレミアム商品券実行委員会(構成団体：小高商工会、鹿島商工会、原町商店連合会、原町商工会議所、南相馬市)
商品券概要	1冊1万5千円分(共通券千円×8枚、専用券千円×7枚綴)を1万円で販売
発行総額	15億4,537万5千円
プレミアム率	50%
購入限度額	1人5冊まで
工夫点等	大規模店での利用が集中し、小規模店の事業再開等が阻害されることがないように、一冊あたりの構成を共通券千円×8枚、専用券千円×7枚とし、共通券は全ての事業参加店で利用可、専用券は売場面積500㎡未満の事業参加店のみで利用可とすることで、小規模店舗へ買い物に行く機会の促進を図った。

(2) 集客効果を高めるイベント事業

(単位：千円)

	事業名	交付金
1	おだか夏まつり2019	3,879
2	南相馬市プレミアム商品券で3倍わくわくセール	2,573
3	相馬野馬追集客促進事業	3,922
4	南相馬市プレミアム商品券に伴うダブルチャンスFINAL	3,467
5	第16回春の市民まつり	1,908
6	プレミアム商品券でトリプルチャンスのお買物	3,306
7	原町区中央通り商店会朝市朝茶会・レシートラリー	616
8	おだか秋まつり	2,325

9	かしま産業祭	1,848
10	南町一丁目イルミネーション&買い物ラリー事業	1,000
11	四商店会合同イルミネーション事業	3,000
12	あきいち 2019	3,808
13	もとまちマルシェ	3,000
14	栄町まつり うまいもの市とスタンプラリー事業	1,000
15	冬まつり in はらまち 2020	4,000
	合計	39,652

7 監査手続及び監査結果

南相馬市への交付金について、交付金交付申請書、実績報告書、交付請求書、支出命令書等の関係書類を検討した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

実施事業に関して、各市町村が3つの事業から選択することとなっているが、平成31年度において南相馬市で実施されたのは「プレミアム付事業再開・帰還促進券事業」と「集客効果を高めるイベント事業」のみであり、「帰還時必要物品等に係る割引実施事業」が南相馬市を含め12市町村において全く実施されておらず、過去にも平成28年度に浪江町で実施されたのみである。当該事業は、住民が帰還し生活再開するのに必要となる品物の一括購入時に割引をした商店等の事業者を補助するものであるが、生活するための品物を一括購入する機会はそれほど多くはなく、また、例えば、プレミアム付事業再開・帰還促進券事業で交付したプレミアム商品券を使っても、生活するのに必要な品物が買うことができるため、当該事業を選択するメリットが見出し難い。12市町村の厳しい事業環境を鑑み、事業や生業の再建等のために確保された予算を有効に活用するためにも、一括購入の場合は割引率を上げること等を国や市町村と協議することによって、選択肢を広げ、事業者や住民にとってより使いやすい制度にすべきと思われる。

V 文化スポーツ局

文化スポーツ局 スポーツ課

5-1-6 スポーツふくしまライジングプロジェクト

1 目的

国民体育大会等全国大会で上位入賞できる競技種目や競技力の落ち込みが見られるジュニア世代を重点的に支援し、2020年東京オリンピック開催を契機としたスポーツに対する機運の高まりを適切に捉え、本県スポーツのさらなる活性化と競技力向上を一体的に推進することで、競技力の底上げを図る。

2 事業内容

補助事業者が体育・スポーツ選手の育成強化事業、国民体育大会競技用具輸送事業、その他体育・スポーツ等の振興事業に関する事業を行う場合に、当該事業に要する経費について、補助事業者に対して交付する。なお、当事業における補助事業者は、公益財団法人福島県体育協会である。

3 事業期間

平成31年度から令和3年度

4 財源

福島特定原子力施設地域振興交付金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	—	—	120,175
決算額	—	—	119,743

(2) 平成31年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
一般競技強化合宿支援事業	83,015	82,595
指定競技強化合宿支援事業	13,170	13,440
ターゲット競技発掘事業	4,532	4,250
ジュニア強化指定事業	19,458	19,458
合計	120,175	119,743

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
負担金、補助及び交付金	120,175	119,743

6 事業内容及び概要

補助対象事業は以下のとおりである。

(1) 一般競技強化合宿事業

国民体育大会等全国大会における上位入賞や国民体育大会ブロック大会突破を目指し、県内各競技団体がアドバイザーコーチの招聘及び強化練習会等実施に要する費用を支援し、本県選手の競技力の向上を図る。

(2) 指定競技強化合宿支援事業

直近他の大会等において優秀な成績を収めるなど、当該年度開催予定の国民体育大会において、入賞が期待できる競技団体を指定して重点的に支援を行う。また、当該年度開催国民体育大会において優秀な成績を収めた競技団体を指定し、オフシーズンの競技力強化の充実を図る。

(3) ターゲット競技発掘事業

国民体育大会正式競技種目において、選手層が薄いもしくは全国的に競技普及率が低く、焦点的に支援することで短期間のうちに得点獲得が期待できる競技種目の指定・強化を図る。

(4) ジュニア強化指定事業

スポーツ活動の基礎である県内中学校運動部・高等学校運動部・クラブチームまたはジュニア選手を指定して支援を行い、恒常的な競技の普及、振興及び競技力の維持・向上を図る。

負担金、補助及び交付金（総額 119,743 千円）のうち、サンプルで 12 件（32,106 千円）監査対象とした。監査対象とした事業は下記のとおりである

(単位：千円)

小事業	団体名	補助金
一般競技強化合宿事業	陸上競技協会	7,190
	水泳連盟	5,670
	スキー連盟	3,970
	ソフトボール協会	3,916
	ウエイトリフティング協会	4,840

指定競技強化合宿支援事業	陸上競技協会	1,990
	水泳連盟	380
	スキー連盟	250
	ソフトボール協会	710
	ウエイトリフティング協会	1,340
ターゲット競技発掘事業	ラグビーフットボール協会	850
ジュニア強化指定事業	学校法人石川高等学校(陸上競技)	1,000

県は補助金を公益財団法人福島県体育協会に交付し、県内各競技団体へは、当該公益財団法人を介し間接的に補助金を交付している。県は当該公益財団法人に交付しているのは競技団体に支払う補助金相当額であり、当該公益財団法人の人件費等経費は交付していない。

一般強化合宿事業、指定強化合宿事業の対象となった陸上、ウエイトリフティングでは、国民体育大会で優勝者を出し、ターゲット事業の対象となったトランポリン、ビーチバレーでは入賞者を出すなど、一定の成績を収めている。

7 監査手続及び監査結果

交付要綱、交付申請書、実績報告書、支出命令書等の関係書類を検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

1 目的

平成 29 年 3 月、県営あづま球場での東京 2020 オリンピック野球・ソフトボール競技開催が正式に I O C で決定されたことを受けて、競技開催の準備のほか、大会開催を一過性のものとせず、オリンピックの持つ力を本県復興や 2020 年以降の地域振興等に繋げるため、オールふくしまでの取組の展開を行い、競技開催に向けた準備調整や機運醸成を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 東京 2020 大会ふくしま開催準備等事業

東京オリンピック野球・ソフトボール競技の開催準備に関する各種調整等を行うほか、テストイベントの開催、その他大会プログラムに大きく関連する聖火リレーや都市ボランティア、ライブサイト、シティ装飾等に関する取組、当該進捗等の情報共有等のための会議開催等を行う。

(2) 東京 2020 ふくしま大交流プロジェクト

東京 2020 大会に向け、多様な主体の連携したアクションを生み出し、活性化させる効果的な取組等を実施し、2020 年の機運醸成や世界への発信はもとより、2020 年以降を見据えた取組を推進する。

(3) スポ・ボラレガシー化事業

ボランティア文化が東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機に、スポーツボランティアに関心の薄い県民やスポーツボランティアを必要とする団体等に情報提供を行い、スポーツボランティアの裾野拡大を図るとともに、東京 2020 大会後もスポーツボランティア参加者が継続的に活躍できる体制を構築する。

3 事業期間

平成 27 年度から令和 2 年度

4 財源

地域活性化及び生活対策基金、一般財源、財産収入、諸収入

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	68,283	101,734	589,210
決算額	52,614	90,174	503,756

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
東京 2020 大会ふくしま開催準備等事業	503,522	420,780
東京 2020 ふくしま大交流プロジェクト	82,259	79,613
スポ・ボラレガシー化事業	3,429	3,363
合計	589,210	503,756

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
東京 2020 大会ふくしま開催準備等事業	共済費	297	310
	賃金	1,969	1,871
	旅費	4,828	4,674
	需用費	4,502	4,319
	役務費	750	717
	委託料	424,729	350,319
	使用料及び賃借料	9,252	9,212
	物品購入費	335	334
	負担金、補助及び交付金	56,783	48,943
	補償、補填及び賠償金	77	76
	小計	503,522	420,780
東京 2020 ふくしま大交流プロジェクト	報酬	3,520	3,372
	共済費	537	507
	報償費	206	205
	旅費	2,597	2,493
	需用費	2,775	2,075
	役務費	250	248
	委託料	66,526	66,186
	使用料及び賃借料	401	255
	負担金、補助及び交付金	5,447	4,267

	小計	82,259	79,613
スポ・ボラレガシー化事業	報償費	55	24
	旅費	4	0
	需用費	16	0
	役務費	14	8
	委託料	3,331	3,330
	使用料及び賃借料	9	0
	小計	3,429	3,363
	合計	589,210	503,756

6 事業内容及び概要

具体的に監査対象としたのは、委託料と補助金である。

委託料の内訳は次のとおりであり、*印を具体的に監査対象とした。

(単位：千円)

小事業	委託事業	*	金額
東京 2020 大会ふくし ま開催準備 等事業	福島県トレーニングキャンプガイドブック第2版一部 修正業務委託		1,058
	TOKYO2020 に向けた情報発信ウェブサイト運営保 守業務委託		1,224
	東京 2020 オリンピック聖火リレー福島県内リレー運営 等に係る関連業務委託	*	250,929
	福島県都市ボランティア管理運営業務(平成 31 年度分)	*	52,508
	平成 31 年度福島市内暑熱環境測定業務委託		2,179
	東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連装飾業務 (県内主要駅等)		5,999
	東京 2020 オリンピック・パラリンピック都市装飾業務 (大会ルック装飾)	*	12,100
	東京 2020 オリンピック競技開催に係る記念碑・銘板制 作等業務		8,252
	東京 2020 マスコット派遣業務委託		1,044
	ふくしま大交流フェスタ 2019「曲技飛行VR体験」企 画運営業務委託		1,070
	福島県東京 2020 ライブサイト事業計画及び実施業務委 託(平成 31 年度分)		5,000
	その他 20 項目		8,956

	合計		350,319
東京 2020 ふくしま大 交流プロジ ェクト	ふくしま野球・ソフトボールドリーム b e y o n d 2020 ボールパークピクニック！開催業務委託		8,518
	東京 2020 ふくしま大交流プロジェクト(BCリーグ公 式戦発信事業)		1,033
	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 1 年 前カウントダウンイベント実施業務委託	*	20,453
	旧国立競技場炬火台台座等設置業務委託		3,040
	東京 2020 オリンピック・パラリンピック機運醸成事業 業務委託	*	26,576
	相双地方振興局(レガシー創出大交流モデル事業実施 費)		2,881
	いわき地方振興局(レガシー創出大交流モデル事業実施 費)		1,515
	その他 5 項目		2,170
	合計		66,186
スポ・ボラ レガシー化 事業	スポーツボランティア研修会開催等業務委託	*	3,330

なお、委託料の監査対象とした上表*印の委託先は下記のとおりである。

委託事業	委託先
東京 2020 オリンピック聖火リレー福島県 内リレー運営等に係る関連業務委託	株式会社電通東日本福島営業所
福島県都市ボランティア管理運営業務(平 成 31 年度分)	株式会社 J T B 福島支店福島オフィス
東京 2020 オリンピック・パラリンピック 都市装飾業務(大会ルック装飾)	株式会社ジェイアール東日本企画
東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会 1 年前カウントダウンイベント 実施業務委託	株式会社ライト・エージェンシー
東京 2020 オリンピック・パラリンピック 機運醸成事業業務委託	株式会社セレスポ福島支店
スポーツボランティア研修会開催等業務 委託	N P O 法人うつくしまスポーツルーターズ

補助金及び負担金の内訳は次のとおりであり、*印を具体的監査対象とした(単位：千円)。

東京 2020 大会ふくし ま開催準備 等事業	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催 準備事業補助金	* 注 1	22,784
	福島県事前キャンプ誘致活動等支援事業補助金		7,517
	第 29 回世界少年野球大会福島大会実行委員会負担金	*	12,232
	第 43 回日米大学野球選手権大会福島県開催費用負担金		2,000
	2019 プロ野球イースタン・リーグ公式戦 楽天 v s 日 本ハム		4,000
	その他 4 項目		410
	合計		48,943
東京 2020 ふくしま大 交流プロジ ェクト	福島県レガシー創出大交流ステップアップ補助金		3,941
	その他 3 項目		326
	合計		4,267

注 1：市町村等へ交付された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業補助金 28 件のうちサンプルで 1 件 (2,900 千円) を監査対象とした。

東京 2020 大会ふくしま開催準備等事業の「東京 2020 オリンピック聖火リレー福島県内リレー運営等に係る関連業務委託」に関して、国内の聖火リレーは、令和 2 年 3 月 26 日に福島県楡葉町・広野町の「ナショナルトレーニングセンターJ ヴィレッジ」からスタートする予定であったが、同 3 月 24 日に東京 2020 大会の延期が発表され、これに伴い聖火リレーも延期することが決定された。その結果、県は多額のキャンセル料等を含めて当該事業に関して 250,929 千円を支出した。県では大会延期に伴う財政負担が生じないように措置を講じることを、令和 2 年 6 月及び 11 月に、国に対して要望を行っている。

7 監査手続及び監査結果

委託料のうち、抽出した(*)委託業務に関して、委託先の選定に関わる入札手続について担当者に質問するとともに、実施要領、契約書、実施報告書、支出命令等の書類を検討した。

補助金及び負担金の内、抽出した(*)補助金に関して、交付要綱、交付申請書、実績報告書、支出命令書等の関係書類を検討した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

設計書の参考となる見積書の徴取について

東京 2020 ふくしま開催準備事業の委託事業、「福島県都市ボランティア管理運営業務」に関して、福島県都市ボランティア管理運営業務委託公募型（事業企画型）プロポーザル実施要領には委託費の上限が 146,090,000 円（消費税及び地方消費税を含む）と記載があり、当該上限金額は県が 1 社のみに依頼した見積を参考に作成した設計書により決定された。なお、当該見積の依頼先の名称について県の担当者は、同社に信用上の不利益をあたえるおそれがあり、また、同社からも同意を得ていないため公表は控えてほしいとのことであるが、その後の公募型プロポーザルの参加者に含まれる。見積の相手先に依頼して回答があった当該見積の経費積算総額の合計は 146,088,624 円であり、当該金額とほぼ同額が公募型プロポーザル実施要領の委託費の上限に設定されている。公募型プロポーザルには 2 社が応募し、審査会を経て株式会社 J T B 福島支店福島オフィスを最優秀提案者として平成 31 年度及び令和 2 年度の合わせた契約額 146,078,520 円（うち消費税及び地方消費税 13,279,865 円）で委託先に選定した。競争入札とは異なり、経済性の観点からは県が設定する上限金額が重要となる。福島県都市ボランティア管理運営業務委託公募型（事業企画型）プロポーザル実施要領の上限金額を決定するにあたっては、当該業務を遂行するにあたり本当に必要な金額を判断するために、1 社のみではなく複数社から見積をとるべきであったと思う。

VI 生活環境部

生活環境部 自然保護課

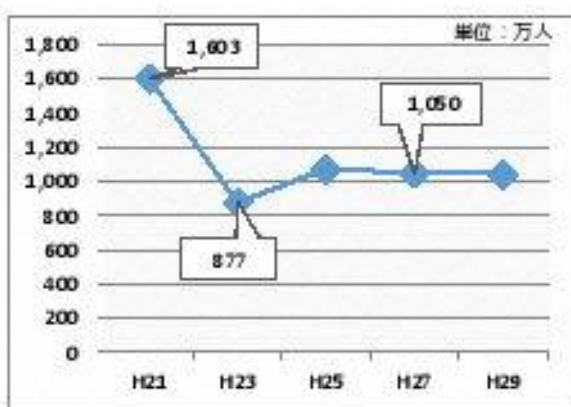
1-2-12 ふくしまグリーン復興推進事業

1 目的

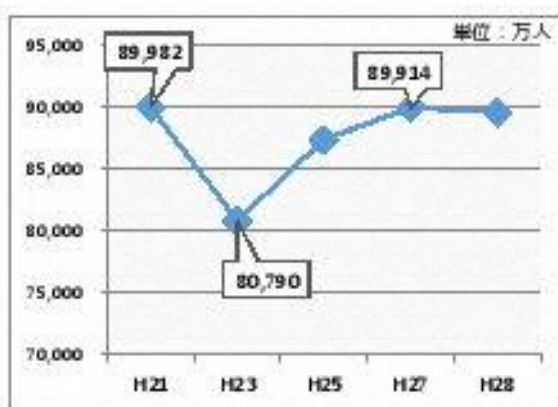
震災以降利用者が減少した自然公園について、自然資源や地域資源の活用によるさらなる魅力の向上と創出に向けた取組を環境省と連携して行い、利用者数の拡大と地域振興を図る。

2 事業内容

震災・原発事故以降、福島県の自然公園利用者数は急激に落ち込み、今もなお震災前の7割に満たない横ばいの状況が続いている。これら自然公園が持つ魅力のさらなる向上と創出に向け、環境省との協働による「ふくしまグリーン復興構想（仮称）」を戦略的に推進し、国立・国定公園を中心とした取組を展開することにより、環境保全との両輪による利用者数の増、それに伴う交流人口の拡大による持続可能な地域の活性化、復興加速を目指す。



グラフ1 福島県内の自然公園利用者数推移



グラフ2 全国の自然公園利用者数推移

3 事業期間

平成 31 年度から

4 財源

地方創生推進交付金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	—	—	47,099
決算額	—	—	46,076

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額
報償費	267	0
旅費	2,371	1,795
需用費	428	398
役務費	120	119
委託料	43,520	43,520
使用料及び賃借料	393	243
合計	47,099	46,076

6 事業内容及び契約の概要

	小事業	内容
1	来て。撮って！自然公園ビューポイント整備事業	奥会津地域を中心とした自然公園における優れた景観（ビューポイント）を訪日外国人等の視点で 50 カ所選定。選定されたビューポイントについて、標識の設置を 15 カ所程度実施し、訪日外国人旅行者を含めた利用者の増加を図る。
2	アクティビティサポート施設基本調査事業	アクティビティの充実を図るため、必要施設の調査、検討等を行う。
3	自然公園資源活用調査事業	只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園の編入に向けた公園計画の点検のための調査・検討を行う。 既存文献調査（自然環境、利用状況、社会環境、法制限等） 現地調査（利用施設調査、ヒアリング調査）

4	ふくしまグリーン復興推進プロモーション事業	専用のホームページ、パンフレットを作成し、構想に基づく事業の進捗や周知を行う。また、ロゴマークを作り構想に基づく事業や取組において統一的に使用する。
5	ふくしまグリーン復興推進体制整備事業	ふくしまグリーン復興構想に基づく取組を推進するため、環境省、市町村や関係団体からなる「ふくしまグリーン復興推進協議会」において、さらなる連携を図る。

福島県は喜多方市など六市町に広がる只見柳津県立自然公園（昭和 26 年に県立公園指定）を福島、新潟両県にまたがる越後三山只見国定公園（昭和 48 年国定公園指定）に編入させる手続きに入る。両公園の現状と将来像を見据えて、公園の適正な保護と利用のため、自然公園内の自然資源などを詳しく調査した上で、JR 只見線の全線再開通するタイミングを視野に入れながら編入を目指す。環境省の認可を得て国定公園になると、施設整備に国の補助が受けられる。一帯のブランドイメージ向上と合わせ、観光客の受け入れ体制の充実を図る。



企画プロポーザルによる入札契約について監査対象とした

節	金額（千円）	相手先	事業内容
委託料	25,700	東武トップツアーズ株式会社	来て。撮って！自然公園ビューポイント整備事業
委託料	17,820	アジア航測株式会社	越後三山只見国定公園における公園計画点検のための調査・検討業務
合計	43,520		

7 監査手続及び監査結果

委託契約に関する入札公告、入札手続、契約書、完了届、実績報告書、成果品、請求書、支出命令書について検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 自然保護課

1-2-13 スタートアップふくしま尾瀬事業

1 目的

尾瀬の優れた自然環境を体感するツアーやアウトドア関連企業との連携による尾瀬の魅力体験するフェスティバル等を開催するとともに、SNS、動画、雑誌、多言語対応ガイドブックなどを活用した国内外への情報発信により「ふくしま尾瀬」を広くPRする。

2 事業内容

「ふくしま尾瀬」は、福島県側にある尾瀬国立公園と、その玄関口となる檜枝岐村・南会津町の自然や文化の体験を目的としたネイチャーツーリズムを意味する。

希少な自然にふれる尾瀬のトレッキング、独自の歴史を歩み続けた檜枝岐村や南会津町の文化イベントなど、「ふくしま尾瀬」ではたくさんの発見と体験ができる。



3 事業期間

平成30年度から

4 財源

地方創生推進交付金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	—	35,078	51,427
決算額	—	34,042	50,674

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額
旅費	626	474
需用費	283	107
役務費	103	18
委託料	50,159	50,049
使用料及び賃借料	181	25
負担金、補助及び交付金	75	0
合計	51,427	50,674

6 事業内容及び契約の概要

尾瀬は、福島県、群馬県、新潟県、栃木県の4県にまたがり、本州最大の高層湿原である「尾瀬ヶ原」や「尾瀬沼」、周囲の山岳からなり、平成19年に「日光国立公園」から分離独立し、「尾瀬国立公園」として指定された一帯である。

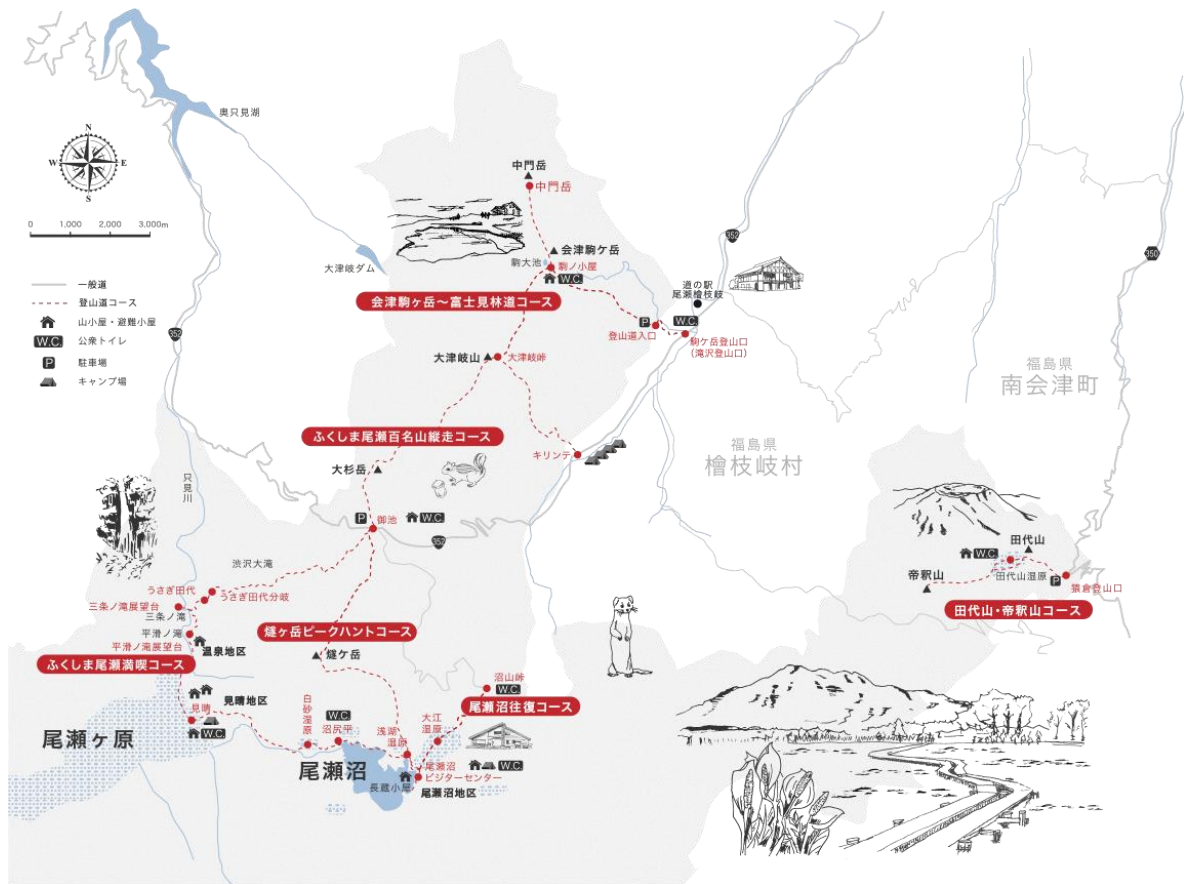
高山植物の宝庫であり、その種類の多さだけでなく、動物や地形的環境などそれらを取り巻く生態系そのものが大変貴重である。日本百名山の一つでもあり、東北最高峰の「燧ヶ岳」、「会津駒ヶ岳」などを有している。

開発から尾瀬の自然を守る市民運動が展開されたことから、「自然保護運動の原点」とも言われるほか、昭和35年には「特別天然記念物」として指定されている。また平成17年には「ラムサール条約湿地」として登録されている。

尾瀬の入山口にある「檜枝岐村」は、人口533人（令和2年7月現在）の日本一人口密度の低い村である。平成29年には、村政100周年を迎え、江戸時代からの歴史ある「檜枝岐歌舞伎」（県指定重要民俗文化財）や、郷土料理「山人料理」など、檜枝岐村にしかない歴史や文化、風土をもっている。

福島県では、この貴重な福島之宝である尾瀬を保護する一方、国立公園として多くの人々に訪れて頂きたいことから、福島県側から尾瀬に入山する一帯及びその地元町村を含めて、「ふくしま尾瀬」と名付け、平成30年度から「スタートアップふくしま尾瀬事業」を展開している。

「#ふくしま尾瀬」「#fukushima_oze」をキーワードに、国内外に新しい福島イメージを発信することで多くの方々に訪れて頂くことを目的とする。



(1) 「行ってみよう、ふくしま尾瀬」プロジェクト

国内の若い世代やインバウンド対策として国内のランドオペレーター（旅行会社の依頼を受け、旅行先のホテルやレストラン、ガイドやバス・鉄道などの手配・予約を専門に行う会社のこと。）に対し、遠くても気楽にふくしまの尾瀬を楽しめることを伝え、ふくしまの尾瀬に来てもらうよう事業を実施する。

細事業	内容
モニターツアー実施事業	10人に1人程度の尾瀬認定ガイドを付けたツアーを実施することで、県内の若者や首都圏のランドオペレーターの方に尾瀬の自然環境の素晴らしさと、次世代に承継するためのマナーを学んでもらう。
フェスティバル開催事業	アウトドア関連企業の顧客をターゲットに首都圏のみならず全国から「ふくしま尾瀬」に来てもらう。
雑誌による情報発信事業	「ランドネ」等へ「ふくしま尾瀬」の記事を掲載する。



(2) 「世界に伝えよう、#ふくしま尾瀬」プロジェクト

国内外へ尾瀬をPRする動画を配信するとともに、尾瀬に来てくれた大勢の人にSNSで発信してもらうことで広く尾瀬の魅力をPRする。

また、インバウンド対策として、多言語のガイドブックを作成する。

具体的に監査対象とした契約は次のとおり。

(単位：千円)

節	金額	相手先	事業内容
委託料	3,168	株式会社日本交通公社	「行ってみよう、ふくしま尾瀬」モニタリングツアー企画運営
委託料	14,883	株式会社東北博報堂	「行ってみよう、ふくしま尾瀬」アウトドアシンポジウム企画運営
委託料	3,007	株式会社樫出版社	「ランドネ」を用いたPRのための企画編集
委託料	22,445	株式会社東北博報堂	「世界に伝えよう、#ふくしま尾瀬」プロジェクト映像配信及び懸賞事業企画運営

委託料	6,545	株式会社山と溪谷社	尾瀬多言語対応ガイドブック制作
合計	50,049		

7 監査手続及び監査結果

委託契約に関する入札公告、入札手続、契約書、完了届、実績報告書、成果品、請求書、支出命令書について検討した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

公募型企画プロポーザルにおける経済性追求について

随意契約の一種である公募型企画プロポーザルにおいても、経済性が求められることは言うまでもない。しかし、当事業における企画プロポーザル公募要項においては、「委託限度額」として契約金額上限は示されているものの、企画プロポーザルの審査基準としては、5つの審査項目の中の「実現性」というカテゴリーの中で、「積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか」という視点のみからしか評価されていない。かつ、100点満点中の5点しか配分されていない。

この記述では経済性の評価が行われていると見ることは困難だろう。すなわち、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との趣旨が反映されているとは到底言い難い。設計価格が予定価格と同額であり、プロポーザル結果通知後の提示見積価格、契約金額も同額である。結果として、委託限度額での契約金額となっている。最小の費用を追求する努力が全く見られないと言われても仕方がない状況にある。公募型企画プロポーザルにおいても最小の経費を追求する姿勢を欠いてはならない。そのための手続の改善が望まれる。

具体的な委託契約	契約の方法	参加者	4 価格
「行ってみよう、ふくしま尾瀬」アウトドアシンポジウム企画運営業務	公募型企画プロポーザル	東北博報堂 1者	同一
「世界に伝えよう、#ふくしま尾瀬」プロジェクト映像配信及び懸賞事業企画運営業務	公募型企画プロポーザル	東北博報堂 1者	同一

(注：4 価格は、設計価格、予定価格、提示見積価格、契約金額を示す)

包括外部監査人の意見に対する県側の主張は次のとおりである。県側の言う「委託限度額」の範囲であれば、契約金額の低減努力は必要ないとの姿勢こそ地方自治法の基本理念に反するのではないだろうか。

「公募型企画プロポーザル」は、明確な仕様や設計条件が設定できないなど、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務や、企画提案を審査し、創造力、技術力、経験等、その業務の内容にふさわしい者を選定する方が優れた成果を期待できる業務について、企画提案書等を提出させ、総合的に優れた企画提案をした事業者と随意契約することとなっております。

したがって、今回の事業は、「委託限度額」の範囲で最大の効果を得られる企画提案事業者と随意契約したものであります。

1 目的

避難地域におけるイノシシ等野生鳥獣被害が、住民の帰還や地域コミュニティ再構築の阻害要因となっているため、安全安心な生活環境の整備と地域コミュニティの再構築に向け、避難市町村鳥獣被害対策個別計画の円滑な実施を支援する。

2 事業内容

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難 12 市町村の一部ではそれまで居住していた住民が避難を余儀なくされた結果、住民不在の状況が続き、市街地内がイノシシ等の野生鳥獣の生息地となり、住宅地や河川内の竹林等をねぐらとし人を恐れないなど、イノシシ等の生態が変わってきた。これらのイノシシ等は、現在帰還している住民や一時帰宅をする住民、今後帰還しようとする住民も含め、今後コミュニティを再構築しようとする住民に対する大きな阻害要因となっているため、市街地から排除するなどの総合的な対策を講じることが必要である。このような状況から、イノシシにより引き起こされる被害に対して、既存の計画や制度との整合性を図りつつ、さらに協力に対策を推進する機関設置の必要性も高まってきた。これらの背景から避難地域における安全・安心な生活環境の整備を目的として、国・県・市町村・鳥獣対策の専門家が連携し、イノシシ等の野生動物対策に取り組む「避難 12 市町村鳥獣被害対策会議」が設置された。

さらに、避難地域の市町村は復興業務が多く人手が不足している上、鳥獣の対策等に詳しい者が少ないため、イノシシ等の対策を進めるための人材が必要となっている。そのため、「避難地域鳥獣対策支援員」を配置する事業を実施する。

避難 12 市町村鳥獣被害対策会議設置の経緯

年月日	内容
平成 28 年 12 月 22 日	第 2 回避難 12 市町村広域連携検討会幹事会（鳥獣被害対策会議等の方向性を確認）
平成 28 年 12 月末から	専門家チーム発足（専門家チームによる技術マニュアル作成、アドバイス等）
平成 29 年 1 月 12 日	イノシシ事故防止等危機管理研修会（12 市町村担当者等）
平成 29 年 1 月 24 日	避難 12 市町村鳥獣被害対策会議発足

参加した機関は、以下の表のとおり。

避難 12 市町村	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
福島県	生活環境部、商工労働部、農林水産部、避難地域復興局
国	復興庁、内閣府、経済産業省、環境省、農林水産省
専門家チーム	4名
一部事務組合	双葉地方広域市町村圏組合



逃げないイノシシ



人家周辺に出没している痕跡

3 事業期間

平成 26 年度から

4 財源

一般財源、県民健康管理基金繰入金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	61,065	64,036	30,302
決算額	31,634	62,657	29,331

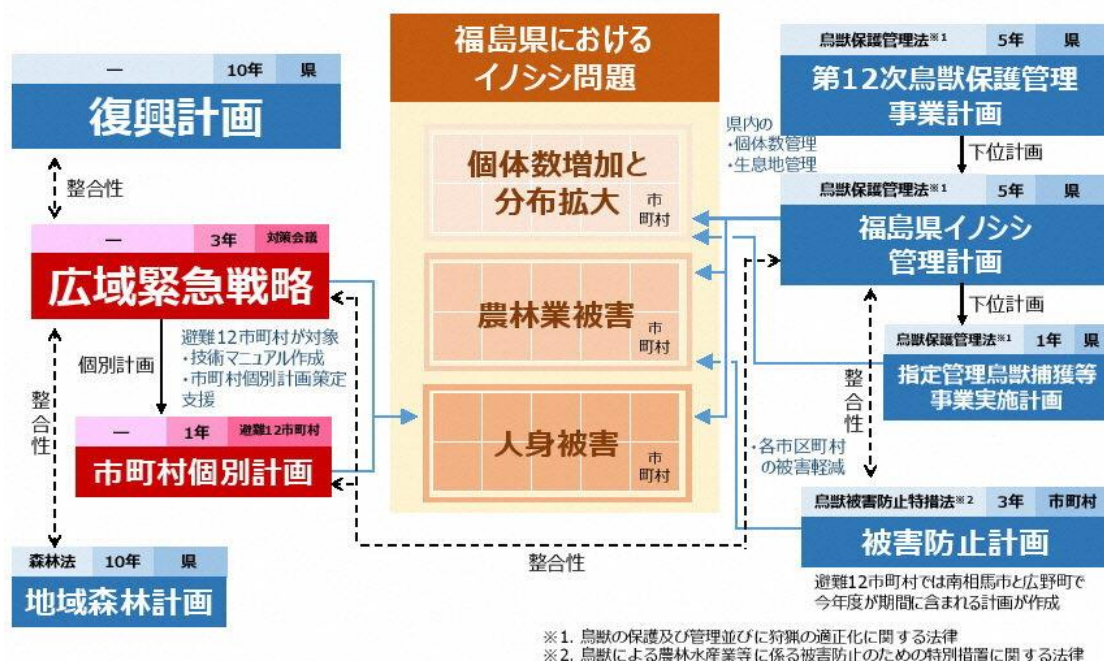
(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額
報償費	114	19
旅費	379	287
需用費	50	49
委託料	29,743	28,976

使用料及び賃借料	16	0
合計	30,302	29,331

6 事業内容及び契約の概要

関連計画と避難12市町村鳥獣被害対策会の広域緊急戦略の関係



「避難地域鳥獣対策支援員」は、市町村職員の取組を支援し、地域住民とともに鳥獣対策に取り組み、住民の帰還を促進し、新しく生まれ変わる地域を築くことでコミュニティの再構築を図るとともに、避難12市町村の鳥獣被害対策のあり方を一緒に考え、未来へ伝えることが要請される。

支援内容	具体的内容
関係者向け研修会開催	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害対策の考え方、関連法規および制度、鳥獣の知識、体制の構築について、必要な研修を実施 自治会、市町村、県の行う研修会等の開催を支援
地域住民向け研修会開催	<ul style="list-style-type: none"> 行政区会等の地域の集まりに出席し、地域にあった対策について、解説や助言を行う
現地指導・相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 現地に出向き、被害を受けた住民へ対策について助言 農地、家庭菜園、宅地への防除柵設置に当たり、技術指導や設置協力 集落環境診断の指導、実施協力

普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年4回ニュースレターを発行し、イノシシの生態や対策、支援員活動内容の情報発信を行う ・ 農業イベントに参加し、イノシシの生態や対策についてポスター展示、解説を行う ・ 防除柵について、準備編、電気柵編、ワイヤーメッシュ編のチラシを作成
野外調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全域でイノシシ痕跡調査を行う ・ 電波受信器によるニホンザルの行動調査を行い、結果をまとめ報告 ・ 防除柵の設置および管理状況を調査
情報整理・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなによる捕獲について、捕獲頭数、稼働期間、捕獲効率をとりまとめ、地図化 ・ パトロール隊等の目撃情報をとりまとめ、頻度等を地図化 ・ 市町村が補助をした防除柵の位置等をデータ化、地図化
計画及び事業の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村のイノシシ排除計画策定を支援 ・ 対策の事業化検討にあたって、助言や他地域での事例紹介 ・ 鳥獣保護管理法の捕獲許可等について、情報提供

具体的監査対象とした契約（単位：千円）

節	相手先	内容	金額
委託料	野生動物保護管理事務所	避難地域鳥獣対策支援員設置業務	28,976

7 監査手続及び監査結果

委託契約に関する企画公募プロポーザル公募要領、入札手続、契約書、完了届、実績報告書、成果品、請求書、支出命令書について検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 生活交通課

2-2-6 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業

1 目的

福島イノベーション・コースト構想周辺環境整備として、施設と拠点間等を結ぶ交通ネットワークを形成し、地域産業の集積と交流人口の拡大などイノベ構想をさらに推進する。

2 事業内容

福島イノベーション・コースト構想周辺環境整備を行う。

(1) イノベ拠点間等公共交通確保実証事業

バス事業者への委託により、イノベ施設と拠点（駅、バスターミナル）間を結ぶ公共交通（バス）による実証実験を行う。

(2) 福島イノベ交通ネットワーク実証事業

カーシェアリング等の新しい交通システムの導入効果や採算性、具体化に向けた課題の整理と実証を行う。



(3) 周辺環境整備交通ネットワーク形成事業

イノベ周辺環境の交通需要の調査等を実施し、将来の公共交通ネットワークを提案する。

3 事業期間

平成 30 年度から

4 財源

一般財源、国庫支出金

5 予算額・決算額の推移 (単位: 千円)

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	—	107, 116	142, 437
決算額	—	66, 437	139, 472

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業内訳	予算額	決算額
イノベ拠点間等公共交通確保実証事業	73,267	72,756
福島イノベ交通ネットワーク実証事業	42,012	41,329
周辺環境整備交通ネットワーク形成事業	27,157	25,386
合計	142,437	139,472

(3) 平成 31 年度節区分決算額内訳

事業内訳	節	相手先	決算額
イノベ拠点間等公共交通確保実証事業	委託料	イノベ構想推進機構	72,456
福島イノベ交通ネットワーク実証事業			41,329
周辺環境整備交通ネットワーク形成事業			25,386
合計			139,472

6 事業内容及び契約の概要

「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業業務は、単独随意契約により、「一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」（以下「機構」という。）に委託されている。単独随意契約とした理由は、機構は国のイノベ構想に基づき県が設立した法人で、ロボット、エネルギー、廃炉、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進め、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組んでいる。本事業についてもこれらの取組の一環として委託しており、本事業以外の取組における知見や関係者とのつながりを生かし、円滑で効果的な実証となるよう調整等を行っている。このように、多岐にわたるイノベ構想関連事業の取組が互いに相乗効果を生むように工夫して実施することができ、かつ、今後の一貫した取組が期待できるのは、機構以外にありえない、としている。

仕様書等による事業内容は次のとおり。

(1) イノベ拠点間等公共交通確保実証事業

県内外から構想に位置づけられた各拠点施設へ訪問する研究者等へ自家用車に依存しない公共交通を提供し、将来的に持続可能な乗合バス路線として発展するための課題整理を目的に、拠点間等を結ぶバス実証運行を行った。

	実施期間	区間・運行本数	利用者数	1日当たり
平成 30 年度	H31. 3. 8～H31. 3. 31 (土日・祝日を除く)	郡山駅前～環境 創造センター	延べ 63 人	4.20 人

	15 日間	(三春)～富岡		
平成 31 年度	H31. 4. 1～R1. 6. 30 (土日・祝日を除く) 62 日間	駅前 (1 日 3 往復)	延べ 181 人	2. 92 人
	R1. 7. 1～R1. 11. 22 (土日・祝日を除く) 92 日間		延べ 393 人	4. 27 人

(2) 福島イノベ交通ネットワーク実証事業

各拠点施設を中心とした小さなエリアにおけるカーシェアリングの導入効果や採算性、具体化に向けた課題の整理と実証を行った。

カーシェアリング「はまモビ」の実証

	稼働開始日	延べ日数	ステーション	利用回数	1 日当たり
平成 30 年度	H30. 12. 18～H31. 3. 31	104	浪江駅周辺	41 回	0. 39
	H31. 1. 31～H31. 3. 31	60	富岡駅周辺	15 回	0. 25
	H31. 3. 15～H31. 3. 31	17	小高駅周辺	1 回	0. 06
平成 31 年度	H31. 4. 1～R1. 6. 30	91	浪江町	55 回	0. 60
	R1. 7. 1～R2. 3. 19	263		95 回	0. 36
	H31. 4. 1～R1. 6. 30	91	富岡町	25 回	0. 27
	R1. 7. 1～R1. 12. 15	168		36 回	0. 21
	H31. 4. 1～R1. 6. 30	91	小高	9 回	0. 10
	R1. 7. 1～R1. 12. 15	168		19 回	0. 11
	R1. 8. 9～R2. 3. 19	224	大熊町	69 回	0. 31

(3) 周辺環境整備交通ネットワーク形成事業

効率的で持続可能な交通システムの形成に向けて、拠点施設等と地域に求められる交通需要について実証を踏まえて分析し、将来にわたって必要となる公共交通ネットワーク、新しい交通システムの導入モデルの具現化に向けた提案を行った。

ア イノベ公共交通分科会の開催

		開催日	開催場所
平成 30 年度	第 1 回	H30. 5. 31	学びの森 (富岡町)
	第 2 回	H31. 3. 25	同上
平成 31 年度	第 3 回	R1. 10. 9	同上

イ 公共交通の概況把握のためのヒアリング（9市町・研究施設・交通事業者）、来訪者の交通行動分析のためのウェブアンケートを実施

ウ 浜通りの市町村等の来訪者向けの新たな交通ネットワーク充実策案を作成し、実現に向けた課題を整理

平成 31 年度の内容は次のとおり。

予算	事業	内訳	相手先	内容	金額（千円）
現年	イノベ拠点間等公共交通確保実証事業	再委託先	福島交通株式会社	バス実証運行	26,862
			新常磐交通株式会社	バス実証運行	14,525
		一般管理費		事業費の10%	4,138
	小計				45,527
	福島イノベ交通ネットワーク実証事業	再委託先	日産自動車株式会社	カーシェアリング実証運用等	27,272
			一般管理費		事業費の10%
	小計				29,999
	周辺環境整備交通ネットワーク形成事業	再委託先	公益財団法人日本交通計画協会	実証事業の整理、分析、報告書のまとめ等	8,965
			人件費		13,136
			その他経費		976
			一般管理費		事業費の10%
	小計				25,386
	合計				100,912
	繰越		前年繰越分		
	合計				139,472

7 監査手続及び監査結果

業務委託契約について、単独随意契約の妥当性、委託契約書、変更契約書、委託料概算払請求書、支出命令書、支出負担行為等を検討した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

(1) 再委託率が 77%となる事業を委託する妥当性について

本件事業における現年予算での再委託率が 77% (77,625 千円÷100,912 千円) となっており、事業費の約 8 割が再委託を要するものとなった。具体的には、バス運行事業や、カーシェアリング事業である。これらは許可等を要する事業であり、このような事業であれば、県が直接委託契約すべきであろう。当該事業に関する監理や調整、PR活動を要するのであれば、それらを機構へ委託すれば足りるのではないか。約 8 割を再委託しているにも係わらず、本件事業費 10%を一般管理費として、機構のコストとして見積もっているが、地方自治法第 2 条第 14 項の「地方自治体は、その事務を処理するに当つては、最小の経費で最大の効果を挙げられるようにしなければならない」との法律要請に合致しているか疑問である。イノベ関連事業ということで安易に機構に一括委託されるようでは、地方自治法の趣旨に反することになるのではないか。

(2) バス実証運行について

「イノベ拠点間等公共交通確保実証事業」は、バスの再委託費用だけで 4,138 万円かかっているが、令和元年の実施期間 154 日間の利用者は 574 名である。仮に全員往復したとすると、実質 287 人であり、1 日あたり 1.86 人しか利用していない。金額的にも往復して 1 人あたり 14 万円かかっている。昨年の包括外部監査報告書においても記載したが、イノベ関係の研究者しか需要がないことは明らかであり、既存の公共交通（高速バス、広域幹線バス）以外に新規に中通りと浜通りを結ぶルートを設定すること自体、経済性を考慮しない計画だと思われる。

(3) カーシェア実証について

「福島イノベ交通ネットワーク実証事業」では、カーシェアリング「はまモビ」の実証を行った。平成 31 年度予算分のカーシェアリング再委託料は 2,727 万円で、利用回数は 308 回であった。単純計算で利用 1 回あたり 8 万 8 千円であった。イノベ関連の研究者の来訪も限られる上、帰還した住民もまだまだ少ないので、事業化が無理なのは明らかであろう。仮に今後も実証事業を継続するとすれば、カーシェアリングは公共交通とは言えないので、公平性の観点から公金支出の妥当性が問われると思われる。

3-1-5 消費者行政体制強化事業

1 目的

年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、学校や関係機関と連携して消費者教育を推進するとともに、県及び各市町村における消費生活相談体制の強化を図る。

2 事業内容

年々、複雑・多様化、高度化する傾向にある県民からの苦情相談に的確に対応するため、県自らの消費者行政執行体制の強化を図るとともに、機能強化に向け新たな取組を行おうとする市町村等に対する支援を行う。また、消費者教育の体系的、効果的推進を進め、各主体との連携・共同、環境教育等との連携を推進するため、事業を実施する。

(1) 消費者行政機能強化事業

消費者行政活性化基金を活用し、複雑・多様化する県民からの苦情相談に的確に対応できるよう、消費生活相談窓口の対応時間延長や、法律の専門家の配置等により県の消費者行政執行体制の強化を図る。

- ア 消費生活相談員の配置
- イ 食品安全相談員の配置
- ウ 消費生活相談窓口機能強化事業
- エ 休日相談（日曜無料法律相談）の実施
- オ 相談員のレベルアップ
- カ 相談電話設備機能強化

(2) 消費者教育事業

民法改正により成年年齢が引き下げられることも踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、学校における消費者教育の推進を図られるようにする。また、高齢化が進展し、一人暮らし世帯が増加する中、高齢者を見守る立場の方々を含めて、出前講座など、高齢者に身近な地域での取組を行っていくことにより、高齢者への消費者教育を効果的に推進する。

（若年者向け消費者教育事業）

- ア 消費者教育教材「社会への扉」の活用促進
- イ LINE公式アカウントによる情報発信
- ウ 中学生向け啓発パンフレットの作成・配布
- エ 小学校教員等に向けての消費者教育に関する情報提供

(高齢者向け消費者教育事業)

ア 出前講座

イ 消費生活情報紙「くらしの情報」の作成・配布

(3) 市町村体制強化支援事業

ア 市町村に対し、消費者行政推進事業に要する経費について交付金を交付

イ 市町村に対し、消費者行政の強化事業及び推進事業を実施する場合に交付金を交付

ウ 市町村に対し、消費者行政活性化事業に要する経費について交付金を交付

(ア) 消費生活相談機能整備・強化事業

(イ) 消費生活相談員等レベルアップ事業

(ウ) 消費生活相談体制整備事業

(エ) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

(オ) 消費者安全法第 47 条第 2 項に基づく法定受託事務

3 事業期間

平成 21 年度から

4 財源

一般財源、地方消費者行政推進交付金、消費者行政活性化基金

5 予算額・決算額の推移 (単位：千円)

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	157,475	99,178	95,034
決算額	147,802	93,911	92,348

(2) 平成 31 年度事業別予算額・決算額内訳

内訳	予算額	決算額
消費者行政機能強化事業	13,874	13,585
消費者教育事業	13,951	12,394
市町村体制強化支援事業	67,209	66,368
合計	95,034	92,348

(3) 事業別節区分予算額及び決算額内訳

事業	節	予算額	決算額
消費者行政機能強化 事業	報酬	8,396	8,362
	共済費	1,337	1,336
	報償費	2,220	2,219
	旅費	1,304	1,149
	需用費	220	169
	役務費	72	65
	委託料	253	224
	負担金、補助及び交付金	71	57
	小計	13,874	13,585
消費者教育事業	報償費	284	196
	旅費	380	188
	需用費	5,832	5,098
	役務費	7,320	6,855
	使用料及び賃借料	135	55
	小計	13,951	12,394
市町村体制強化支援 事業	旅費	240	112
	使用料及び賃借料	56	56
	負担金、補助及び交付金	66,913	66,199
	小計	67,209	66,368
	報酬	8,396	8,362
	共済費	1,337	1,336
	報償費	2,504	2,416
	旅費	1,925	1,450
	需用費	6,052	5,267
	役務費	7,392	6,920
	委託料	253	224
	使用料及び賃借料	191	111
	負担金、補助及び交付金	66,984	66,256
	合計	95,034	92,348

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

具体的に監査対象とした主な契約と交付金

節	相手先	内容	金額
需用費	株式会社東京法規出版	中学生向けパンフレット	2,337
	株式会社阿部紙工	クリアーホルダー	1,231
役務費	株式会社テレビユー福島	災害便乗悪徳商法注意喚起スポットCM	1,650
	株式会社福島中央テレビ		1,735
	株式会社福島放送		1,650
	福島テレビ株式会社		1,584
負担金、補助及び交付金	白河市	消費者行政活性化交付金	7,016
	喜多方市	消費者行政強化交付金	5,134
	二本松市	消費者行政推進交付金	8,650

二本松市へ交付した消費者行政推進交付金は、専門家派遣事業に係るものであった。

事業内容	事業費	負担区分（単位：円）	
		交付金	二本松市
法テラス二本松専門家相談対応	8,713,786	8,650,000	63,786

事業費の内訳は、専門家に対する謝金（時給@5,760円）と交通費の合計額である。

サンプルとして抽出した9月の専門家派遣状況は次のとおりであった。

令和元年9月	第1週目	第2週目	第3週目	第4週目
社会保険労務士	5時間相談なし	5時間相談なし	—	—
行政書士	5時間1件	5時間1件	—	—
社会福祉士	5時間1件	5時間1件	—	—
司法書士	3時間2件	3時間2件	3時間相談なし	3時間2件
税理士	5時間相談なし	5時間2件	5時間2件	5時間相談なし
土地家屋調査士	5時間相談なし	5時間相談なし	5時間1件	5時間1件
建築士	5時間相談なし	5時間1件	5時間相談なし	5時間相談なし

相談内容に関しては、二本松市において実施されているので、二本松市役所にて相談日報を閲覧したが、相談日報のコピー要請は個人情報情報を理由に聞き入れられなかった。

県の交付金で事業が実施されているにもかかわらず、県の包括外部監査においてコピーの協力依頼が聞き入れられないのは、福島県消費者行政推進交付金交付要綱において、県が事業の実施状況を検査する可能性があることを明示していないためではないだろうか。

この件について、「福島県補助金等の交付等に関する規則」第11条において、「知事は、別に定めるところにより、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることがある。」と規定しているものの、個々の交付要綱において具体的に調査協力義務を明示していないためだと思われる。この点は改善されるべきである。

相談内容の要旨は次のとおりである。

	9月度の相談内容すべて	消費生活相談か否か
1	兄弟の遺産分割案を他の兄弟から提示されたが納得いかない	疑問
2	周囲から濡れ衣を着せられてきたので話を聞いてほしい	疑問
3	遺産分割協議がまとまらない	疑問
4	義父が亡くなった。不動産の名義変更をしたいがどうすればよいか。	疑問
5	義父が亡くなった。不動産をだれが、どう相続したらよいか。	疑問
6	収入が増加し重度心身障害者医療費助成が受けられなくなった。医療費負担を従来通りにする方法を知りたい	疑問
7	別れた夫の名義のままの土地を妻名義にしたい	疑問
8	離婚に伴う合意書の文書をチェックしてほしい	疑問
9	個人事業から法人成りする場合の手続について	疑問
10	個人事業廃止と確定申告	疑問
11	家を新築したが、要望通りになっていないので不信感	
12	年金の源泉税がゼロの場合、確定申告は必要か	疑問
13	相続税の内容について	疑問
14	土地を登記する際に、隣接者ともめている	疑問
15	遺言書の検認手続について教えて欲しい	疑問
16	亡くなった父名義の土地を子である夫名義にしたい	疑問
17	筆界特定手続がなされている隣地との境界について	疑問

17件の相談内容の内、消費生活相談、消費者の安全で安心な消費生活の実現に資する相談は、1件しか認められなかった。

7 監査手続及び監査結果

報酬、需用費、役務費、交付金に関して見積書、交付申請書、契約書、状況報告、完了届、実績報告書、成果品、請求書、支出命令書、交付要綱等について検討した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項

消費者被害の防止、消費者保護を目的とした交付金にもかかわらず、消費生活相談の内容が本来の制度趣旨とかけ離れている事例がある。二本松市へ交付した福島県消費者行政推進交付金（専門家派遣事業）8,650千円について、9月度646千円相当の相談内容を吟味したところ、17件のうち16件は消費生活相談として内容に疑問があるものであった。このようになった原因としては、二本松市からの交付金交付申請書にも記載のとおり「法テラス二本松専門家相談対応」という事業の内容に対して交付決定を出してしまった点にある。そもそも「法テラス」は弁護士、司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるために設立された組織であり、いわば法律よろず相談所である。そこで行われる「専門家による無料よろず相談」は、相続、年金、登記等さまざまな問題が相談されるのであって、消費生活センターとは明らかに異なるものである。「専門家による無料よろず相談」に対して消費生活相談の交付金を交付決定したことが誤っている。

なぜ本来の制度趣旨とかけ離れている事例に交付金が交付決定されてしまったのか検討すると、①県の担当者が交付金の目的及び制度趣旨を把握していないこと、もしくは故意に拡大解釈したこと、②県の担当者が専門家派遣事業に関して交付先市町村に実施内容について実施状況の報告を求めていること、③県の担当者が交付先に趣いて実施状況を検証する必要があることを交付要綱上規定されていないこと、などにあると思われる。

なお、二本松市における「専門家による無料よろず相談」であっても、1ヶ月で17件しか相談がなく、相談日22日間のうち10日間は相談者なしで、専門家へ1日当たり約3万円の報酬を支払っている。供給過剰の状態が有効活用されていないとの批判を免れない。県は、相談実績を勘案して身の丈に合った相談体制に縮小する必要があったのではないか。

以上の指摘事項に対する県の見解は次のとおり。

当事業は、平成23年度に消費者庁と国民生活センターが連携し、被災地の窓口機能の補完及び被災者の負担軽減を目的として開始され、平成25年度から運営主体が被災自治体へ移行されたものです。当初は、被災者の抱える問題は多岐にわたり、自治体の窓口機能も低下していたこと等から、法テラス及び専門家派遣協力団体の支援を受け当事業により被災者からの相談に対応してきました。

しかし、現在では、自治体の窓口機能も徐々に回復し、被災者の相談内容にも変化が見られ、本来の「消費生活相談」以外の相談も増えてきています。今後は、より効果的に活用されるよう見直しを図ってまいります。

意見なし。

生活環境部 自然保護課

4-1-2 野生動物環境被害対策推進事業

1 目的

体内への放射性物質蓄積の影響により捕獲圧が低下し、生息数が増加した野生動物について、捕獲処分することで農業被害の軽減を図るとともに、環境中の放射性物質の除去を図る。

2 事業内容

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により野生生物の出荷制限等が指示され、捕獲圧が低下し生活環境や農林業への被害をもたらす有害獣となるおそれがあること、野生動物の筋肉に放射性物質の蓄積が確認されていること等から、放射性物質による汚染度合が比較的高い野性のイノシシの捕獲活動、特定外来生物のアライグマ等の駆除活動を促進し、環境中の放射性物質を除去することで環境の回復を図るとともに、捕獲活動を促進することにより生活環境被害及び農林業被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 放射性物質による汚染度合が比較的高いイノシシの捕獲活動の促進
- (2) 適切な生態系の環境保全のための特定外来生物駆除の促進

事業主体は市町村とし、当該事業に要する経費について補助金を交付する。

根拠となる交付要綱	対象野生動物	補助額
福島県イノシシ捕獲管理事業補助金	イノシシ	13,000 円/頭
福島県特定外来生物対策事業補助金	アライグマ・アメリカミンク	3,000 円/頭

3 事業期間

平成 30 年度から

4 財源

一般財源、県民健康管理基金繰入金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	—	29,016	66,651
決算額	—	21,615	53,406

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額
報償費	9	0
旅費	99	0
需用費	352	0
役務費	100	0
使用料及び賃借料	41	0
負担金、補助及び交付金	66,050	53,406
合計	66,651	53,406

6 事業内容及び契約の概要 (単位：千円)

補助金の交付内訳

対象	市町村	金額	対象	市町村	金額
イノ シシ	福島市	5,278	イノ シシ	伊達市	1,573
	本宮市	325		川俣町	5,252
	大玉村	52		郡山市	585
	須賀川市	1,014		田村市	3,900
	天栄村	767		石川町	312
	古殿町	1,885		三春町	65
	小野町	1,703		白河市	845
	棚倉町	1,105		矢祭町	3,172
	埴町	4,940		鮫川村	1,365
	会津若松市	507		西会津町	13
	柳津町	39		南会津町	65
	相馬市	13		檜葉町	1,144
	葛尾村	910		いわき市	16,172
	アラ イグ マ等	南相馬市など		405	
	合計	53,406			

7 監査手続及び監査結果

いわき市に対する補助金交付に関して、交付申請書、支出負担行為調書、状況報告、実績報告書、交付請求書、支出命令書が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

4-1-4 市町村除去土壌搬出等支援事業

1 目的

市町村が実施する除去土壌等の適正保管や搬出、原状回復など、放射線量低減化活動等を総合的に支援する。

2 事業内容

福島県内の面的除染は、帰還困難区域を除き、平成 30 年 3 月末までに全て終了し、除去土壌等は仮置場に保管されるかもしくは現場保管されている。汚染状況重点調査地域における仮置場や現場保管されている除去土壌等は、平成 27 年 3 月より順次、国の事業として中間貯蔵施設に搬出されており、県の事業としては、これら除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出後の原状回復等に係る市町村が要する経費などを支援する。

(1) 市町村除去土壌搬出等支援事業

汚染状況重点調査地域の指定を受けた市町村が、除染実施計画に基づき実施する除去土壌等の適正保管や搬出等に関する経費などを支援する。

(2) 線量低減化支援事業

除染実施区域外や市町村による面的除染実施後も局所的に線量が高い箇所等において、通学路や公園等の子どもの過ごす時間が多い生活空間等の放射線量低減を図るための事業経費を交付する。



3 事業期間

平成 23 年度から

4 財源

福島県民健康管理基金（内閣府及び環境省からの補助金が財源）

5 予算額・決算額の推移

(1) 事業費の推移（単位：百万円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	103,283	59,955	55,263
決算額	102,785	59,149	55,186

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳（単位：千円）

節	予算額	決算額
共済費	328	328
賃金	2,017	2,010
旅費	124	274
需用費	146	114
役務費	22	12
使用料及び賃借料	529	136
負担金、補助及び交付金	55,260,395	55,183,472
合計	55,263,561	55,186,348

6 事業内容及び契約の概要

市町村が設置する仮置場等の状況

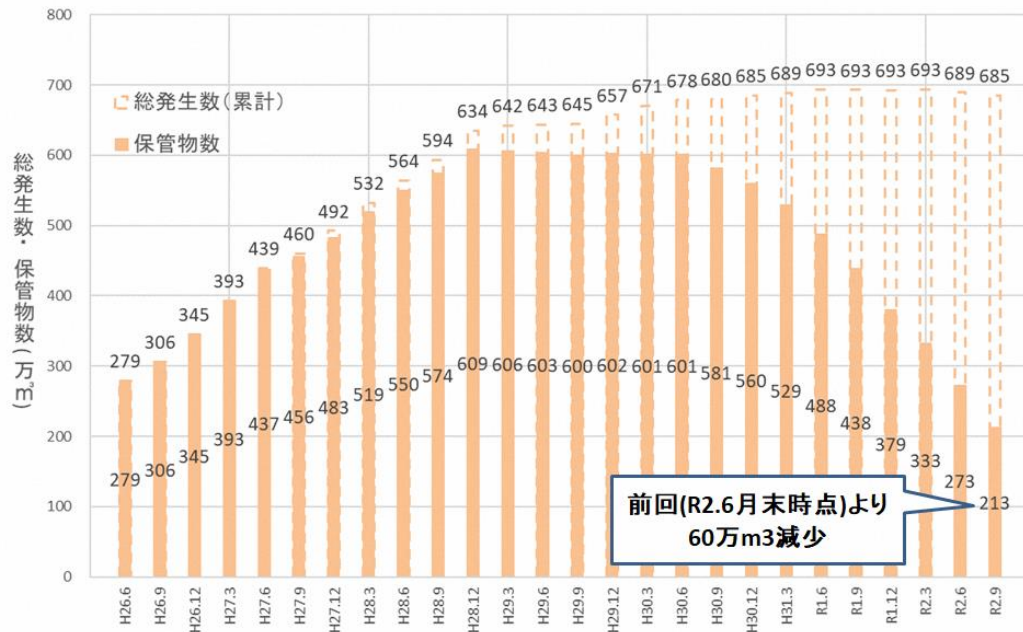
令和2年3月31日時点

仮置場等の搬出・原状回復の進捗状況

No.	方部	市町村	仮置場関係				現場保管関係				
			仮置場 [箇所]	保管中 [箇所]	搬出済み [箇所]	返地済みの 旧仮置場 [箇所]	現場保管 [箇所]	住宅等 [箇所]	学校等 [箇所]	公園等 [箇所]	搬出済みの 旧現場保管 [箇所]
1	県北	福島市	44	41	3	2	10,128	9,656	1	471	90,449
2		二本松市	165	139	26	190	120	117	0	3	8,289
3		伊達市	104	51	53	17	87	0	17	70	60
4		本宮市	25	20	5	1	1	0	0	1	216
5		桑折町	32	7	25	6	1	1	0	0	13
6		国見町	11	5	6	0	0	0	0	0	87
7		川俣町	22	11	11	0	0	0	0	0	10
8		大玉村	5	1	4	8	18	18	0	0	2,173
9	県中	郡山市	29	29	0	1	22,908	22,552	0	356	42,171
10		須賀川市	39	39	0	51	6,806	6,732	0	74	3,846
11		田村市	46	13	33	55	2	1	0	1	43
12		鏡石町	1	0	1	3	0	0	0	0	21
13		天栄村	9	1	8	5	0	0	0	0	14
14		石川町	0	0	0	1	0	0	0	0	13
15		玉川村	0	0	0	1	0	0	0	0	25
16		平田村	0	0	0	1	0	0	0	0	0
17		浅川町	0	0	0	0	0	0	0	0	9
18		古殿町	0	0	0	1	0	0	0	0	1
19		三春町	6	6	0	0	0	0	0	0	34
20	小野町	0	0	0	3	0	0	0	0	13	
21	県南	白河市	2	2	0	9	0	0	0	0	127
22		西郷村	3	2	1	0	0	0	0	0	15
23		泉崎村	6	1	5	0	0	0	0	0	63
24		中島村	1	0	1	0	0	0	0	0	8
25		矢吹町	3	0	3	1	0	0	0	0	7
26		棚倉町	2	0	2	10	0	0	0	0	88
27		矢祭町	0	0	0	0	0	0	0	0	1
28		塙町	0	0	0	1	0	0	0	0	9
29		鮫川村	0	0	0	1	0	0	0	0	82
30	会津	会津若松市	0	0	0	1	0	0	0	0	25
31		喜多方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32		北塩原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33		西会津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34		磐梯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35		猪苗代町	0	0	0	6	0	0	0	0	1
36		会津坂下町	0	0	0	1	0	0	0	0	1
37		湯川村	0	0	0	1	0	0	0	0	1
38		柳津町	0	0	0	0	0	0	0	0	2
39		三島町	0	0	0	0	0	0	0	0	2
40		金山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41		昭和村	0	0	0	1	0	0	0	0	0
42		会津美里町	1	0	1	0	0	0	0	0	19
43		南会津	下郷町	0	0	0	1	0	0	0	0
44	檜枝岐村		0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	只見町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	南会津町		0	0	0	0	0	0	0	0	1
47	相双	新地町	0	0	0	1	0	0	0	0	9
48		相馬市	5	2	3	0	0	0	0	0	32
49		南相馬市	33	17	16	4	50	0	8	42	162
50		広野町	1	0	1	0	0	0	0	0	0
51		川内村	9	7	2	0	1	0	0	1	0
52	いわき	いわき市	15	10	5	26	5	0	2	3	2,573
合計			619	404	215	410	40,127	39,077	28	1,022	150,715

- ※1 調査の対象は、県内59市町村のうち全域が除染特別地域となっている7町村(檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)を除く52市町村。
- ※2 「搬出済み」とは、除去土壌等の搬出が完了し、原状回復等作業中の仮置場を示す。
- ※3 「返地済みの旧仮置場」とは、原状回復等が完了し、地権者へ返還した仮置場を示す。
- ※4 網掛けの市町村は、仮置場、現場保管ともに設置実績なし。

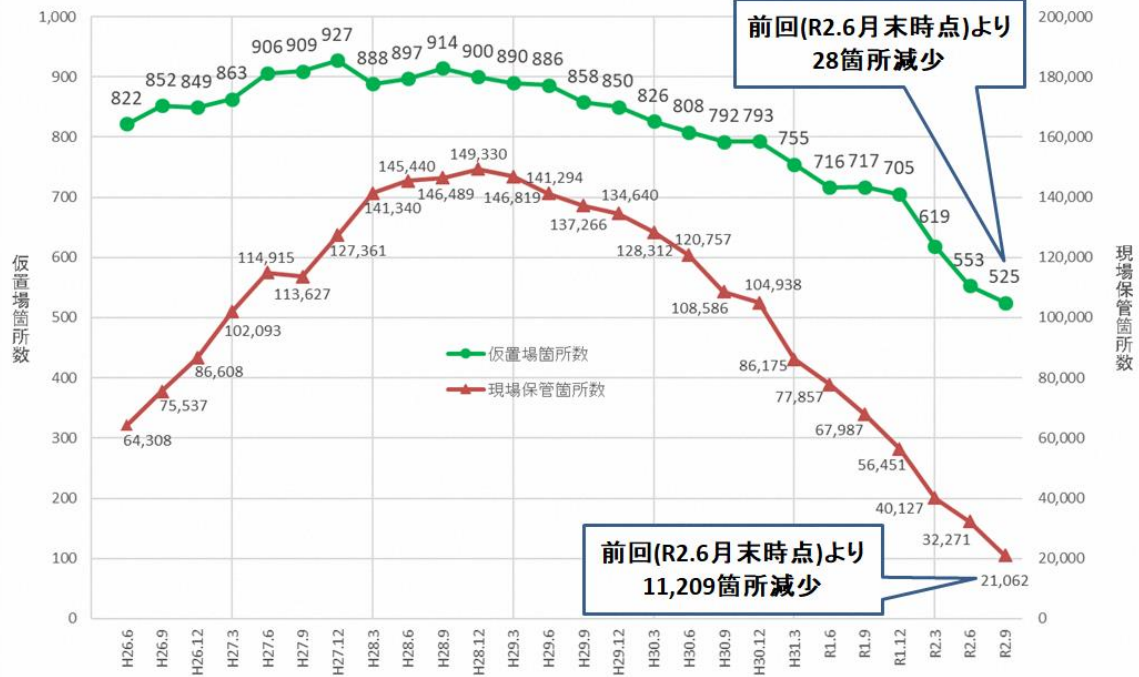
除去土壌等の総発生数と保管物数の推移



前回(R2.6月末時点)より
60万m³減少

- ※1 総発生数(累計): 除染等により発生した除去土壌等の発生数を示す。(保管物数と搬出済み数を足して算出)
- ※2 保管物数: 保管している除去土壌等の数を示す。ただし、概ね1袋=1m³として推計している。
また、保管物数は掘り起こし、詰め替え、輸送の進展に伴う保管量の精査等により、数量が増減する場合があります。
- ※3 除去土壌等の総発生数約685万m³の内訳は、保管物数約213万m³、搬出済み数約473万m³
うち焼却施設への搬出は約79万m³、中間貯蔵施設等への搬出は約394万m³。
- ※4 市町村除染計画に基づく面的除染が終了(平成30年3月)した後に総発生数(累計)が増加している理由は、フォローアップ除染、ため池の放射性物質対策、道路等側溝堆積物の撤去・処理事業等を実施している市町村があるためであり、今後も増加する可能性がある。
- ※5 数値は四捨五入して表記しているため、合計値は表示上の数字の合計と一致しない場合がある。

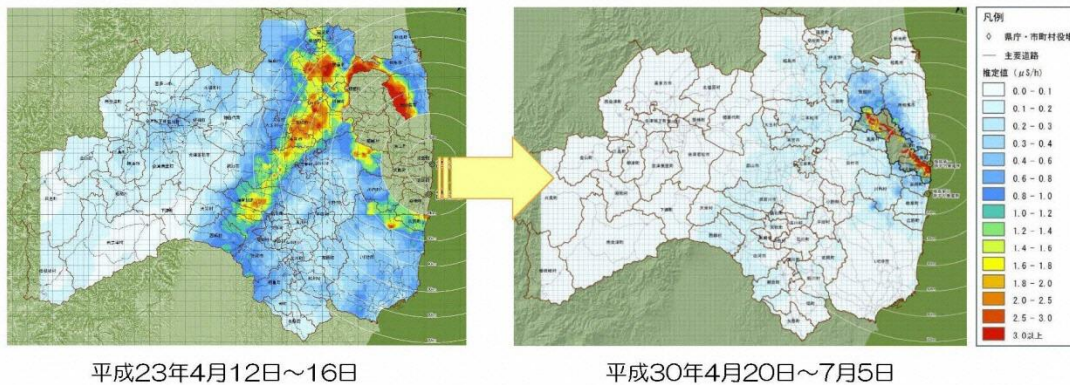
仮置場箇所数及び現場保管箇所数の推移



- ※1 仮置場箇所数: 除去土壌等を保管している仮置場及び既に搬出済みであるが未返地である仮置場の箇所数を示す。
- ※2 現場保管箇所数: 除去土壌等を保管している現場保管の箇所数を示す。

◆ 福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査結果に基づく福島県全域の空間線量率マップ

【出典】福島県放射線監視室 環境放射線モニタリング・メッシュ調査結果情報



平成23年4月12日～16日

平成30年4月20日～7月5日

市町村除去土壌搬出等支援事業実施状況（単位：百万円）

	市町村	平成 30 年度	平成 31 年度
1	福島市	21,687	13,558
2	二本松市	3,601	2,101
3	安達地方広域行政組合	632	3,410
4	伊達市	825	887
5	伊達地方衛生処理組合	3,184	910
6	本宮市	2,958	348
7	桑折町	212	204
8	国見町	120	265
9	川俣町	591	390
10	大玉村	466	375
11	郡山市	11,239	18,243
12	須賀川市	2,123	3,323
13	田村市	4,028	3,411
14	鏡石町	82	
15	天栄村	266	256
16	古殿町	0	2
17	三春町	662	703
18	白河市	531	129
19	西郷村	1,256	1,903
20	泉崎村	135	396
21	中島村	65	13
22	矢吹町	95	28
23	棚倉町	20	10
24	会津美里町	2	7
25	新地町	0	0
26	相馬市	24	54
27	南相馬市	1,915	2,534
28	広野町	35	86
29	川内村	366	454
30	いわき市	2,010	1,170
	合計	59,143	55,183

上記のうち、福島市に対して交付した 13,558,474,833 円を実質的な監査対象とし、福島市と業者間で締結された（個別）契約書、（個別）変更契約書、完了届、概算払請求書、福島市の支出命令書等を精査した。

監査対象とした福島市への交付金（福島市と業者の委託契約）

交付決定	業者との個別契約件数	交付金合計金額（千円）
元環保第 911 号	28 件	3,816,497
元環保第 693 号	24 件	1,470,297
元環保第 415 号	55 件	6,795,446
元環保第 416 号	92 件	1,476,232
合計	199 件	13,558,474

7 監査手続及び監査結果

福島市への交付金について、「除染対策事業交付金交付要綱」及び「除染対策事業実施要領」に基づき、交付申請、概算払、完了報告、実績報告、交付請求、支出命令等が適正に行われているか検討した。福島市と業者が契約した 199 件の業務委託契約について、契約から作業着手、完了、支出命令まで内容を検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 除染対策課

4-1-5 県有施設等除去土壌搬出事業

1 目的

放射性物質汚染対処特措法により市町村が策定した除染実施計画に基づいて、県管理施設に保管されている除去土壌等の掘り起こしや運搬等を実施する。

2 事業内容

県管理施設で実施した除染事業で発生し、現場保管していた除染土壌を掘起し、現場内で集約し、地下保管ピットの埋め戻しを実施するものである。また、仮置場等への搬出のほか仮置場の原状回復等を実施する。本事業の実施に当たっては、福島県除染作業共通仕様書によるほか、次の法令、規則等に準拠する。

- (1) 放射性物質汚染対処特別措置法、廃棄物処理法、労働安全衛生法
- (2) 除染関係ガイドライン（第2版）
- (3) 除染業務に係る技術指針（第2版）
- (4) 仮置場等技術指針（第5版）
- (5) 除染業務等に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン
- (6) 福島県土木部共通仕様書及び各市町村除染実施計画

3 事業期間

平成24年度から

4 財源

福島県民健康管理基金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	3,992,490	430,939	527,677
決算額	3,651,360	395,991	523,287

(2) 平成31年度節区分予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額
共済費	317	316
賃金	1,959	1,946
需用費	335	334

委託費	500,563	500,130
使用料及び賃借料	152	151
工事請負費	24,351	20,407
合計	527,677	523,287

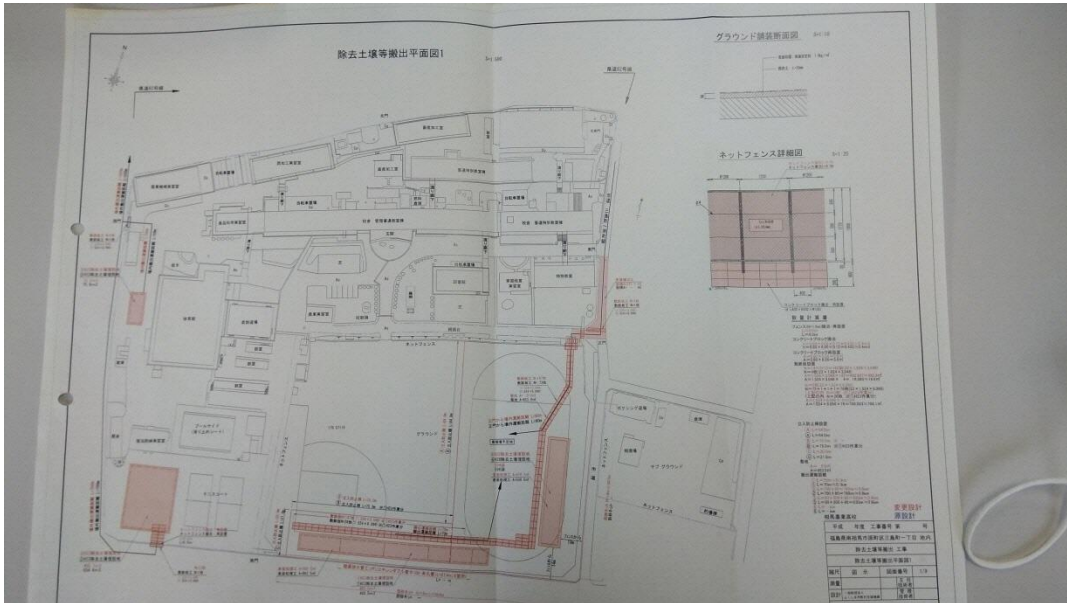
6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

県有施設等除去土壌搬出事業一覧（*：具体的監査対象とした）

節区分	執行機関	件名	金額	*
委託費	相馬農業高等学校	相馬農業高校除去土壌等搬出業務	167,547	*
	同上	同上に係る発注者支援業務	1,242	*
	原町高等学校	原町高校除去土壌等搬出業務	126,381	
	同上	同上に係る発注者支援業務	1,242	
	教育総務総室	郡山自然の家除去土壌等搬出業務	56,411	
	郡山北工業高等学校	郡山北工業高等学校除去埋設土壌搬出等業務	48,938	
	農林水産総室	ふくしま県民の森除染仮置き場復旧	23,909	
	保原土木事務所	発注者支援業務（除染）	22,487	
	同上	除染廃棄物運搬業務（除染）	7,804	
	同上	同上	6,690	
	県北建設事務所	発注者支援業務（除染）	21,127	
	同上	除染土壌運搬業務（除染）福島吾妻裏磐梯線福島市上野寺字西原地内外	5,410	
	同上	仮置き場モニタリング業務（除染）	1,760	
	文書管財総室	磐城緑蔭中学・高等学校除去土壌搬出に係る発注者支援業務	1,322	
	テクノアカデミー浜	除去土壌搬出に係る発注者支援業務	1,287	
	県中農林事務所	福島県総合緑化センター内除染仮置き場復旧事業	4,732	
農業総合センター	除染土壌除去現状復旧 0102 設計委託	1,837		
	小計		500,130	
工事請負費	県北建設事務所	除染推進工事（仮置場復旧）あづま総合運動公園外	17,400	
	県中農林事務所	ため池対策（モデル）3001 工事	3,007	
	小計		20,407	

相馬農業高等学校の委託契約について具体的監査対象とした。

相馬農業高等学校除去土壌等搬出平面図



相馬農業高等学校平面図





除去土壌搬出経路



現場周辺状況



除去土壌作業状況現場

	<p style="text-align: right;">2/11 雨。</p> <p>工種：除去土壌 写真タイトル：降雨湛水状況 撮影箇所：グラウンド(1)</p>
	<p>工種：除去土壌 写真タイトル：降雨湛水状況 撮影箇所：農場(7)</p>
	<p>工種：除去土壌 写真タイトル：降雨湛水状況 撮影箇所：農場(7)</p>

契約の経緯

年月日		内容
平成 30 年 12 月 25 日	見積合わせ	随意契約により 5 社による見積合わせ
平成 30 年 12 月 26 日	当初契約	履行期間平成 30 年 12 月 27 日から平成 31 年 3 月 29 日まで
平成 30 年 12 月 26 日	着手	業務委託着手届
平成 31 年 3 月 28 日	変更契約	<ul style="list-style-type: none"> 履行期限の平成 31 年 3 月 29 日を平成 31 年 7 月 12 日とする。 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における委託代金の支払限度額を次のとおり。平成 30 年度 0 円、平成 31 年度は委託代金から平成 30 年度支払額を差引いた額。
令和元年 7 月 11 日	変更契約	業務委託料を 3,387 千円増額する。
令和元年 7 月 12 日	完了届	委託業務完了届

1 回目の変更契約の理由：本業務委託は、環境省が実施する除染土壌等の輸送業務と密接に関係しており、工程等調整の結果、年度内の完成が見込めないと判断されたため、工期を延長する。

7 監査手続及び監査結果

委託契約、請負契約に関する入札公告、入札手続、契約書、完了届、実績報告書、成果品、請求書、支出命令書について検討した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

相馬農業高校除去土壌等搬出業務委託に関して、平成 30 年 12 月 26 日に契約した後、平成 31 年 3 月 28 日に債務負担行為による契約に変更し、履行期限を平成 31 年 3 月 29 日から平成 31 年 7 月 12 日へ変更した。工期変更の理由は、除去土壌等搬出業務は、環境省が実施する除染土壌等の輸送業務と密接に関係しており、工程等調整の結果、年度内の完成が見込めないと判断されたためとしている。この場合、通常であれば事故繰越か繰越明許費による繰越制度が適用される。しかし、当該事業では債務負担行為によって処理された。当該委託契約は平成 30 年度に既に締結されており、事業は始まっている。債務負担行為とした処理は正当ではない。結果として平成 31 年度の事業として予算決算処理され結果的にはほぼ同じ結論になるので指摘事項とはしないが、事故繰越か繰越明許費によるべきであった。

生活環境部 消費生活課

4-2-3 自家消費野菜等放射能検査事業

1 目的

原子力発電事故を踏まえ、消費者の身近な場所で自家消費野菜等の放射能検査を実施し、食品等の安全・安心の確保を図る。

2 事業内容

家庭菜園等で栽培された自家消費野菜や野生の山菜・きのこ類については、県民からの申込により、各市町村（公民館、集会所等の身近な場所）及び県（消費生活センター）で検査をしている。

(1) 放射能検査体制強化事業

消費者の身近な場所での食品等の放射能検査が確実かつ効果的に行われるよう各種施策に取り組む。

ア 臨時事務補助員1名の雇用（委託業務外の補助業務）

イ 放射能検査に係る市町村訪問等による指導

ウ 放射能検査器に係る市町村への財政的支援

(ア) 消耗品費及び校正費等並びに人件費1名分・・・会津17市町村対象（浜・中通りの42市町村は、再生加速化交付金を国へ直接申請）

(イ) 故障対応費・・・県内59市町村が対象

エ 放射能検査業務委託（県消費生活センター検査所の運営）

(2) 放射能検査所運営事業

消費者の身近な場所に設置された放射能検査所が円滑に運営されるよう、検査員の確保や、検査所運営上の問題点解消などの施策に取り組む。

ア 会津地方（南会津含む）市町村に対する放射能検査員人件費の補助（通年雇用20名分）

(ア) 浜・中通りの42市町村は、再生加速化交付金を国へ直接申請

イ 放射能検査市町村支援業務委託（専門的知識を持つ者による助言及び研修開催）

3 事業期間

平成23年度から

4 財源

地方消費者行政推進交付金、県民健康管理基金、除染対策基金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	127,952	104,302	94,319
決算額	107,899	97,217	88,777

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
放射能検査体制強化事業	61,328	56,834
放射能検査所運営事業	32,991	31,943
合計	94,319	88,777

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
放射能検査体制強化事業	共済費	318	316
	賃金	1,969	1,864
	旅費	101	22
	需用費	335	97
	役務費	737	666
	委託料	5,527	5,526
	使用料及び賃借料	120	77
	負担金、補助及び交付金	52,221	48,262
放射能検査所運営事業	委託料	10,780	10,780
	負担金、補助及び交付金	22,211	21,163
	合計	94,319	88,777

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

委託料、交付金について*を具体的監査対象とした。

小事業	節	相手先	内容		*
放射能検査体制強化事業	委託料	株式会社トーネット	自家消費野菜等の放射能検査（県消費生活センター検査所運営）業務	5,526	*
		喜多方市	自家消費野菜等放射能検査事業	4,121	*
	南会津町	同上	3,653		

		只見町	同上	3,291	
		その他市町村	同上	34,331	
		その他市町村	放射能検査維持管理経費	2,865	
放射能検査所運営事業	委託料	福島県環境測定放射能計測協会	市町村における自家消費野菜等放射能検査支援業務	10,780	*
	交付金	喜多方市	自家消費野菜等放射能検査事業	9,454	*
		会津若松市	同上	3,287	
		その他市町村	同上	8,420	

なお、当該事業による会津地方市町村への交付金合計は次のとおり（単位：円）

自治体名	放射能検査体制強化事業 (検査器等)	放射能検査所 運営事業（人 件費等）	交付額	検査所数	設置台数 計
会津若松市	2,835,614	3,287,818	6,123,432	1	5
喜多方市	4,121,420	9,454,957	13,576,377	6	9
下郷町	2,380,266		2,380,266	1	1
檜枝岐村	1,514,000		1,514,000	1	2
只見町	3,291,400	807,220	4,098,620	3	6
南会津町	3,653,000	2,002,000	5,655,000	2	4
北塩原村	672,000		672,000	1	2
西会津町	2,269,224		2,269,224	1	2
磐梯町	2,855,876		2,855,876	1	3
猪苗代町	3,211,848	1,950,994	5,162,842	1	4
会津坂下町	2,541,540	1,845,456	4,386,996	1	2
湯川村	2,313,583		2,313,583	1	2
柳津町	2,651,979		2,651,979	1	1
三島町	2,983,000	85,108	3,068,108	1	2
金山町	2,742,000		2,742,000	1	2
昭和村	2,411,154	1,729,554	4,140,708	1	3
会津美里町	2,949,000		2,949,000	1	2
合計	45,396,904	21,163,107	66,560,011	25	52

放射能検査実施状況は以下のとおり。

令和元年	会津管内実施検体数	南会津管内実施検体数	合計
4月	48	2	50
5月	93	17	110
6月	34	8	42
7月	33	7	40
8月	25	6	31
9月	30	13	43
10月	59	26	85
11月	26	8	34
12月	11	0	11
1月	5	4	9
2月	12	1	13
3月	17	1	18
合計	393	93	486

単純に計算すると、1検体当たり 136,954 円 (66,560,011 円 ÷ 486 検体) の交付金がかかっている。

平成 31 年度管区別放射能検査実施状況

	実施検体数	50 Bq/kg超検体数	割合 (%)
県北管内	8,972	570	6.4
県中管内	6,418	311	4.8
県内管内	3,896	97	2.5
会津管内	393	31	7.9
南会津管内	93	9	9.7
相双管内	7,871	966	12.3
いわき管内	1,852	247	13.3
県消費生活センター検査所	13	0	0
合計	29,508	2,231	7.6

県内の放射能検査実施検体数等の推移

	実施検体数	50 Bq/kg超検体数	割合 (%)
平成 24 年度	196,817	22,498	11.4

平成 25 年度	130,440	12,114	9.3
平成 26 年度	97,980	8,737	8.9
平成 27 年度	83,723	7,579	9.1
平成 28 年度	70,449	6,798	9.6
平成 29 年度	50,088	3,830	7.6
平成 30 年度	46,701	4,813	10.3
平成 31 年度	29,508	2,231	7.6

注記：平成 24～25 年度の件数には「水」も含むが、平成 26 年度以降は参考値扱いとしているため含まれない。

7 監査手続及び監査結果

委託契約に関する仕様書、設計書、見積書、見積結果表、契約書、完了届、実績報告書、検査調書、請求書、支出命令書について検討した。

交付金に関して、交付要綱、交付申請書、状況報告、実績報告書、支出命令書について検討した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

放射能検査実施検体数はかつて県内で 10 万件以上あったものが、令和元年度には約 3 万件と減少している。本事業の主たる対象となる会津地方（南会津も含む）での検査件数（約 500 件）は、福島第一原発からの地理的条件もあり、中通り（約 1 万 9 千件）、浜通り（約 1 万件）と比べると圧倒的に少ない。平成 31 年度は、会津管内で 393 検体、南会津管内で 93 検体が検査されているが、検査所は 25 カ所配置されている。市町村に最低 1 カ所配置されているために 25 カ所になっている。当該事業の費用（88,777 千円）は、主に人件費などの固定費であるために、検査所数が多いほど費用がかかる。また、各家庭が毎日、検体検査に出かけているわけではなく、会津地方において 1 年間で検査しているのは 486 検体である。また、単純計算すると、1 カ所で 1 年間に検査する検体は、約 19 件である。さらにコスト面で単純計算すると、1 検体当たり 136,954 円の交付金が交付されている結果となる。約 9 年が経過してもこのような高コストとなる検査が継続され続けても許されるのかは疑問だ。町村ごとに配置してある検査所を郡単位で配置することを検討すべきではないか。河沼郡 1 カ所、大沼郡 2 カ所、耶麻郡 2 カ所、南会津郡 2 カ所などと統合を検討すべきと思われる。また、喜多方市では合併前の行政区を配慮してか、9 カ所設置してあるが、統合して 1 カ所とすべきと思われる。

生活環境部 自然保護課

4-4-7 鳥獣被害対策強化事業

1 目的

野生動物による人的被害や農林業被害が深刻化しているため、ツキノワグマについては地域ぐるみの総合的な対策を実施するとともに、イノシシについては県が事業主体となり直接捕獲を行うことにより、イノシシを人の生活圏に近づけさせないための総合的な対策を行う。

2 事業内容

(1) イノシシ被害防止総合対策事業

イノシシ管理計画に基づく適正管理の推進のため、イノシシを人の生活圏に近づけさせないための防止対策を行う。

(2) ツキノワグマ被害防止総合対策事業

ツキノワグマの被害を防ぐため地域ぐるみの総合的な被害防止対策を行う。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ・イノシシ）

農業等の被害が深刻化しているイノシシについて、認定鳥獣捕獲等事業者等に委託して捕獲する。

(4) 新規狩猟者育成事業

将来の野生鳥獣被害対策の人材となる新規狩猟者の育成研修を行う。



3 事業期間

平成 27 年度から

4 財源

一般財源、県民健康管理基金繰入金、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	277, 752	380, 946	424, 170
決算額	249, 952	378, 609	419, 171

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額
報償費	395	138
旅費	776	295
需用費	3, 769	2, 733
役務費	270	109
委託料	418, 705	415, 784
使用料及び賃借料	255	109
合計	424, 170	419, 171

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

委託料に関する契約を検討・・・*を具体的監査対象とした。

事業	相手先	内容	金額	*
指定管理鳥 獣捕獲等	一般社団法人福島県 猟友会	指定管理鳥獣（イノシシ） 捕獲等事業	351, 023	*
	A L S O K 福島株式 会社	指定管理鳥獣捕獲実績確認 業務	12, 474	*
	E S R I ジャパン株 式会社	イノシシ捕獲情報収集アプ リシステム業務	2, 101	
	いであ株式会社	野生生物生息状況調査等業 務	4, 406	*
イノシシ被 害防止	合同会社東北野生動 物保護管理センター	鳥獣被害防止総合対策事業	30, 083	*

ツキノワグマ被害防止	株式会社地域環境計画	ツキノワグマ生息等調査業務	4,202	*
	合同会社東北野生動物保護管理センター	ツキノワグマ被害防止対策マニュアル作成業務	1,749	
	株式会社地域環境計画	ツキノワグマ生息状況に係るブナ等堅果類豊凶調査業務	547	
	西会津町森林組合	西会津町萱本地区ツキノワグマ誘引木伐採業務	108	
	川原鳥獣貿易株式会社	保護ツキノワグマ運搬業務	440	
	土木部へ配分	河川内の刈り払い	5,984	
新規狩猟者育成	合同会社東北野生動物保護管理センター	狩猟者「新規育成」事業業務	1,168	
	合同会社東北野生動物保護管理センター	イノシシ捕獲マニュアル・パンフレット作成業務	1,496	
合計			415,784	

7 監査手続及び監査結果

委託契約に関する入札公告、入札手続、契約書、完了届、実績報告書、成果品、請求書、支出命令書について検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 消費生活課

10-1-1 チャレンジふくしま消費者風評対策事業

1 目的

食と放射能に関して、県内外の消費者が不正確な情報や思い込みに惑わされることなく、自らの判断で食品の選択ができるよう風評払拭に資する取組を実施・支援する。

2 事業内容

(1) 消費者と生産者等の理解・交流促進事業

ア 首都圏等消費者交流事業

県産品の主要消費地から消費者を招き、県内の生産者や流通事業者らが薦める放射性物質低減の取組や放射能測定検査の状況について紹介するとともに、放射能に関する説明を行い、正確な情報・知識の普及と拡散を図る。

イ 「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業

全国の自治体や消費者団体からの申込をもとに、本県生産地における放射性物質低減の取組や放射能検査の状況を関係者自らが講演者（「ふくしまの今を語る人」）として出向いて説明・紹介する。この際、意見交換と県産食材の試食をパッケージ化したミニ交流会の形式で開催する。

(2) 市町村支援事業

市町村が実施する風評対策事業を財政的に支援する。

3 事業期間

平成 25 年度から

4 財源

地方消費者行政推進交付金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	168,391	157,480	146,142
決算額	147,662	150,417	135,059

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額
旅費	315	215
需用費	77	0
委託料	49,023	47,848
使用料及び賃借料	64	0
負担金、補助及び交付金	96,663	86,995
合計	146,142	135,059

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

(1) 消費者と生産者等の理解・交流促進事業

ア 首都圏等消費者交流事業

(ア) 首都圏等の消費者を福島県に招聘するツアーを企画

(イ) ふくしまの桃コース 4 回、ふくしまの肉コース 2 回、ふくしまの海の幸コース 2 回、ふくしまのお米コース 3 回

(ウ) ツアー参加者からは、1泊2日は 15,000 円、2泊3日は 20,000 円を条件として参加料を徴収する

(エ) ツアー参加者に対してアンケートを実施し、回収したアンケートを集計すること

イ 「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業

(ア) 講師派遣業務（講演会広報業務及び情報発信業務を含む）32 回実施

(イ) 試食・交流機会の運営業務（桃ジュース、巨峰サイダー、お米など）

(ウ) 講演内容の記録作成及びアンケート集計を含めた報告書の作成

公募により委託した事業の内容は次のとおり。

委託事業	業者名	金額
首都圏等消費者交流事業	名鉄観光サービス株式会社	19,717
「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業	株式会社クリフ	28,130
合計		47,848

(2) 福島県消費者風評対策市町村支援事業交付金の内訳

「福島県消費者風評対策市町村支援事業交付金交付要綱」により交付した市町村への交付金は次のとおり。

自治体名	交付額	自治体名	交付額
小野町	618	福島市	8,900
桑折町	3,476	郡山市	3,645
西会津町	4,417	矢吹町	4,831
猪苗代町	4,950	二本松市	4,582
古殿町	94	いわき市	3,460
国見町	7,069	塙町	3,000
西郷村	4,442	喜多方市	1,853
大玉村	3,113	会津坂下町	5,230
下郷町	4,168	伊達市	2,250
磐梯町	4,941	柳津町	1,311
本宮市	1,000	白河市	2,000
棚倉町	3,163	三春町	208

上記のうち、福島市、矢吹町、会津坂下町に関して交付内容を検討した。

自治体名	事業区分	事業内容
福島市	イベント等開催	阪神地区においてブースを設置し物品販売
矢吹町	コンテンツ作成	野菜をテーマとした情報誌の作成
会津坂下町	イベント等開催	埼玉県北本市へのアンテナショップの設置

7 監査手続及び監査結果

- (1) 業務委託契約に関して、入札公告、入札手続、契約、完了・実績報告、支出手続に関して検討した。
- (2) 福島市、矢吹町、会津坂下町に対する交付金に関して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

8 指摘事項及び意見

意見

「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業について

- (1) 仕様書において、本事業の目標として、首都圏等への派遣をおおむね 70%以上と指示されているが、平成 31 年度の実績として、派遣回数ベースで $18 \text{ 回} \div 32 \text{ 回} = 56\%$ 、参加者ベースで $1,848 \text{ 人} \div 3,065 \text{ 人} = 60\%$ と目標を達成していない。この目標未達に関する原因分析や反省が実績報告書に記載されていないことは、県側にも管理責任があると思われる。

(2) 平成 31 年度は 32 回開催し、参加者数は 3,065 名であった。委託費用は 28,130,240 円であったので、参加者一人当たり 9,177 円かかったことになる。参加者アンケートから判断すると風評払拭という目的には資する事業であるがコストがかかりすぎているのではないだろうか。一人当たり 5 千円程度になるよう、1 回当たりの参加人員の増加を図るなど工夫が必要と思われる。

Ⅶ こども未来局

こども未来局 子育て支援課

6-1-28 教育・保育整備事業（安心こども基金）

1 目的

幼児期の教育・保育環境を整備するため、民間の保育所等の整備を行う市町村に対して支援する。

2 事業内容

教育・保育施設の整備を行う市町村に対して安心こども基金を活用し、支援する。

No.	事業	内容
1	保育所緊急整備事業	待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とし、保育所の新設、修理、改造、整備を実施する。
2	小規模保育整備事業	待機児童解消のための小規模保育事業所の創設や老朽改築による保育環境整備などの小規模保育事業所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とし、小規模保育事業所の新設、修理、改造、整備を実施する。
3	賃貸物件による保育所整備事業	保育所を整備するにあたり、都市部を中心に保育所の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料及び借上時における改修費等の補助を行う。
4	認定こども園整備事業	待機児童解消のための認定こども園の創設や老朽改築による保育環境整備などの認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とし、認定こども園の新設、周知、改造、整備を実施する。

その他	子育て支援のための拠点施設整備事業、放課後児童クラブ設置促進事業、広域的保育所利用事業、家庭的保育改修等事業、待機児童解消加速化プラン強化事業、子育て支援交付金からの移行事業、保育士人材確保等事業、電力供給対策に対応した特別事業等、認定こども園整備等事業、小規模保育整備事業等
-----	--

3 財源

安心こども基金繰入金

※子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金

(補助率) 国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4

※事業により異なる。

認定こども園整備事業については、

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

4 予算額・決算額の推移 (単位：千円)

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	436,845	491,012	447,378
決算額	420,092	385,009	373,424

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

	節区分	予算額	決算額
教育・保育施設 整備事業 (安心 こども基金)	旅費	32	0
	需用費	10	0
	負担金、補助及 び交付金	447,266	373,424
	使用料及び賃借 料	70	0
	合計	447,378	373,424

(3) 市町村別事業別内訳

	事業	決算額	うち精査した金額
福島市	保育所緊急整備事業	127,933	127,933
	その他	0	0
会津若松市	保育所緊急整備事業	32,264	32,264
	その他	0	0
郡山市		76,700	0
白河市		40,029	0
伊達市	保育所緊急整備事業	30,120	30,120
	認定こども園整備事業	17,380	17,380
	小規模保育整備事業	43,244	43,244
	その他	0	0
須賀川市		5,754	0
南相馬市		0	0
	合計	373,424	250,941

5 監査手続及び監査結果

事務手続のプロセス（市町村の子育て安心プラン実施計画の採択、個別事業の協議、内示、補助金申請、審査、実績報告、補助金の支出、事後評価）を検討した。基金運営要領、補助金交付要領、採択通知、内示通知、補助金申請内訳書、工事内訳書、契約書、決定通知書、支出負担行為調書、実績報告、確定通知書、支払命令書等の関連書類について検討した。

6 指摘事項及び意見

特になし。

こども未来局 子育て支援課

6-1-29 認定こども園施設整備事業

1 目的

幼児期の教育・保育環境を整備するため、民間の認定こども園の整備を行う市町村に対して支援する。(認定こども園の幼稚園機能部分)

2 事業内容

幼児期の教育・保育を一体的に行う認定こども園の整備を支援する。

(1) 認定こども園施設整備事業

認定こども園の幼稚園機能部分等の施設整備へ補助する。

(財源) 認定こども園施設整備交付金

(補助率) 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

(2) 複合化・多機能化推進事業

避難地域等市町村における認定こども園の幼稚園機能部分等の施設整備へ補助する。

(基幹事業・効果促進事業)

(財源) 福島再生加速化交付金

(補助率) 国 基幹事業分 3/4、効果促進事業分 4/5、市町村 1/4、1/5

(3) 認定こども園環境整備事業

社会福祉法人設置の幼保連携型認定こども園の環境整備へ補助する。

(財源) 教育支援体制整備事業交付金

(補助率) 国 1/2、市町村、社会福祉法人 1/2

3 財源(平成31年度財源内訳(単位:千円))

認定こども園施設整備交付金、福島再生加速化交付金、教育支援体制整備事業交付金

	決算額
認定こども園施設整備交付金	352,832
福島再生加速化交付金	22,510
教育支援体制整備事業交付金	1,782
福島県帰還環境整備交付金基金繰入金	89,209
一般財源	3,799
合計	470,132

4 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	370,258	610,054	498,514
決算額	309,193	605,016	470,132

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

	節区分	予算額	決算額
認定こども園施設整備事業	負担金、補助及び交付金	491,583	466,333
	償還金、利子及び割引料	6,931	3,799
	合計	498,514	470,132

(3) 市町村別事業別内訳

	事業	決算額	うち精査した金額
福島市	認定こども園施設整備事業	164,683	45,895
	その他	756	0
会津若松市		65,460	0
いわき市	認定こども園施設整備事業	103,355	103,355
	その他	0	0
白河市		19,334	0
南相馬市		21,888	0
伊達市		430	0
川内村	複合化・多機能化推進事業	90,032	90,032
	その他	0	0
玉川村	認定こども園環境整備事業	395	395
	その他	0	0
その他		3,799	0
	合計	470,132	239,677

5 監査手続及び監査結果

事務手続のプロセス（実施計画の国の決定、個別事業の協議、内示、交付金申請、審査、実績報告、交付金の支出、事後評価）を検討した。基金運営要領、交付金実施要領、交付金交付要領、内示通知、交付金申請内訳書、工事内訳書、契約書、決定通知書、支出負担行為調書、実績報告、確定通知書、支払命令書等の関連書類について検討した。

6 指摘事項及び意見

特になし。

1 目的

子ども・子育て支援法に基づき、各市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に従い、市町村が実施する事業を支援するために交付金を交付する。

2 事業内容

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業に要する経費に充てるため交付金を交付する。

(対象事業)

No	名称	内容
1	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する
2	延長保育事業	保育認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部または一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する
3	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を補助する
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る
5	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え

		て、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る
7	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行う
8	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う
9	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市町村において、子どもを守る地域ネットワークの要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する
10	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う
11	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う

12	病児保育事業	保育を必要とする乳児・幼児または保護者の労働もしくはは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う
13	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る

3 財源

一般財源

4 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	1,731,590	1,938,017	2,106,500
決算額	1,636,110	1,779,257	1,927,219

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

	節区分	予算額	決算額
地域子ども子育て支援事業	負担金、補助及び交付金	2,106,500	1,927,219
	合計	2,106,500	1,927,219

(3) 市町村別事業別内訳

市町村	事業	決算額	うち精査した金額
福島市	放課後児童健全育成事業（特定分）	178,450	178,450
	一時預かり事業	27,174	27,174
	その他	154,208	0
会津若松市	地域子育て支援拠点事業	82,043	82,043
	放課後児童健全育成事業（特定）	87,409	87,409
	その他	83,911	0
いわき市	放課後児童健全育成事業（特定）	143,949	143,949
	利用者支援事業	16,023	16,023
	その他	123,325	0
郡山市		181,237	0
須賀川市		119,680	0
その他 49 市町村		729,810	0
	合計	1,927,219	535,048

5 監査手続及び監査結果

事務手続のプロセス（予算の策定、問い合わせ対応、交付金の申請、実績報告、交付金の支出、事後評価）を検討した。交付金実施要領、交付金交付要領、交付金交付申請書、決定通知書、支出負担行為調書、実績報告、確定通知書、支払命令書等の関連書類を検討した。

6 指摘事項及び意見

特になし。

Ⅷ 商工労働部

商工労働部 産業創出課

1-1-22 スタートアップふくしま創造事業

1 目的

創業支援施策として、創業期から成長期にわたり、個人事業主から大学発のベンチャー、社会的起業家まで一貫して支援する体制を整備することにより、県内に起業が次々と生まれ着実に成長していく「スタートアップの地ふくしま」の創造を目指す。

2 事業内容

(1) 起業の環境整備・マインド醸成事業

創業支援ウェブサイトや市町村連絡会議等を通して県内の創業支援体制を強化するとともに、「ふくしまベンチャーアワード」を開催し、起業機運の醸成を図る。

(2) リーディング起業家創出事業

県内大学等と連携し、大学発ベンチャーの持続的な創出に向けたモデル的取組を行うとともに、大学生等を対象とした起業家育成プログラムを通して次世代を担う起業家人材を育成する。

(3) 起業家チャレンジ応援事業

県内の創業支援機関の連携により、各地域で創業相談会を開催して起業関心者を掘り起こすとともに、県内外の起業希望者に対して創業経費の一部を補助し、事業が軌道に乗るまで伴走的に支援する。

(4) 地域課題解決型起業支援事業

県内の各地域が抱える課題に対して「社会性」、「事業性」、「必要性」、の観点を持って取り組む社会的起業家に対して創業経費の一部を補助し、事業が軌道に乗るまで伴走的に支援する。

3 事業期間

平成 29 年度から

4 財源

地方創生推進交付金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	72,567	116,953	161,907

決算額	70,594	101,196	144,994
-----	--------	---------	---------

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
起業の環境整備・マインド醸成事業	16,186	16,045
リーディング起業家創出事業	73,599	66,964
起業家チャレンジ応援事業	41,527	36,882
地域課題解決型起業支援事業	30,595	25,101
合計	161,907	144,994

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
起業の環境整備・マインド醸成事業	報償費	57	37
	旅費	62	54
	需用費	78	0
	役務費	8	0
	委託料	15,981	15,954
リーディング起業家創出事業	旅費	150	141
	委託料	73,406	66,821
	使用料及び賃借料	43	1
起業家チャレンジ応援事業	旅費	6	0
	需用費	10	0
	役務費	10	0
	委託料	41,488	36,882
	使用料及び賃借料	13	0
地域課題解決型起業支援事業	旅費	48	34
	需用費	10	0
	役務費	10	6
	使用料及び賃借料	10	3
	負担金、補助及び交付金	30,517	25,055
	合計	161,907	144,994

6 事業内容及び契約の概要

(1) 起業の環境整備・マインド醸成事業

- ア 受託者： 公益財団法人いわき産学官ネットワーク協会
受託額： 11,004,731 円（消費税込み）
業務内容： セミナー及びベンチャー企業の顕彰会の実施
 - イ 受託者： 株式会社ル・プロジェ
受託額： 4,950,000 円（消費税込み）
業務内容： Webサイト及びSNSによる情報発信
- (2) リーディング起業家創出事業
- ア 受託者： 国立大学法人福島大学（アカデミア・コンソーシアムふくしま）
委託料： 10,541,520 円（消費税込み）
業務内容： 各大学との連絡調整、ワークショップ開催等
 - イ 受託者： 株式会社リバネス
委託料： 62,863,695 円（消費税込み）
業務内容： 候補者の発掘、ワークショップ開催、起業業務支援
- (3) 起業家チャレンジ応援事業
- ア 受託者： 公益財団法人福島産業振興センター（以下、「産業振興センター」という。）
委託料： 37,210,442 円（消費税込み）
業務内容： 対象事業者への補助金交付、事業伴走支援
 - イ 受託者： 一般財団法人ふくしまチャレンジはじめっぺ
委託料： 4,220,260 円（消費税込み）
業務内容： 起業支援塾の開催等
- (4) 地域課題解決型起業支援事業
- 補助金交付先： 産業振興センター
交付決定額： 30,208,928 円
業務内容： 対象事業者への補助金交付、事業伴走支援

7 監査手続及び監査結果

- (1) 起業の環境整備・マインド醸成事業
委託契約先2件について契約書及び実績報告書等の関係資料を閲覧した。
- (2) リーディング起業家創出事業
委託契約先2件について契約書及び実績報告書等の関係資料を閲覧した。
- (3) 起業家チャレンジ応援事業
委託契約先2件について契約書及び実績報告書等の関係資料を閲覧した。
うち、産業振興センターへの委託契約業務は、女性・若手起業家に創業経費等を補助し、事業の相談を受ける等の支援を行う事業である。
県は産業振興センターに委託料として概算で約 36,000 千円を支払ったところ、実

績額が約 32,000 千円にとどまったため、約 4,000 千円の返還を受けた。

実績額 32,000 千円の内訳であるが、女性・若手起業家の 20 者へ合計約 17,000 千円を交付するとともに、伴走支援業務として約 6,000 千円を支出した。その他の 9,000 千円は、受託者の本事業に係る人件費、会議費及びチラシ作成費等である。

(4) 地域課題解決型起業支援事業

本事業は、福島県が抱える課題に対し、「社会性」「事業性」「必要性」の観点を持って取り組む社会的起業家に経費の補助や伴走支援を行う事業である。本事業は上記(3)とは異なり、県が産業振興センターに補助金を交付し事業を実施させた。

県は、補助金交付決定額の範囲内で約 27,000 千円を概算交付したところ、実績額が約 25,000 千円にとどまったため、約 2,000 千円の返還を受けた。

実績額 25,000 千円の内訳であるが、社会的起業家へ補助金が合計 9 件で計 16,000 千円、伴走支援業務として 2,000 千円を支出した。その他の 7,000 千円は、産業振興センター内の本事業に係る人件費、会議費及び消耗品費等である。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

起業家チャレンジ応援事業では、補助事業の応募者 24 件中 20 者が補助金の交付を受けているが、同様に、地域課題解決型起業支援事業についても 14 件応募中 9 者が採択されている。

両事業は、産業振興センターに業務委託または補助金の交付をしており、人件費相当を含めた経費を県が負担している。人件費相当額は、起業家チャレンジ応援事業、地域課題解決型起業支援事業のそれぞれで 6,000 千円を超える。

監査対象年度である平成 31 年度は、それぞれの事業の交付先が 20 件、9 件と数が少なく、応募者のほとんどが合格する選定であったのだから、県の職員でも対応可能と思われる。県から産業振興センターに事務委託する必要はなかったとも考えられる。

一方で、両事業においては事務局運営、補助金採択者の育成・支援、マッチング支援等の業務が年間を通して発生するところ、創業支援や補助金交付事務に関する専門的なノウハウ・経験等、高度な知識があることを主な理由とし、産業振興センターが業務を受託している。ただし、産業振興センターは、それぞれの事業のマッチング支援業務を外部に委託しており、必ずしも産業振興センター内で完結しているわけではない。

なお、幸いにも、令和 2 年度においては、両事業とも応募件数が増加しているとのことであるが、県の職員でも対応可能か、県から産業振興センターに事務委託すべきか毎年検証すべきである。

2-2-12 福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業

1 目的

浜通り地域の早期の産業復興を図るため、福島イノベーション・コースト構想の重点分野において、地元企業や他地域の企業・大学等により様々な実用化開発プロジェクトが進められてきた。本事業は、今後、各プロジェクトにおいて実用化の成果を最大化させ、また、その後の本格的な事業化を推進させることを目的とする。

2 事業内容

福島イノベーション・コースト構想の重点分野における実用化開発プロジェクト等を中心に、知見を有する人材を配置し、各種課題の抽出・解決を図るとともに、経営戦略の構築・見直し及び地元企業とのマッチング等を進め、事業化に向けた伴走支援を行う。

3 事業期間

平成 30 年度から

4 財源

- (1) 地域経済産業活性化対策費補助金
(福島イノベーション・コースト構想推進基盤整備事業)
- (2) 福島県原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	—	194,829	217,691
決算額	—	175,041	197,385

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業	216,658	196,849
環境・リサイクル関連産業推進事業	1,033	536
合計	217,691	197,385

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業	負担金、補助及び交付金	216,658	196,849
環境・リサイクル関連産業推進事業	報償費	169	120
	旅費	484	277
	需用費	100	0
	役務費	100	32
	使用料及び賃借料	180	107
	合計	217,691	197,385

6 事業内容及び契約の概要

支援体制として、①販路開拓等支援、②中小企業等雇用確保支援、③知財戦略支援、④ビジネスマッチング、⑤事業化支援があり、①②④は、県の補助金をもとに公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が行い、さらに③⑤はイノベ機構が特許事務所及びデロイトトーマツコンサルティング合同会社（以下「コンサル会社」という。）に業務委託している（平成 31 年度におけるコンサル会社との契約金額は 133,608 千円）。

7 監査手続及び監査結果

イノベ機構とコンサル会社との間の業務委託契約について契約書、仕様書、成果報告書等の関係資料を閲覧し、手続が適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項

委託業務（事業化支援業務）の成果と評価指標について

事業化促進事業は、県の補助金をもとにイノベ機構が実施している。事業 5 分野のうち、販路開拓等支援、中小企業等雇用確保支援、ビジネスマッチングの 3 分野はイノベ機構が行っているが、知財戦略支援と事業化支援の 2 分野はイノベ機構が特許事務所及びコンサル会社に業務委託している（平成 31 年度におけるコンサル会社との契約金額は 133,608 千円）。

事業化支援業務に関して、コンサル会社がイノベ機構に提出したK P I（Key Performance Indicator：重要業績評価指数）の設定根拠によると、予定としては福島県内の会社に 27 件の事業化支援を行うことになっていた。それに対して、実績報告書では 29 件の支援を行い、成果を挙げたとしている。

実績における支援内容をみると、29 件の支援とは、29 社に対する支援ではなく、1 社に対して複数の支援を行った場合も、それぞれを 1 件として計上していた。よって、事業者で数えると計 20 社への支援となる。また、具体的な支援内容は、ビジネスモデルの精緻化等、コンサル会社としての専門性が伺える支援があった一方、「補助金に係る情報供給」といったような商工会議所や商工会の経営相談会レベルのものもあった。すなわち、「マッチング可能性のある企業のリスト化」、「福島県の担当課へ紹介」、「東邦銀行とマッチングを実施」、「福島県の担当者とのマッチング支援」、「試験資金の確保に向けた補助金の選定」、「補助金に係る情報供給」など、商工会議所や商工会の経営指導員に依頼すれば済むものが、それぞれ 1 件としてカウントされていた。

コンサル会社は、個社支援 1 件あたり平均工数 11.8 人日と想定し、目標値（27 件×11.8 人日＝318 人日）を設定しているが、実際に個社支援が行われたのが 29 件で合計 228 人日であった。予定の 3 分の 2 程度（ $228 \div 318 = 0.72$ ）である。さらに、支援の中には、上記のように「県の担当課を紹介」「銀行とマッチング」など、事業化支援として専門性が発揮されているか疑わしい内容もあった。K P I 的には、不十分な成果だったと判断せざるを得ない。

一方で、県及びイノベ機構は、「コンサル会社の個社支援は予定工数に足りなかったが、別業務である一括支援に予定以上の工数をかけている点」を酌むべき事情としている。一括支援の内容は、「金融支援協議会の開催」、「ドローン調査レポートの作成」、「人材確保支援施策の検討」、「経済産業省との意見交換会の企画」であって、これらにつき当初 K P I は計 33 人日であったが、実績は約 123 人日を費やしたとのことである。イノベ機構は、個社支援及び一括支援等を併せた委託契約全体としては一定以上の工数がかけられているため、業務実績が明らかに K P I とは異なっているにもかかわらず「業務委託契約違反」とまでは認識していない。

しかし、当初コンサル会社が設定した K P I では、「個社支援」に最も多くの工数をかける予定であり、それがまさしく事業化支援事業の主な内容である「事業化に向けた伴走支援」であるのだから、「個社支援」が不十分であるのは「指摘事項」とせざるを得ない。

コンサル会社は平成 30 年度及び平成 31 年度と連続して受注している。今後も「事業化に向けた伴走支援」という旗印の下に 1 億円以上の委託費（平成 31 年度 133,608 千円）をかけて外部委託したほうがよいのか、それともイノベ機構の職員が直接担ったほうがよいのか、よく検討すべきであろう。

事業会社に対するコンサル支援は、各社の業務内容や事業環境が千差万別で、費用対

効果の評価が非常に難しい。県及びイノベ機構は、事業化支援の具体的業務の内容を確認して、質的水準を検討するとともに、支援を受けた会社にアンケート調査等を行い、支援内容や支援時間、顧客満足度等を確認し、事業の効果を検証すべきである。また、K P I は量的基準（日数）のアウトプットのみならず、顧客満足度等の質的基準やアウトカムも設定されるべきである。

以上の指摘に対する県の見解は次のとおり。

コンサル会社が設定したK P I では「個社支援」に最も多くの工数をかける予定であったところ、これが不十分であるため「指摘事項」とせざるを得ない、とのことですが、コンサル会社は仕様書に基づき適切に業務を遂行しており、違法、不適正または不適切な事項はないと考えております。

確かに、個社支援の工数はやや減っておりますが、それでも個社支援に最も多くの工数をかけており、全体の工数としても、当初の目標を上回る実績となっております。

なお、本事業をより適切かつ効果的なものとしていきたいと考えており、ご助言いただきましたとおり「支援を受けた会社にアンケート等を行い、支援内容や満足度等を確認し、事業の効果を検証」してまいります。

意見なし。

商工労働部 ロボット産業推進室

2-2-13 ロボットテストフィールド整備等事業

1 目的

福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）は、福島イノベーション・コースト構想に基づき整備された陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点である。インフラや災害現場など実際の使用環境を再現しており、ロボットの性能評価や操縦訓練等ができる施設である。本事業はRTFの施設整備事業及び運営事業である。

2 事業内容

ロボットテストフィールド整備事業及び共同利用施設（ロボット技術開発等関連）整備事業は、RTFの建物、設備の建設・構築事業である。また、共同利用施設等運営事業は、RTFの運営管理を公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）に委託する事業である。

3 事業期間

平成 28 年度から

4 財源

地域経済産業活性化対策費補助金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	1,956,679	4,837,351	7,153,233
決算額	1,874,880	3,381,610	6,361,308

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
ロボットテストフィールド整備事業	3,399,355	3,044,746
共同利用施設(ロボット技術開発等関連)整備事業	3,316,386	2,980,264
共同利用施設等運営事業	437,492	336,297
合計	7,153,233	6,361,308

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
ロボットテストフィールド整備事業	需用費	40,000	39,999
	委託料	212,327	211,826
	工事請負費	2,906,811	2,615,273
	備品購入費	239,510	176,940
	負担金、補助及び交付金	707	706
共同利用施設(ロボット技術開発等関連)整備事業	需用費	19,024	18,286
	委託料	147,625	47,124
	工事請負費	1,633,883	1,633,882
	備品購入費	1,515,854	1,280,971
共同利用施設等運営事業	旅費	3,800	2,220
	需用費	1,309	362
	役務費	1,000	670
	委託料	431,180	332,841
	使用料及び賃借料	203	202
	合計	7,153,233	6,361,308

6 事業内容及び契約の概要

R T F は、南相馬市復興工業団地内の東西約 1,000m、南北約 500m の敷地内に「無人航空機エリア」、「インフラ点検・災害対応エリア」、「水中・水上ロボットエリア」、「開発基盤エリア」を設け、浪江町棚塩産業団地内に長距離飛行試験のための滑走路を整備している。

平成 29 年に着工し、令和 2 年 3 月に全面開業した。

陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点であり、様々な建物や構築物、研究設備がある。建物、設備の建設・構築事業に建設事業者をはじめ様々な事業者が関わっていた。

7 監査手続及び監査結果

- (1) R T F の建物・構築物の建設につき、入札関係の資料及び建設会社との契約書等を閲覧した。
- (2) 県がイノベ機構に委託している R T F の運営管理業務につき、基本協定書、契約書、実績報告書及び成果確認書等を閲覧した。
- (3) R T F に往査し、建設完了の建物や研究設備器具を確認した。また、R T F 指定管理者が作成・管理している少額器具備品台帳から複数件の器具備品を抽出し、現物を確認した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

(1) 一般競争入札の辞退について

R T F 発注工事の一つにおいて、一般競争入札（総合評価方式）で請負業者を選定したが、第1順位を獲得した建設会社が、入札を辞退した。辞退の理由は、別の県発注の公共事業を受注したことにより技術者等の不足が生じたため、物理的に本工事を請け負うことができなくなったから、とのことであった。当該建設会社が別の公共事業を受注していることは事実であり、その入札日も、本件入札と同日であったため、辞退した理由が虚偽であるとは認定できない。当該建設会社としては、2つの事業の契約候補者となり、対応に苦慮したことは伺える。また、入札辞退は、入札者の事情変更等により起こりえることであるから、辞退者への対応を含めた県の手続きについて、規則不適合があったと指摘するものではない。

しかしながら、第1順位の業者は、受注できた2つの案件のうち利益率が高くなりそうな案件を選択し、低い方を辞退するという選択が可能であった。本件で実際に利益率の高そうな案件を選択したかどうかは不明である。

仮に、第1順位の業者が契約締結し、その日以降に契約破棄したら契約に基づく損害賠償をする等のペナルティを課することができる。しかし、本件のような入札辞退の場合に、ペナルティを課す規則等はない。

県は、総合評価により慎重に受注者を選択し、入札辞退について、何らかの対策を打ち出してもよいのではないだろうか。

以上の意見に対する県の見解は次のとおり。

入札制度の所管課に確認した結果、「本県の工事の入札においては、競争性等に配慮しながらも、安易な応札及び辞退は認めない制度」となっております。今回のロボットテストフィールド整備等事業につきましても、本県の入札制度に沿った適正な手続きを行っております。

(2) 運營業務費の残余金の精算について

R T F の管理運營業務は、指定管理者であるイノベ機構が受託しているところ、契約金額 377,148 千円に対して、平成 31 年度の運營業務費として実際に発生した金額は 290,966 千円であったため、86,183 千円の余剰が発生した。

この点、県とイノベ機構で結んだ基本協定書では、費用の精算として「当該年度における管理運営に要した費用に増減があり残余金が生じた場合には、その取扱いについては協議するものとする。」とあるので協議を行い、平成 31 年度は、イノベ機構は

県に対して、残余金を全額返還することとした。

今後は、残余金の規模、協定の安定性を鑑み、残余金の取扱いについては、協定書において返還するか否かを明確に記載するのが望ましく、記載できない場合であれば、余剰の発生原因や項目、金額を明らかにした上で協議内容も含めて文書に残すべきである。

以上の意見に対する県の見解は次のとおり。

福島ロボットテストフィールドへの指定管理料の残余金については、基本協定書に基づき、県と指定管理者の協議の結果、全額返還しております。今後は、御意見も踏まえ、協定書において、返還の可否を記載することといたします。

【福島ロボットテストフィールド】

研究棟外観



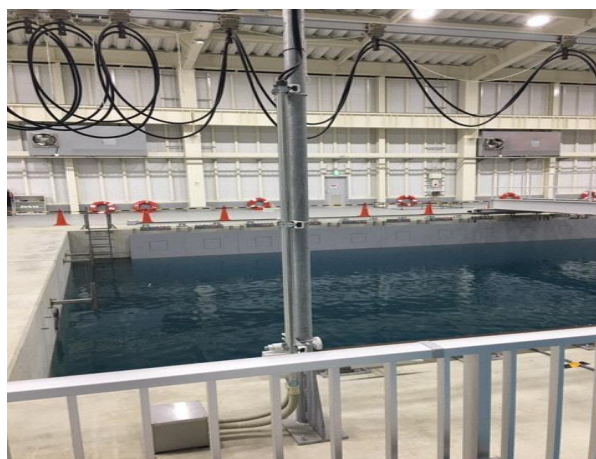
総合管制室内の模型図



風洞棟



屋内水槽試験棟



市街地フィールド全体（市街地模型でドローン等の飛行実験をすることができる）



市街地フィールドの建物



1 目的

浜通りは人手不足が深刻化しているほか、事業拡大の整備に時間を要するなどし、雇用の復興にはなお時間を要する状況である。こうした被災地特有の現状に対応するため、地域の産業の中核となる中小企業が事業を再開等するに当たって被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うことで、復興の推進を図るものである。

2 事業内容

(1) 原子力災害対応雇用支援事業

補助対象事業	福島県被災求職者 ① 福島県に所在する事業所に雇用されていた者 ② 福島県に居住していた者 のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事についていない者
補助要件	・ 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は2分の1以上 ・ 雇用期間は1年以内（複数回更新可）

(2) ふくしま産業復興雇用支援事業

補助対象事業	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等
補助要件	① 雇入費助成 被災三県（岩手・宮城・福島）求職者の雇入れ ② 住宅支援費助成 求職者（一般求職者を含む）の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合
補助率等	①の場合 被災15市町村は、雇入れ一人あたり225万円（短時間労働者は110万円）を助成。その他市町村は、120万円（短時間労働者は60万円）を助成。なお、上限は1事業所につき3年間で2000万円

	<p>②の場合</p> <p>住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の4分の3</p> <p>なお、上限は1事業所につき3年間で720万円</p>
--	--

※ 上記(1)と(2)の違いであるが、(1)は、県から受託した民間企業等が被災求職者を雇用して委託業務に従事させ、県は、当該被災求職者の人件費等を含めた経費を負担する。

(2)は、県が、新規雇用をした事業者へ直接補助金を交付する。ただし、下記6に記載するが、補助金交付決定時及び助成金支給時の事務作業について、県は民間企業等に委託している。

3 事業期間

- (1) 原子力災害対応雇用支援事業 平成28年度から
- (2) ふくしま産業復興雇用支援事業 平成23年度から

4 財源

緊急雇用創出事業交付金、原子力災害等復興基金繰入金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	6,092,582	2,576,647	2,134,192
決算額	5,818,073	1,825,023	1,822,583

(2) 平成31年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
原子力災害対応雇用支援事業	603,939	515,265
ふくしま産業復興雇用支援事業	1,090,255	867,393
国庫等返還金	439,998	439,925
合計	2,134,192	1,822,583

(3) 平成31年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
原子力災害対応雇用支援事業	共済費	2,142	1,807
	賃金	13,783	12,253
	旅費	983	92

	需用費	1,827	802
	役務費	866	287
	委託料	477,385	405,287
	使用料及び賃借料	991	4
	負担金、補助及び交付金	105,962	94,733
ふくしま産業 復興雇用支援 事業	報酬	12,058	11,769
	共済費	4,091	3,811
	賃金	15,752	12,915
	旅費	716	683
	需用費	1,919	1,512
	役務費	1,215	346
	委託料	226,775	74,066
	使用料及び賃借料	2,103	1,180
	負担金、補助及び交付金	825,626	761,111
国庫等返還金	償還金、利子及び割引料	439,998	439,925
	合計	2,134,192	1,822,583

6 事業内容及び契約の概要

ふくしま産業復興雇用支援事業について、県は民間企業へ業務の委託を行うことにより効率的な事務処理を図るため、「県の助成金交付決定及び支給に関する事務補助」や「助成対象事業所からの相談対応」等の業務を委託している。

具体的には、株式会社パソナと今後4年間にわたる契約をし、平成31年度には最大で35,177千円、令和2年度には最大で63,237千円、令和3年度には最大で66,287千円、令和4年度には最大で91,169千円を支払うこととなる。

業務内容は、本件事業の準備業務、支給申請書及び添付書類の審査・補正指導及び支給決定通知書の作成・発送業務、支給決定を受けた事業者からの実績報告の受領・相談とりまとめ業務等である。

つまり、以上の業務は、求職者を受け入れる企業が補助金を得るべく行う「申請書」や「実績報告書」の審査及び決定通知書を発送する等の県の事務作業である。補助金申請者の事務及び申請を受ける県の事務をともに外部委託し、効率化を図るものである。

7 監査手続及び監査結果

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の補助金及び委託料

補助金に関しては、交付要綱、交付申請書、実績報告書、支出命令等の関係書類を確認した。

委託料に関しては、契約書、実績報告書、支出命令等の関係書類を確認した。

(2) ふくしま産業復興雇用支援事業の補助金及び委託料

委託料に関しては、契約書、実績報告書、支出命令等の関係書類を確認した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

ふくしま産業復興雇用支援事業に関して、上記6のとおり、県は、株式会社パソナに交付事務に伴う一般事務を委託しており、県は委託料を支払っている。

業務委託契約書では、監査対象年度である平成31年度の契約金額としては35,177千円であるが、株式会社パソナが実際にかかった費用のみを年度末に経費精算する形で県に請求するため、契約金額まで支払うことは稀であり、同年度に県が実際に支払った金額は15,113千円であった。

一方で、同年度に実際に雇用する事業者に対して交付した補助金は、192事業者、469人を対象として約790,000千円であった。

つまり、県は合計790,000千円の補助金を192ヶ所に配るために、15,000千円を委託費として費やしているということである。

この事業は、平成23年度から行っているが、過去最も多いときは、平成25年で1,782か所の事業所に159億円を交付したとの実績がある。その際も、事務処理業務を受託したのは株式会社パソナであり、現在よりも大きな事務処理費がかかっていた。

以上の点を踏まえ、契約書を閲覧した結果の意見を提示する。

(1) 契約書では、平成31年度には最大で35,177千円、令和2年度には最大で63,237千円、令和3年度には最大で66,287千円、令和4年度には最大で91,169千円を支払うこととなる。これらは、受託者が発生を予測する経費金額を基礎としている。しかし、経費精算後の実績は、平成31年度が15,000千円であったように、実際にかかる金額は、契約金額の半分以下のようなものである。これらを見るに、県は、契約時点の将来の見積を適切に行うべきである。

(2) 委託契約内で、第三者への再委託が禁止されている条項はあるものの、県の許可をとり再委託することができる。本件で、再委託されている部分は、「エクセルデータベースの改修・運用保守業務」3,100千円、「新規採用者に対する労務研修」500千円、「HPサーバーレンタル費」300千円であった。県の許可を取っているため、合規性は問題なく指摘にはならない。しかし、経済性、効率性、有効性の観点からは疑問がないわけではない。再委託料が多額にならないように注意すべきである。

(3) 上記6(1)に記載したように、県は4年間にわたる契約をしているが、最終年度の契約金額が91,169千円と他の年度に比較して金額が大きい。この理由は、最終年度は、他の年度と異なり、施設工事費13,200千円がかかっているからである。施設工事費とは、事務所の引っ越し代等の撤収費用と考えられる。

外部業者の事務所（特に全国展開している大企業の事務所）の撤収費用までを県が負担することになるのは過剰な保護と評価されるのではないだろうか。

(4) 近年の申請状況を見ると、申請件数の減少がみられるようであるから、県が当該補助金業務の担当者を雇用し業務を行えばよいとも考えられ、外部に委託する必要性を検討してほしい。

8-1-9 原子力災害被災事業者事業再開等支援事業

1 目的

浜通りの被災 12 市町村の事業者の事業や生業の再建等を支援及び働く場の創出や買い物をする場など、「まち」機能の早期回復を図ることを目的とする。

2 事業内容

原子力災害発生時に、浜通りの被災 12 市町村内において事業を行っていた中小事業者が、同 12 市町村内及び 12 市町村外において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合、その投資額の一部を補助する。(12 市町村内において事業を行う場合 4 分の 3 以内、12 市町村外において事業を行う場合 3 分の 1 以内)

3 事業期間

平成 28 年度から

4 財源

福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金

5 予算額・決算額の推移 (単位：千円)

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	6,070,520	4,011,770	2,625,400
決算額	3,771,123	2,509,759	1,683,653

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
事業再開等支援補助金	1,084,131	247,775
事業再開等支援事務経費	38,118	37,140
事業再開等支援基金積戻事業	108,935	108,562
事業再開等支援補助金 (繰越明許費)	1,394,216	1,290,176
合計	2,625,400	1,683,653

※ 上記(2)によると、事業再開等支援補助金の予算額 1,084,131 千円に対して、決算額が 247,775 千円と差額が 836,356 千円であるが、この差額は、書類審査を経て交付決定はしたものの、補助金対象者の実際の経費支出が次年度以降になり、県から支出はされていない金額(繰越額)である。特段、問題のあるものではない。

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
事業再開等支援補助金	負担金、補助及び交付金	1,084,131	247,775
事業再開等支援事務経費	報酬	28,478	28,478
	共済費	4,843	4,768
	賃金	1,800	1,781
	報償費	0	0
	旅費	427	171
	需用費	1,553	1,146
	役務費	850	732
	委託料	0	0
	使用料及び賃借料	167	64
事業再開等支援基金積戻事業	積立金	108,935	108,562
事業再開等支援補助金（繰越明許費）	負担金、補助及び交付金	1,394,216	1,290,176
	合計	2,625,400	1,683,653

6 事業内容及び契約の概要

(1) 事業再開等支援補助金の交付要件

補助対象事業	震災時に被災 12 市町村で事業を行っていた中小事業者。
補助要件	① 被災 12 市町村内において事業再開（震災前の事業とは異なる業種での再開（転業再開）を含む。）や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合 ② 震災後休業していた者で、被災 12 市町村外（福島県外を含む。）において事業再開等（震災前の事業とは異なる業種での再開を含む）を行う場合
補助率等	①の場合 補助対象経費の 3/4 以内 ②の場合 補助対象経費の 1/3 以内（ただし、震災時に帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町で事業を行っていた事業者で、当該区域への帰還の意向を有する者については補助対象経費の 3/4 以内）

補助金の限度額	事業費（限度額 1000 万円（ただし、①の場合で市町村が策定する復興計画に沿った計画であると市町村が確認した場合は限度額 3000 万円））に補助率を乗じた額。
補助対象経費	施設・設備の整備・修繕費用、土地の購入費用、新商品・新サービス開発のための事業に要する費用、市場開拓調査事業に要する費用、広報費、雑役務費、その他

7 監査手続及び監査結果

事業再開等支援補助金に関して、実施要領、成果確認書、確定調書、支出命令書等の関係書類を閲覧した。また、一部補助金対象者について個別審査表、実績報告チェックリスト及び現地調査時撮影写真等を閲覧した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

本事業の補助金の交付対象者は、震災時に被災 12 市町村で事業を行っていた中小事業者であり、補助要件①は、被災 12 市町村内で事業再開を行う場合の経費を補助することとなっている。この点、補助の対象は、施設、設備、土地等の経費であるところ、施設や土地の経費であれば、その所在地から被災 12 市町村内で利用されているかどうか明らかであるので問題にはならない。しかし、「設備」の中で、例えば乗用車、トラック車両、ショベルカーであれば、容易に移動可能であるため、被災 12 市町村外での利用が可能である。

補助金交付要綱等には、被災 12 市町村外で利用してはいけないとの規定はないため、合規性という点で問題とはならないが、例えば、被災 12 市町村内の店舗で利用して申請した乗用車等の使用実態が、被災 12 市町村外の店舗で利用していたのであれば、上記 6 (1) の補助率の欄にあるように被災 12 市町村内と外で経費補助率が異なることから、不正に多くの補助金の交付を受けた疑いが生じる。

この点、県は、現地調査を行い現物の写真撮影、使用実態の確認等、対策をしている。引き続き注意していただきたい。

1 目的

東日本大震災により被災した中小企業者の県内における事業再開を支援し、地域の総合的な復旧・復興を図る。

2 事業内容

東日本大震災により被害を受け、県内で空き工場・空き店舗等を借り上げて仮操業・仮営業を行う中小企業者等に対して、以下(1)から(4)について発生した費用のうち4分の3以内（津波被災【半壊】は2分の1以内）を補助する。

- (1) 空き工場・店舗等を借り上げるための費用（土地及び建物）
- (2) 被災した工場・店舗等や仮工場・店舗等から(1)の空き工場・店舗等へ設備等を移設する費用
- (3) 空き工場・店舗等を利用するにあたり必要となる改装費
- (4) 自ら所有する設備が被災し、その代替となる設備等を借り上げるための費用

3 事業期間

平成 23 年度から

4 財源

中間貯蔵施設等影響対策、原子力災害復興基金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	172, 777	149, 372	126, 776
決算額	167, 226	143, 352	123, 372

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
中小企業等復旧・復興支援事業	126, 776	123, 372
合計	126, 776	123, 372

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
中小企業等復旧・復興支援事業	負担金、補助及び交付金	126,776	123,372
	合計	126,776	123,372

6 事業内容及び契約の概要

避難指示区域及び津波で建物全壊被害を受けた社は、補助対象経費の4分の3以内、津波で半壊の被害を受けた社は、補助対象経費の2分の1以内の範囲で補助を受ける。

補助額は原則 25 万円以上 500 万円までを上限とするが、製造業者の場合は、50 万円以上 2500 万円までとなる。

監査対象年度である平成 31 年度は、97 社に対し補助金を交付した。平均すると 1 社当たり約百数十万円ほどの支援となる。

7 監査手続及び監査結果

平成 31 年度の交付決定件数全 97 件中、製造業・建設業に係る 21 社分のリストを閲覧し、そのうちの数社について、交付決定、補助金交付申請書、実績報告書等の関係資料を確認した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項

本事業は、東日本大震災により被災した中小企業者が県内の空き工場・空き店舗等を借りて、事業を再開・継続する経費の一部を補助するものである。

この点、空き工場・空き店舗の所有者が交付申請法人の代表者等（以下、「所有者・代表者等同一ケース」という。）であっても、交付申請法人に補助金が与えられるとのことである。このケースでは、交付申請法人が獲得した賃料相当の補助金は、賃貸人である代表者等へ賃料として支払われている。

本事業は、仮操業・仮営業を行う中小企業者等を補助するものであるから、本来はかつての操業地域（避難指示区域等）に戻るまでの、一時的な補助である。しかし、所有者・代表者等同一ケースは、そもそも、（代表者等の土地・建物であるのだから）避難先で事業を永続的に行うことができ、それは「仮操業・仮営業」とはいえないのではないかと思える。

また、監査で閲覧した案件の中に、当初は補助金申請法人とは無関係の者が土地所有者であったところ、当該法人の取締役が土地所有者から当該土地を購入したことで、当該取締役が補助金申請法人を通して賃料収入を取得しはじめた事案があった。このように、代表者等の意思で改めて所有者・代表者等同一になるのは、代表者等個人の財産形

成に補助金が利用されているとも思える。

なお、所有者・代表者等同一ケースでは、賃貸人である所有者と賃借人である法人が、相場よりも多額の賃料を設定し、より多くの補助を得ようとする問題もあり得るが、県は（避難指示区域等の）従前の操業地での建物や面積等を参考に適切な金額を算定しているとのことである。

しかし、所有者・代表者等同一ケースまで借上げ費用を補助対象として補助金を交付するのは、本事業の目的・内容から過剰な保護ではないだろうか。再検討を求めたい。

以上の指摘に対する県の見解は次のとおり。

空き工場・空き店舗の所有者が交付申請法人の代表者等であるというケースにおいては、代表者等個人の財産形成に補助金が利用されていることが、過剰な保護ではないだろうか、とのことで「指摘事項」として整理されておりますが、別人格（個人・法人）として契約締結されているものであり、違法、不適正または不適切な事項とまでは言えないと考えております。よって、代表者等個人が確定申告（不動産収入）する場合に限り、補助対象としてきました。

なお、本運用についてはご意見のとおり、誤解を招かないよう、今後、本補助金の要綱改正等を検討してまいります。

意見なし。

商工労働部 産業創出課

9-1-9 福島新エネ社会構想等推進技術開発事業

1 目的

福島を「再生可能エネルギー先駆けの地」とするべく、再生可能エネルギーの導入拡大、関連事業の集積、研究開発を行うことを目的とする。

2 事業内容

- (1) 県内の民間企業等が東日本大震災後に新たに研究開発を進めてきた再生可能エネルギー関連技術について、その事業化・実用化のための実証研究事業に対し、その経費の一部を補助する。
- (2) 創・畜・省エネルギー分野等の研究開発に対し、県内企業等が産総研福島再生可能エネルギー研究所と連携して実施する研究開発の経費の一部を補助する。
- (3) 県内企業等が海外先進地の企業や研究機関と連携して行う、事業化を見据えた試験、データ収集等の実証研究に対し、その経費の一部を補助する。

3 事業期間

平成 29 年度から

4 財源

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	359,684	602,339	769,968
決算額	333,650	570,466	703,815

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業	713,206	655,986
産総研連携強化型技術開発事業	38,603	31,348
海外連携型再生可能エネルギー研究開発支援事業	17,688	16,246
浮体式洋上風力発電実証研究促進事業	471	233

合計	769,968	703,815
----	---------	---------

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業	旅費	51	11
	需用費	39	23
	役務費	20	0
	委託料	8,800	8,800
	使用料及び賃借料	90	22
	負担金、補助及び交付金	704,206	647,129
産総研連携強化型技術開発事業	報償費	110	0
	旅費	1,777	1,542
	需用費	6,827	6,048
	役務費	853	718
	委託料	4,308	4,006
	使用料及び賃借料	9,086	6,725
	備品購入費	5,446	5,430
	負担金、補助及び交付金	10,196	6,874
海外連携型再生可能エネルギー研究開発支援事業	報償費	18	17
	旅費	20	10
	需用費	57	0
	役務費	30	0
	使用料及び賃借料	63	0
	負担金、補助及び交付金	17,500	16,218
浮体式洋上風力発電実証研究促進事業	旅費	243	233
	需用費	108	0
	役務費	10	0
	使用料及び賃借料	110	0
	合計	769,968	703,815

6 事業内容及び契約の概要

本事業の4つの小事業のうち、最も金額が大きな「再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業」を監査対象とした。

同事業は、①福島県内に事業所を置く法人格を有する事業者等及び②県内に事業所を置く法人を幹事法人として共同申請する県外企業等を対象に、事業化・実用化のための

実証研究事業の経費の一部を補助するものである。補助対象経費は、人件費、賃借料、消耗品費、外注費等であり、上限3年間で3億円の範囲で、補助対象経費の3分の2を補助する。

7 監査手続及び監査結果

再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業の補助金 704,206 千円は 20 社ほどの事業者に対する補助金の合計額であるところ、うち上位4件、金額にして 371,000 千円ほどの補助金につき、事業者からの交付提案書、事業概要書、実績報告書等、県が作成する成果確認書、確定調書等の関係書類を閲覧した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業は、対象者の「事業化・実用化のための実証研究事業」の経費の一部を補助するものである。実証研究事業の経費で、大企業の研究設備投資や研究委託費用も対象となり、県の補助率が3分の2と高率であることもあって、高額な補助金を交付する案件である。

この点、県は、申請を受け、研究計画等を審査し、申請者が実際に経費を支出した（設備投資した）ことを注文書や領収書等で確認したうえで、対象の費用につき補助金を交付している。交付金の面で規則不適合や3E（経済性・効率性・有効性）の観点からの指摘は見当たらなかった。

しかし、取得財産等を処分する際の手続きについては再検討が必要である。申請者は、取得財産等について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないとされている。その上で、取得財産等は補助金の交付目的や耐用年数等を勘案して、処分を制限する期間が定められているが、この期間内において取得財産を処分する際、申請者は、財産処分承認申請書に「処分する財産の内容」や「処分内容及び処分予定日」及び「処分理由」を記載し、県に提出し承認を受けることとなっている。

監査対象とした案件の中で取得価額約 160,799 千円の財産（高圧盤や変圧器、発電機、脱水素ユニットといった研究に用いた器具備品）の処分についての記録があった。これらの処分対象財産の取得日は平成30年9月や平成31年2月であるのに対し、処分完了予定日は令和2年7月であるので、取得からわずか1～2年ほどで処分がされていたことになる。

記録では、早期に処分する理由を「事業化のための試験（最大負荷試験）が必要となり、最終的にはエンジンが使用不能状態になる」「限界実験を行ったエンジンはオーバ

一ホール（修繕）不可能なダメージを受け、安全に継続して使用ができない状態となること及び活用先が見つからないため」としている。

県の担当者が申請者に確認したところ、実際にそのような高度な負荷をかける実験が行われ今後の継続使用できないことは明らかであり、現在は実験場所から適切に撤去されている、とのことであった。

しかし、高額な研究装置を1年から2年程度しか利用していない中、当該処分が実証事業を実施する上で当然に想定され、補助金等の交付の目的の範囲内であるとして財産処分承認の手続きを経ないのは、問題があると思える。当初の交付申請時の提案書や研究計画書のなかで短期的に処分がなされるかどうか把握し、換金できるものがあれば換金させ、廃棄したのなら廃棄証明書等の資料を確認し、補助率に応じた返金を受けるべきである。経費の3分の2を補助している県は、そのようなところまで関わりを持ってよいのではないだろうか。

そのようにしないと、廃棄したことを偽装し、設備を移動させ別利用する事案が起こり得るのではないかと懸念する。

今後、問題が生じないように検討・改善を求める意見としたい。

商工労働部 ロボット産業推進室

9-3-2 チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業

1 目的

浜通り地域の復興を進めるため、新たな産業としてロボット関連産業の振興に取り組む「ロボット産業革命の地ふくしま」の形成を目指す。福島県内で製造・開発されたロボットの導入を促進し、ロボット関連企業の集積を図り、「ロボットの地産地消」を実現する。

2 事業内容

『「ロボット産業革命の地」ふくしま』のため、研究開発拠点整備、普及・啓発、人材育成、ネットワークの形成、研究開発・技術支援、現場導入支援、取引拡大、量産支援、情報発信のそれぞれに向けて包括的な支援を行う。

具体的には、研究開発支援として、ロボットの要素技術の開発や実証を行う県内事業者に対して経費の一部を補助し、県内大学・高等専門学校と県内企業による共同研究を支援した。また、産学官で構成される「ふくしまロボット産業推進協議会」を設立、運営している。加えて、「ロボットフェスタふくしま」として、県内外から最先端のロボットや技術を有した企業を募り、県内ロボット関連企業の展示・実演・商談の場とするとともに、各種セミナーや体験イベントを開催した。

3 事業期間

平成 27 年度から

4 財源

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	415,592	412,002	449,559
決算額	398,569	397,177	424,159

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
ロボット関連産業基盤強化事業	105,986	97,434
産学連携ロボット研究開発支援事業	232,628	229,254

自律走行用自己位置推定システム開発事業	9,997	9,239
ロボットビジョンシステム研究開発事業	10,754	10,581
県産ロボット導入支援事業	14,117	12,177
ロボットフェスタふくしま開催事業	33,216	33,119
ふくしまロボット産業推進協議会事業	39,772	32,214
ロボット関連技術実証等支援事業	3,089	141
合計	449,559	424,159

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
ロボット関連産業 基盤強化事業	報償費	2,353	2,243
	旅費	191	71
	需用費	268	94
	役務費	32	12
	委託料	2,000	0
	使用料及び賃借料	575	67
	負担金、補助及び交付金	100,567	94,947
産学連携ロボット 研究開発支援事業	報償費	266	148
	旅費	142	72
	需用費	100	0
	使用料及び賃借料	50	30
	負担金、補助及び交付金	232,070	229,004
自律走行用自己位 置推定システム開 発事業	報償費	85	0
	旅費	504	427
	需用費	2,000	1,995
	委託料	1,800	1,468
	使用料及び賃借料	807	790
	備品購入費	4,609	4,403
	負担金、補助及び交付金	192	156
ロボットビジョン システム研究開発 事業	旅費	342	282
	需用費	890	865
	備品購入費	9,391	9,372

	負担金、補助及び交付金	131	62
県産ロボット導入 支援事業	旅費	30	6
	役務費	10	0
	委託料	14,053	12,158
	使用料及び賃借料	24	13
ロボットフェスタ ふくしま開催事業	旅費	500	500
	役務費	100	6
	委託料	32,592	32,592
	使用料及び賃借料	24	21
ふくしまロボット 産業推進協議会事 業	共済費	312	273
	賃金	1,943	1,708
	報償費	387	167
	旅費	1,647	1,244
	需用費	560	310
	役務費	185	102
	委託料	32,952	27,184
	使用料及び賃借料	1,786	1,226
ロボット関連技術 実証等支援事業	旅費	18	0
	需用費	50	1
	役務費	10	0
	委託料	3,011	140
	合計	449,559	424,159

6 事業内容及び契約の概要

上記5(2)の8事業のうち、全体金額に占める割合が多い産学連携ロボット研究開発支援事業について監査対象とし、そのうち大部分を占める公立大学法人会津大学（以下「会津大学」という。）への補助金交付（実績額 169,809 千円）について手続きを行った。

なお、会津大学への補助の内容としては、①県内外のロボット関連企業等の共同研究・開発②先端ICT（情報通信技術産業）ラボソフトウェアライブラリー整備・運用③ロボットテストフィールドの活用に対する補助金であった

7 監査手続及び監査結果

公立大学法人会津大学の関係資料を閲覧した。

具体的には、交付要項、交付申請書、実績報告書、支出命令等の関係書類を確認する

とともに、会津大学側で作成している経費配分表に記載されている「謝金」、「委託費」、「機械装置費」の一覧表を閲覧し、注文書、納品書等の資料をサンプルチェックし、金額の整合や検収印の有無等を確認した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

会津大学での委託費（研究補助や調査業務について外部委託）は年間 10 件ほどで、委託金額は数十万円から 2,000 万円を超える等様々であった。これらはすべて随意契約であり、相見積も取られていなかった。

会津大学契約事務取扱規則によると、「不動産の買入れまたは借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他契約でその性質または目的が競争入札に適しないもの」であれば、随意契約によることができ（契約事務取扱規則 31 条）、その上で、「随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積に必要な事項を示し、予定価格 50 万円未満の場合を除くほか、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない」と相見積を徴取することを原則としているが、例外として「その他の契約の内容または性質から社会通念上見積書を徴することが実態に則しないとき」（同規則第 34 条 2 項 8 号）は相見積の徴取は不要としている。

すなわち、規則上は 2 段階で考え、第 1 段階として「契約の性質または目的が競争入札に適しないもの」は随意契約によることができ、第 2 段階として「その他の契約の内容または性質から社会通念上見積書を徴することが実態に則しないとき」は相見積の徴取までも省略可能としている。

県及び会津大学の認識としては、研究補助を受託する外部業者は、その受託作業が研究活動に密接に関わり、過去の経緯や実績等に鑑み、独自の技術を持つ企業を選定しているため、「競争入札に適しない」かつ「社会通念上見積書を徴することが実態に則しない」と判断している。会津大学は見積書を取る以前に「目的を達成し得る企業の比較検討」をしており、特許出願など知財保護の観点から「第三者に対する過度な情報の開示は適切でないこと」も判断の理由としている。

しかしながら、「競争入札に適しない」とは言っても「社会通念上見積書を徴することが実態に則しない」とまでは、一概には言えないのではないかと考える。会津大学が「目的を達成し得る企業の比較検討」をしているのならば見積書も提出してもらうことが比較検討を深めることになるし、「第三者に対する過度な情報の開示は適切でないこと」との点については、候補企業とは価格交渉や事前協議にあたり「秘密保持契約」を結び情報流出を防ぐ対応をとれば、相見積の徴取への阻害要因は除去されるか、許容可

能な水準まで軽減可能と思われる。

一方で、会津大学事務取扱要領によると、随意契約において「見積人の選定に当たっては、競争の理念に基づき、なるべく機会均等に、かつ、なるべく多くの者を選定し、法人にとって最も有利かつ確実な条件で契約することができるように配慮しなければならない」（第 11 条）とあり、相見積を徴取する理念・目的を、「競争の理念」、「機会均等」、「最も有利かつ確実な条件で契約」としている。相見積を徴取することが原則であり、相見積をとらないことはこれらの理念・目的を排するのであるから「社会通念上見積書を徴することが実態に則しない」場合とは、ある程度限定的に解すべきである。

監査対象年度の委託費の項目は「ロボット開発ソフトウェア実装」、「ソフトウェア構築・運用及び研究教育業務委託」等であった。ソフトウェアの専門家ではない監査人としては「社会通念上見積書を徴することが実態に則しない」かどうかの判断は難しいが、発注する大学内部の研究者等ソフトウェアの専門家であれば、その判断が可能であると思える。

個々の委託契約ごとの判断にはなると思うが、数千万円にも及ぶ委託契約もあるのだから、事務取扱要領にある「最も有利かつ確実な条件で契約することができるように配慮」することも必要であると考え、検討・改善を求める意見としたい。

なお、県は、事務執行上、特段の問題はないとしている。

以上の意見に対する県の見解は次のとおり。

産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金交付要綱及び会津大学における諸規定等に基づき、適正に処理されているものと考えております。

IX 観光交流局

観光交流局 県産品振興戦略課

10-1-3 県産品振興戦略実践プロジェクト

1 目的

地場産業が抱える長期的な課題と震災等による新たな課題に対応するため、平成 25 年 3 月に策定した「福島県県産品振興戦略」に基づき、「風評対策」、「地場産業の振興」「ブランド力強化」「国内外への販路拡大」等の取組を総合的に行うことを目的とする。

2 事業内容

県産品に対する風評払拭のための情報発信を、著名シェフ、メディア、公益財団法人福島県観光物産交流協会等を活用しながら一体的に力強く行うとともに、販路の拡大・開拓と本県ブランド力の向上を図る。また、震災後、ASEAN地域を中心に海外販路をさらに拡大するため、国・地域の実情に応じた取組を横断的に実行し、県産農産物の取扱数量の拡大及び定着化を進める。

3 事業期間

平成 25 年度から

4 財源

福島県原子力災害等復興基金、福島県農林水産業再生総合事業交付金、地方創生推進交付金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	42,199	133,328	132,921
決算額	42,189	132,371	124,404

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
県産品情報発信連携事業	55,996	54,457
アジア地域販路拡大事業	76,925	69,947
合計	132,921	124,404

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
県産品情報発信連携事業	旅費	2,210	851
	需用費	140	139
アジア地域販路拡大事業	役務費	100	5
	委託料	53,446	53,442
	使用料及び賃借料	100	18
アジア地域販路拡大事業	旅費	3,750	3,305
	需用費	450	329
	役務費	375	6
	委託料	67,672	61,672
	使用料及び賃借料	54	9
	負担金、補助及び交付金	4,624	4,624
	合計	132,921	124,404

6 事業内容及び契約の概要

(1) 県産品情報発信連携事業

ア 福島県を応援するシェフの協力により、県産食材を利用した食のブランド発信を行い、消費者の県産食材のイメージ向上と愛着の醸成を図る事業。広告代理店と業務委託契約を結び実施した。

イ 福島県観光物産館大阪サテライトショップの運営及び福島県観光物産館のオリジナル商品開発を行う事業。同物産館の指定管理者である公益財団法人福島県観光物産交流協会に業務委託して実施した。

ウ ふくしまの酒をはじめとする県産品の魅力をテレビ等のマスメディアを利用し発信する事業。県出身の芸能人が出演した県産品PR番組をBSデジタルで放送したほか、大阪市福島区の飲食店と連携し、県産酒の飲み歩きイベントを開催した。

(2) アジア地域販路拡大事業

タイ・マレーシア等への県産品の輸出拡大を図るため、県産品の安全性や品質の高さ、美味しさをプロモーション活動やSNSを通して発信する事業。福島県貿易促進協議会（以下、「協議会」という。）と委託契約を結び、販売促進プロモーションの実施による輸出量拡大や販路開拓の取組み、SNS等による広告及び海外市場のサーチを行った。委託金額は約 60,000 千円である。

また、県は、協議会に対して、委託料 60,000 千円とは別に「アジア地域販路拡大事業負担金」として約 4,624 千円を支出している。

7 監査手続及び監査結果

各事業の委託料につき、委託契約書や仕様書、実績報告書等を確認し、契約通りの業務が実施されているか確認した。なお、協議会について、規約や予算案等を確認した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

福島県貿易促進協議会は、県、市町村及び趣旨に賛同して協議会に入会した民間企業で構成される。年間収入合計は 110,000 千円であるところ、そのうち、会費収入は約 2,000 千円にとどまり、他のほとんどは県からの委託金収入及び補助金である。

監査対象としたアジア地域販路拡大事業についてであるが、県は、委託契約に基づく業務委託料として約 60,000 千円を協議会に支払い、それに加えて、負担金として 4,624 千円も支出をしている。4,624 千円の内訳は、「国内市場調査費」、「国外市場調査費」、「協議会運営経費」であった。

このような負担金を支払う根拠であるが、県によると、そもそも協議会は、福島県経済の国際化推進という県の重要な施策の中で、国際経済交流等県内企業の国際化・活性化を支援するための事業を展開し、県内経済の発展を促進するため、県が設立発起人となり設立された団体である。協議会の設立目的を達成するためには、会員からの会費だけでなく、県の負担金を財源とした会員への各種支援や協議会の運営支援が必要不可欠なのが現状であり、負担金を支出する必要があるとのことである。そのような現状のもと、監査人としても合規性の観点から支出自体を否定するものではなく「指摘事項」とはしない。

しかしながら、「国内市場調査費」や「国外市場調査費」は、アジア地域販路拡大事業の業務委託契約金額である 60,000 千円の範囲内で行うべきであろう。契約書に付属する「仕様書」において、協議会は「海外市場のリサーチ」を行うと約束しているからである。

また、「協議会運営経費」は、会員の会費をもって賄うのが筋ではないだろうか。協議会の活動や運営によって会員すべてが利益を受けているからである。県のみが負担する現状には疑問がある。会費の増額等の対応策を検討すべきである。

少なくとも野放図な支出にならないように負担金の積算を改善してもらいたい。

観光交流局 観光交流課

10-2-10 福が満開福のしま観光復興推進事業

1 目的

観光コンテンツ強化・発信、観光誘客宣伝、テーマ別広域周遊観光促進、コンベンション開催支援等を行い、風評払拭と観光の本格的な復興を図る。

2 事業内容

風評払拭と観光の本格的な復興に向け、浜通りの復興に焦点を当てたホープツーリズムの推進や、各温泉地のリピーター促進など地域の観光魅力づくりの取組に対する支援、テーマ別観光周遊企画の展開、閑散期の誘客強化のための秋冬観光キャンペーンなどを実施するとともに大規模なコンベンションの誘致を図る。

3 事業期間

平成 29 年度から

4 財源

観光関連復興支援事業費補助金、福島特定原子力施設地域復興交付金、原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	504,641	523,549	496,621
決算額	480,649	504,134	482,559

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
観光コンテンツ強化・発信事業	157,604	153,483
観光誘客宣伝事業	143,681	144,174
テーマ別広域周遊観光促進事業	56,306	56,302
秋・冬期誘客対策事業	93,685	91,654
コンベンション開催支援事業	27,914	19,513
東北絆まつり福島開催費補助事業	17,431	17,431
合計	496,621	482,559

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
観光コンテンツ強化・ 発信事業	委託料	68,867	65,426
	負担金、補助及び交 付金	37,500	36,820
	負担金	51,237	51,237
	小計	157,604	153,483
観光誘客宣伝事業	旅費	2,188	1,159
	委託料	45,321	46,941
	使用料及び賃借料	100	2
	負担金、補助及び交 付金	96,072	96,072
	小計	143,681	144,174
テーマ別広域周遊観光 促進事業	委託料	46,766	46,762
	負担金、補助及び交 付金	9,540	9,540
	小計	56,306	56,302
秋・冬期誘客対策事業	委託料	42,560	42,560
	負担金、補助及び交 付金	51,125	49,094
	小計	93,685	91,654
コンベンション開催支 援事業	委託料	2,879	2,878
	負担金、補助及び交 付金	25,035	16,635
	小計	27,914	19,513
東北絆まつり福島開催 費補助事業	負担金、補助及び交 付金	17,431	17,431
	小計	17,431	17,431
	合計	496,621	482,559

6 事業内容及び契約の概要

(1) 「観光コンテンツ強化・発信事業」内の小事業「ホープツーリズム推進事業」

ホープツーリズムとは、被災地をフィールドとして各分野で復興に挑戦する「人」と「福島のありのままの姿（光と影）」に焦点を当てた学びのツアーをいう。震災と原発事故を経験した福島でしか行えない学びのツアーを実施することを目的とする。

県は、本事業の業務を公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「交流協会」という。）に委託している。交流協会は、旅行エージェントにホープツーリズムの認知、旅行商品造成を促すため、旅行エージェントを対象として現地招請を実施するとともに、ホープツーリズムの普及、推進及び県外での情報発信に向けて、事例集及び参考資料等の制作を行っている。

(2) 「観光コンテンツ強化・発信事業」内の小事業「福島県観光再興調査事業」

震災・原発事故から8年が経過した時点における県内観光の実態の把握及び人口減少等の社会情勢や、観光産業における感興の変化等を踏まえた風評被害に関する分析を行う。

(3) 「テーマ別広域周遊観光促進事業」内の小事業「日本酒ツーリズム増進事業」、「フラワーツーリズム増進事業」

「日本酒ツーリズム増進事業」は、県内の酒蔵を巡る広域周遊企画のためのガイドブック等制作やモニターツアーを実施する。また、「フラワーツーリズム増進事業」は、福島県内、栃木県内及び茨城県内の花の名所を巡るスタンプラリー企画のためのパンフレット等を作成する。

7 監査手続及び監査結果

上記6で記載した小事業について、業務委託契約書、実績報告書等の関係書類を閲覧した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項

日本酒ツーリズム増進事業のガイドブック掲載酒蔵について

本事業「テーマ別広域周遊観光促進事業」中の「日本酒ツーリズム増進事業」は、全国新酒鑑評会金賞受賞数7年連続日本一の酒どころ「福島」が誇る酒蔵を見学・周遊・体験してもらう観光誘客事業であり、株式会社ライトエージェンシーに業務委託し、スタンプラリーやモニターツアーを実施するものである。スタンプラリーについては、開催にあたりガイドブックを制作するとともに、県内の酒蔵にチラシやのぼり、スタンプ類を設置し、観光誘客を促す内容である。委託料は、平成31年度では約18,500千円であった。

事業開始当初の平成28年度では、県内50を超える酒蔵の大部分がスタンプラリーに参加したが、監査対象年度である平成31年度は、10の酒蔵の参加にとどまった。不参加の理由は、観光客対応の体制が整っていない酒蔵にとっては、年々増加するスタンプラリー客の対応が困難となったという事情による。

受託者はスタンプラリーのガイドブックとして36ページの冊子を作成するにあたり、スタンプラリー参加の10の酒蔵を大きく取り上げ、不参加の酒蔵は小さく扱うことと

なった。

ガイドブックにおける酒蔵の掲載の仕方については、観光客にとってスタンプラリー対象酒蔵か否かの視認性を高めること、また不参加の酒蔵であっても掲載し、県内の酒蔵及び日本酒の魅力を幅広く紹介したとのことである。なお、スタンプラリー参加酒蔵数によってスタンプラリー企画に要する経費が増減するものではなく、委託料の減額は行っていない。

しかしながら、結果として一部の酒蔵の広告宣伝に経費を費やしたとも見え、公平性の観点から疑問を生じさせるものとなっている。次年度以降の改善を求めたい。

以上の指摘に対する県の見解は次のとおり。

事業開始年度から、県内酒蔵を満遍なくスポットとするスタンプラリーを続けていましたが、本県の日本酒の認知度や人気が高まるにつれて来訪者が増加し、観光客対応まで手が回らないという意見が酒蔵から出るようになりました。そこで、平成 31 年度のスタンプラリーのスポットは、土日も含めた観光客対応が可能な酒蔵を中心としました。

酒蔵をめぐる観光客にとって、ガイドブック掲載の酒蔵がスタンプラリースポットであるか否かは重要な情報であることから、スポットの酒蔵は一目で分かるよう掲載しました。ただし、スポット外の酒蔵も掲載することで、スタンプラリー冊子としてだけでなく、本県の酒蔵・日本酒全体を広く紹介する広報物としてガイドブックを製作し、実際に手に取られた観光客からは好評の声が聞かれたところです。

監査人による公平性に欠けるといった評価を受け、次回実施することがあれば、ご意見を踏まえて事業構築するよう努めてまいります。

意見

(1) ホープツーリズムの事例集の活用について

「ホープツーリズム推進事業」では、毎年度、終了時にホープツーリズム事例集を作成している。監査対象年度である平成 31 年度は 5000 部作成され、年度末の令和 3 年 3 月 31 日に印刷会社から交流協会に納品された。これは次年度以降の誘致活動等に活用されるものである。

事業開始から数年が経過しているが、事業自体は毎年度同じではなく、対象者に応じて異なるプログラムの造成を進めており、今後もホープツーリズムの推進のため事業を継続していく方針とのことである。前例のない難しい取組みと理解しているが、事業の成果を効果的に県民等に還元するため、各年度の事例集を 1 冊にまとめるなど、過去の取組を一連のものとして評価し、有効活用されることを望む。

(2) 観光調査事業について

「観光コンテンツ強化・発信事業」では、複数の調査事業を行っている。

まず「福島県観光地実態調査事業」であるが、これは調査地点に訪れた観光客等へのアンケート調査やインターネットを利用した県外の住民に対する調査等を行うものであり、年間 4,081 千円で株式会社マーケティングリサーチサービスへ委託し報告書を作成している。この調査は、実際に来県している観光客の声を直接聞く点と、逆に来県していない人の声を聞くという点に特色がある。

次に「福島県観光再興調査事業」であるが、これは東日本大震災・原発事故発生から 8 年の時点の観光における風評の現状等を調査するものであり、約 15,000 千円で株式会社 JTB に委託している。この調査は、国内観光、インバウンド及び教育旅行のそれぞれに存在する風評と原因、考えうる対策についてまとめられている点に特色がある。

最後に「福島県観光・教育旅行復興総合事業」であるが、これは、県が福島県観光復興推進委員会へ負担金を拠出し、同委員会が株式会社山川印刷所に年間約 18,000 千円で総合的な観光振興業務を委託している。業務は情報発信や PR チラシ等の販促ツール作成等多岐に及ぶ中で、「県内観光動向調査」及び「教育旅行に関する調査業務」という調査業務がある。これらの調査は、県内観光動向調査については所定の調査地点で観光客入込数の月別調査を行い、速報値によりリアルタイムの状況を把握する点、教育旅行に関する業務については県内宿泊施設に一斉調査を行い、前年度の教育旅行入込数をとりまとめ傾向を分析するという点に特色がある。

以上の調査事業は、大枠では県内の観光動向の調査・分析・提言という点で共通している。調査結果を将来の施策に活用するにあたり、分量が多く、また内容が重複する報告書をそれぞれ吟味するには負担があらうかと思われる。手法や解析度の相違はあるものの、重複する調査要素をそのままにして複数の調査事業を継続的に実施するのは非効率であり、調査事業の点検・見直しを求めたい。

11-2-4 福島空港復興加速化推進事業

1 目的

福島空港の交流ネットワーク基盤強化と本県の風評払拭、産業再生等から、福島空港の国際定期路線の再開と拡充、特色ある空港づくりを目的とする。

2 事業内容

台湾定期チャーター便運航に係る航空会社及び旅行会社への支援を行うとともに、定期路線の再開・拡充、さらには国内外からのチャーター便誘致に向けた航空会社や旅行会社等への支援、空港のにぎわい創出やビジネス利用拡大等の各種事業を総合的に展開した。

3 事業期間

平成 27 年度から

4 財源

一般財源、復興基金、福島特定原子力施設地域振興交付金、観光庁補助金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	124,072	168,702	369,538
決算額	113,343	160,570	260,477

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
ア 国際定期路線等開設・再開交流促進支援事業	273,260	172,065
イ 福島空港路線開設・拡充促進事業	24,444	24,108
ウ 福島空港ウルトラ誘客プロモーション事業	8,194	8,028
エ 福島空港旅行商品造成促進ツアー事業	27,191	26,637
オ 福島空港海外情報収集・発信窓口設置事業	5,250	4,428
カ 福島空港国内発着チャーター便運航促進事業	14,710	9,890
キ 福島空港サポート企業推進事業	4,512	4,512
ク 「福島空港に関する有識者会議」提言書改訂事業	1,977	979
ケ 福島空港ベトナム連続チャーター便現地 PR 事業	10,000	9,826

合計	369,538	260,477
----	---------	---------

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
ア 国際定期路線等開設・再開交流促進支援事業	旅費	4,241	4,037
	委託料	6,138	6,138
	負担金、補助及び交付金	262,881	161,889
	小計	273,260	172,065
エ 福島空港旅行商品造成促進ツアー事業	旅費	1,401	868
	委託料	25,790	25,769
	小計	27,191	26,637
他事業合計	旅費	4,016	2,307
	委託料	24,946	24,771
	報償費	348	134
	需用費	517	476
	使用料及び賃借料	106	86
	負担金、補助及び交付金	39,154	33,998
	小計	69,087	61,772
	合計	369,538	260,477

6 事業内容及び契約の概要

(1) 国際定期路線等開設・再開交流促進支援事業

福島空港国際定期チャーター便利用旅行商品を販売する旅行会社に対し、チャーター便の搭乗者 1 人あたり一定額の補助金や、広報活動を行った事業者に対する補助金を交付する。

(2) 福島空港旅行商品造成促進ツアー事業

メディアを活用した福島空港利用の広報を広告代理店等に業務委託している（全 4 件）。チャーター便の就航先別に、九州・沖縄、名古屋、関西地域の代理店と契約している。

7 監査手続及び監査結果

(1) 国際定期路線等開設・再開交流促進支援事業

福島空港を離発着する国際チャーター便の乗客 1 人あたり 2,000 円から 15,000 円の補助金を交付する。監査対象年度の補助金 161,889 千円のうち約 72,405 千円分に

つき、旅行会社からの交付申請書や搭乗人員名が記載された実績報告書を閲覧し、チャーター便ごとの補助金額が正確であることを確認した。

また、旅行会社が行うチャーター便の広報活動につき旅行会社からの交付請求書やチャーター便の日付等が記載された実績報告書、成果確認書等を閲覧した。

(2) 福島空港旅行商品造成促進ツアー事業

本事業の契約全4件につき、契約書、仕様書、事業報告書等の成果報告書及び委託業務完了届を閲覧した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項

国際定期路線等開設・再開交流促進支援事業の中に「福島空港国際定期路線再開等広報支援事業」という事業がある。この事業は、福島空港国際定期チャーター便を利用した旅行商品を販売するため旅行会社が2媒体以上で広報活動を行う場合に、当該広報活動を補助するという事業である。監査対象年度は株式会社エイチ・アイ・エスが交付申請し、平成31年4月から令和2年3月までの福島空港からのチャーター便1便につき100千円の補助を受けることとなった。

申請時の予定では、平成31年4月から令和2年3月まで49便の運航が予定され、計4,900千円の交付決定を受けた。その後、株式会社エイチ・アイ・エスがチャーター契約していた台湾籍の航空会社が経営悪化により国際線の運航を停止したため、令和元年12月14日以降、令和2年1月、2月、3月のチャーター便は運航されなかった。その数は13便に上る。

このようなケースでは、運航されなかった13便については、広報活動が成立しないとの解釈から13便×100千円である1,300千円は補助を取りやめるべきであろう。

一方、県の考え方としては、当補助金は旅行商品の広報活動に対して交付するものであり、運航停止が発表された時点で、すでにチャーター契約した全便分の広報を行っていたこと及び実際の運航の有無は補助要件とはされていないことから運航されなかった13便についても補助金を交付した。「全便分の広報」とは、旅行商品の募集のために行うチラシ等の作成・各種媒体での広報を指し、運航以前に行ったものである。

しかしながら、当該事業が1便ごとに10万円補助すると設計されているのは、やはり、飛行機が飛ぶことをもって広報活動の成果が上がり、補助をすべき対象となるとの理解になるのではないだろうか。必ずしも、飛ばなかった航空便の広報活動への補助をもって補助金交付要綱に反していると断言はできないが、交付要綱において具体的な補助要件を明確にする等、改善を求めたい。

以上の指摘に対する県の見解は次のとおり。

今回の包括外部監査人の見解では、「運航されなかったチャーター便に対する広報活動は成立しないとの解釈によれば補助は取り止めるべき」とありますが、実際の運航は補助要件としておらず、補助対象となった定期チャーター便は就航当初から通年での運航が発表されており、就航当初から広報活動が実施され、販売も行われたものです。

チャーター便を利用する旅行商品の広報活動は、チャーター便の予定が決まった時点で先の運航予定までを含めて広報媒体を作成し、旅行商品の販売を促進するものです。その後、航空会社の経営破綻等、予期し得なかった事態が発生した場合に、取消しとなったチャーター便の広報活動に対する補助を取消すことは、旅行会社にとってリスクを負うこととなり、チャーター便利用旅行商品の造成を躊躇したり、広報を控えることによる販売不振に繋がりがねず、今後のチャーター便の就航等、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降運休が続いている福島空港国際定期路線の再開を目指す上で支障となります。

また、仮に何らかの理由で申込みをした日程におけるチャーター便の運航がキャンセルとなった場合は、申込者はまず別の日程への振り替えを検討すると考えられ、直ちに申込み自体がキャンセルとなるものではなく、広報効果自体が消失するわけではないと考えます。

以上のことから、当県としては適正な補助と考え、事業を執行しました。

今後もチャーター便を運航する航空会社、旅行会社と商品造成、販売促進に関する状況把握、情報共有をしっかりと行いながら、効果的な事業の執行に努めてまいります。

意見なし。

X 農林水産部

農林水産部 農業振興課

2-1-11 福島県営農再開支援事業

1 目的

福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等において、除染後の農地の保全管理、作付実証、放射線物質対策、新たな農業への転換等の営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援する。

2 事業内容

対象者：市町村、J A、農業者の組織する団体等

対象地域：避難区域等（※吸収抑制対策は県内全域）

補助率：定額、1/2 以内

事業の概要は以下の表のとおり。

取組	事業概要	事業主体	補助率	予算額
1 避難区域等における営農再開支援				
除染後農地等の保全管理	除草等の農地の保全管理 地力増進作物の作付け や肥料・土壌改良資材 の施用等の土づくり	市町村、農協、農業者団体等	定額	1,914,581 千円
鳥獣被害防止緊急対策	被害防止活動（箱ワナの整備等）の実施 被害防止施設の整備	県、市町村、協議会等	定額、1/2 以内等	290,213 千円
放れ畜対策	推進体制の整備 放れ畜の捕獲 個体識別の徹底	県	定額	26,145 千円
営農再開に向けた作付・飼育実証	米の試験栽培、作付実証 野菜、花木の作付実証 家畜の飼養実証 放射性物質の吸収を抑える技術や新たな作物の導入、土づくりの実証等	県、市町村、農協、農地所有適格法人、公社、農業者団体等	定額	31,568 千円

避難からすぐ 帰還しない農 家の農地を管 理耕作する者 への支援	農業機械の導入 農地の管理費用支援	市町村、農 協、農地所有 適格法人、公 社、農業者団 体等	定額	339,678 千円
放射性物質の 交差汚染防止 対策	粃すり機等の「とも洗 い」経費支援 玄米処分経費支援	市町村、農 協、農業者団 体等	定額	483 千円
新たな農業へ の転換支援	農業機械の導入 園芸用施設等の導入	市町村、農 協、農地所有 適格法人、公 社、農業者団 体等	定額、1/2 以内	20,842 千円
水稻の作付再 開支援	通常の営農活動に追加 して実施される耕盤再 形成や均平化のための 代掻き 獣害により損傷を受け た畦畔の修復	市町村、農 協、農地所有 適格法人、公 社、農業者団 体等	定額	64,653 千円
除染後農地の 地力回復支援	表土剥ぎによる除染後 に客土した農地での堆 肥・酸度矯正資材施用 表土剥ぎ取りによる除 染後に客土した農地で の大型機械による深耕	市町村、農 協、農地所有 適格法人、公 社、農業者団 体等	定額	239,949 千円
地域営農再開 ビジョンの策 定支援	農業者の営農意向等の 把握 営農再開先行事例調査 集落等の合意形成 営農再開の準備研修 営農再開ビジョンの検 討・周知	市町村、県、 農協、公社、 農業者団体、 協議会等	定額	119,330 千円
先端技術等を 活用した大規 模な営農再開 拠点構築に向	大規模な営農再開拠点 (水稻 50ha 以上、園芸 10ha 以上)を構築する ための先端技術の実	農地所有適格 法人、県	定額、1/2 以内 上限：1 年目5千	148,305 千円

けた支援	装、新規作物の導入、 管理耕作等 新技術実装成果の普及		万円、2 年目2千 万円	
2 放射性物質の吸収抑制対策				
放射性物質の 吸収抑制対策	吸収抑制資材（カリ肥 料）の施用 低吸収品目・品種等へ の転換 果樹の改植、剪定 反転耕、深耕	市町村、農協 等	定額	845,394 千円
吸収抑制対策 の効果的な実 施体制の整備	土壌・農産物等の分析 訪問指導及び現地確認	市町村、農 協、県等	定額	61,026 千円
3 特認事業（14の小事業）				
	稲作生産環境再生対策 農業者の安全管理支援 斑点米対策 作付再開水田の漏水対 策 「たらのめ」生産再開 支援 作付再開に伴う水稻苗 の供給支援 飼料生産供給対策 牧草の品質・生産性回 復対策 鳥獣被害防止対策パッ ケージ実施体制の整備 集落単位等の作付管理 避難区域等における農 業者等の確保支援 担い手への農地集積に 向けた準備への支援 作付再開水田の均平化 支援	市町村、農 協、県等	定額、1/2 以内	541,493 千円

目標：営農休止面積の6割の再開を目指す。（平成31年度までの営農再開率33%）

3 事業期間

平成 24 年度から令和 2 年度

4 財源

福島県原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	4,002,615	4,290,581	4,643,660
決算額	3,355,773	3,729,315	3,932,683

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
福島県営農再開支援事業	4,643,660	3,932,683
合計	4,643,660	3,932,683

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

事業名	節	予算額	決算額
福島県営 農再開支 援事業	共済費	556	509
	貸金	3,427	3,096
	報償費	2,290	2,219
	旅費	5,558	2,685
	需用費	19,135	14,330
	役務費	7,352	7,105
	委託料	68,911	42,957
	使用料及び賃借料	7,167	6,114
	負担金、補助及び交付金	4,529,264	3,853,668
	合計	4,643,660	3,932,683

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

福島県営農再開支援事業の内訳：「2 事業内容」を参照

実績：営農再開面積（累計：平成31年度末時点）単位：ha

市町村名	営農休止面積	営農再開面積								営農再開率
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
川俣町	375	0	0	2	2	5	13	115	149	39.6%
田村町	893	10	316	493	517	523	524	525	523	58.6%
南相馬市	7,289	509	725	2,023	1,983	2,881	3,161	3,622	3,841	52.7%
広野町	269	9	127	177	195	202	202	209	218	81.0%
檜葉町	585	0	0	4	5	30	48	85	231	39.5%
富岡町	861	0	0	1	2	3	5	11	15	1.7%
川内村	605	0	202	247	288	330	366	367	366	60.4%
大熊町	936	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
双葉町	723	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
浪江町	2,034	0	0	2	2	3	6	17	39	1.9%
葛尾村	398	0	0	0	0	6	11	29	41	10.2%
飯館村	2,330	0	0	0	0	0	9	58	146	6.3%
福島市	62	0	20	29	33	40	41	41	42	67.8%
二本松市	67	0	48	55	56	59	60	63	63	93.8%
伊達市	197	0	90	110	110	110	126	114	116	58.7%
相馬市	35	0	26	26	35	35	35	35	35	100.0%
県合計	17,659	528	1,553	3,168	3,228	4,227	4,606	5,291	5,824	33.0%
増加率	—	—	194%	103%	1%	30%	8%	14%	10%	—
うち原子力被災12市町村	17,298	528	1,370	2,948	2,994	3,983	4,344	5,038	5,568	32.2%
事業費（百万円）	—	101	2,892	2,961	2,871	3,026	3,355	3,729	3,932	—

平成 31 年度までの進捗状況は県全体で 33%であり、令和 2 年度までに目標の 6 割の到達は困難な状況である。

原子力被災 12 市町村のうち比較的早期に住民の帰還があった地域については、営農再開が順調に推移している。しかし、帰宅困難区域を中心として営農再開がほとんどできていない地域が存在する。

農地の除染作業はかなりの部分で終了しているが、肝心の農業の担い手が少ないため、除染後農地の保全管理や管理耕作する者への支援といった事業費が年々かさんでいる。

震災後 9 年が経過し、「避難先で新たな生活基盤ができているため、戻って農業を再開する意思がない。」「営農者の高齢化が進み、今後の営農再開は困難である。」などが営農再開にいたらない理由である。また、首都圏などから若い世代の農業従事者を募集しているが、高齢化による農業の担い手不足は日本全体の問題となっており、その中で福島県を選択する新たな若い世代の獲得はかなり難しいと思われる。平成 24 年以降、毎年巨額の事業費を投入して営農再開を目指しているが、震災以前の姿に戻すことは今後さらに困難となることが予想される。本事業の事業期間は令和 2 年度でいったんの区切りとなる。今後は、復興再生だけでなく福島県の新しい農業のビジョンの下、農業の担い手をいかに育てるかが求められると考える。

7 監査手続及び監査結果

「委託料」及び「負担金、補助及び交付金」について、検証対象をサンプルで抽出し、実施要領等に準拠して手続きが行われていることを確認した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

1 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故から生産者は農地の除染や放射性物質吸収抑制対策などにより安全な農産物の生産に努めたことで、基準値を超える農産物はなくなっている。しかしながら、風評による買い控えや価格低迷、そして、事故の風化による支援機運の低下などにより、県農産物は依然として厳しい状況に置かれている。

このような状況において、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準としてGAPが注目されており、安全性を消費者や流通業者へ客観的に説明できる第三者認証GAPの取組と実践を推進し、東京大会への食材供給も視野に入れた情報発信を行い、消費者の信頼回復を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 第三者認証GAP等の導入支援

ア 認証GAPの取得・継続支援

GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP、FGAP（ふくしま県GAP）等の取得や継続に係る経費を支援する。

イ GAP活用モデルの育成

GAPの認証取得を加速的に進めるため、様々な主体によるGAP取得促進・活用の取組を支援する。

(2) 放射性物質対策マニュアル作成支援

GAPに取り組む産地の放射性物質対策を盛り込んだマニュアル作成を支援する。

(3) 県推進事業

ア GAP認証取得等支援の体制整備

生産者や指導者向け研修会の開催、FGAPの審査体制の整備と取組拡大、産地情報の提供等を行う。

イ GAP指導員資格等取得事業

農林事業所等職員のGAP指導力向上を図る。

3 事業期間

平成29年度から令和2年度

4 財源

福島県農林水産業再生総合事業交付金、東日本大震災農業生産対策交付金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	320,880	323,323	341,358
決算額	279,233	273,534	277,107

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
第三者認証GAP取得等促進事業	341,358	277,107
合計	341,358	277,107

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

事業名	節	予算額	決算額
第三者認証GAP取得等促進事業	報償費	1,400	348
	旅費	5,080	2,658
	需用費	10,197	6,994
	役務費	695	203
	委託料	147,311	133,914
	使用料及び賃借料	2,724	1,332
	負担金、補助及び交付金	173,951	131,658
	合計	341,358	277,107

6 事業内容及び契約の概要

「2 事業内容」を参照

7 監査手続及び監査結果

「委託料」及び「負担金、補助及び交付金」について、検証対象をサンプルで抽出し、実施要領等に準拠して手続が行われていることを確認した。

8 指摘事項及び意見

特になし

1 目的

「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズのもと、関係団体と連携したオールふくしまの取組による県産農林水産物等の正確かつ魅力のある情報発信、パッケージングの改善など本県産の持つ価値を伝える工夫をするとともに、小売店等でのフェアやトップセールなどを通じ、積極的に首都圏等への販路の拡大を図り、本県の基幹産業である農林水産物の復興を目指す。

2 事業内容

(1) みんなのチカラで農林水産絆づくり事業

県内外の実需者及び消費者に、直接目に見える形で県産農林水産物のおいしさ・安全性を訴えかけることで、積極的に販売・使用・購入する機運を高め、生産者と消費者との絆を取り戻す。

ア 「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業

「がんばろう ふくしま！応援店」の活動を支援するため、PR資材を作成・配布するとともに、応援店キャンペーン等を実施する。

イ 農林水産物利用推進絆づくり事業

県内量販店等において、料理実演や試食PRを通じた県産農林水産物の魅力と安全性をPRする「おいしい ふくしま いただきます！キャンペーン」を実施する。

(2) 「オールふくしま」によるプロモーション対策

農業関係団体等、多様な主体による販路拡大に向けた取組を促すことにより、県内各産地や品目の状況に応じた販売力の強化を図る。

ア ふくしまコメ消費拡大推進事業

県産米の安全性を消費者や米穀取扱者等に対し分かりやすく説明し、理解を求めながら県産米の消費及び販路の拡大を目指すとともに、令和3年度デビュー予定の新品種のブランド化に向けた取組を実施する。

イ ふくしまの畜産ブランド再生事業

「福島牛」を中心とする本県畜産ブランドの復活を図るため、トップセールスをはじめとした積極的なPRや消費者の理解醸成、さらには関係団体を実施するブランド力の強化に対する支援を実施する。

ウ 「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業

市町村や県内各地域団体等が、国内において実施する県産農林水産物の販売・消費拡大に資する活動、さらには商品としての価値を向上させる取組に対して補助す

る。

エ 福島食のプラットフォームに対する活動支援

県産品を積極的に食べて、応援したい人の組織化を目指す福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の活動を支援する。

オ 県産農林水産物の利用拡大支援事業

生産者の思いや農林水産業の実情、県産食材の安全性を子供たちや保護者、地域住民に伝えるとともに、地元の農林水産物などを食材として取り入れる学校、病院の自主的な取組を支援し実際に食べてもらうことで、県産食材の安全性に対する理解を促進させ、学校給食や病院食における県産農林水産物の消費拡大を推進する。

(3) うまいぜ！ふくしま！農林水産物情報発信事業

県産農林水産物のイメージ向上を図るとともに販路拡大に向けたプロモーションを効果的に実施するため、マスメディアを活用した効果的な情報発信を行う。併せて、風評に関連する調査を行い、効果的な情報発信対策や販路拡大対策等を検討する。

(4) 県産農産物等輸出回復事業

原子力発電所事故により、輸入停止や放射性物質検査等の輸入規制措置を敷いている主要国等に対して、本県産農産物等の安全性を海外に積極的に発信する等、規制解除と販路の拡充を推進する。

ア 農林水産物等を通じた海外への安全・安心PR、情報発信

(ア) 様々な媒体を使用した情報発信（東南アジア、欧州等）

魅力などを発信するPRパンフレットや動画等を作成し、Webや在外公館等、海外への情報発信ツールなどをフル活用し、農林水産物等を通じた「ふくしまの今（旬）」を全世界へ発信する。また、インフルエンサー（影響力のあるSNSユーザー）を活用し相乗的な情報発信を行う。

(イ) 有望輸出国・地域での展示会等出展（台湾、シンガポール等）

震災以前に輸出実績のあった国・地域で開催される展示会等に出展し、本県の安全安心の取組をはじめ、本県農林水産物等の魅力のPRを行う。

(ロ) 有望輸出国・地域の「食」「農」関係者招へい（香港、台湾等）

輸出規制を課している国・地域の食・農に関する政府関係者等やメディア等を招へいし、本県の安全安心の取組状況など、正確な情報発信を行う。

(ハ) 有望輸出国での試食会・商談会等の実施（香港）

有望輸出国において、輸出に意欲のある県内生産団体とともに、試食会・商談会等を開催し、県産農林水産物等の魅力を積極的に発信することで、さらなる県産品の輸出促進につなげる。

(ニ) 北京国際園芸博覧会の屋内展示への出展（北京）

平成 31 年度に政府出展が決定している北京国際園芸博覧会に出展し、本県の高品質な花きを使用した制作物の展示を行うとともに、本県特有の品目や品種の提案を行い、花きの輸出拡大に向けた契機とする。

(カ) 中東等における販路拡大

既に「天のつぶ」の輸出実績があるアラブ首長国連邦等の中東地域等に対して、さらなる販路拡大を図るためのあんぽ柿の輸出に向け、求評会等により需要調査やPR活動を実施する。

イ 輸出促進、輸出環境整備事業

(ア) 輸出促進PR、販路開拓等支援

タイ・マレーシア等をはじめとした規制が緩和された国・地域への輸出を促進するため、輸出に意欲がある生産者団体等に対して、海外での商談会、展示会出展、輸出へ向けた検疫等に係る環境整備などへの支援を行う。

(イ) 輸出環境整備

成果物等の輸出及び長期保存技術の安定化を検討するとともに、輸出先の防除基準値等に適合した防除体系や検疫等の対策・検討を行う。

(5) 6次化商品販路拡大事業

商品それぞれの強みを活かしたプロ目線による商品改良など、6次化商品のブランド化に向けた商品づくりを支援する。また、各地方の特色を活かした商品開発や商談会の開催を通じた生産者と事業者のマッチングを強化するとともに、関係機構と連携した商談会の開催等を通じ、販路開拓・拡大を支援する。

ア 6次化商品ブランディング事業

本県の6次化商品統一ブランド「ふくしま満天堂」のもと、県内外におけるテストマーケティングの実施やバイヤー等プロ目線による商品改良を通じて、売れ続ける商品づくりを支援する。

イ 売れる6次化商品販路拡大事業

地域でのマッチングの促進や商談会の開催、電子カタログの作成・PRを通じて、6次化商品の販路開拓・拡大を支援する。

(6) ブランド力向上！攻めの販路拡大対策

パッケージングの改善やGAPによる生産物の店頭PRなど、県産農産物の価値を高める工夫を行いながら、量販店等での販売フェアや販売コーナーの設置、オンラインストアによる販売促進を通して、本県産の多様な販路の確保につなげる。

ア 県産農林水産物等販売コーナーの設置・ふくしまプライドフェア開催

商品パッケージの改善を図りながら、本県産の定番化に向けた販売コーナーの設置や旬を捉えた販売フェアを開催し、本県産の魅力を伝えながら販路の回復、拡大

を図る。

イ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした販路の拡大

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への食材供給を契機とし、首都圏の流通・小売事業者を対象とした商談会や産地視察を実施し、県産農林水産物の品質の高さ、GAP認証を含む安全・安心確保の取組をPRし、一層の販路拡大を図る。

ウ オンラインストアによる販売促進

全国どこでも福島県産に触れる機会を創出し、多様な販売ルートの確保につなげることを目的に、ポータルサイトの開設や民間のオンラインストアと連携した特設サイトの設置による販売促進キャンペーン、出店者のスキルアップ等を行う。

エ イメージ向上に向けたパッケージングモデルへの支援

販売の場面において、県産農林水産物の価値が十分に伝わり、手に取ってもらえるよう、本県産のイメージ向上の取組や商品パッケージングの改善を図るモデルとなる取組を支援する。

オ 全国での販売促進PR活動

関係団体等と連携したトップセールス等により、流通・販売事業者の経営者層や消費者の働きかけを行う。

カ 使ってふくしま！契約野菜産地育成事業

加工・業務用野菜の取引拡大に向け、産地育成セミナー及びマッチング商談会を開催し、契約野菜の販路開拓と産地育成を図る。

3 事業期間

平成27年度から令和2年度

4 財源

福島県農林水産業再生総合事業交付金、諸収入

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	2,727,783	2,317,650	2,404,981
決算額	2,709,047	2,280,534	2,244,070

(2) 平成31年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
ふくしまプライド農林水産物販	2,404,981	2,244,070

売力強化事業		
合計	2,404,981	2,244,070

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

事業名	節	予算額	決算額
ふくしま プライド 農林水産 物販売力 強化事業	共済費	289	288
	賃金	1,872	1,709
	報償費	2,730	1,875
	旅費	42,899	33,874
	需用費	13,700	8,029
	役務費	4,663	3,253
	使用料及び賃借料	6,266	2,061
	委託料	1,823,742	1,772,812
	負担金、補助及び交付金	508,820	420,169
	合計	2,404,981	2,244,070

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

事業主体と事業費は以下のとおり。

事業名	事業主体	事業費（千円）
(1) みんなのチカラで農林水産絆づくり事業		
「がんばろう ふくしま！応援店」等 拡大事業	県	11,648
農林水産物利用推進絆づくり事業	県	16,923
(2) 「オールふくしま」によるプロモーション対策		
ふくしま米消費拡大推進事業	県、ふくしま米需要拡大 推進協議会、福島県米消 費拡大推進連絡会議、集 荷団体、生産法人等	63,794
ふくしまの畜産ブランド再生事業	県、全国農業協同組合連 合会福島県本部、福島牛 販売促進協議会、畜産団 体	47,696
「ふくしまプライド。」販売力強化支 援事業	市町村、農林漁業者・商 工業者の組織する団体、 NPO法人等	316,600

福島 食のプラットフォームに対する活動支援	生産者団体等	29,888
県産農林水産物の利用拡大支援事業	市町村、市町村教育委員会、市町村立小中学校、学校給食センターまたは共同調理場、病院等	22,814
(3) うまいぜ！ふくしま！農林水産物情報発信事業	県	476,161
(4) 県産農林水産物等輸出回復事業		
ア 農林水産物等を通じた海外への安全・安心PR、情報発信		
様々な媒体を使用した情報発信（東南アジア、欧州等）	県	22,760
有望輸出国・地域での展示会等出展（台湾、シンガポール等）	県	22,152
有望輸出国・地域の「食」「農」関係者招へい（香港、台湾等）	県	21,706
有望輸出国での試食会・商談会等の実施（香港）	県	41,606
北京国際園芸博覧会の屋内展示への出展（北京）	県	14,478
中東等における販路拡大	県	32,238
イ 輸出促進、輸出環境整備事業		
輸出促進PR、販路開拓等支援	県、農林漁業者の組織する団体等	46,616
輸出環境整備	県	4,020
(5) 6次化商品販路拡大事業		
6次化商品ブランディング事業	県	50,611
売れる6次化商品販路拡大事業	県	11,958
(6) ブランド力向上！攻めの販路拡大対策		
県産農林水産物等販売コーナーの設置・ふくしまプライドフェア開催	県	391,608
オリパラを契機とした販路の拡大	県	97,876
オンラインストアによる販売促進	県	591,551
イメージ向上に向けたパッケージング	県域団体等	50,000

モデルへの支援		
全国での販売促進PR活動	県	15,277
使ってふくしま！契約野菜産地育成事業	県	5,000

7 監査手続及び監査結果

「委託料」及び「負担金、補助及び交付金」について、検証対象をサンプルで抽出し、実施要領等に準拠して手続きが行われていることを確認した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

委託料について

本事業は総事業費 2,244,070 千円のうちの 1,772,812 千円（78.9%）が委託料で占められている。その多くはいわゆる大手広告代理店に委託されている。

契約先	契約額（単位：千円）
株式会社電通東日本	1,036,232
株式会社東北博報堂	555,614
その他	180,966
合計	1,772,812

大手広告代理店は優秀な人材や経験を有し、国内外の多数の企業体や人材のネットワークを利用して様々な事業を行うことが期待できる。県の関わりとしては業者の選定や結果報告の受領、事業企画の決定や関係者との調整、責任者として当日の事業運営等を実施している。

一般的には、代理店任せになると事業実績のノウハウの蓄積が難しくなり、県単体の事業実施が難しく継続的に代理店を利用するようになるおそれがある。ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業は、代理店への委託比率が相当高い。県民の目からも代理店任せと誤解されることがないように、引き続き主体的に実施事業に関わるとともに、代理店を利用せずとも県単体で事業実施ができるような人材の育成が望まれる。

XI 土木部

土木部 まちづくり推進課

1-2-18 元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業

1 目的

地域資源の活用により地域活性化を図るため、ハード・ソフト両面から地域づくりを支援し、交流人口の拡大を図る。

2 事業内容

本県の多彩な風土や観光資源、地域資源を活用し、持続的成長が可能な個性と魅力ある美しい地域づくりや交流人口の拡大に結びつく施策を地域団体・住民や市町村とともに考え、各主体の役割分担のもと、ソフト・ハード両面から、地域活性化のための仕掛けづくりや個性と魅力ある地域づくりを推進するために、土木部所管公共施設の整備をするもの。

3 事業期間

平成 16 年度から

4 財源

- (1) 元気ふくしま地域づくり交流促進事業・・・22 地区（県単独）一般財源、県債
- (2) 交付金事業（地域づくり）・・・4 地区（国交付金）国費、一般財源、県債

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	559,980	515,968	608,797
決算額	451,738	394,161	374,931

(2) 平成 31 年度事業別決算額内訳

内訳	決算額	繰越額
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	243,010	99,825
交付金事業（地域づくり）	131,920	133,767
合計	374,931	233,592

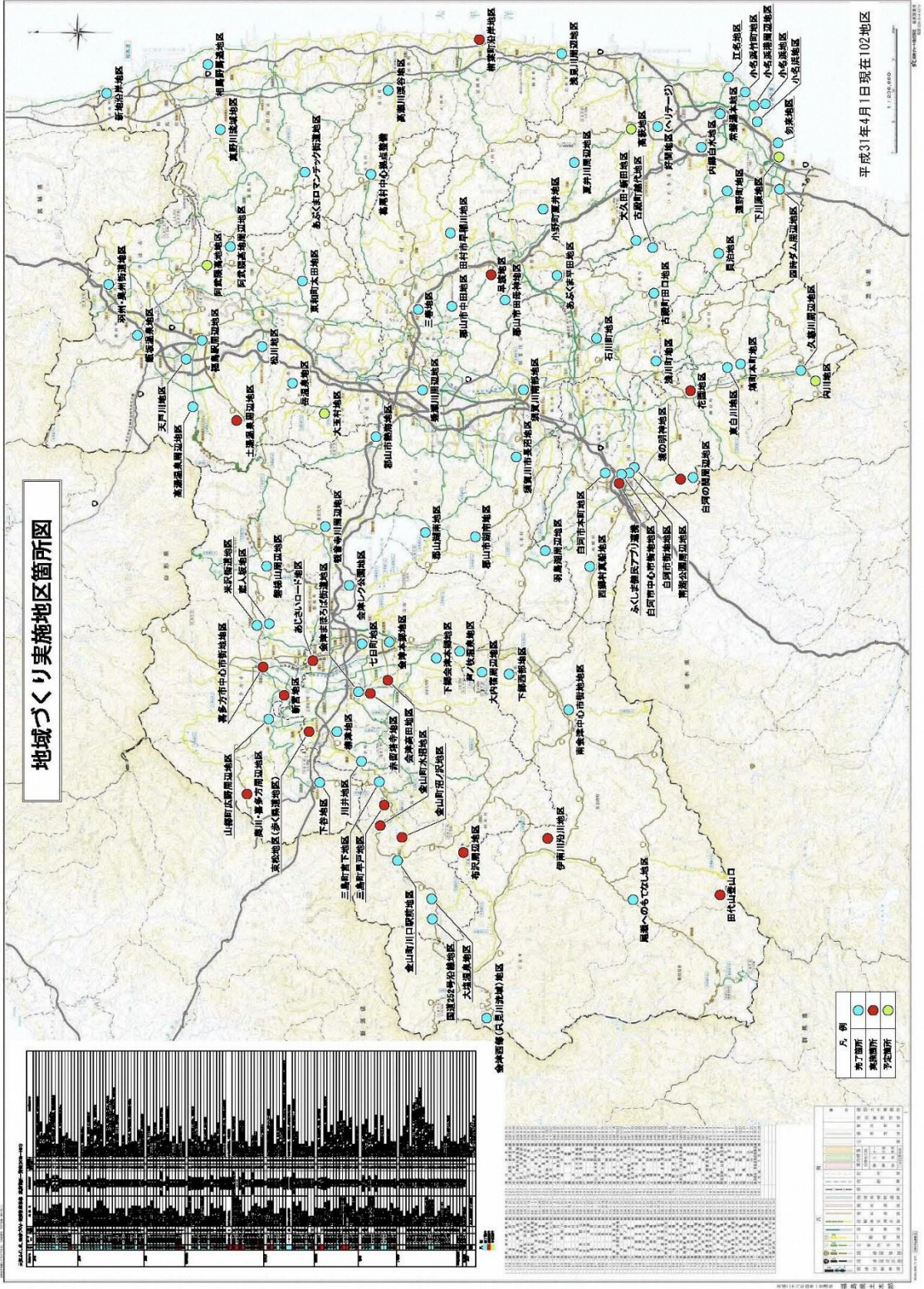
(3) 平成31年度事業別節区分決算額内訳

小事業	節	決算額	繰越額
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	委託料	27,482	52,391
	工事請負費	207,527	47,434
	公有財産購入費	64	
	補償、補填及び賠償金	0	
	事務費	7,936	
	小計	243,010	99,825
交付金事業 (地域づくり)	委託料	5,338	7,818
	工事請負費	112,517	125,949
	公有財産購入費		
	補償、補填及び賠償金	5,104	
	事務費	8,960	
	小計	131,920	133,767
	合計	374,931	233,592

6 事業内容及び概要

地域づくりの視点 (7つの視点)

	視点	内容
1	地域資源の活用	文化や伝統、歴史的街並み等、地域資源を活用して創る魅力ある地域づくり
2	交流人口の拡大	観光資源の活用や広域的連携によって、交流人口拡大を図る地域づくり
3	うつくしいふくしまの承継	自然との共生や環境の保全、良好な景観形成等をテーマに、うつくしいふくしまを後世に継承する地域づくり
4	「人」中心	子どもたち、子育て世代や高齢者等、様々な世代が安心して暮らせる地域づくり
5	健康づくり	健康で生き生きと暮らせる地域づくり
6	復興まちづくり	浜通り沿岸部の復興支援（復興まちづくりとの連携）
7	観光振興支援	風評被害払拭に向けた観光振興支援



地域づくり実施地区箇所図

平成31年4月1日現在102地区

- 凡例
- 完了箇所
 - 実施箇所
 - 予定箇所

平成 31 年度実施事業（* 監査対象とした事業）

事業区分	箇所名	市町村	事業内容	*
元気ふく しま地域 づくり交 流促進事 業	国道 349 号ほか・阿武隈 高地地区	伊達市、桑折町、国見 町、川俣町、二本松市	交流広場整備 （サイクルピッ ト機能）	
	一級河川杉田川ほか・大 玉地区	大玉村	親水施設整備	
	二級河川右支夏井川・小 野町早渡地区	小野町	親水施設整備	
	須賀川二本松自転車道 線・乙字ヶ滝地区	郡山市	歩行空間（自転 車道）整備	
	磐城棚倉停車場線・花園 地区	棚倉町	交流広場整備	
	国道 118 号・内川地区	矢祭町	歩行空間整備	
	国道 294 号・境の明神周 辺地区	白河市	交流広場整備	
	別船渡線ほか・歩く県道 地区	会津坂下町ほか	歩行空間整備 （道普請街道整 備）	
	浜崎高野会津若松線・あ じさいロード地区	湯川村	道路修景整備	
	前ノ沢・金山町沼沢地区	金山町	親水施設整備	
	国道 252 号・金山町水沼 地区	金山町	道路修景整備	
	一級河川只見川・早戸地 区	三島町	親水護岸整備	
	喜多方会津坂下線・喜多 方中心市街地（三丁目）	喜多方市	交流広場（蔵 庭）整備	
	喜多方会津坂下線・喜多 方中心市街地（二丁目）	喜多方市	交流広場（蔵 庭）整備	
	塩川山都線・新宮地区	喜多方市	歩行空間整備・ 交差点改良	
小林会津宮下停車場線・ 歩く県道地区	只見町	歩行空間整備 （道普請街道整 備）		

	一級河川伊南川・只見町亀岡地区	只見町	親水施設整備	
	一級河川戸石川・戸石川沿川地区	下郷町	親水施設整備	
	栗山館岩線・南会津町田代山地区	南会津町	道路修景整備	
	二級河川木戸川・沿岸地区	檜葉町	親水空間整備	
	二級河川鮫川・下川原地区	いわき市	親水施設整備	
	小川赤井平線・高萩地区	いわき市	交流広場整備	
交付金事業	会津高田本郷線・会津高田地区	会津美里町	歩行空間整備、 消雪施設整備	*
	会津高田柳津線・会津まほろば地区	会津美里町	歩行空間整備	
	国道 459 号・奥川地区	西会津町	待避所設置工、 路肩拡幅	
	布沢横田線・布沢地区	只見町	待避所設置、路 肩拡幅	

箇所別（実施計画番号別）内訳

箇所名／実施計画番号	節	決算額	繰越額	*	機関
会津高田本郷線・会津高田地区／19-41055-0096	委託料	1,702		*	会津若松建設
	工事請負費	35,266	95,037		
	事務費	6,223			
	小計	43,192	95,037		
会津高田本郷線・会津高田地区／18-41055-0161 明許	工事請負費	31,450		*	会津若松建設
	小計	31,450			
会津高田本郷線・会津高田地区／19-41055-0139	工事請負費	23,999			会津若松建設
	小計	23,999			
会津高田本郷線・会津まほろば地区／19-41055-0097	委託料	1,088	2,870		会津若松建設
	補償、補填及び賠償金	105			
	事務費	185			
	小計	1,378	2,870		
会津高田本郷線・会津まほろば地区／18-41055-0140 明許	委託料	1,497			会津若松建設
	工事請負費	14,323			
	補償、補填及び賠償金	4,314			
	小計	20,135			
国道 459 号・奥川地区／19-41035-0098	工事請負費	20,583	30,911		会津若松建設
	事務費	2,422			
	小計	23,005	30,911		
布沢横田線・布沢地区／19-41035-0099	委託料	1,050	1,819		会津若松建設
	事務費	130			
	小計	1,180	1,819		
その他 30箇所計	委託料	27,482	55,519		
	工事請負費	194,421	47,434		
	公有財産購入費	64			
	補償、補填及び賠償金	685			
	事務費	7,936			
	小計	230,590	,102,953		
合計	委託料	32,821	60,209		

	工事請負費	320,045	173,383		
	公有財産購入費	64			
	補償、補填及び賠償金	5,104			
	事務費	16,896			
	合計	374,931	233,592		

任意に抽出した（＊）の契約を具体的監査対象とした。

会津高田本郷線・会津高田地区／19-41055-0096・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	19-0102	協和ボーリング株式会社	地下水調査業務	1,702		*
	小計			1,702		
工事請負費	18-0185	株式会社高田地研	地域づくり交流促進工事・消雪	2,292		*
	18-0377	東北ボーリング株式会社	地域づくり交流促進工事・消雪	5,583		*
	19-0271	日本地下水開発株式会社	地域づくり交流促進工事・消雪	27,390	27,390	*
	未契約				67,647	
	小計			35,266	95,037	
事務費	小計			6,223		
	合計			43,192	95,037	

会津高田本郷線・会津高田地区／18-41055-0161 明許・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	18-0377	東北ボーリング株式会社	地域づくり交流促進工事・消雪	31,450		*
	合計			31,450		



7 監査手続及び監査結果

抽出した監査対象に関して、入札手続、入札公告、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支払命令書等について検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

土木部 まちづくり推進課

2-2-18 復興祈念公園事業

1 目的

復興祈念公園整備に向け、実施設計及び一部造成等を実施する。

2 事業内容

基本方針（国）	国と県が連携し、岩手、宮城、福島の被災3県に1か所ずつ復興祈念公園を整備する
国と県の役割	県が整備する復興祈念公園の一部に、国が被災者の追悼・鎮魂等の中核的施設となる丘や広場等を設置する
県の目的	東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的とした復興祈念公園を整備する

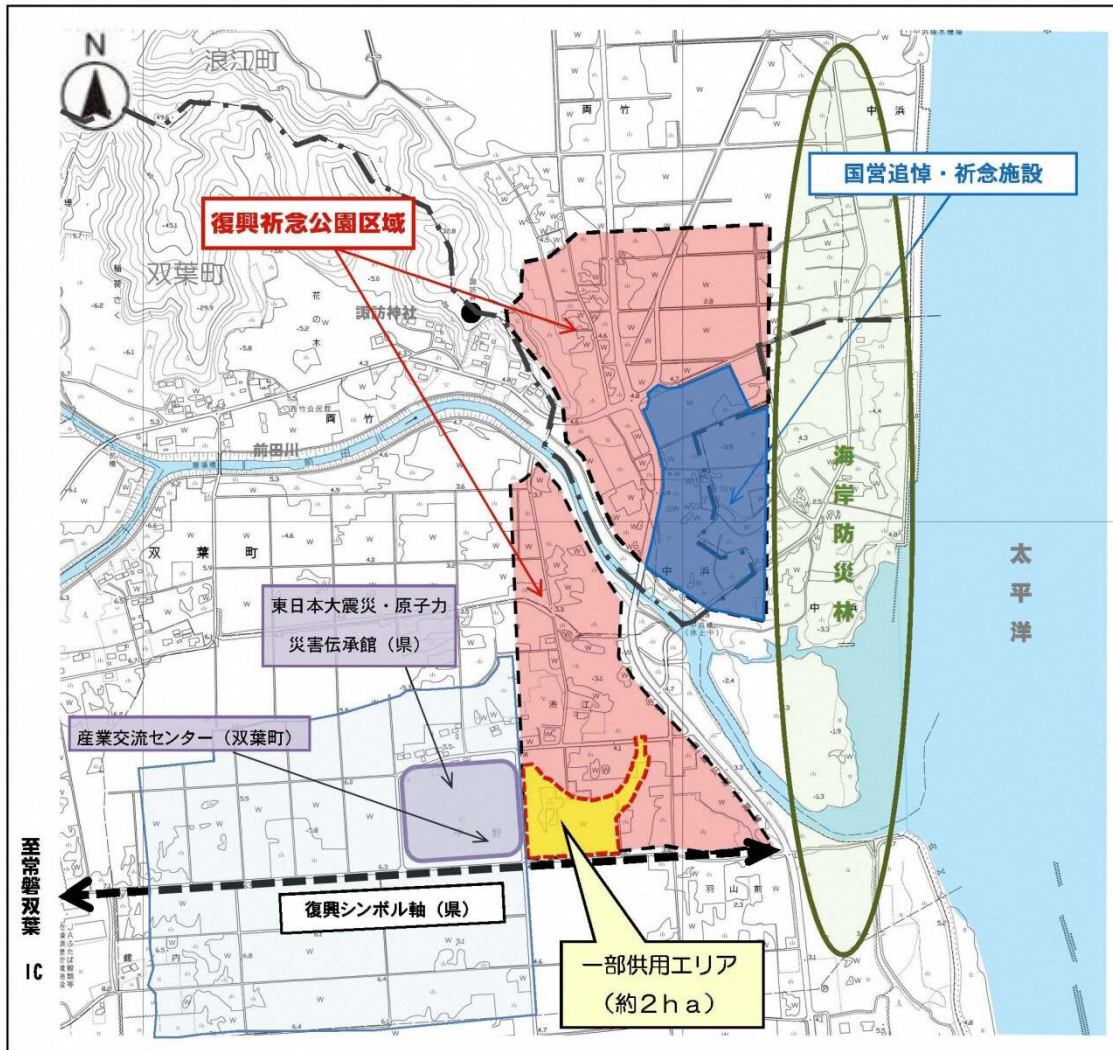
取組の経緯

平成27年4月	公園候補地を「双葉・浪江両町にまたがるエリア」に決定（県）
平成29年7月	基本構想を策定（国、県）
平成29年9月	国営追悼・祈念施設（仮称）を浪江町の一部区域に設置することについて閣議決定（国）
平成29年10月 から	福島県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会を開催（国、県）
平成30年度	用地取得に着手（県）、基本計画（国・県）を策定

公園面積 48.4ha（浪江町 25.6ha＋双葉町 22.8ha）

全体事業費（公園）74億円





3 事業期間

平成 27 年度から

4 財源

帰還環境整備交付金基金及び復興特別交付金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	166, 889	1, 024, 573	1, 052, 830
決算額	93, 653	548, 886	544. 827

(2) 平成 31 年度節別予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額	繰越額
委託料	492, 884	277, 685	215, 198
工事請負費	369, 622	177, 068	192, 554
公有財産購入費	168, 263	90, 013	78, 248
補償、補填及び賠償金	22, 060	60	22, 000
合計	1, 052, 830	544, 827	508, 000

(3) 平成 31 年度実施計画番号別節区分決算額等内訳

実施計画番号・箇所	節	決算額	繰越額	*	機関
18-41055-0058	委託料	64, 775		*	相双建設
	小計	64, 775			
18-41055-0059	委託料	154, 660		*	相双建設
	工事請負費	160, 398			
	公有財産購入費	90, 013			
	補償、補填及び賠償金	60			
	小計	405, 132			
18-41055-0105	委託料		41, 448	*	まちづくり推進課
	小計		41, 448		
19-41055-0047	委託料	58, 250	173, 750	*	相双建設

	工事請負費		169,224		
	公有財産購入費		78,248		
	補償、補填及び賠償金		22,000		
	小計	58,250	443,222		
19-41055-0144	工事請負費	16,670	23,330	*	相双建設
	小計	16,670	23,330		
合計	委託料	277,685	215,198		
	工事請負費	177,068	192,554		
	公有財産購入費	90,013	78,248		
	補償、補填及び賠償金	60	22,000		
	使用料及び賃借料				
	負担金、補助及び交付金				
	合計	544,827	508,000		

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

具体的監査対象は任意の（*）契約について行った。

実施計画番号 18-41055-0058

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	18-0027	大日本コンサル ルタント株式 会社・三陽用 地設計共同体	CM業務委託	64,775		*
	小計			64,775		

実施計画番号 18-41055-0059 明許

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	18-0027	大日本コンサル ルタント・三 陽用地設計共 同体	CM業務委託	122,988		*
	18-0312	株式会社建設 相互測地社	用地補償総合技術 業務委託	9,734		*

	18-0313	株式会社都市 技術	用地補償総合技術 業務委託	10,535		*
		その他4件		11,401		
		小計		154,660		
工事請負 費	19-0091	田中・弘栄特 定建設工事共 同企業体	造成工事	160,398		*
		小計		160,398		
公有財産 購入費	19-8432	個人	用地買収	10,272		*
		その他31件	用地買収	79,740		
		小計		90,013		
補償、補 填及び賠 償金		2件	補償	60		
		小計		60		
	合計			405,132		

実施計画番号 18-41055-0105

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	18-0004	株式会社プレ ック研究所	基本設計業務委 託		41,448	*
	小計				41,448	

実施計画番号 19-41055-0047

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	19-0085	株式会社復建 技術コンサル タント	設計業務委託	43,350	71,508	*
	19-0359	株式会社建設 相互測地社	用地補償総合技術 業務委託	6,600	9,900	
	19-0384	株式会社都市 技術	用地補償総合技術 業務委託	8,300	12,490	
		未契約			79,851	
		小計		58,250	173,750	
工事請負		未契約			169,224	

費						
		小計			169,224	
公有財産 購入費	19-8432	個人	用地買収		23	
		未契約			78,224	
		小計			78,248	
補償、補 填及び賠 償金		未契約			22,000	
		小計			22,000	
	合計			58,250	443,222	

実施計画番号 19-41055-0144

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	19-0320	田中・栗林特定建設工事共同企業体	園路施設工事	16,670	13,330	*
	19-0321	株式会社諸井緑樹園	植栽工事		10,000	
	小計			16,670	23,330	



7 監査手続及び監査結果

抽出した契約番号に関して、入札手続、入札公告、見積書、契約書、変更契約書、前

払金請求書、請求書、支払命令書等について検討した。

- 8 指摘事項及び意見
特になし。

土木部 まちづくり推進課

10-5-3 あづま球場改修事業（オリンピック関連）

1 目的

東京 2020 オリンピック競技会、野球・ソフトボール競技の開催に向けた福島あづま球場の改修を行う。

2 事業内容

(1) 改修方針

- ア 日頃、球場でプレーする県民の方々の利便性や安全性の向上
- イ 障がいのある方や高齢者への配慮
- ウ 整備後の維持管理費の低減

(2) 改修内容

改修視点	内容
機能性向上	グラウンド等の人工芝化、外野フェンス改修等
老朽化対策	運営室、トイレ、シャワー室等改修
バリアフリー	昇降設備、車いす席及び多目的トイレの増設等

3 事業期間

平成 30 年度から

4 財源

一般財源、県債、助成金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	—	462,100	754,837
決算額	—	346,408	748,350

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額	繰越額	不用額
工事請負費	754,837	748,350	—	6,486
合計	754,837	748,350	—	6,486

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

福島あづま球場工事概要

対象	概要	
排水・人工芝	人工芝面積	グラウンド 14,500 m ² 、屋内練習場 650 m ²
	アンツーカー面積	グラウンド 157.6 m ² 、屋内練習場 127.2 m ²
	衝撃吸収材	厚み 8 cm から 14 cm に改修
	暗渠排水管	既存暗渠撤去し新設
建築・電気・機械	トイレの洋式化及び改修	大便器 92 基、小便器 84 基
	多目的トイレ	1 箇所増設（2 箇所から 3 箇所）
	階段昇降機	3 基増設（2 基から 5 基）
	車いす観覧用デッキ	4 箇所増設（1 箇所から 5 箇所、4 人から 20 人）
	エレベーター	1 基新設



実施計画番号別節別内訳

実施計画番号	節	工事番号	相手先	内容	決算額	*
18-41055-0151	工事請負費	18-0215	佐藤工業株式会社	工事・建築	32,371	*
		18-0216	大槻電設工業株式会社	工事・電気	7,223	*
		18-0217	第一温調工業株式	工事・機械	32,099	*

			会社			
		18-0218	佐藤工業株式会社	工事・排水	117,724	*
		18-0219	佐藤工業株式会社	工事・人工芝	339,261	*
	小計				528,680	
18-41055-0151 明許	工事請負費	18-0215	佐藤工業株式会社	工事・建築	14,650	*
		18-0216	大槻電設工業株式会社	工事・電気	4,980	*
		18-0217	第一温調工業株式会社	工事・機械	7,740	*
		18-0218	佐藤工業株式会社	工事・排水	51,370	*
		18-0219	佐藤工業株式会社	工事・人工芝	36,950	*
	小計				115,690	
19-41055-0049	工事請負費	19-0080	佐藤工業株式会社	工事・建築	25,000	*
		19-0081	日本オーチス・エレベータ株式会社	工事・機械	19,215	*
	小計				44,215	
18-41055-0152	工事請負費	18-0215	佐藤工業株式会社	工事・建築	13,389	*
		18-0216	大槻電設工業株式会社	工事・電気	90	*
		18-0217	第一温調工業株式会社	工事・機械	555	*
		18-0218	佐藤工業株式会社	工事・排水	16,730	*
		18-0219	佐藤工業株式会社	工事・人工芝	2,300	*
		19-0080	佐藤工業株式会社	工事・建築	26,687	*
		19-0081	日本オーチス・エレベータ株式会社	工事・機械	10	*
	小計				59,764	
合計	工事請負費				748,350	

7 監査手続及び監査結果

各契約に関し、入札手続、入札公告、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支払命令書等について検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。



土木部 高速道路室

11-2-6 国道115号相馬福島道路事業の負担金

1 目的

被災地の早期の復旧・復興を支援するため、国道115号相馬福島道路の整備を促進する。

2 事業内容

相馬福島道路は、常磐自動車道と東北自動車道を結ぶ約45kmの自動車専用道路である。東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトとして、国土交通省が中心となって整備を進めている復興道路・復興支援道路の路線全長550kmの一部である。

本道路が復興支援道路として緊急整備されることにより、被災地と内陸部の連携が強化され、被災地の復興を支援することから、早期完成を目指している。開通後は無料で通行できる。

3 事業期間

平成16年度から（平成23年度に復興支援道路として事業化）

4 財源

一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	10,803,666	7,476,333	8,240,333
決算額	10,803,666	7,476,333	8,240,333

(2) 平成31年度節区分予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額
負担金、補助及び交付金	8,240,333	8,240,333
合計	8,240,333	8,240,333

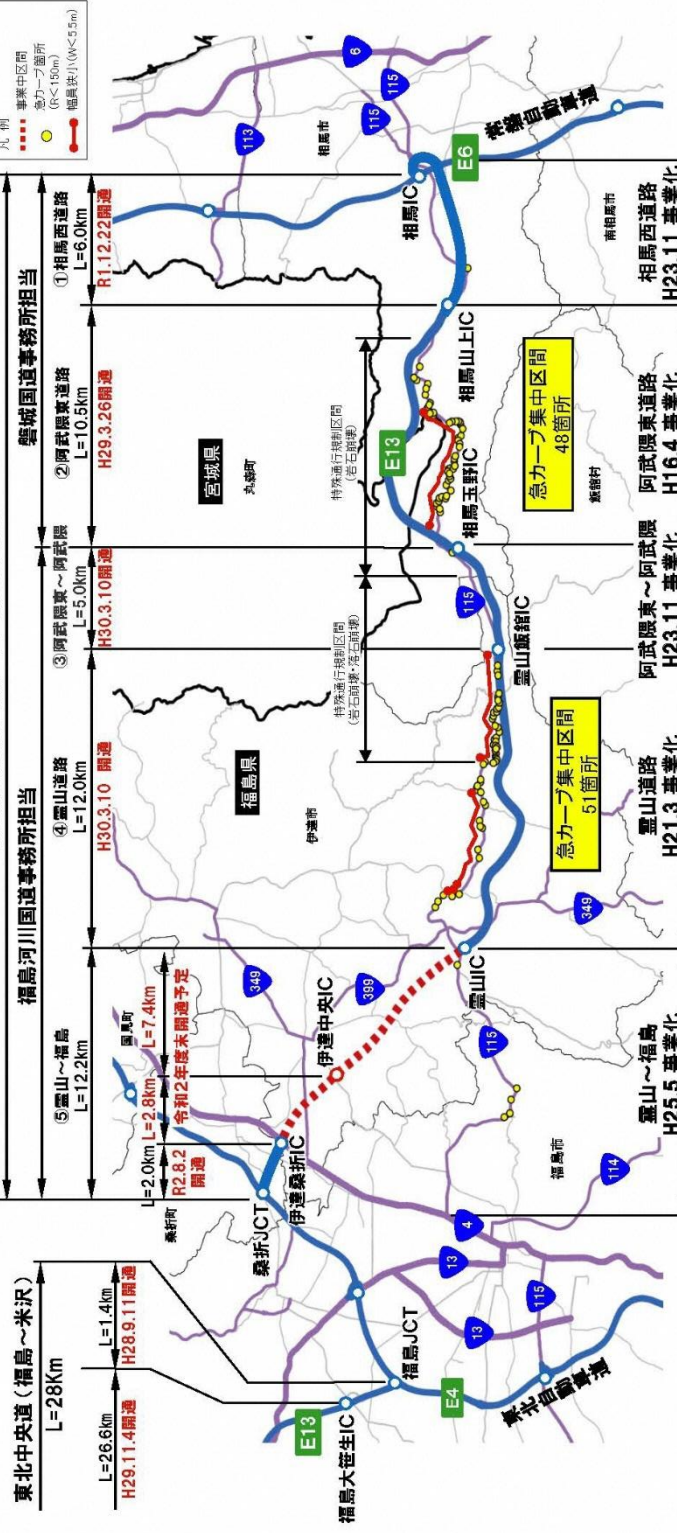
6 事業内容及び契約の概要

国直轄道路負担金（国負担率2/3、地方負担率1/3）

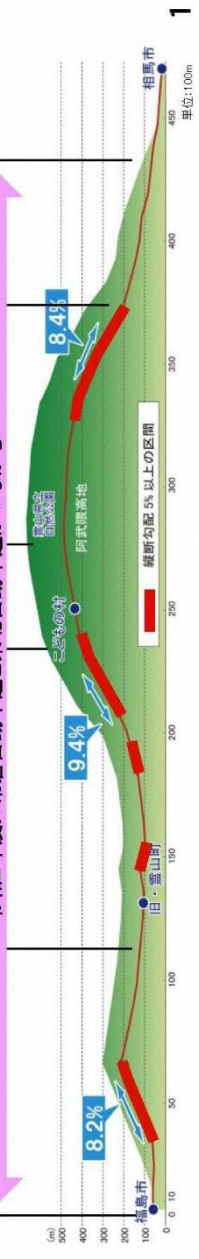
国道115号 復興支援道路 相馬福島道路

相馬

【平面図】



【縦断図】 国道115号



相馬福島道路（阿武隈東～阿武隈西・霊山道路・霊山道路・福島～福島）工事状況

令和元年11月現在

相馬福島道路は常磐自動車道と東北自動車道を結ぶ自動車専用道路です。開通後は**無料**で通行できます。

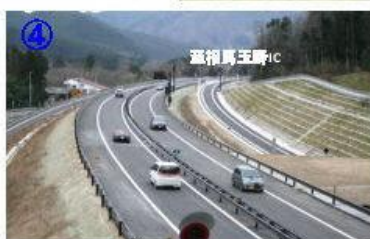


国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 東北中央道維持出張所

■位置図



開通後の写真



相馬福島道路の整備効果

観光の振興	東北中央道（福島～米沢）開通後、福島市の観光施設では山形方面からの来訪者が約2倍に、米沢市では1.4倍に増加
	阿武隈東道路開通後、相馬市内の観光施設では山形県・福島県内陸部からの来訪者が増加している
	相馬福島道路が開通すれば、所要時間の短縮による新たな広域観光周遊ルートの形成とさらなる地域連携の強化より、交流人口の増加と活発な観光交流が期待される

医療支援	相馬市・南相馬市・新地町の沿岸3市町は、第三次救急医療施設がないため、福島市にある福島県立医科大学付属病院へ約8割が搬送されている
	相馬市から附属病院までの搬送時間が84分から59分へ25分短縮され、救急医療施設への速達性、輸送時の安定性向上が期待される
	将来、沿岸地域の附属病院60分圏域人口が約3万人と現状に比べ27%増加予想
物流の効率化	相双地域では工場の新増設件数が増加傾向
	道路整備により内陸部へのアクセス性が向上し、相馬港背後圏でも企業立地が促進
	福島市や郡山市に取引先があった鉄鋼加工メーカーでは、高速道路へのアクセス性や営業エリア拡大を見据え、木更津港から相馬港へ進出
	道路整備により、福島県内陸地域へのアクセス性が向上し、福島県の産業活性化を支援

7 監査手続及び監査結果

国土交通省からの納付額通知及び精算額通知書、納入告知書（請求書）、支出命令書等について検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

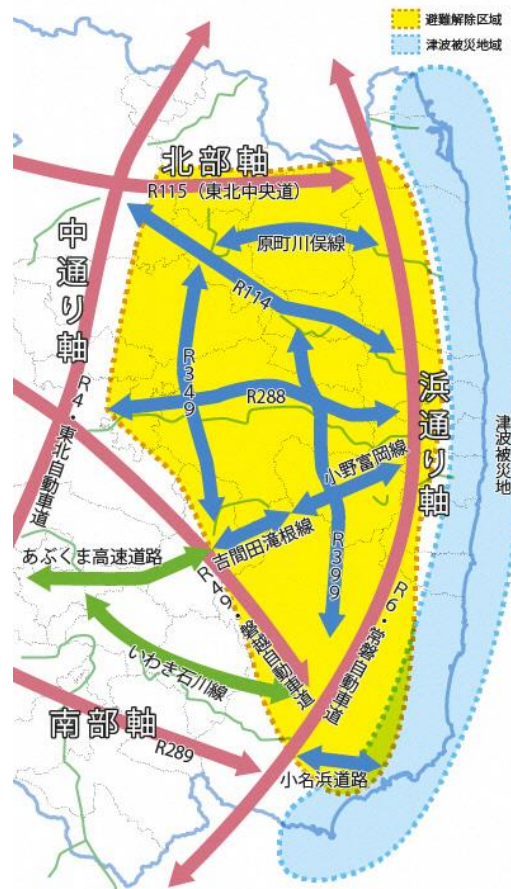
土木部 道路整備課

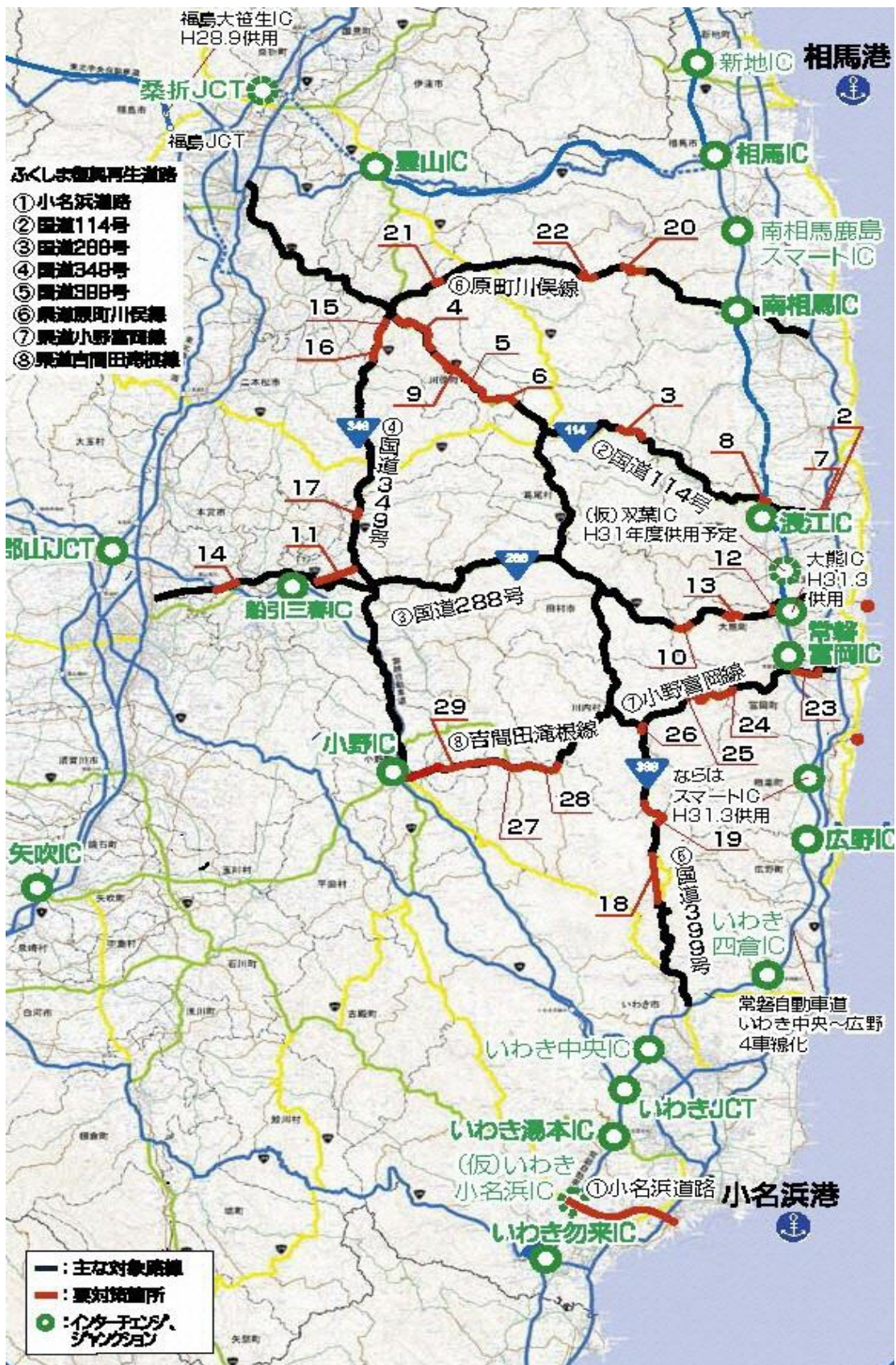
11-2-13 ふくしま復興再生道路整備事業

1 目的

避難解除等区域の復興を周辺地域から強力に支援するため、広域的な物流や地域医療、産業再生を支える8路線を整備する。

	路線	市町村	市町村	市町村
1	小名浜道路	いわき市	—	—
2	国道 114 号	浪江町	川俣町	—
3	国道 288 号	大熊町	田村市	三春町
4	国道 349 号	川俣町	田村市	—
5	国道 399 号	いわき市	川内村	—
6	県道原町川俣線	南相馬市	飯舘村	川俣町
7	県道小野富岡線	富岡町	川内村	いわき市
8	県道吉間田滝根線	田村市	小野町	いわき市





2 事業内容

避難解除等区域の復興を周辺地域から強力に支援するため、2020年代初頭までの完成を目指して、浜通り（高速道「東北道、常磐道、磐越道、東北中央道」、直轄国道「国道4号、国道6号」等に囲まれるエリア）へ続く主要8路線の整備などを進める。

3 事業期間

平成28年度から

4 財源

社会資本整備総合交付金、一般財源、県債

5 予算額・決算額の推移（単位：百万円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	20,573	21,143	52,765
決算額	5,535	6,228	23,416

(2) 平成31年度節別予算額及び決算額内訳

節	予算額	決算額	繰越額
委託料	3,642	2,731	910
使用料及び賃借料	65	61	3
工事請負費	35,371	15,558	19,812
公有財産購入費	489	377	112
負担金、補助及び交付金	10,749	3,061	7,687
補償、補填及び賠償金	2,447	1,626	820
合計	52,765	23,416	29,349

(3) 平成31年度箇所別節区分決算額及び繰越額内訳

小名浜道路と県道吉間田滝根線のうち、(*)箇所を具体的監査対象として選定した。

箇所名	節	決算額	繰越額	*	機関
小名浜道路 (いわき上 三坂小野 線)のうち	委託料	386	156	*	いわき建設
	使用料及び賃借料	54	0		
	工事請負費	1,407	2,691		

7 箇所	公有財産購入費	66	22		
	負担金、補助及び交付金	2,738	6,351		
	補償、補填及び賠償金	124	98		
	小計	4,778	9,320		
県道吉間田 滝根線（広瀬）のうち 6 箇所	委託料	292	124	*	県中建設
	使用料及び賃借料	2	2		
	工事請負費	2,105	3,463		
	公有財産購入費	10	0		
	負担金、補助及び交付金	0	47		
	補償、補填及び賠償金	258	60		
	小計	2,667	3,696		
その他 175 箇所	委託料	2,052	629		県北建設 県中建設 いわき建設 相双建設 道路総室
	使用料及び賃借料	4	0		
	工事請負費	12,045	13,658		
	公有財産購入費	299	89		
	負担金、補助及び交付金	323	1,288		
	補償、補填及び賠償金	1,243	661		
	小計	15,970	16,331		
	合計	23,416	29,349		

6 事業内容及び契約の概要（単位：百万円）

各箇所のうち（＊）の契約について具体的監査対象として選定した。

小名浜道路（いわき上三坂小野線）・実施計画番号 19-41035-0380・・・いわき建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	19-0003	株式会社東日本エンジニアリング	用地調査管理	68	0	*
	その他 21 件			306	132	
		未契約分		0	24	
	小計			375	156	
使用料及び賃借料	18-8659	A 法人	土地賃貸借	17	0	*
	他 19 件			37	0	
	小計			54	0	
工事請負費	17-0158	渡辺・加地和・堀江特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備（橋梁下部）	36	0	*
	その他 4 件			28	34	
		未契約分		0	122	
	小計			65	156	
公有財産購入費	19-8135	個人	用地取得	17	0	*
	その他 28 件			49	15	
		未契約分			7	
	小計			66	22	
負担金、補助及び交付金	19-0299	東日本高速道路株式会社	物件等移転補償	3	15	
		未契約分		0	0	
	小計			3	16	
補償、補填	19-8060		物件等移転補償	69	0	*

及び賠償金	その他 38 件			54	18	
		未契約分		0	80	
	小計			124	98	
	合計			690	451	

小名浜道路（いわき上三坂小野線）・実施計画番号 16-41035-0940・・いわき建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
負担金、補助及び交付金	16-0411	東日本高速道路株式会社	工事施工委託	34	6,226	*
	合計			34	6,226	

小名浜道路（いわき上三坂小野線）・実施計画番号 18-41035-0117・・いわき建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	18-0061	林興業株式会社	道路橋梁整備 (道路改良)	0	1,081	*
	18-0126	株式会社中山組	道路橋梁整備 (橋梁下部)	98	0	*
	18-0127	川田建設株式会社	道路橋梁整備 (橋梁上部)	0	66	*
	18-0130	クレハ錦建設株式会社	道路橋梁整備 (道路改良)	0	600	*
	18-0132	林興業株式会社	道路橋梁整備 (開削護岸)	0	160	*
	合計			98	1,907	

小名浜道路（いわき上三坂小野線）・実施計画番号 16-41035-0940 明許・・いわき建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
負担金、補助及び交付金	16-0411	東日本高速道路株式会社	工事施工委託	2,700	108	*
	合計			2,700	108	

小名浜道路（いわき上三坂小野線）・実施計画番号 18-41035-0904 明許・・道路総室

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	16-0018	パシフィック コンサルタン ツ・計量計画 研究所設計共 同体	道路事業整備効 果検討業務	11	0	*
	合計			11	0	

小名浜道路（いわき上三坂小野線）・実施計画番号 17-41035-0075 明許・・・いわき建設事
務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0157	川田・宮地・ 協三特定建設 工事共同企業 体	道路橋梁整備 （橋梁上部）	783	626	*
	合計			783	626	

小名浜道路（いわき上三坂小野線）・実施計画番号 16-41035-0822 事故・・・いわき建設事
務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	16-0248	クレハ錦・林 特定建設工事 共同企業体	道路橋梁整備 （橋梁下部）	460	0	*
	合計			460	0	

県道吉間田滝根線（広瀬）・実施計画番号 19-41035-0382・・・県中建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	19-0002	中野建設コン サルタント株 式会社	発注者支援業務	14	0	
	19-0003	株式会社建設 技術研究所	環境調査業務	11	0	
	その他 5 件			24	41	
		未契約分		0	80	
	小計			50	121	
使用料及び 賃借料	24 件	個人及び法人	土地賃貸借	2	2	
	小計			2	2	
工事請負費	17-0341	富士工業株式 会社	道路橋梁整備 (橋梁下部)	9	0	
	その他 5 件			60	4	
		未契約分		0	874	
	小計			70	879	
公有財産購 入費	19-8200	個人	用地取得	2	0	
	その他 3 件			0	0	
		未契約分		0	0	
	小計			3	0	
補償、補填 及び賠償金	19-8140	B 法人	物件等移転補償	1	0	
	その他 10 件			9	23	
		未契約分		0	37	
	小計			10	60	
	合計			137	1,064	

県道吉間田滝根線（広瀬）・実施計画番号 18-41035-0727・・・県中建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	18-0310	福浜大一建設株式会社	道路橋梁整備 (橋梁下部)	154	155	*
	18-0267	東開工業株式会社	道路橋梁整備 (橋梁上部)	142	0	
	その他5件			135	1,240	
	小計			433	1,395	
負担金、補助及び交付金	19-0472	東日本旅客鉄道株式会社	こ線橋上部工新設工事	0	47	
	小計			0	47	
補償、補填及び賠償金	18-8338	東北電力株式会社	物件等移転補償	104	0	
	小計			104	0	
	合計			538	1,443	

県道吉間田滝根線（広瀬）・実施計画番号 19-41035-0960・・・県中建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	16-0051	吉間田滝根線外CM業務日本工営・玉野総合コンサルタント・日本振興設計共同体	CM業務	32	0	*
	小計			32	0	
工事請負費	19-0181	昭和建設工業株式会社	道路橋梁整備 (道路改良)	310	263	*
	19-0185	矢田工業株式会社	道路橋梁整備 (橋梁上部)	35	42	*
	19-0186	東開・横河・三井鉄構特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (橋梁上部)	129	117	*

	その他 9 件			543	538	
	小計			1,019	962	
	合計			1,051	962	

県道吉間田滝根線（広瀬）・実施計画番号 18-41035-0102 明許・・・県中建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	16-0051	吉間田滝根線 外CM業務日 本工営・玉野 総合コンサル タント・日本 振興設計共同 体	CM業務	86	0	*
	その他 14 件			121	0	
	小計			208	0	
工事請負費	18-0312	株式会社石覚 組	道路橋梁整備 (道路改良)	182	184	
	その他 4 件			64	41	
	小計			246	225	
補償、補填 及び賠償金	19-8097	大倉水道組合	物件等移転補償	45	0	*
	その他 3 件			9	0	
	小計			54	0	
	合計			509	225	

県道吉間田滝根線（広瀬）・実施計画番号 17-41035-0387 事故・・・県中建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0341	富士工業株式 会社	道路橋梁整備 (橋梁下部)	114	0	*
	その他 4 件			221	0	
	小計			335	0	

公有財産購入費	18-8135	個人	用地取得	7	0	*
	小計			7	0	
補償、補填及び賠償金	18-8135	個人	物件等移転補償	84	0	*
	その他1件			3	0	
	小計			88	0	
	合計			431	0	

県道吉間田滝根線（広瀬）・実施計画番号 19-41035-1070・・・道路総室

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	19-0011	パシフィック コンサルタン ツ株式会社	道路管理検討業 務	1	2	*
	19-0009	セントラルコ ンサルタント 株式会社	管理検討業務	0	1	*
	合計			1	3	

7 監査手続及び監査結果

各建設事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討し、質問した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

指名競争入札における参加者の具体的選定過程の記録文書化について

指名競争入札の指名に当たって注意すべき事項として、福島県の「会計事務必携」（第12章契約―第3節―第5指名競争入札の手続―1指名競争入札参加者の指名）において、「指名は、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏らないよう機会均等、公正を期さなければならない。」とされている。また、「測量等の請負契約に係る入札参加者の指名等に関する要綱」では、「当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏らないようにするものとする。」とされている。

一方、「福島県財務規則」においては、参加者の指名人数はなるべく7人以上（測量等は別途規定されており、測量等指名要綱では、設計金額が1億円未満の場合は原則として9名以上、1億円以上の場合は原則として15名以上）を指名しなければならないとされている。

しかしながら、有資格者名簿から地域的条件、技術的適正などで絞り込まれた有資格者が仮に15人いた場合、15人から7人を選定した過程の記録がないために、機会均等、公正に選定されているのか検証できない。公正性の検証可能性が阻害されている。

部課内の指名選考委員会にて選定され、出納室も参加する入札参加条件等審査委員会で審議しているので、機会均等、公正さが担保されているとの説明であるが、15人から7人への過程の記録がないので第三者が公正さを検証することができない。検証できない結果は説得力を持たない。実際には指名選考委員会で、星取り表や現場代理人、専任技術者の充足状況、手持ち工事・業務等の状況などを勘案して決定されていると推測されるが、それらの検討過程の記録がないので、公正さの主張が説得力を持たない。

事務執行の公正さを担保するために、具体的選考過程の記録を文書化して保管するように制度を整備して欲しい。

土木部 道路整備課

11-2-14 地域連携道路等整備事業

1 目的

浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等を整備する。

2 事業内容

具体的事業箇所は次のとおり。

建設事務所	工事箇所	工事箇所	工事箇所	工事箇所
県北建設	国道 115 号 (霊山拡幅)	国道 349 号 (杉 沢)	国道 349 号 (御 代田 1)	国道 349 号 (梁 川 B P)
	国道 459 号 (永田)	二本松金屋線 (上ノ橋)	木幡飯野線 (田谷 2)	二本松金屋線 (糖沢)
	国道 114 号 (山木屋)	原町川俣線 (飯坂)		
県中建設	国道 349 号 (牧野)	国道 349 号 (檜坂)	国道 288 号 (富久山 B P)	国道 294 号 (江花 B P)
	国道 294 号 (福良)	国道 294 号 (福良 B P)	浪江三春線 (上移)	常葉野川線 (常葉)
	常葉芦沢線 (永谷)	いわき石川線 (石川 B P 1)	いわき石川線 (石川 B P 2)	いわき石川線 (長光地)
	いわき石川線 (松川)	田村安積線 (守山)	須賀川二本松線 (滑川)	船引大越小野線 (小野橋)
	郡山湖南線 (三森 1)	須賀川三春線 (雁木田)	古殿須賀川線 (中田)	国道 118 号 (鳳坂)
	国道 118 号 (野仲)	国道 118 号 (追出沢)		
県南建設	国道 289 号 (青生野 2)	国道 289 号 (渡瀬 B P)	国道 294 号 (白河 B P 北)	国道 294 号 (白河 B P)
	国道 294 号 (豊地拡幅)	塙泉崎線 (反町)	国道 349 号 (小 田川 2 B P)	国道 349 号 (下関)
	須賀川矢吹線 (東長峰)			
相双建設	原町川俣線 (草野)	上戸渡広野線 (上浅見川)	原町浪江線 (横川)	原町浪江線 (上町 2)

	いわき浪江線 (大谷)	相馬浪江線 (坪田)	相馬浪江線 (大木戸)	国道 115 号 (相馬南 2)
	鹿島日下石線 (車川橋)	小浜字町線 (酒井)	下川内竜田停車場線 (井出)	木戸停車場線 (山田岡)
	富岡大越線 (下千里)	富岡大越線 (平伏森)	日下石新沼線 (小泉)	赤柴中島線 (谷地小屋)
	鹿島日下石線 (赤木)	国道 399 号 (落合)	小埜上郡山線 (浄光東)	
いわき建設	いわき石川線 (皿貝 2)	いわき石川線 (才鉢)	いわき石川線 (石住)	いわき石川線 (笠井)
	いわき上三坂小野線 (久保目)	いわき上三坂小野線 (滝)	いわき上三坂小野線 (和久)	小川赤井平線 (小川橋)
	甲塚古墳線 (山崎)	国道 399 号 (北目町)	常磐勿来線 (岩崎)	常磐勿来線 (迎)
	勿来浅川線 (大島)	小名浜小野線 (峰岸)		
会津若松建設	国道 118 号 (若松西 B P)	国道 252 号 (本名 B P)	国道 252 号 (水沼)	国道 400 号 (舟鼻)
	国道 401 号 (博士峠)	国道 401 号 (大芦)	国道 118 号 (門田 2)	
南会津建設	国道 289 号 (南倉沢 B P)	国道 289 号 (入叶津)	国道 289 号 (田島 B P)	国道 289 号 (鎌倉崎)
	国道 118 号 (小沼崎 B P)			

3 事業期間

平成 28 年度から

4 財源

社会資本整備総合交付金、一般財源、県債

5 予算額・決算額の推移 (単位：百万円)

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	31,555	33,826	81,653
決算額	12,639	11,455	39,066

(2) 平成 31 年度節別予算額及び決算額等内訳

節	予算額	決算額	繰越額	不用額
委託料	3,740	2,909	830	0
工事請負費	68,643	29,858	38,741	43
公有財産購入費	879	590	288	0
補償、補填及び賠償金	5,865	4,011	1,831	22
使用料及び賃借料	36	34	1	0
負担金、補助及び交付金	2,488	1,661	826	0
合計	81,653	39,066	42,520	65

(3) 平成 31 年度箇所別節区分決算額等内訳

箇所名／実施計画番号	節	決算額	繰越額	*	機関
国道 294 号（白河 B P）／19-41035-0147	委託料	49	7	*	県南建設
	使用料及び賃借料	9	0		
	工事請負費	143	204		
	公有財産購入費	9	8		
	補償、補填及び賠償金	236	164		
	小計	448	384		
国道 294 号（白河 B P）／16-41035-0163	負担金、補助及び交付金	872	0	*	県南建設
	小計	872	0		
国道 294 号（白河 B P）／17-41035-0073	工事請負費	0	1,734	*	県南建設
	小計	0	1,734		

国道 294 号（白河 B P）／18-41035-0124 明許	委託料	69	0	*	県南建設
	工事請負費	75	0		
	公有財産購入費	17	0		
	補償、補填及び賠償金	349	0		
	小計	512	0		
国道 294 号（白河 B P）／17-41035-0073 明許	工事請負費	0	1,052	*	県南建設
	小計	0	1,052		
国道 118 号（小沼崎 B P）／17-41035-0076	工事請負費	0	700	*	南会津建設
	小計	0	700		
国道 118 号（小沼崎 B P）／18-41035-0999	工事請負費	927	806	*	南会津建設
	小計	927	806		
国道 118 号（小沼崎 B P）／17-41035-0076 明許	工事請負費	1,409	0	*	南会津建設
	小計	1,409	0		
国道 118 号（小沼崎 B P）／16-41035-0375 事故	工事請負費	225	0	*	南会津建設
	小計	225	0		
国道 401 号（博士峠）／19-41035-0155	委託料	44	72	*	会津若松建設
	使用料及び賃借料	2	0		
	工事請負費	329	1,597		
	小計	376	1,669		
国道 401 号（博士峠）／17-41035-0074	工事請負費	530	4,408	*	会津若松建設
	小計	530	4,408		
国道 401 号（博士峠）	工事請負費	2,611	1,950	*	会津若松建設

峠) /17-41035-0074 明許					
	小計	2,611	1,950		
国道 401 号 (博士峠) /17-41035-0074 事故	工事請負費	1,420	0	*	会津若松建設
	小計	1,420	0		
国道 252 号 (本名 B P) /16-41035-0887	工事請負費	359	0	*	会津若松建設
	小計	359	0		
国道 252 号 (本名 B P) /19-41035-0798	工事請負費	55	380	*	会津若松建設
	負担金、補助及び交付金	0	370		
	小計	55	751		
国道 252 号 (本名 B P) /16-41035-0887 明許	工事請負費	2,412	0	*	会津若松建設
	小計	2,412	0		
国道 252 号 (本名 B P) /17-41035-0178 明許	工事請負費	825	133	*	会津若松建設
	小計	825	133		
国道 252 号 (本名 B P) /16-41035-0887 事故	工事請負費	1,205	0	*	会津若松建設
	小計	1,205	0		
その他 343 箇所 計	委託料	2,745	751		
	使用料及び賃借料	23	1		
	工事請負費	17,326	25,771		
	公有財産購入費	562	280		
	負担金、補助及び交付金	789	455		
	補償、補填及び賠償金	3,425	1,667		

	小計	24,872	28,927		
	合計	39,066	42,520		

6 事業内容及び契約の概要（単位：百万円）

任意に抽出した（*）の契約を具体的監査対象とした。

国道294号（白河BP）19-41035-0147・・・県南建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	18-0078	一般財団法人ふくしま市町村支援機構	積算業務委託	0	0	
	19-0008	株式会社ダイヤコンサルタント	地下水調査業務委託	3	0	
	19-0035	株式会社東日本エンジニアリング	用地調査管理等業務委託	37	0	*
	19-0062	一般財団法人ふくしま市町村支援機構	積算業務委託	1	0	
	19-0223	株式会社福島調査設計	工損事前調査業務委託	6	0	*
		未契約分		0	7	
	小計			49	7	
使用料及び賃借料	23件	個人及び法人	土地賃貸借	9	0	
	小計			9	0	
工事請負費	18-0193	藤田建設工業株式会社	道路橋梁整備（改良）	11	0	*
	19-0081	藤田建設工業株式会社	道路橋梁整備（改良）	0	2	*
	19-0105	藤田建設工業株式会社	道路橋梁整備（改良）	123	123	*
	19-0179	藤田建設工業株式会社	道路橋梁整備（舗装）	8	7	*
	19-0208	藤田建設工業株式会社	道路橋梁整備（法面）	0	22	*

		未契約分		0	50	
	小計			143	204	
公有財産購入費	19-8136	東日本旅客鉄道株式会社	用地取得	8	0	*
	その他 10 件		用地取得	1	0	
		未契約分		0	7	
	小計			9	8	
補償、補填及び賠償金	19-8120	白河市	物件等移転補償	72	0	*
	その他 13 件		物件等移転補償	163	59	
		未契約分		0	105	
	小計			236	164	
	合計			448	384	

国道 294 号（白河 B P）16-41035-0163・・・県南建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
負担金、補助及び交付金	15-0163	東日本旅客鉄道株式会社	道路橋梁整備 (橋梁工)	872	0	*
	小計			872	0	

国道 294 号（白河 B P）17-41035-0073・・・県南建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0033	西松・壁巢特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (トンネル)	0	1,724	*
		未契約分		0	10	
	小計			0	1,734	

国道 294 号（白河 B P）18-41035-0124 明許・・・県南建設事務所建設

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	18-0078	一般財団法人 ふくしま市町村支援機構	積算業務委託	13	0	*

	18-0087	株式会社菊地 測量設計	測量設計業務委託	11	0	*
	18-0158	株式会社協和 コンサルタンツ	設計業務委託	11	0	*
	その他 6 件			34	0	
	小計			69	0	
工事請負費	18-0193	藤田建設工業 株式会社	道路橋梁整備 (改良)	75	0	*
	小計			75	0	
公有財産購入費	18-8225	個人	用地取得	8	0	*
	その他 10 件		用地取得	9	0	
	小計			17	0	
補償、補填 及び賠償金	18-8164	個人	物件等移転補償	47	0	*
	18-8154	法人	物件等移転補償	88	0	*
	その他 13 件		物件等移転補償	213	0	
	小計			349	0	
	合計			512	0	

国道 294 号 (白河 B P) 17-41035-0073 明許・・・県南建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0033	西松・壁巢特 定建設工事共 同企業体	道路橋梁整備 (トンネル改 良)	0	1,052	*
	小計			0	1,052	

国道 294 号白河バイパス看板



J R 跨道橋架替え工事



栄町道路改良工事



小峰大橋 (阿武隈川)



小峰大橋



国道 118 号（小沼崎 B P）17-41035-0076・・・南会津建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0103	三井住友・小野特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (トンネル)	0	700	*
	小計			0	700	

国道 118 号（小沼崎 B P）18-41035-0999・・・南会津建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	18-0164	川田・安部日鋼・三立特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (橋梁上部)	927	806	*
	小計			927	806	

国道 118 号（小沼崎 B P）17-41035-0076 明許・・・南会津建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0103	三井住友・小野特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (トンネル)	1,409	0	*
	小計			1,409	0	

国道 118 号（小沼崎 B P）16-41035-0375 事故・・・南会津建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	16-0145	五十嵐建設株式会社	道路橋梁整備 (橋台工)	255	0	*
	小計			225	0	

小沼崎 B P 掲示板





小沼崎B P橋梁工事



小沼崎B P橋台工事



国道 401 号 (博士峠) 19-41035-0155・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
委託料	19-0015	日本振興株式会社	発注者支援業務委託	26	0	*
	その他 8 件			18	44	
	未契約			0	27	
	小計			44	72	
使用料及び賃借料	19-8004	個人	道路橋梁整備費 (土地賃貸借)	1	0	
	その他 5 件		道路橋梁整備費 (土地賃貸借)	0	0	
	小計			2	0	
工事請負費	17-0067	会津土建・丸庄特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (道路改良)	295	351	*
	その他 3 件			34	245	
	未契約			0	1,001	
	小計			329	1,597	
	合計			376	1,669	

国道 401 号 (博士峠) 17-41035-0074・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0022	鹿島・滝谷・大和特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (トンネル)	530	1,919	*
	その他 3 件		道路橋梁整備	0	2,425	
	未契約			0	63	
	小計			530	4,408	

国道 401 号 (博士峠) 17-41035-0074 明許・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0022	鹿島・滝谷・大和特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (トンネル)	1,919	0	*
	その他4件		道路橋梁整備	692	1,950	
	小計			2,611	1,950	

国道401号(博士峠)17-41035-0074事故・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0022	鹿島・滝谷・大和特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (トンネル)	388	0	*
	17-0067	会津土建・丸庄特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (道路改良)	223	0	*
	その他4件			807	0	
	小計			1,420	0	

博士トンネル(会津美里町)



博士トンネル掲示板（会津美里町）



博士トンネル昭和村側入口（昭和村）



博士トンネル掲示板（昭和村）



国道 252 号 (本名 B P) 16-41035-0887・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	16-0185	安藤ハザマ・ 滝谷特定建設 工事共同企業 体	道路橋梁整備 (トンネル)	359	0	*
	小計			359	0	

国道 252 号 (本名 B P) 19-41035-0798・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	19-0313	株式会社佐藤 電設	道路橋梁整備 (防災設備)	0	130	*
	その他 3 件		道路橋梁整備	55	245	
	未契約			0	4	
	小計			55	380	
負担金、補 助及び交付 金	19-0334	東日本旅客鉄 道株式会社	本名架道橋新設 工事負担金	0	370	*
	小計			0	370	
	合計			55	751	

国道 252 号 (本名 B P) 16-41035-0887 明許・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	16-0185	安藤ハザマ・滝 谷特定建設工事 共同企業体	道路橋梁整備 (トンネル)	2,412	0	*
	小計			2,412	0	

国道 252 号 (本名 B P) 17-41035-0178 明許・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	17-0052	株式会社ピ ーエス三菱	道路橋梁整備 (橋梁上部)	670	54	*
	その他 2 件			155	78	
	小計			825	133	

国道 252 号（本名 B P） 16-41035-0887 事故・・・会津若松建設事務所

節	工事番号	相手先	内容	決算額	繰越額	*
工事請負費	16-0185	安藤ハザマ・滝谷特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備 (トンネル)	1,205	0	*
	小計			1,205	0	

本名トンネル入り口



只見川に架ける橋梁



橋立地区



7 監査手続及び監査結果

各建設事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

土木部 港湾課

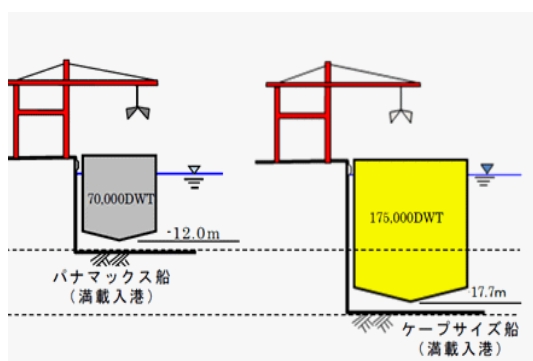
11-2-15 小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業

1 目的

国際バルク戦略港湾に選定（平成 23 年 5 月）された小名浜港の取扱貨物量の増加、船舶の大型化等に対応するため、国と共同で岸壁、泊地等の整備やふ頭の埋立造成を行う。

2 事業内容

小名浜港では、火力発電所（広野火力発電所、勿来発電所など）の燃料となる石炭など鉱産品貨物の取扱量が近年増加しており、またこれらの貨物を輸送する船舶の大型化（パナマックス船、ケープサイズ船）が進んでいる。小名浜港では、これら貨物量の増大や船舶の大型化に対応できる岸壁が不足しているため、沖合で入港順番を待つ「滞船」が多く発生している。このため、新たな大水深岸壁（-16m、-18m）を有する「小名浜港東港地区」の整備を県と国が共同で進める。



3 事業期間

平成 6 年度から

4 財源

公営企業債、県債、復興特別交付金、国庫支出金（港湾補助事業）、一般財源



5 予算額・決算額の推移（単位：百万円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	5,052	12,352	20,760
決算額	5,052	6,983	15,796

(2) 平成 31 年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額
委託料	594	474	111
使用料及び賃借料	10	10	0
工事請負費	16,681	11,836	4,506
負担金、補助及び交付金	3,427	3,427	0
需要費	22	22	0
上下水道加入金	24	24	0
合計	20,760	15,796	4,618

(3) 平成 31 年度箇所別節区分決算額内訳

箇所名	節	決算額	繰越額
国直轄港湾事業費負担金	負担金、補助及び交付金	3,426	0
広域資源活用護岸整備事業	委託料	3	7
	工事請負費	734	768

ふ頭埋立造成事業	委託料	274	104
	工事請負費	6,243	3,738
	上下水道加入金	24	0
荷役機械建造事業	需用費	22	0
	委託料	197	0
	使用料及び賃借料	10	0
	工事請負費	4,858	0
	合計	15,796	4,618



6 事業内容及び概要（単位：千円）

下記の工事契約を具体的監査対象とした。

箇所名	実施計画番号	工事番号	工事名／契約相手方	節	決算額
広域資源活用 護岸整備 事業	18-41045- 0237（明 許）	18-41400- 0083*	港湾工事（護岸工）／山 木工業株式会社	工事請負 費	190,000
		18-41400- 0083*	港湾工事（護岸工）／山 木工業株式会社	工事請負 費	418,040
	18-41045- 0237（現 年）	18-41400- 0066*	港湾工事（消波工）／山 木工業株式会社	工事請負 費	126,220

	19-41045-0745 (現年)	19-41400-0069	設計業務委託/株式会社日本港湾コンサルタント	委託料	3,000
ふ頭埋立造成事業	18-41045-0072 (明許)	18-41400-0055*	盛土/山木工業株式会社	工事請負費	248,461
		18-41400-0090	道路工/山木工業株式会社		118,999
		18-41400-0097*	管路工/株式会社吉多美工業		36,836
		18-41400-0113*	舗装/山木工業株式会社		264,488
		18-41400-0117*	地盤改良/山木工業株式会社		329,486
		18-41400-0118*	地盤改良/山木工業株式会社		383,499
		18-41400-0035*	水質調査/株式会社クレハ分析センター		12,228
	18-41045-0255 (現年)	18-41400-0048	避難計画策定/応用地質株式会社	委託料	20,607
		18-41400-0068*	航行安全調査/公益社団法人日本海難防止協会		45,732
		18-41400-0100	測量設計/株式会社東コンサルタント		5,452
		18-41400-0073	測量設計/株式会社東日本建設コンサルタント		6,152
		18-41400-0076*	基礎工/山木・福浜大一・三崎特定建設工事共同企業体		工事請負費
	18-41400-0077*	基礎工/山木・福浜大一・三崎特定建設工事共同企業体	222,680		
	18-41400-0078	舗装工/福浜大一・山木・三崎特定建設工事共同企業体	472,400		
	18-41400-0079	舗装工/福浜大一・山木・三崎特定建設工事共	79,600		

			同企業体		
		18-41400-0080*	防塵柵／福浜大一・山木 特定建設工事共同企業体		421,380
		18-41400-0081*	防塵柵／福浜大一・山木 特定建設工事共同企業体		225,330
		18-41400-0103	管路工／加地和・吉多美 特定建設工事共同企業体		128,200
		18-41400-0104*	管路工／株式会社三崎組		94,180
		18-41400-0106*	貯水池基礎／福浜大一建 設株式会社		297,856
		18-41400-0110*	管路工／山木工業株式会 社		37,733
		18-41400-0112*	排水工／株式会社吉多美 工業		175,337
		18-41400-0116*	ポンプ建屋／福浜大一建 設株式会社		61,260
		18-41400-0052*	CM業務委託／株式会社 建設技術研究所	委託料	121,746
荷役機 械建造 事業	17-41045-0367（明 許）	16-41400-0100*	コンベア設備他／古河産 機システムズ・IHI運 搬機械・常磐エンジニア リング特定建設工事共同 企業体	工事請負 費	803,200
		17-41400-0059*			1,027,300
	17-41045-0367（現 年）	17-41400-0059*			2,400,000
		17-41400-0119*	CM業務委託／株式会社 建設技術研究所	委託料	47,061

*について： 総合評価方式等による入札や公募型プロポーザルによって契約しているが、1者のみしか応札・応募していない。港湾における特殊な工事等なので止むを得ないと思われる。

船舶からの荷揚げ



ベルトコンベアと荷積待機車両



防塵柵と建造中の機械



荷役機械



7 監査手続及び監査結果

小名浜港湾建設事務所にて、現地調査の上、抽出した工事契約等について、入札手続、入札公告、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支払命令書等について検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

XIII 教育庁

教育庁 義務教育課

5-4-6 教育相談推進事業

1 目的

不登校、いじめ、暴力行為など、児童生徒の問題行動の多様化・深刻化に加え、東日本大震災に伴い継続的に心のケアが必要な児童生徒が多いため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置して教育相談体制の充実を図る。

2 事業内容

(1) 学校教育相談員活動経費

県教育センターに、いじめや不登校問題等を解決するための学校教育相談員を2名配置する。また、いじめや不登校等学校不適應問題等の相談に応じるためにフリーダイヤルを設置する。

(2) 緊急時カウンセラー派遣事業

学校に関わる緊急事態発生時に、児童生徒のPTSDを防止するために臨床心理士を学校に派遣する。

(3) スクールカウンセラー派遣事業・スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止や早期解決を図るため、スクールカウンセラーを小中学校に配置する。また、スクールカウンセラーの資質向上のために、研修会を実施する。

(4) スクールソーシャルワーカー派遣事業

東日本大震災における生活環境の変化等、多様な問題に直面している児童生徒に対して、スクールソーシャルワーカーを配置して、関係機関と連携し、児童生徒の心のケア及び生活のケアに当たる。

(5) サポートティーチャー派遣事業

サポートティーチャーによる相談活動と学習支援を行うとともに、サポートティーチャーの人材発掘・配置業務及び研修会を企画・運営するコーディネーターを雇用する。

(6) ふくしま 24 時間子ども SOS 電話相談事業

問題の相談に応じるために、フリーダイヤル1回線を設置する。また、いじめ・不

登校などの様々な問題の対策として、安全で確実に電話相談を遂行できる団体を公募し、相談事業を委託する。

3 事業期間

平成9年度から

4 財源

緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金、一般財源、諸収入

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額	527,039	523,828	531,450
決算額	512,519	508,058	511,629

(2) 平成31年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
学校教育相談員活動経費	2,312	2,244
緊急時カウンセラー派遣事業	1,458	1,343
スクールカウンセラー派遣事業	242,426	228,151
スクールカウンセラー等活用事業	138,889	138,889
スクールソーシャルワーカー派遣事業	114,537	109,485
サポートティーチャー派遣事業	25,084	24,911
ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業	6,744	6,606
合計	531,450	511,629

(3) 平成31年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
学校教育相談員活動経費	報酬	1,898	1,898
	共済費	6	6
	役務費	408	340
	小計	2,312	2,244
緊急時カウンセラー派遣事業	報酬	1,386	1,271
	旅費	72	72
	小計	1,458	1,343

スクールカウンセラー 派遣事業	報酬	183,581	176,900
	共済費	1,247	620
	報償費	2,120	1,756
	旅費	28,353	23,429
	需用費	476	476
	役務費	89	69
	委託料	24,949	23,418
	使用料及び賃借料	1,611	1,483
	小計	242,426	228,151
スクールカウンセラー 等活用事業	報酬	127,350	127,350
	共済費	835	835
	旅費	10,704	10,704
	小計	138,889	138,889
スクールソーシャルワ ーカー派遣事業	報酬	35,398	33,175
	共済費	93	93
	報償費	38	37
	旅費	3,331	2,970
	需用費	520	513
	役務費	7	7
	委託料	75,075	72,617
	使用料及び賃借料	75	73
	小計	114,537	109,485
サポートティーチャー 派遣事業	報酬	20,597	20,545
	共済費	1,146	1,136
	旅費	2,564	2,483
	需用費	422	409
	役務費	340	324
	使用料及び賃借料	15	14
	小計	25,084	24,911
	ふくしま 24 時間子ども SOS 電話相談事業	役務費	858
委託料		5,886	5,886
小計		6,744	6,606
合計		531,450	511,629

6 事業内容及び概要

いくつかの小事業に分類されるが、主な事業内容はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにはそれぞれ資格要件があり、資格要件に応じて、報酬単価が定められている。

スクールソーシャルワーカー派遣事業については、一部市町村にも委託しており、各市町村から申請があった場合には、所定の手続を経て委託料として予算措置している。スクールカウンセラー派遣事業においては、児童生徒の心の健康調査等を学校法人梅村学園に委託しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、単独随意契約となっている。

電話相談への対応については、10時から17時までを学校教育相談員活動経費で、17時から翌日10時までをふくしま24時間子どもSOS電話相談事業で行っており、後者は一般競争入札で民間業者に委託している。

7 監査手続及び監査結果

(1) 各小事業における報酬について

対象人数や報酬単価、従事日数等をもとに概算し、決算額と比較した。

(2) スクールソーシャルワーカー派遣事業における市町村委託について

ランダムに抽出した5市町村について、市町村からの申請手続、契約手続、完了・成果確認手続、市町村からの請求・支払手続にかかる関係書類を確認した。

(3) スクールカウンセラー派遣事業における委託について

単独随意契約とした理由、契約手続、実績報告、成果確認手続、請求・支払手続にかかる関係書類を確認した。

(4) ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業における委託について

広告・入札手続、契約手続、検査・請求手続、支払手続にかかる関係書類を確認した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

教育庁 高校教育課

5-4-8 スクールカウンセラー活用事業

1 目的

高校生の問題行動や不登校等を未然に防止するために、個々の生徒の状況を早期に把握し、早期に対応するとともに、教職員の教育相談に関する資質向上を図ることを狙いとしている。また、被災したことにより安定した生活環境及び学習環境を取り戻せていない生徒たちに対して、心のサポートに資する学習支援と学校運営の補助等の支援活動を行う。

2 事業内容

(1) スクールカウンセラー活用事業・緊急時スクールカウンセラー派遣事業

全高等学校にスクールカウンセラーを配置する。

(2) 生徒指導アドバイザー派遣事業

ア 生徒指導アドバイザー派遣

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、中退等、複雑・多様化する児童生徒の問題行動等に適切、効果的に対応するため、生徒指導に関する経験や知識を豊富に有する専門家を学校に派遣する。

イ 福島大学・弘前大学専門家チームの派遣事業

児童生徒等に対し、授業を通して心の問題の発生を予防する教育プログラム「心の教育」や児童生徒等の心のケアに対する不安を持つ保護者等に関する講演会事業、児童精神科等の専門家チームによるカウンセリングなどの心のサポートを行う。

(3) いじめ問題対策委員会事業

県立学校におけるいじめ防止等のための対策・支援を行い、いじめの報告に対する支援や重大事態における調査審議を行う。

(4) 生徒の心のサポートのための学習支援事業

認定特定非営利活動法人カタリバによる委託事業（放課後学習支援業務、探求学習支援業務、放課後のキャリア学習支援業務等）を、ふたば未来学園高校・中学校で実施する。

- (5) SNSを活用した子どもの心サポート事業
無料コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した児童生徒の相談事業を実施し、問題の深刻化を未然に防止する。

3 事業期間

- (1) スクールカウンセラー活用事業・緊急時スクールカウンセラー派遣事業

ア スクールカウンセラー活用事業

平成 19 年度から

イ 緊急時スクールカウンセラー派遣事業

平成 25 年度から

- (2) 生徒指導アドバイザー派遣事業

平成 27 年度から

- (3) いじめ問題対策委員会事業

平成 29 年度から

- (4) 生徒の心のサポートのための学習支援事業

平成 29 年度から

- (5) SNSを活用した子どもの心サポート事業

平成 30 年度から

4 財源

スクールカウンセラー配置事業費補助金、被災者支援総合交付金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

- (1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	117, 227	122, 362	123, 143
決算額	113, 559	117, 895	120, 429

- (2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
スクールカウンセラー活用事業	24, 416	23, 155
緊急時スクールカウンセラー派遣事業	44, 207	43, 722

生徒指導アドバイザー派遣事業	14,841	14,198
いじめ問題対策委員会事業	272	98
生徒の心のサポートのための学習支援事業	26,090	25,937
SNSを活用した子どもの心サポート事業	13,317	13,317
合計	123,143	120,429

(3) 平成31年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
スクールカウンセラー活用事業	報酬	22,652	22,320
	共済費	80	67
	旅費	1,682	766
	需用費	2	1
	小計	24,416	23,155
緊急時スクールカウンセラー派遣事業	報酬	37,620	37,341
	共済費	139	115
	旅費	6,338	6,187
	需用費	2	1
	役務費	8	0
	使用料及び賃借料	100	76
	小計	44,207	43,722
生徒指導アドバイザー派遣事業	報酬	1,027	708
	報償費	564	396
	旅費	378	248
	需用費	6	0
	役務費	6	0
	委託料	12,800	12,799
	使用料及び賃借料	60	45
	小計	14,841	14,198
いじめ問題対策委員会事業	報酬	135	72
	旅費	52	12
	役務費	2	0
	使用料及び賃借料	83	13

	小計	272	98
生徒の心のサポートのための学習支援事業	委託料	26,090	25,937
SNSを活用した子どもの心サポート事業	委託料	13,317	13,316
合計		123,143	120,429

6 事業内容及び概要

スクールカウンセラー活用事業及び緊急時スクールカウンセラー派遣事業において採用されるスクールカウンセラーには資格要件があり、資格要件に応じて、報酬単価が定められている。

生徒指導アドバイザー派遣事業（福島大学・弘前大学専門家チーム派遣事業）については、国立大学法人福島大学に委託しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、単独随意契約となっている。

SNSを活用した子どもの心サポート事業については、一般競争入札で民間業者に委託している。

7 監査手続及び監査結果

(1) スクールカウンセラーに対する報酬について

担当者数や報酬単価、従事日数等をもとに概算した結果、決算額との大幅な乖離は見られなかった。

(2) 生徒指導アドバイザー派遣事業における委託について

単独随意契約とした理由、契約手続、実績報告、成果確認手続、請求・支払手続にかかる関係書類を確認した。

(3) SNSを活用した子どもの心サポート事業における委託について

広告・入札手続、契約手続、検査・請求手続、支払手続にかかる関係書類を確認した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

教育庁 施設財産室

6-2-12 大規模改造事業

1 目的

生徒に安全安心な学習環境を提供するため、学校施設の改修等を行う。また、県立高等学校改革基本計画により令和3年度に統廃合となる学校の再編整備に伴う設計を行う。

2 事業内容

(1) 校舎大規模改修事業

県立学校施設（高等学校、特別支援学校）における老朽化した施設の機能復元を図るため大規模改修を行う。なお、本事業は、校舎等を利用しながら改修するため、工区を分割し、2～4年程度で行う。

(2) 天井等落下防止対策事業

地震による被害の減災化を図るため、現行の技術基準に適合しない体育館等の大規模空間における天井等の落下防止対策（吊り天井の撤去等）を行う。

(3) 県立高等学校再編整備事業

令和3年度に統廃合を予定している学校の再編整備に伴う設計を行う。

(4) 長寿命化事業

既存建物の長寿命化及び計画的維持補修の実施に関する調査等を行う。

3 事業期間

平成15年度から

4 財源

発電用施設周辺地域振興基金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、公共施設等適正管理推進事業債、緊急防災減災事業債、臨時高等学校改築等事業債、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初予算※	378,730	995,526	1,706,734
決算額	154,931	554,848	600,277

※ 繰越予算は含まない。

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
大規模改修事業	1,282,295	455,987
天井等落下防止対策事業	329,315	140,710
県立高等学校再編整備事業	0	3,580
長寿命化事業	95,124	0
合計	1,706,734	600,277

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
大規模改修事業	工事請負費	1,282,295	455,987
天井等落下防止対策事業	委託料	13,718	5,572
	工事請負費	240,004	135,138
	負担金、補助及び交付金	75,593	0
	小計	329,315	140,710
県立高等学校再編整備事業	委託料	0	3,580
長寿命化事業	委託料	95,124	0
合計		1,706,734	600,277

6 事業内容及び概要

学校別の予算額決算額は以下のとおり。

小事業	高等学校	予算額	決算額
大規模改修事業	安積	155,197	32,970
	郡山北工業	202,420	88,810
	修明	226,388	84,940
	白河実業	143,074	72,330
	清陵情報	352,993	2,467
	大笹生支援	30,224	30,220
	猪苗代支援	171,999	144,250
	小計	1,282,295	455,987
	天井等落下防止対策事業	いわき海星	9,798
葵		27,731	18,458
会津学鳳		0	4,941
喜多方東		40,867	28,961

	郡山支援	36,062	0
	郡山萌世	81,857	4,197
	相馬	2,117	307
	田村	17,268	0
	平工業	99,614	69,768
	梁川	14,001	8,470
	小計	329,315	140,710
県立高等学校再編整備事業	小名浜	0	1,380
	喜多方	0	2,200
	小計	0	3,580
長寿命化事業	安積 ほか	95,124	0
合計		1,706,734	600,277

7 監査手続及び監査結果

(1) 大規模改修事業

ランダムに抽出した1校（安積高校）について、公告・入札手続、契約手続、検査・請求手続、支払手続に係る関係書類を確認するとともに、現場視察を実施した。

(2) 天井等落下防止対策事業

ランダムに抽出した1校（喜多方東高校）について、公告・入札手続、契約手続、検査・請求手続、支払手続に係る関係書類を確認するとともに、現場視察を実施した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

平成31年度において、喜多方東高校の体育館吊り天井落下防止対策工事（28,961千円）が実施されているが、同高校は令和3年度に喜多方高校との統廃合を予定しており、統廃合後は喜多方高校の校舎等を使用するため、喜多方東高校の校舎等は使用されない予定である。当該体育館は、廃校後も部活動時の休憩所として活用される可能性や、緊急性を要する災害時等の受入先として開放される可能性があるものの、工事時点ではいずれも未定の状況にある。廃校までの間、在校生の安全確保の観点からは、今回の工事実施はやむを得ないとも考えられるものの、廃校後の使用予定が確定していない体育館に対して、28,961千円を支出するにあたっては経済性も勘案する必要があり、例えば、第一体育館、第二体育館のいずれか一方のみの工事とする等、在校生の安全や教育環境を確保したうえで、より経済性の高い別の手立てがあったのではないかとと思われる。

1 目的

「より良い学校教育を通して、より良い社会を創る」という共有目標のもと、地域と学校がパートナーとして連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域の将来を担う人材育成を図る。こうした活動を通して地域住民のつながりを深め、地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を目指す。

2 事業内容

(1) 地域学校協働活動事業

震災の影響で学習環境が好転していない地域を中心に先進的な取り組みの実施が可能な市町村を選定し、以下の内容を実施する。

ア 各地域における目標の設定と事業の効果測定等を行う評価・検証委員会の設置

イ 本事業を計画的・継続的に推進するための地域学校協働本部の設置

ウ 地域活動・ボランティア活動、学習支援、家庭教育支援活動等の地域学校協働活動の実施

エ 福島県教育委員会が主催するフォーラム等での事業の成果等の報告及び広く周知・啓発するための実践事例集等の作成

(2) 放課後子ども教室委託事業

県内の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域と学校が連携、協力し、地域の方々の参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。そのため、コーディネーターを中心として地域の子ども全般を対象とした、活動指導員、安全管理員、ボランティア等による放課後を中心とした学びの場等を提供する事業を実施する。また、「評価・検証委員会」を設置し、被災地における課題解決に向けての、明確な目標設定や効果測定、事業の評価・検証を実施する。

(3) 学校支援活動委託事業

教員と子どもが向き合う時間を拡充し、子ども一人ひとりに対するきめ細かな指導をするために、地域人材や団体などの参加を得て、学校と地域との連携を深め、地域全体で学校教育を支援する体制を整備する。そのため、幼稚園、小中学校等の子どもを対象として、地域人材や団体などにより学校教育を支援する事業を実施する。また、

「評価・検証委員会」を設置し、被災地における課題解決に向けての、明確な目標設定や効果測定、事業の評価・検証を実施する。

(4) 学校・家庭・地域連携サポート事業

地域学校協働本部事業にかかる研修会を実施し、地域連携担当教職員やコーディネーター等の養成と資質向上、それに携わるボランティア等の拡大及び学校の理解促進を図る。

3 事業期間

平成 29 年度から（本事業の前身である「学校支援地域本部事業」は平成 20 年度から）

4 財源

被災者支援総合交付金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	177, 856	203, 811	192, 367
決算額	158, 545	168, 698	161, 674

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
地域学校協働活動事業	44, 352	36, 913
評価・検証委員会設置経費	1, 365	417
放課後子ども教室委託事業	119, 160	102, 309
学校支援活動委託事業	26, 328	20, 951
学校・家庭・地域連携サポート事業	1, 162	1, 081
合計	192, 367	161, 674

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
地域学校協働活動事業	報償費	215	93
	旅費	692	296
	需用費	550	541
	役務費	50	7

	委託料	42,503	35,681
	使用料及び賃借料	342	294
	小計	44,352	36,913
評価・検証委員会設置経費	報償費	462	170
	旅費	816	198
	需用費	20	19
	役務費	28	10
	使用料及び賃借料	39	18
	小計	1,365	417
放課後子ども教室委託事業	報償費	143	63
	旅費	80	14
	需用費	10	9
	委託料	118,901	102,201
	使用料及び賃借料	26	19
	小計	119,160	102,309
学校支援活動委託事業	委託料	26,328	20,951
学校・家庭・地域連携サポート事業	報償費	340	300
	旅費	627	591
	需用費	140	136
	役務費	3	1
	使用料及び賃借料	52	51
	小計	1,162	1,081
合計		192,367	161,674

6 事業内容及び概要

地域学校協働活動事業、放課後子ども教室委託事業、学校支援活動委託事業における委託料はいずれも市町村に対する委託料であり、各市町村からの申請に対して、所定の手続を経て予算措置している。

7 監査手続及び監査結果

(1) 放課後子ども教室委託事業における市町村委託について

ランダムに抽出した5市町村について、市町村からの申請手続、契約手続、完了・成果確認手続、市町村からの請求・支払手続に係る関係書類を確認した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

学校支援活動委託事業について

学校支援活動委託事業は、地域人材や団体などの参加を得て、学校と地域との連携を深め、地域全体で学校教育の支援体制を整備することを目的としている。そのため、幼稚園、小中学校等の子どもを対象として、地域人材や団体などにより学校教育を支援する事業を実施するものである。当該事業は令和2年度から全県を対象に実施することとなったが、事業への参加申請があったのは21市町村にとどまっている。これは、当該事業の有効性を判断する具体的な資料が十分でないことや、事業評価指標（KPI）が適切に活用されていないことで、各市町村が当該事業の有効性を判断しにくい状況になっていることが要因の一つと考えられる。いわき市内の小学校における取組事例では、当該事業を利用して地域住民等と連携し、特設陸上部の設置や、プログラミング教育・英語教育等を実施した結果、体力・学力が向上するとともに、教員の超過勤務時間も大幅に削減できた事例も見られたが、有効性を判断する具体的な資料が不足しており、適切な評価指標（KPI）が設定されていないのが現状である。各市町村の実績を集約して、有効性をより具体的に可視化するのが望まれる。適切な評価指標（KPI）を設定した上で事業評価を行い、認知度を高めていって欲しい。

教育庁 高校教育課

6-2-27 高校大学等奨学資金貸付事業

1 目的

福島県出身の者であって、能力があるにも関わらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に貢献する。

2 事業内容

(1) 高校等奨学資金貸付金（通常）

高校・専修学校（高等課程）生に対する奨学金貸付

(2) 高校等奨学資金貸付金（震災特例採用）

東日本大震災により被災した高校・専修学校（高等課程）生に対する奨学金貸付

(3) 大学等奨学資金貸付金

大学・高等専門学校生に対する奨学資金貸付

(4) 大学等入学一時金貸与

大学・高等専門学校生に対する大学等入学一時金貸付

3 事業期間

(1) 高校等奨学資金貸付金（通常）

平成 17 年度から

(2) 高校等奨学資金貸付金（震災特例採用）

平成 23 年度から

(3) 大学等奨学資金貸付金

昭和 27 年度から

(4) 大学等入学一時金貸与事業

平成 25 年度から

4 財源

返還金、被災児童生徒就学支援等事業交付金、福島県奨学資金貸与基金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	429,953	377,590	319,756
決算額	417,984	366,968	310,460

(2) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
高校等奨学資金貸付金（通常）	貸付金	64,962	63,336
高校等奨学資金貸付金（震災特例採用）	貸付金	80,736	78,666
大学等奨学資金貸付金	貸付金	153,558	151,458
大学等入学一時金貸与	貸付金	20,500	17,000
合計		319,756	310,460

6 事業内容及び概要

奨学生の種類及び奨学金の貸与月額は以下のとおりである。

区分		貸与月額（円）	
		自宅通学	自宅外通学
高校等奨学資金貸付金 （通常）	国公立	18,000	23,000
	私立	30,000	35,000
高校等奨学資金貸付金 （震災特例採用）	国公立	18,000	23,000
	私立	30,000	35,000
大学等奨学資金貸付金	国公立	35,000	
	私立	40,000	
	高等専門学校	18,000	

平成 31 年度の貸与実績は以下のとおりである。

区分		人数	貸与額（千円）
高校等奨学資金貸付金 （通常）	新規	59	18,828
	継続	144	44,508
	小計	203	63,336
高校等奨学資金貸付金 （震災特例採用）	新規	110	32,946
	継続	160	45,720
	小計	270	78,666

大学等奨学資金貸付金	新規	69	31,308
	継続	264	120,150
	小計	333	151,458
大学等入学一時金貸与	新規	34	17,000
合計		840	310,460

平成 31 年度における収入未済額(元金)の内訳は以下のとおりである。なお、滞納債権の返還にあたっては、督促状の送付、電話での督促、現住所調査及び訪問督促を随時実施している。

発生年度	件数	金額(千円)	発生年度	件数	金額(千円)
昭和 61 年度	1	18	平成 15 年度	3	153
昭和 62 年度	2	36	平成 16 年度	2	174
昭和 63 年度	3	54	平成 17 年度	5	407
平成元年度	2	36	平成 18 年度	6	622
平成 2 年度	2	36	平成 19 年度	5	544
平成 3 年度	5	86	平成 20 年度	4	490
平成 4 年度	8	156	平成 21 年度	4	295
平成 5 年度	8	156	平成 22 年度	7	277
平成 6 年度	6	120	平成 23 年度	11	447
平成 7 年度	6	142	平成 24 年度	22	906
平成 8 年度	7	153	平成 25 年度	37	1,362
平成 9 年度	6	146	平成 26 年度	62	2,245
平成 10 年度	5	116	平成 27 年度	85	3,244
平成 11 年度	4	110	平成 28 年度	143	5,770
平成 12 年度	2	51	平成 29 年度	214	8,065
平成 13 年度	1	19	平成 30 年度	288	11,029
平成 14 年度	2	120	平成 31 年度	417	16,567
合計				1,385	54,152

7 監査手続及び監査結果

(1) 新規貸付事業について

ランダムに抽出した 5 件について、申請手続が適切であるかについて、奨学生願書、奨学生推薦調書、所得証明書、住民票謄本、誓約書等の関連書類を確認した。

(2) 滞納債権の返還事務手続について

関連資料を閲覧するとともに担当者に質問した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

長期間滞納している債権の回収業務に県教育委員会が費やすコストと、当該債権の回収可能性を比較し、効率性が損なわれていないか検討すべきである。効率性が損なわれている場合は、債権回収業者に回収業務を委託する等の対策が必要と考える。また、回収可能性が著しく低い少額の債権については、時効の援用を待たずに、不納欠損処理を行うことも検討すべきである。一方で、10年を越えて滞留している回収可能性が著しく低い少額債務者に対しては、時効の援用の確認書類を送付するなど積極的に不納欠損処理の条件整備を行うことも検討されたい。

XIII 警察本部

警察本部 警備課、総合運用指令課

10-5-4 東京オリンピック等実施警備に要する経費事業

1 目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック（以下「オリパラ」という。）競技大会、関連行事の本県での開催に伴い、大会関係者や県民の安全・安心を守る的確な警備諸対策を実施し、オール福島で安全・円滑な運営を確保する。

2 事業内容

復興五輪と位置づけられているオリパラに伴い、本県がスタートとなる聖火リレーや競技会場等の安全で円滑な運営を確保するとともに、新たな情報通信システムとなるスマートフォン型データ端末を導入し、大会関係者及び観客をはじめ、県民の安全・安心を確保するための警備活動を実施する。

(1) 2020年東京オリパラ競技大会警備事業（警備課）

聖火リレーや競技会場等において、テロ等の未然防止を図るとともに、事案発生時には迅速・的確に対応し、大会関係者及び観客、県民の安全・安心を確保するため、会場や会場周辺等における警備部隊活動用消耗品、臨時カメラ等設置の費用を計上する。

(2) 高度警察情報通信基盤システム維持管理事業（総合運用指令課）

国が整備した高度警察情報通信基盤システム（新システム）及びスマートフォン型データ端末の運用開始に伴い、事案発生時の位置情報、不審者や犯人に結びつく画像・動画情報等を迅速に把握、共有して犯人を早期に検挙するなど、現場対応能力を向上させるために使われる通信費を計上する。

(3) 通信指令システム維持管理事業（総合運用指令課）

新システムと既存の通信指令システムを接続・連携して、110番の受理・指令情報、犯人や不審者情報等を迅速・的確に集約、共有するなどオリパラ警備に向け、警察活動をより強化し、県民の安全・安心を確保するため情報通信システムを改修する。

3 事業期間

平成31年度から

4 財源

- (1) 2020年東京オリパラ競技大会警備事業・・・地域活性化及び生活対策基金
- (2) 高度警察情報通信基盤システム維持管理事業・・・一般財源（1/2 国庫補助・地域活性化及び生活対策基金）
- (3) 通信指令システム維持管理事業・・・一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額	—	—	76,982
決算額	—	—	71,718

(2) 平成 31 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
2020年東京オリパラ競技大会警備事業	15,008	10,611
高度警察情報通信基盤システム維持管理事業	22,935	22,934
通信指令システム維持管理事業	39,039	38,172
合計	76,982	71,718

(3) 平成 31 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節	予算額	決算額
2020年東京オリパラ競技大会警備事業	報償費	21	
	旅費	656	519
	需用費	6,320	5,370
	役務費	1,181	328
	使用料及び賃借料	6,467	4,029
	補償、補填及び賠償金	363	363
	小計	15,008	10,611
高度警察情報通信基盤システム維持管理事業	役務費・通信運搬費	22,935	22,934
	小計	22,935	22,934
通信指令システム維持管理事業	工事請負費	39,039	38,172
	小計	39,039	38,172
	合計	76,982	71,718

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

具体的監査対象としたものは以下のとおり。

(1) 2020年東京オリパラ競技大会警備事業

契約等の内容は以下のとおり。

節区分	相手先	内容	金額（千円）
需用費	A	ネット ZZZ (XXX-XXX 型) 複数個	1,100
	株式会社鈴弥洋行	コピー代（オリパラ関係）	1,001
使用料及び賃借料	B	装備資機材（車両阻止アンクル複数台、ミニクルライト複数個ほか）	1,056
	C	XXX カメラ XXX (YYY カメラ複数式、ZZZ カメラ複数式ほか)	2,487
補償、補填及び賠償金	株式会社 J ヴィレッジ	J ヴィレッジ現地警察本部会場等キャンセル料（聖火リレー延期のため）	363

(2) 高度警察情報通信基盤システム維持管理事業

Dとの電気通信役務提供（パケット通信料Xバイト以下）契約

テータ通信料@Y円（税抜）×複数台 22,934千円

(3) 通信指令システム維持管理事業

工事請負契約

工番	相手先	件名	金額（千円）
19-0017	日本電気株式会社	福島県警察通信指令システム改修工事	38,172

国が整備した高度警察情報通信基盤システム（新システム）導入に伴い、本県警察の事件・事故等の初動対応の強化を目的として、福島県警察通信指令システムと連携するための改修工事を行った。福島県警察通信指令システム機器は、NECキャピタルソリューション株式会社から賃貸している。

7 監査手続及び監査結果

起案書、入札公告、入札手続、支出負担行為調書、契約書、請求書、支出命令書、予算差引簿について検討した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

本県での聖火リレーは、J ヴィレッジをスタート地点として令和2年3月26日からの3日間で26市町村の計50.2kmを巡る予定であった。オリパラ競技大会組織委員会では新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ「適切かつ必要な対応をしながら実施する」との基本方針を公表し、イベント縮小や沿道応援自粛といった措置を取る場合は1週間前までに公表するとしていた。しかしながら、3月24日に急きょ、オリパラが延期され、26日からの聖火リレーも中止となった。そのために県が予算措置し準備していた東京オリンピック等関連事業も中止とならざるを得なくなった。報道によると、福島県では約2億5千万円を設営や警備に当たる業者に支払わざるを得なくなったという。今回の費用は福島県が負担するものの、令和3年3月に延期された聖火リレーに要する費用は組織委員会又は国に請求する方針とのことである。警察本部においては、少なくとも当該事業のうち「2020年東京オリパラ競技大会警備事業」に係る費用、約1千万円がそれに該当する。「使用料及び賃借料」、「補償、補填及び賠償金」に関する支出はやむを得ないものと思われる。「需用費」もコピー代等が主な支出であるため再利用はできないが、再利用可能な消耗品等はできる限り再利用を願いたい。

XIV その他

その他

X-X-X 開示された基金残高が異なる

1 問題の発端

各部署が実施する事業の財源については、基金からの繰入を財源としている事業が相当数ある一方、同じ基金から複数の事業にまたがって繰入されており、事業費の大部分を基金からの繰入によって賄っている事業があるなど、事業の財源を見る上で基金の存在が無視しえないものとなった。それゆえ、基金と事業の関係を整理する必要があった。そこで、県が開示している資料から基金を洗い出してみると、同じ基金にもかかわらず、県が開示している資料の種類（歳入歳出決算附属書類、福島県の財政、財政状況資料集、地方公会計による財務書類）によって基金の金額が異なっていた。金額の差異の原因としては、「静的財産目録の一部とみる立場と歳計現金を統一的に扱う立場の違い」、「出納整理期間の問題」、「会計の区分の違い」が上げられる。従来からの解釈を踏襲するのか、それともあるべき姿を求めるのか、判断すべき時期に来ていると思われる。

2 事実関係

「歳入歳出決算書附属書類」に記載されている基金残高（決算認定のために県議会へ提出）と「福島県の財政」における基金残高（県のHPにおいて開示）、財政状況資料集に記載されている基金残高（国へ報告）、「地方公会計による財務書類」における基金残高とで、金額が一致しない。

最終的には、「福島県の財政」、「財政状況資料集」、「地方公会計による財務書類」の3つの資料における差異は説明ができる（注6，注7）が、「歳入歳出決算書附属書類」だけは、現金の取扱が異なるので、差異の説明ができない。

平成31年3月31日	歳入歳出決算書 附属書類	福島県の財政	財政状況資料集	地方公会計による財務書類
3月31日残高の基準	出納整理期間を考慮しない3月31日時点の残高	同左を基本とするが、直近の状況を反映できるよう、出納整理期間の一部を取り込んだ残高	出納整理期間における繰入、繰出を取り込んだ残高	同左
会計の区分	一般会計と12の特別会計	同左	普通会計（一般会計等）	同左

注1 財政状況資料集が平成30年度までしか示されていなかったため、平成30年度（平成31年3月）の金額で比較した。

注2 財政状況資料集と「地方公会計による財務書類」の基金の金額単位が百万円だが、他2書類は千円単位であるため、便宜上、財政状況資料集と「地方公会計による財務書類」の百万円未満は切り捨て表示と見なして千円単位として表示した。

注3 財政状況資料集は普通会計を区分とし、定額資金運用基金は除かれている。そこで、他の書類に含まれている地方自治法第241条第5項に該当する5つの運用基金は、他の書類から控除する形式で比較した。（市町村振興基金、土地取得基金、難視聴地域解消基金、企業立地資金貸付基金、美術品等取得基金）

注4 財政状況資料集は普通会計を区分とし、特別会計分の減債基金は除かれているので別途加算して比較した。

注5 除染対策基金bは、県民健康管理基金aのうち生活環境総務課が所管している分の通称であり、正式には県民健康管理基金aである。カッコで参考合計した。

注6 地方公会計との差額に関して、基金の中の有価証券に関して、公会計では償却原価法等で評価している有価証券を、財政状況資料集や福島県の財政では取得価額で評価しているために、基金の金額に差異が生じるもので、合理的な差異である。なお、注2と同じ趣旨から百万円未満は切り捨て表示と見なして千円単位として表示している。

基金の内の有価証券	有価証券（取得価額）：千円	有価証券（償却原価法）：千円	差異：千円
原子力災害等復興基金	4,111,000	4,086,000	25,000
中間貯蔵施設等影響対策及び災害復興基金	74,147,000	73,369,000	778,000
合計			803,000

注7 福島県の財政に関する地方公会計との差異。

差異の要因	金額
注6の有価証券の評価に関する差異	803,000
減債基金に関する差異	△3,406,000
	△2,603,000

注8 県は、「歳入歳出決算書附属書類」の基金備考欄に「繰入金に係る出納整理期間中の現金増減」額が記載されており、残高に加減すれば歳計現金としての金額が算定できるので問題ないとの見解である。問題の認識はされているので、基金に属する現金残高は歳計現金を記載すべきだと思われる。

(単位：千円)

平成 31 年 3 月 31 日	歳入歳出決算 書附属書類	福島県の財政	財政状況資料集	地方公会計によ る財務書類
財政調整基金	17,914,382	25,514,411	25,514,000	25,514,000
減債基金	121,982,030	131,982,030	26,182,000 特別会計分を加 算した場合注 4 (135,388,000)	一般 26,182,000 特別 109,206,000 計 (135,388,000)
原子力災害等復 興基金	124,610,383	119,706,558	119,707,000	119,681,000
中間貯蔵施設等 影響対策及び災 害復興基金	128,858,524	122,957,556	122,958,000	122,179,000
県民健康管理基 金 a	229,244,947	68,418,774	68,419,000	232,452,000
除染対策基金 b	—	164,031,508	164,032,000	—
(a + b)	—	(232,450,282)	(232,451,000)	—
社会福祉施設等 整備基金	40,509,178	40,509,178	40,509,000	40,509,000
その他 44 基金	169,464,635	170,615,558	140,149,000	166,652,000
基金合計	832,584,079	843,735,573	707,471,000	842,375,000
△運用基金 5 基金	△27,468,472	△26,501,405	—	△26,501,000
減債基金（特別 会計分）	—	—	109,206,000	—
国民健康保険財 政安定化基金	△3,997,485	△3,963,252	—	—
積立基金	801,118,122	813,270,916	816,677,000	815,874,000
地方公会計によ る財務書類との 差異	△14,755,878	△2,603,084	803,000	

3 基金の規程

(1) 基金とは（地方自治法第 241 条）

根拠条文 地方自治法第 241 条第 1 項

「特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」

特定の目的のために、		地方自治法の根拠条文
1	財産を取得し又は資金を積み立てるための基金	第 241 条第 1 項及び第 3 項
2	定額の資金を運用するための基金	第 241 条第 1 項及び第 5 項

基金の構成要素は次のとおり。

基金の構成要素	種別	地方自治法で規定されている箇所	国において対応する法律
公有財産	財産（静的財産目録）	第 9 章財務 第 9 節財産	国有財産法
物品			物品管理法
債権			国の債権に管理等に関する法律
現金	現金（又は歳計現金）	第 9 章財務 第 7 節現金及び有価証券	会計法

(2) 基金の管理

根拠条文 地方自治法第 241 条第 7 項

「基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入もしくは支出の手続、歳計現金の出納もしくは保管、公有財産もしくは物品の管理もしくは処分又は債権の管理の例による」

基金の管理については、基金に属する			
財産の種類に応じて、			
①	収入もしくは支出	手続	第 3 節収入第 223 条～ 第 4 節支出第 232 条～
②	歳計現金	出納もしくは保管	第 7 節現金及び有価証券 第 235 条～
③	公有財産	管理もしくは処分	第 9 節財産第 1 款公有財産
	物品		
	債権	管理	第 9 節財産第 2 款物品 第 9 節財産第 3 款債権

基金の管理の条文において、歳計現金の出納もしくは保管の例によることが明示されている点は重視されるべきである。

ちなみに、地方自治法における財務会計関連法体系と国における法体系の比較は以下のとおりである。

地方自治法における財務会計関連法体系		国において対応する法律
第9章	財務	—
第1節第208条～	会計年度及び会計の区分	財政法・会計法
第2節第210条～	予算	財政法
第3節第223条～	収入	会計法
第4節第232条～	支出	会計法
第5節第233条～	決算	財政法
第6節第234条～	契約	会計法
第7節第235条～	現金及び有価証券	会計法
第8節第236条～	時効	会計法
第9節第237条	財産	—
第1款第238条～	公有財産	国有財産法
第2款第239条～	物品	物品管理法
第3款第240条～	債権	国の債権に管理等に関する法律
第4款第241条～	基金	該当なし
第10節	住民による監査請求及び訴訟	—

地方自治法における「基金」の規定は、国の財務会計制度に関する法律の中には対応する法律がない。つまり、国の財政法、会計法には出納整理期間があるものの基金に関する規定がない。一方で、公有財産、物品、債権は、国有財産法、物品管理法等の会計法等とは別の枠組みの法律で規定されている。このため、地方自治法における基金の中に存在する現金の取扱について、静的財産とみるか、出納整理期間を経た歳計現金として統一的にみるか、との問題が長らく置き去りにされてきたのではないか。

4 原因

地方自治法第 237 条（財産）で、財産は、公有財産、物品、債権、基金を指すと規定している。また、同法第 233 条（決算）、同法施行令第 166 条（決算）で決算は、歳入歳出予算について調製し、出納の閉鎖後 3 カ月以内に、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を提出するとしている。これにより、基金も財産に関する調書において報告されている。

基金は、公有財産、物品、債権の財産及び現金によって構成されている。同法第 241 条（基金）7 項で「基金の管理については、それぞれ財産の種類に応じて、収入もしくは支出の手続、歳計現金の出納もしくは保管等の例による」とされている以上、明らかに歳計現金を念頭に管理の方法を規定していることがわかる。歳入歳出に属する現金（歳計現金）は、同法第 235 条の 5（出納の閉鎖）により出納は 5 月 31 日をもって閉鎖するとの出納整理期間の処理を経て決算の金額となる。この点から、基金における現金（歳計現金）の金額は、条文上、出納整理期間の処理を経た金額をもって適切に管理された金額のはずである。

一方、現金（歳計現金）は同法第 237 条（財産）の財産の範囲から除かれると（条文の規定はないが）従来から解されてきた。基金の中に現金が含まれるにもかかわらず、歳入歳出に属する現金（歳計現金）とは見なさないものとしたのである。それは、財産の主たる物が公有財産、物品など 3 月 31 日時点で具体的に確定できる物権、債権であるため、それらと統一的に扱うと見なしているためである。財産は財産目録として 3 月 31 日時点で確定できる静的財産目録の枠組みに固執したものである。

さらにそのように解さないと、5 月 31 日以前に（4 月 1 日以後早々に）財産に関する調書が作成できないとの実務上の事情もある。決算の調製や他の決算書類の作成に労力が割かれる時まで、財産に関する調書を作成し終えていると他の決算に関する作業負担が軽減される。これら実務上の作業日程からもそのように取り扱う方が都合がよかったとの事情もある。

加えて、近年のように、財政状況資料集の作成を求められたり、地方公会計による財務書類の作成が要請されたりしなかったのも、基金残高（基金に属する現金）がどの時点での残高金額であろうと、歳計現金でなかろうとも問題にされなかったといえる。問題意識さえもなかったのだろう。

歳計現金を同法第 237 条の財産の範囲から除くと解釈することにより、同法第 237 条の財産に含まれる現金は、歳計現金ではなくなるために出納整理期間の概念が適用されずに、3 月 31 日時点で現に存在する現金残高をもって、財産の現金と認識してきた。しかし、それは単に従来の都合上から擬制された現金概念を今日においても論理的根拠もなく踏襲してきたに過ぎない。今日においては財務書類の整合性の観点からも、整理し直す必要があるのではないか。

5 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

- (1) 基金に属する現金の取扱いに関して、福島県では基金に歳計現金は含まれないと従来から解釈してきた。その根拠として株式会社ぎょうせい発行「地方財務実務提要」（以下、提要）の問答に記載されている論理、「基金は、地方自治法上あくまで「財産」であり、歳計現金について定められている出納整理期間の適用はない」との論旨によるものである。ここでの「財産」は静的財産目録としての意味でしかない。この基金に歳計現金は含まれないとの解釈に関して、従来、金科玉条のごとく無批判に引用されてきたので、実務慣行を考慮すると、福島県の対応が誤りだとはいえない。むしろ多くの自治体が提要に従っているともいえる。しかし、「財産」だから歳計現金の出納整理期間の適用がないとの論理は論理的とはいえないし、現在の公会計による財務書類開示の潮流に反している。歳入歳出決算と基金との間で繰入、繰出が行われている以上、歳入歳出決算の出納整理期間の影響を受けざるを得ないからである。それを無視した歳計現金ではない現金残高にどんな意味があるのか。同じコインを裏側と表側で扱いを異にするようなものである。基金に歳計現金は含まれないとの立場から、福島県の会計事務必携（第8章基金－2 基金の種類）では、「基金には、決算というものはない・・・」と規定しており、提要の請け売りである。基金は財産であり基金に含まれる現金は、公有財産、物品と同様の静的財産目録の一つに過ぎないと見る従来の立場からはそのように捉えられようが、基金に属する現金も歳計現金であるとの立場からは、「基金には、決算というものはない」との規定は正しくない。この文言を削除することはできないだろうか。

基金残高における現金の概念は、静的財産目録の概念ではなく、出納整理期間後の歳計現金概念に統一して運用するよう検討されたい。それによって、県が開示する資料の種類（歳入歳出決算書附属書類、福島県の財政、財政状況資料集、地方公会計による財務書類）によって基金の残高が異なることは解消される。会計区分の違い（普通会計、一般会計、特別会計等）による差異等は、基金の種類を加算、減算すれば一致するので、本質的に基金残高が相違することはなくなる。それが将来的にあるべき姿であるのではないかと期待される。

- (2) 基金の管理は、福島県財務規則上、「当該基金の設置の目的に応じて知事が別に指定する場合を除くほか、総務部文書管財総室財産管理課長をして専決処理させるものとする」とされている。基金を条例で定めて設置の目的に応じて知事が別に指定した場合、基金の管理は「その管理に関する基金」の基金管理権者たる担当課長のみ限定している。基金管理者別には約 80 ある「その管理に関する基金」について、全体

を総括的に管理する者が誰なのか、明示されていない。例えば、福島県原子力災害等復興基金は、8者の基金管理者（危機管理部危機管理課長、企画調整部企画調整課長、企画調整部エネルギー課長、生活環境部生活環境総務課長、保健福祉部地域医療課長、保健福祉部医療人材対策室長、商工労働部商工総務課長、農林水産部農林総務課長）により分散管理されているが、8者の数字を合計した福島県原子力災害等復興基金の全体を検証する者が誰なのか明示されていない。分散管理が正しければ統合した全体も正しいはずだとの仮想にとどまっているに過ぎない。基金を分散管理のみにとどめるのは改めるべきではないだろうか。

その他

Y—Y—Y 一般に使われる委託契約の標準規定がない

1 問題の所在

工事等以外の一般に契約されている委託契約について、全庁的に統一した規定がない。

2 事実関係

建設工事等の入札制度、工事請負契約、測量等委託業務の入札、契約に関しては、入札監理課のもとで、要領、要綱、工事請負契約約款、工事請負契約書(標準様式)、測量等業務委託契約書(標準様式)、などが整備されているが、「工事にかかる測量等」以外の一般に契約されている委託契約に関して、入札要領、要綱、委託契約書(標準様式)が規定されていない。

会計事務必携(第12章契約—第2節契約書等—第1契約書—3契約書の記載事項—(2)工事等以外の契約書)において、委託契約及びその他の契約をする場合の契約については、様式について別段定められていないので、「通達第11号様式(その1)「購入契約書」等を参照のうえ、適時作成する」との規定しかない。

3 委託契約の規程

規則等	工事等請負契約	委託契約(工事等請負契約以外の契約の1つ)
福島県財務規則 第16章契約第1節通則	第226条第1項 「契約書の記載事項」の規定あり	第226条第2項 「契約書の記載事項」の規定あり
同上施行通達 第16章契約第226条関係	別に定める福島県工事請負契約約款	—
会計事務必携 第12章契約第2節契約書等 第1契約書 3契約書の記載事項 (2)工事等以外の契約書	—	委託契約及びその他の契約をする場合の契約については、様式について別段定められていないので通達第11号様式(その1)等を参照のうえ、適宜作成する。
		ただし、第11号様式(その1)とは、「購入契約書」であり、委託契約書の標準様式とはならない。

4 委託契約にかかる契約方法

	地方自治法	福島県財務規則
契約の種類	売買、賃借、請負、その他（その他は保管、運送等と解されている。委託の記載はない）	委託契約に関して言及なし
契約の方法	競争入札による契約 ①一般競争入札による契約 ②指名競争入札による契約 随意契約 せり売りによる契約	1-1 一般競争入札 1-2 総合評価方式 1-3 条件付き一般競争入札 2 指名競争入札 3 随意契約（プロポーザル方式も含まれる） 4 せり売り

委託契約の方法に関しては、基本原則としての地方自治法、福島県財務規則によっているものの、建設工事等における工事請負契約の様な全庁的に統一された詳しい入札要綱があるわけではない。

	請負契約（建設工事）	委託契約
工事等	工事 (1) 福島県一般競争入札実施要領 (2) 福島県工事等競争入札心得（測量等委託契約も含む） (3) 福島県条件付一般競争入札実施要領 (4) 工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱 (5) 福島県総合評価方式実施要領 (6) 福島県地域の守り手育成型方式試行要領 ほか	測量等委託業務 (1) 福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領 (2) 福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領 (3) 測量等委託業務低入札価格調査事務処理要領 (4) 福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領 (5) 測量等の請負契約に係る入札参加者の指名等に関する要綱
契約数	あまり多くない	多くの契約があるのに詳細規定なし

現実には、部局ごとに過去に実施した委託契約の方法に準拠して運用しているが、必

ずしも全庁的に統一された方式ではない。特にプロポーザル方式によった場合はどの過去の事例をベースとするかによって善し悪しが左右されてしまう。実施要綱、評価基準の事前公表、選定委員会の設置、外部委員の採用、結果公表の有無など。プロポーザル方式も、各部局、ケースごとに統一的な運用がされていない。

なお、入札制度の規定だけに絞って概観すると次のようになっている。

	1	2	3
工事等の入札制度	建設工事	測量等委託業務	製造
その他の入札制度	物品購入等	庁舎等維持管理業務	森林整備業務

ここにおいても、工事等以外、庁舎等維持管理業務以外、森林整備業務以外の委託契約の方法が規定されていない。

5 委託契約にかかる様式、約款

現状は、様式について別段定められていないので、「通達第 11 号様式(その 1) 購入契約書等を参照のうえ、適宜作成する」としか規定していない。

6 指摘事項及び意見

指摘事項なし。

意見

工事等以外の一般に契約されている委託契約の方法、契約の様式について、現状では具体的規定が欠落している。規定を整備すべきではないか。

委託契約には、様々な契約内容を包含する可能性があるため、単一の様式（仕様書も含む）だけで規定することはできないが、いくつかのケースでの標準様式を示し、それにいくつかのバリエーションを加えることは可能である。現在の規定では、会計事務必携において、「購入契約書等を参照のうえ、適宜作成する」との規定しかない。契約の方法も含めて、明らかに不作為ではなかろうか。

委託契約の方法では、プロポーザル方式による場合が多々あるが、一部の部局においては、プロポーザル方式による委託契約において、契約金額の上限を決めてしまえば、プロポーザル内容の評価においても経済性の実施せず、審査後契約締結前の見積合わせでも価格交渉など必要ないとしているのが現状である。委託契約をプロポーザル方式とした場合の、採用協議から結果公表までを含めた統一的取扱要領などを規定する必要があると思われる。プロポーザルの評価基準における評価項目や評価要点もある程度、標準化して標準評価項目や標準評価要点を規定することも必要なのではないか。

また、委託契約の契約書における一括再委託等の禁止条項について、承認の条件や承認した場合の必要な報告事項について、より深く規定内容を検討する必要があると思わ

れる。工事における「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」は、委託契約においても参考になるので、利用できる部分は取り入れるべきである。